Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

第2期

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

令和７年度点検・評価結果報告書

令和８年８月

川崎市

目　次

はじめに

１　「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方　・・・３P
２　第４章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方　・・・・・・・・・・４P
３　今後の施策展開について　・・・・・・・・・・５P

評価等

１　第４章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

計画の施策体系図　・・・・・・・・・７P
施策の方向性に関する評価　・・・・・・・・・９P

施策の方向性Ⅰ　子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

施策１　子育てを社会全体で支える取組の推進　・・・・・・・・１５P
施策２　子どものすこやかな成長の促進　・・・・・・・・２６P
施策３　学校・家庭・地域における教育力の向上　・・・・・・・・３５P
施策４　子育てしやすい居住環境づくり　・・・・・・・・４０P

施策の方向性Ⅱ　子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

施策５　質の高い保育・幼児教育の推進　・・・・・・・・４８P
施策６　子どもの「生きる力」を育む教育の推進　・・・・・・・・５８P

施策の方向性Ⅲ　支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

施策７　子どもが安心して暮らせる支援体制づくり　・・・・・・・・７４P
施策８　子ども・若者の社会的自立に向けた支援　・・・・・・・・８５P
施策９　障害福祉サービスの充実　・・・・・・・・９８P

２　第５章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

子どもの貧困対策の推進　・・・・・・・１０５P
児童家庭支援・児童虐待対策の推進　・・・・・・・１２９P
困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進　・・・・・・・１５６P

３　第６章「各種計画の量の見込みと確保方策」の実績

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・１７４P
放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策・１９９P
代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進・・・２０２P

はじめに

１　「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方

（１） 進行管理の考え方

「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」は、令和４年度から令和７年度までを計画期間として策定をしており、基本理念の基に、第４章では３つの施策の方向性、９つの施策に基づく具体的な事業や計画期間中の主な取組を位置付けるとともに、第５章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の３つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第６章については、「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保方策のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策を記載しています。

本プランの進行管理については、「こども未来局」を中心として、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についても評価を実施し、結果はホームページ等を通じて公表します。

【第４章の進行管理】

市総合計画第３期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた３つの施策の方向性や９つの施策などについて年度評価を実施します。

【第５章の進行管理】

第４章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置づけた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

【第６章の進行管理】

毎年度設定した「量の見込み」については、利用実態の把握等を行うとともに、第４章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

【考え方（イメージ）】

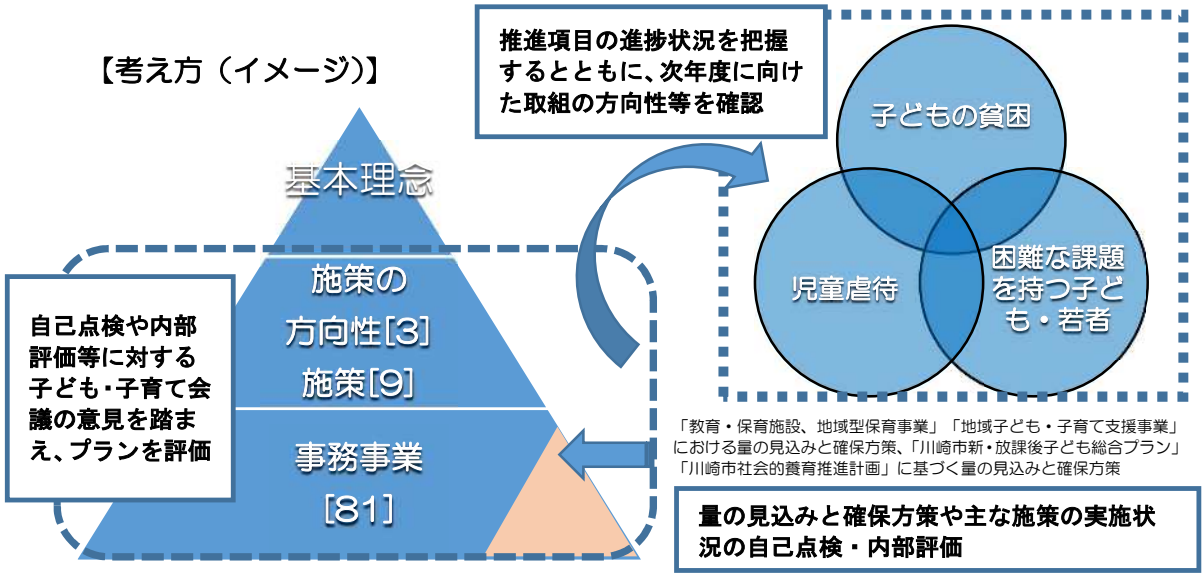

（２） 進行管理の進め方

「川崎市総合計画第３期実施計画」と整合性を図りながら、９つの施策を構成する８１の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、３つの施策の方向性について、事業の達成状況等を踏まえ、総合的な評価を行うとともに、９つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

併せて、３つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示します。さらに、プランに位置付けた「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保方策のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。

２　第４章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

（１） 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を５段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
１	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
２	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
３	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
４	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
５	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

（2） 施策への貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を３段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A．貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B．やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。 ◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれ程強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B．やや貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A．貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C．貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	
C	貢献の度合いが薄い	

（3） 今後の事業の方向性

６つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
Ⅰ	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
Ⅱ	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
Ⅲ	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合 （計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「Ⅰ」とする。）
Ⅳ	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合 （計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「Ⅰ」とする。）
Ⅴ	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
Ⅵ	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

３　今後の施策展開について

本市においては、ライフステージを通した切れ目のないこども・若者、子育て家庭への支援を総合的に推進するため、「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業、社会的養育、こどもの貧困対策、若者支援などの取組を進めてまいりました。

また、国のこども大綱等を踏まえ、令和８年３月に、令和８年度から令和１１年度までを計画期間とする「第３期川崎市こども・若者の未来応援プラン」を策定しました。今後は、このたびの点検・評価結果を十分に踏まえ、第３期プランに基づき、こども・若者の意見を尊重しながら、安心してこどもを産み育てられる環境づくりと、こども・若者のすこやかな成長に向けた支援を総合的に展開してまいります。

評価等

１　第４章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	１　子どもの権利を尊重する ２　地域社会全体で子ども・子育てを支える ３　子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う ４　すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名	所管局・課
Ⅰ　子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	１　子育てを社会全体で支える取組の推進	⑴子どもの権利施策推進事業	こ)青少年支援室
		⑵人権オンブズパーソン運営事業	オ)人権オンブズパーソン担当
		⑶男女共同参画事業	市)人権・男女共同参画室
		⑷地域子育て支援事業	こ)保育・子育て推進部
		⑸小児医療費助成事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑹児童手当支給事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑺児童福祉施設等の指導・監査	こ)監査担当
		⑻子ども・若者未来応援事業	こ)企画課
	２　子どものすこやかな成長の促進	⑴妊婦・乳幼児健康診査事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑵母子保健指導・相談事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑶救急医療体制確保対策事業	健)地域医療課
		⑷青少年活動推進事業	こ)青少年支援室
		⑸こども文化センター運営事業	こ)青少年支援室
		⑹わくわくプラザ事業	こ)青少年支援室
		⑺青少年教育施設の管理運営事業	こ)青少年支援室
		⑻いこいの家・いきいきセンターの運営	健)高齢者在宅サービス課
		⑼自治推進事業	市)協働・連携推進課
	３　学校・家庭・地域における教育力の向上	⑴地域等による学校運営への参加促進事業	教)教育政策室
		⑵地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	教)指導課
		⑶教職員研修事業	教)総合教育センター
		⑷家庭教育支援事業	教)生涯学習推進課
		⑸地域における教育活動の推進事業	教)地域教育推進課
		⑹地域の寺子屋事業	教)地域教育推進課
	４　子育てしやすい居住環境づくり	⑴住宅政策推進事業	ま)住宅整備推進課
		⑵民間賃貸住宅等居住支援推進事業	ま)住宅整備推進課
		⑶市営住宅等管理事業	ま)市営住宅管理課
		⑷魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課
		⑸公園施設長寿命化事業	建)みどりの保全整備課
		⑹防犯対策事業	市)地域安全推進課
		⑺商店街活性化・まちづくり連動事業	経)観光・地域活力推進部
Ⅱ　子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	５　質の高い保育・幼児教育の推進	⑴待機児童対策事業	こ)保育対策課
		⑵認可保育所等整備事業	こ)保育対策課
		⑶民間保育所運営事業	こ)保育第１課
		⑷公立保育所運営事業	こ)保育・子育て推進部
		⑸認可外保育施設等支援事業	こ)保育第２課
		⑹幼児教育推進事業	こ)幼児教育担当
		⑺保育士確保対策事業	こ)保育・子育て推進部
		⑻保育料対策事業	こ)保育対策課

Ⅱ　子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	６　子どもの「生きる力」を育む教育の推進	⑴キャリア在り方生き方教育推進事業	教)教育政策室
		⑵きめ細かな指導推進事業	教)総合教育センター
		⑶人権尊重教育推進事業	教)教育政策室
		⑷多文化共生教育推進事業	教)教育政策室
		⑸健康教育推進事業	教)健康教育課
		⑹健康給食推進事業	教)健康給食推進室
		⑺教育の情報化推進事業	教)総合教育センター
		⑻かわさき GIGA スクール構想推進事業	教)総合教育センター
		⑼魅力ある高校教育の推進事業	教)指導課
		⑽学校教育活動支援事業	教)指導課
		⑾特別支援教育推進事業	教)支援教育課
		⑿共生・共育推進事業	教)教育政策室
		⒀児童生徒支援・相談事業	教)総合教育センター
		⒁教育機会確保推進事業	教)総合教育センター
		⒂海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	教)教育政策室
		⒃就学等支援事業	教)学事課
		⒄学校安全推進事業	教)健康教育課
		⒅交通安全推進事業	市)地域安全推進課
Ⅲ　支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	７　子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	⑴児童虐待防止対策事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑵児童相談所運営事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑶里親制度推進事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑷児童養護施設等運営事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑸ひとり親家庭等の総合的支援事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑹女性保護事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑺子ども・若者支援推進事業	こ)企画課
		⑻小児ぜん息患者医療費支給事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑼小児慢性特定疾病医療等給付事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
		⑽災害遺児等援護事業	こ)児童家庭支援・虐待対策室
	８　子ども・若者の社会的自立に向けた支援	⑴生活保護自立支援対策事業	健)生活保護・自立支援室
		⑵生活保護業務	健)生活保護・自立支援室
		⑶生活困窮者自立支援事業	健)生活保護・自立支援室
		⑷雇用労働対策・就業支援事業	経)労働雇用部
		⑸民生委員児童委員活動育成等事業	健)地域包括ケア推進室
		⑹自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	健)総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課
		⑺更生保護事業	健)地域包括ケア推進室
		⑻障害者就労支援事業	健)障害者社会参加・就労支援課
		⑼障害者社会参加促進事業	健)障害者社会参加・就労支援課
		⑽ひきこもり地域支援事業	健)精神保健課
		⑾精神保健事業	健)精神保健課
	９　障害福祉サービスの充実	⑴障害者日常生活支援事業	健)障害福祉課
		⑵障害児施設事業	健)障害計画課
		⑶発達障害児・者支援体制整備事業	健)障害計画課
		⑷地域療育センター等の運営	健)障害計画課

施策の方向性に関する評価

施策の方向性Ⅰ：子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

（1） 事業の達成度

施策の方向性Ⅰは施策１～４で構成され、それに紐づく 30 の事務事業について評価を行った結果、「３　ほぼ目標どおり達成した事務事業」が 23 事業（76.7%）、「４　目標を下回った事務事業」が７事業（23.3%）であり、「１　目標を大きく上回って達成した事務事業」、「２　目標を上回って達成した事務事業」、「５　目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

区分	達成度の区分	事業数	割合
1	目標を大きく上回って達成	0	0%
2	目標を上回って達成	0	0%
3	ほぼ目標どおり	23	76.7%
4	目標を下回った	7	23.3%
5	目標を大きく下回った	0	0%

（2） 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A　貢献している事務事業」が２１事業（70%）、「B　やや貢献している事務事業」が９事業（30%）であり、「C　貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

区分	貢献度の区分	事業数	割合
A	貢献している	21	70%
B	やや貢献している	9	30%
C	貢献の度合いが薄い	0	0%

（3） 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ　現状のまま継続する事務事業」が５事業（16.7%）、「Ⅱ　改善しながら継続する事務事業」が 23 事業（76.7%）、「Ⅲ　事業規模を拡大する事務事業」が２事業（6.7%）であり、「Ⅳ　事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ　事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ　事業を終了する事務事業」はありませんでした。

区分	方向性区分	事業数	割合
Ⅰ	現状のまま継続	5	16.7%
Ⅱ	改善しながら継続	23	76.7%
Ⅲ	事業規模拡大	2	6.7%
Ⅳ	事業規模縮小	0	0%
Ⅴ	事業廃止	0	0%
Ⅵ	事業終了	0	0%

（4） 総合的な評価

施策の方向性Ⅰに属する事務事業においては、子どもの権利に関する普及啓発、人権オンブズパーソンによる相談・救済活動、地域子育て支援センター（すくすくひろば）やふれあい子育てサポート事業による子育て家庭への支援、母子保健、青少年の健全育

成、学校・家庭・地域の連携、公園・住宅・防犯など、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境づくりに向けた取組を総合的に推進しました。

特に、地域子育て支援センターの利用促進、子育てアプリ等を活用した情報発信、1か月児健康診査費用助成の開始、妊婦健康診査の受診券方式への移行、乳幼児健診のDX化、児童手当の適正支給、物価高対応子育て応援手当の支給、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」の策定、子ども・若者の意見を聴く仕組みの運用など、妊娠期から子育て期、学齢期、若者期までを見据えた切れ目のない支援の充実を図りました。

一方で、達成度が「4　目標を下回った」となった事業は、「2（6）わくわくプラザ事業」、「2（7）青少年教育施設の管理運営事業」、「2（8）いこいの家・いきいきセンターの運営」、「3（2）地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業」、「3（5）地域における教育活動の推進事業」、「3（6）地域の寺子屋事業」、「4（5）公園施設長寿命化事業」の7事業です。これらについては、利用者数、参加者数、担い手確保、更新基数等の一部指標が目標に達しなかったことから、利用促進、広報強化、担い手の掘り起こし、事業手法の見直し、施設の適切な維持管理等に取り組むとともに、今後も課題を踏まえながら改善を図っていく必要があります。

今後は、子どもの権利の普及啓発や相談支援体制の充実、子育て家庭への情報提供・相談支援、母子保健と子育て支援の連携、放課後等の安全・安心な居場所づくり、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上、子育てしやすい住環境や公園・防犯環境の整備などを、関係機関や地域団体等と連携しながら、引き続き総合的に推進していきます。

施策	事務事業名	達成度	貢献度	方向性
1　子育てを社会全体で支える取組の推進	⑴子どもの権利施策推進事業	3	A	Ⅱ
	⑵人権オンブズパーソン運営事業	3	A	Ⅱ
	⑶男女共同参画事業	3	A	Ⅱ
	⑷地域子育て支援事業	3	A	Ⅱ
	⑸小児医療費助成事業	3	A	Ⅲ
	⑹児童手当支給事業	3	A	Ⅰ
	⑺児童福祉施設等の指導・監査	3	A	Ⅱ
	⑻子ども・若者未来応援事業	3	A	Ⅲ
2　子どものすこやかな成長の促進	⑴妊婦・乳幼児健康診査事業	3	A	Ⅱ
	⑵母子保健指導・相談事業	3	A	Ⅱ
	⑶救急医療体制確保対策事業	3	A	Ⅱ
	⑷青少年活動推進事業	3	A	Ⅱ
	⑸こども文化センター運営事業	3	B	Ⅱ
	⑹わくわくプラザ事業	4	B	Ⅱ
	⑺青少年教育施設の管理運営事業	4	B	Ⅱ
	⑻いこいの家・いきいきセンターの運営	4	B	Ⅱ
	⑼自治推進事業	3	A	Ⅰ
3　学校・家庭・地域における教育力の向上	⑴地域等による学校運営への参加促進事業	3	A	Ⅱ
	⑵地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	4	B	Ⅱ
	⑶教職員研修事業	3	B	Ⅱ
	⑷家庭教育支援事業	3	B	Ⅱ
	⑸地域における教育活動の推進事業	4	A	Ⅱ
	⑹地域の寺子屋事業	4	B	Ⅱ
4　子育てしやすい居住環境づくり	⑴住宅政策推進事業	3	A	Ⅰ
	⑵民間賃貸住宅等居住支援推進事業	3	A	Ⅱ
	⑶市営住宅等管理事業	3	A	Ⅱ
	⑷魅力的な公園整備事業	3	A	Ⅰ
	⑸公園施設長寿命化事業	4	B	Ⅰ
	⑹防犯対策事業	3	A	Ⅱ
	⑺商店街活性化・まちづくり連動事業	3	A	Ⅱ

施策の方向性Ⅱ：子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

（1） 事業の達成度

施策の方向性Ⅱは施策５～６で構成され、それに紐づく２６の事務事業について評価を行った結果、「３　ほぼ目標どおり達成した事務事業」が２４事業（92.3%）、「４　目標を下回った事務事業」が２事業（7.7%）であり、「１　目標を大きく上回って達成した事務事業」、「２　目標を上回って達成した事務事業」、「５　目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

区分	達成度の区分	事業数	割合
1	目標を大きく上回って達成	0	0%
2	目標を上回って達成	0	0%
3	ほぼ目標どおり	24	92.3%
4	目標を下回った	2	7.7%
5	目標を大きく下回った	0	0%

（2） 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A　貢献している事務事業」が １７事業（65.4%）、「B　やや貢献している事務事業」が９事業（34.6%）であり、「C　貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

区分	貢献度の区分	事業数	割合
A	貢献している	17	65.4%
B	やや貢献している	9	34.6%
C	貢献の度合いが薄い	0	0%

（3） 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ　現状のまま継続する事務事業」が４事業（15.4%）、「Ⅱ　改善しながら継続する事務事業」が２２事業（84.6%）であり、「Ⅲ　事業規模を拡大する事務事業」、「Ⅳ　事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ　事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ　事業を終了する事務事業」はありませんでした。

区分	方向性区分	事業数	割合
Ⅰ	現状のまま継続	4	15.4%
Ⅱ	改善しながら継続	22	84.6%
Ⅲ	事業規模拡大	0	0%
Ⅳ	事業規模縮小	0	0%
Ⅴ	事業廃止	0	0%
Ⅵ	事業終了	0	0%

（4） 総合的な評価

施策の方向性Ⅱに属する事務事業においては、質の高い保育・幼児教育の推進と、子どもの「生きる力」を育む教育の推進に向け、待機児童対策、保育受入枠の確保、保育人材の確保・育成、保育の質の維持・向上、幼児教育の推進、学校教育における学力・体力・人権・多文化共生・ICT 活用・食育・安全対策等の取組を総合的に推進しました。

保育・幼児教育分野では、既存保育施設の有効活用を前提としながら、認可保育所の整備、既存園の定員変更、川崎認定保育園の認可化、認定こども園への移行、幼稚園型一時預かり事業の活用など、多様な手法により保育受入枠の確保に取り組み、６年連続で待機児童ゼロを達成しました。また、保育・子育て総合支援センターの整備や、公民保育所職員研修の実施、医療的ケア児への対応、幼稚園における就労家庭児の受入れ拡大などを通じて、保育・幼児教育の質の維持・向上に取り組みました。

達成度が４となった事業は、「５（２）認可保育所等整備事業」及び「６（18）交通安全推進事業」の２事業です。認可保育所等整備事業については、就学前児童数の減少等に伴い、既存保育施設の定員充足状況等を踏まえて限定的に地域設定を行ったため、保育受入枠の拡大実績が目標を下回りましたが、多様な整備手法により必要な受入枠を確保しました。交通安全推進事業については、交通安全教室やスクールゾーン対策等を実施したものの、児童生徒の登下校中の事故件数が目標を達成できなかったため、引き続き関係機関と連携した安全対策の強化に取り組みます。

施策	事務事業名	達成度	貢献度	方向性
５　質の高い保育・幼児教育の推進	⑴待機児童対策事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑵認可保育所等整備事業	４	Ｂ	Ⅱ
	⑶民間保育所運営事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑷公立保育所運営事業	３	Ａ	Ⅰ
	⑸認可外保育施設等支援事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑹幼児教育推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑺保育士確保対策事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑻保育料対策事業	３	Ａ	Ⅰ
６　子どもの「生きる力」を育む教育の推進	⑴キャリア在り方生き方教育推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑵きめ細かな指導推進事業	３	Ａ	Ⅰ
	⑶人権尊重教育推進事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑷多文化共生教育推進事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑸健康教育推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑹健康給食推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑺教育の情報化推進事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑻かわさき GIGA スクール構想推進事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑼魅力ある高校教育の推進事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑽学校教育活動支援事業	３	Ｂ	Ⅰ
	⑾特別支援教育推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑿共生・共育推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⒀児童生徒支援・相談事業	３	Ａ	Ⅱ
	⒁教育機会確保推進事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⒂海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	３	Ａ	Ⅱ
	⒃就学等支援事業	３	Ａ	Ⅱ
	⒄学校安全推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⒅交通安全推進事業	４	Ｂ	Ⅱ

施策の方向性Ⅲ：支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

（1） 事業の達成度

施策の方向性Ⅲは施策7～9で構成され、それに紐づく 25 の事務事業について評価を行った結果、「3　ほぼ目標どおり達成した事務事業」が 20 事業（80%）、「4　目標を下回った事務事業」が 5 事業（20%）であり、「1　目標を大きく上回って達成した事務事業」、「2　目標を上回って達成した事務事業」及び「5　目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

区分	達成度の区分	事業数	割合
1	目標を大きく上回って達成	0	0%
2	目標を上回って達成	0	0%
3	ほぼ目標どおり	20	80%
4	目標を下回った	5	20%
5	目標を大きく下回った	0	0%

（2） 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A　貢献している事務事業」が 14 事業（56%）、「B　やや貢献している事務事業」が 11 事業（44%）であり、「C　貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

区分	貢献度の区分	事業数	割合
A	貢献している	14	56%
B	やや貢献している	11	44%
C	貢献の度合いが薄い	0	0%

（3） 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ　現状のまま継続する事務事業」が1事業（4%）、「Ⅱ　改善しながら継続する事務事業」が 23 事業（92%）、「Ⅴ　事業を廃止する事務事業」が1事業（4%）であり、「Ⅲ　事業規模を拡大する事務事業」、「Ⅳ　事業規模を縮小する事務事業」及び「Ⅵ　事業を終了する事務事業」はありませんでした。

区分	方向性区分	事業数	割合
Ⅰ	現状のまま継続	1	4%
Ⅱ	改善しながら継続	23	92%
Ⅲ	事業規模拡大	0	0%
Ⅳ	事業規模縮小	0	0%
Ⅴ	事業廃止	1	4%
Ⅵ	事業終了	0	0%

（4） 総合的な評価

施策の方向性Ⅲに属する事務事業においては、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向け、児童虐待防止、児童相談所の体制強化、里親制度の推進、社会的養護の推進、ひとり親家庭等への支援、女性相談・ＤＶ相談、子ども・若者支援、生活困窮者等への自立支援、就労支援、地域福祉の担い手支援、障害者・障害児支援など、多様な課題に応じた相談支援・生活支援・社会参加支援を総合的に推進しました。

主な取組として、子育て世帯訪問支援事業の開始、こども家庭センター機能の本格実施に向けたサポートプランの運用開始、中部児童相談所一時保護施設の供用開始、川崎市妊産婦等生活援助事業の実施、ひとり親家庭等を対象とした離婚前後親子支援事業や模試受験料補助の開始、地域見守り体制強化事業の実施、子ども発達・相談センターの全区展開など、支援を必要とする子ども・若者や家庭に対する切れ目ない支援体制の整備を進めました。

達成度が４となった事業は、「８（３）生活困窮者自立支援事業」、「８（５）民生委員児童委員活動育成等事業」、「８（９）障害者社会参加促進事業」、「８（11）精神保健事業」、「９（２）障害児施設事業」の５事業です。生活困窮者自立支援事業については、新規相談者数や状況改善割合は高い実績となったものの、相談者の課題の複雑化・長期化により就職率が目標を下回りました。民生委員児童委員活動育成等事業については、担い手不足等により充足率が目標を下回りました。障害者社会参加促進事業及び精神保健事業については、参加者の高齢化等により参加者数・相談件数等が目標に届かなかったものの、普及啓発や関係機関連携等を継続しました。障害児施設事業については、障害者相談支援センターの経過措置終了に伴う指定障害児相談支援事業所の指定が終了したことにより目標を下回りましたが、新規開設や医療的ケア児支援体制の整備を進めました。

今後は、児童虐待の予防・早期対応、里親制度の担い手確保、社会的養護の推進、ひとり親家庭等への伴走型支援、生活困窮者への就労・生活支援、民生委員児童委員の担い手確保と活動負担の軽減、ひきこもり・精神保健分野における相談支援体制の充実、障害児・障害者支援における相談支援事業所の確保や医療的ケア児支援の強化など、関係機関や地域団体等と連携しながら、必要な支援が必要な方に届く体制づくりを引き続き進めていきます。

施策	事務事業名	達成度	貢献度	方向性
７　子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	⑴児童虐待防止対策事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑵児童相談所運営事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑶里親制度推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑷児童養護施設等運営事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑸ひとり親家庭等の総合的支援事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑹女性保護事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑺子ども・若者支援推進事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑻小児ぜん息患者医療費支給事業	３	Ｂ	Ⅴ
	⑼小児慢性特定疾病医療等給付事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑽災害遺児等援護事業	３	Ｂ	Ⅰ
８　子ども・若者の社会的自立に向けた支援	⑴生活保護自立支援対策事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑵生活保護業務	３	Ａ	Ⅱ
	⑶生活困窮者自立支援事業	４	Ｂ	Ⅱ
	⑷雇用労働対策・就業支援事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑸民生委員児童委員活動育成等事業	４	Ｂ	Ⅱ
	⑹自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑺更生保護事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑻障害者就労支援事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑼障害者社会参加促進事業	４	Ｂ	Ⅱ
	⑽ひきこもり地域支援事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑾精神保健事業	４	Ｂ	Ⅱ
９　障害福祉サービスの充実	⑴障害者日常生活支援事業	３	Ａ	Ⅱ
	⑵障害児施設事業	４	Ｂ	Ⅱ
	⑶発達障害児・者支援体制整備事業	３	Ｂ	Ⅱ
	⑷地域療育センター等の運営	３	Ａ	Ⅱ

施策の方向性Ⅰ　子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策1　子育てを社会全体で支える取組の推進**
施策の概要	一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。
計画期間における主な方向性	≪子どもの権利≫ ・子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組を行うとともに、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済など、子どもの権利保障の取組を進めていきます。 ≪子育てを社会全体で支える≫ ・子育て親子の交流の場である地域子育て支援センターや、地域の「互助」の公的な仕組みとしてのふれあい子育てサポート事業、地域における子育てボランティア活動などを通じて、子育て家庭を地域社会全体で支える取組を推進します。また、保育・子育て総合支援センターでは、個別の子育て家庭のニーズを把握し、当事者の目線に立った寄り添い型の相談・情報提供を行うとともに、地域の子育て支援資源の育成や地域の関係機関との連携・協働のネットワークづくりを行っていきます。 ・妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施していくため、保育・子育て総合支援センターを中心とした子育て支援と、区の保健師等が行う専門的な母子保健と連携しながら、子育て家庭を一体的に支援していきます。 ・小児医療費助成制度については、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）			事業費決算額（見込）（単位：千円）		
	(1)	子どもの権利施策推進事業		(1)	6,685		(1)	5,077
	(2)	人権オンブズパーソン運営事業		(2)	19,842		(2)	19,277
	(3)	男女共同参画事業		(3)	5,945		(3)	5,002
	(4)	地域子育て支援事業		(4)	480,414		(4)	463,766
	(5)	小児医療費助成事業		(5)	6,879,208		(5)	6,352,134
	(6)	児童手当支給事業		(6)	31,156,180		(6)	34,897,003
	(7)	児童福祉施設等の指導・監査		(7)	33,113		(7)	22,496
	(8)	子ども・若者未来応援事業		(8)	33,889		(8)	28,916

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	子どもの権利に関する条例の認知度（子ども）		目標	53.5	－	－	55 （63）	%
		説明	「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）	実績	59.7	－	49.0	－	
2	成果指標	子どもの権利に関する条例の認知度（大人）		目標	42.2	－	－	44 （46）	%
		説明	「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）	実績	42.3	－	33.1	－	
3	成果指標	ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数		目標	13,523	13,234	13,036	12,948 （10,490）	人
		説明	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値	実績	10,988	11,464	11,894	15,016	
4	成果指標	地域子育て支援センター利用者の満足度※10点満点		目標	―	9.1	―	9.1	点
		説明	「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目（10段階）の平均値	実績	―	9.2	―	9.3	
5	成果指標	地域における子育て支援活動の参加数（延べ数）		目標	1,325	1,674	2,023	2,371	回
		説明	区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動延べ数	実績	1,391	1,586	1,563	1,635	
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	（指標名）子どもの権利に関する条例の認知度（子ども）／子どもの権利に関する条例の認知度（大人） （理由）第8次行動計画策定に当たり、成果指標の実績を踏まえて検討する必要があったため、指標の内容を含む実態・意識調査を令和6年度に前倒しして実施しました。子どもの権利に関する条例のパンフレットの配布や市民等を対象にした研修会等への参加人数は、活動指標を上回っていたものの、条例に関する認知度は、子ども、大人ともに低下しています。 （今後の取組）多くの市民が子どもの権利に関する理解を深められるよう、「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発に向けた取組のさらなる推進など、子どもの権利が尊重され、自分らしく安心して成長できる環境づくりを進めてまいります。 （指標名）地域における子育て支援活動の参加数（延べ数） （理由）疾病等に抵抗力の弱い妊産婦を対象としている事業のため、感染症予防対策を講じながらボランティアの参加人数を制限していたことにより、目標値に達しませんでした。 （今後の取組）令和8年度以降は感染症の流行状況等を見ながら受入人数を拡充することを検討しています。						

3　評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	子どもの権利施策推進事業	①子どもの権利に関する行動計画に基づく施策の進行管理 ②子どもの権利委員会による施策検証 ③広報資料等の活用による子どもの権利に関する意識普及の促進	①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 ②さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 ③「第7次子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 ④「第8次子どもの権利に関する行動計画」の策定	①「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催し、市民等に広く子どもの権利について周知しました。かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後1か月を広報強化期間として、各子ども関連施設へのパンフレットやリーフレットの配布に加えて、アゼリア広報コーナーでの掲示やアゼリアビジョン・河川情報掲示板・区役所窓口モニター・市役所本庁舎デジタルサイネージ等での啓発動画の放映を行いました。条例の解説パンフレット等の広報資料を、市内の全児童生徒及びイベント等で市民に配布しました。 ②条例の解説パンフレット等の広報資料を作成し、市内の全児童生徒及び市民等に配布することで権利学習に活用しました。また、保育所等の施設で職員研修や保護者への配布等を行い、子どもの権利の更なる広報啓発に取り組みました。「かわさきしこどもページ」においては、イベント情報の掲載や相談情報の追加等により、内容の充実に取り組みました。講師派遣事業については、映画会や民生委員、地域教育会議、子どもに係る施設の職員等へ研修を行うため、積極的に講師派遣を行い、参加数の増加につなげることができました。 ③庁内の各所属の取組について進捗を管理し「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組を推進しました。また、第8期子どもの権利委員会から「子どもの相談及び救済機関の利用促進」に係る答申を受け、対応を進めました。 ④「第9回子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果の活用や、子どもの権利委員会や子どもを含む市民から意見聴取等を行って、「第8次子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。計画期間を従来の3年から4年に変更し、関連する市の計画と期間を合わせることで、施策をより効果的に推進できる内容としました。また、策定にあたりイベントやアンケートなどを通じて子どもの意見を幅広く聴取し、内容に反映したほか、取組の体系を整理し、より分かりやすい計画としました。	3　ほぼ目標どおり	A　貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

子どもの権利に関する広報資料配布部数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	子どもの権利条例の解説パンフレット等、子どもや一般市民に対する子どもの権利に関する広報資料の年間配布部数	目標	188,000	188,500	189,000	189,500	部
			実績	284,613	269,643	281,015	209,428	

講師派遣事業参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	子どもに関わる職員や市民を対象とした、子どもの権利に関する研修・学習会等の年間参加人数	目標	1,270	1,290	1,310	1,330	人
			実績	424	5,650	5,603	7,318	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	人権オンブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行います。救済の申立てにおいては、調査、あっせん・調整、是正等勧告、制度改善の意見表明、公表も行います。	①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ②救済申立てに関する調査・調整等の実施 ③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進	①については、相談者に寄り添い、相談者と問題解決を図るとともに、複雑なケースの場合等には継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しました。 ・子どもの相談：1回の相談で終了した件数25件、継続相談件数156件 ・男女平等の相談：1回の相談で終了した件数14件、継続相談件数1件 ・継続相談に対する相談・面談等回数：588回 ②については、関係者からの資料提出や聞き取り、現地調査等により第三者的機関として公平に調査し、調査結果をもとに関係者間の調整を行い、適切に事案の解決に当たりました。 ・救済件数4件（過年度継続分：0件、令和7年度分：4件、救済活動27回）に関する救済活動は3件が終了、1件が継続 ・発意調査件数14件（過年度継続分：3件、令和7年度分：11件、発意調査活動333回）に関する調査終了件数6件、次年度継続件数8件 ③については、相談カード等の配布（市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校等）や人権オンブズパーソン子ども教室（小学校8校、中学校4校、児童養護施設等2施設）の開催を通じて広報・啓発を行うとともに、5月に令和6年度報告書を公表しました。 ④については、市の機関や関係機関等と連携・協力し、相談・救済活動、広報・啓発活動、研修活動を行うとともに、関係会議への参画、関係機関・団体との意見交換等を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

救済の申立て受付件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	相談のうち、相談者から救済の申立てがあった件数 （※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	目標	－	－	－	－	件
			実績	3	8	4	4	

子どもの相談受付件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	相談窓口に寄せられた、子どもの権利侵害に関わる件数 （※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	目標	－	－	－	－	件
			実績	78	74	96	181	

男女平等の相談受付件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	相談窓口に寄せられた、男女平等の人権侵害に関わる件数 （※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	目標	－	－	－	－	件
			実績	20	15	22	15	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	男女共同参画事業	男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。また、DV防止・被害者支援基本計画に基づき、関係機関等と連携し、DVの防止及び被害者支援に取り組みます。	①男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ②男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 ③「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の促進 ④「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 ⑤DV防止に向けた広報・啓発活動の推進	① 市内の様々な分野の団体を構成員とするかわさき男女共同参画ネットワークは、運営会議・全体会議・フォーラムとして計4回開催し、男女共同参画に係る情報共有や普及啓発を実施しました。審議会等委員の女性比率については、新規又は改選のあった審議会等において女性比率が上昇したことにより、昨年度の34.2%から0.9ポイント増の35.1%となりましたが目標は達成しませんでした。要因としては、理系、工学、医学など特定の分野に女性学識者が少ないことや、委員推薦団体の役職等に女性が少ないことが考えられます。今後も引き続き、庁内所管部署等へ働きかけを行い、目標が達成できるよう取組を進めます。男女平等推進行動計画については、計画期間の終了及び社会情勢の変化に伴い、3月に第6期行動計画を策定しました。 ② 6月の「男女平等推進週間」において、市内施設2箇所で、「男女共同参画の視点から取り組む防災」をテーマに、パネル展示を行いました。また、令和7年度男女共同参画かわさきフォーラムを開催し、例年参加者は会場参加と録画配信で併せて開催しておりましたが、令和7年度は講師の意向で会場参加のみの開催のため90人となり、目標を下回りました。 ③ 市内中小企業を対象とした女性活躍認証制度「かわさき☆えるぼし認証企業」として、令和7年度に79企業を認証し、昨年度の認証企業と合わせて160企業となりました。 ④・⑤DV未然防止に向けた広報活動を行うとともに、デートDV予防啓発講座を大学で計6回開催し、528人の参加がありました。中学校では講座を6回開催し、864人が参加しました。高校では男女共同参画センターと市民オンブズマン事務局が連携して1回実施し、93人が参加しました。また、DV防止・被害者支援基本計画については、第6期男女平等推進行動計画と一体化させ、総合的に推進していくこととしました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

男女が平等になっていると思う市民の割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）	目標	―	40	―	40	%
			実績	―	41.9	―	47.8	

市の審議会等委員への女性の参加比率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	市の政策・方針決定過程に参画する機会となる審議会への女性の参画比率	目標	40	40	40	40	%
			実績	32.2	33.5	34.2	35.1	

かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議・全体会議・イベント開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	運営会議、全体会議、男女共同参画かわさきフォーラム等イベントの開催合計数	目標	5	5	5	5	回
			実績	5	5	4	4	

男女共同参画かわさきフォーラム参加者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	かわさき男女共同参画ネットワークが主催する「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、地域社会全体で取り組むための啓発事業であるフォーラムの参加者数	目標	200	200	200	200	人
			実績	380	249	293	90	

「かわさき☆えるぼし」認証企業数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	市内中小企業を対象とした女性活躍認証制度「かわさき☆えるぼし」の認証企業数	目標	100	100	100	100	社
			実績	109	132	146	160	

デートDV予防啓発講座の実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市内専門学校や大学における、デートDV予防ワークショップの実施回数	目標	7	7	7	7	回
			実績	14	15	12	13	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	地域子育て支援事業	保護者の子育ての不安感等の緩和に向け、地域において子育て支援を行う団体と連携し、子どもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援センターの運営や市民が相互に行う育児援助活動を支援するふれあい子育てサポートセンターの運営、子育て支援の場面でのボランティア活動の促進等を通して、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進します。	①地域子育て支援センターの利用促進に向けた取組の推進 ②利用者ニーズに寄り添った支援の実施 ③ふれあい子育てサポート事業の実施（子育てヘルパー会員平均登録数830人以上） ④地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 ⑤子育てに関する効果的な情報提供の実施	①地域子育て支援センターの利用促進に向け、市政だよりや電子媒体等を活用した情報発信の強化に努めたことから、地域子育て支援センターの利用人数は171,391人でした。また、職員向け研修を2回実施し、市民サービスの質の向上のための人材育成を行いました。 ②全地域子育て支援センターにおいて利用者支援事業を実施しました。利用者ニーズに即した支援がより身近な場所で行えるよう、地域子育て支援センターを本市における地域子育て相談機関と位置付け、各施設での対応の平準化を進めるため、事例検討を区ごとに年3回程度実施いたしました。 ③対応できる子育てヘルパー会員登録者を増やすため、会員募集の広報の充実のほか、年4回の子育てヘルパー会員登録研修会について、より希望者が受講しやすいよう研修のオンライン化や託児付きの研修の実施等の取り組みを行いました。子育てヘルパー会員平均登録数は848人、子育てサポートセンターの利用者数は15,016人となり、それぞれ目標を達成しました。今後も制度のさらなる利用促進に向けて、引き続き広報等の取り組みを実施するほか、オンライン化を進め、各会員の利便性の向上を図ってまいります。 ④各区役所地域みまもり支援センターで実施している乳幼児健診等において、来所する乳幼児及び保護者の支援や見守りを実施し、延べ参加者数は1,635人でした。感染症予防対策を講じながらボランティアの参加人数を制限していたことにより、目標値に達していませんが、令和8年度以降は感染症の流行状況等を見ながら受入人数を拡充することを検討しています。 ⑤子育ての各種制度や事業、施設などを紹介した「かわさき子育てガイドブック」や予防接種管理、子育て情報などを提供する「かわさき子育てアプリ」「ジモイク川崎」等により、子育てに関する効果的な情報発信を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

地域子育て支援センターの延べ利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	地域子育て支援センターを利用する子どもの年間延利用人数	目標	167,119	160,785	152,980	148,347	人
			実績	150,759	165,560	160,795	171,391	

ふれあい子育てサポートセンターの子育てヘルパー会員登録者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市内4か所のふれあい子育てサポートセンターに登録した育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）の年間平均登録者数	目標	830	830	830	830	人
			実績	737	767	796	848	

ふれあい子育てサポートセンターの利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、市内4か所のふれあい子育てサポートセンターを通し、会員相互により育児援助活動を実施した数	目標	13,523	13,234	13,036	12,948 （10,490）	人
			実績	10,988	11,464	11,894	15,016	

地域子育て支援センター利用者の満足度			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出　利用者）における各質問項目（10段階）の平均値＜2年に1回調査予定＞	目標	－	9.1	－	9.1	点
			実績	－	9.2	－	9.3	

地域における子育て支援活動の参加数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動の参加者（延べ数）	目標	1,325	1,674	2,023	2,371	回
			実績	1,391	1,586	1,563	1,635	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	小児医療費助成事業	対象となる小児の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	小児医療費助成対象者への適切な支給	申請時や更新時に提出される申請書類等を十分に精査した上で受給資格等を確認し、対象者へ医療費助成を適正に実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 推進項目の規模拡大

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

小児通院医療費助成の対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	各年度末時点での通院の医療費助成を行う小児(乳幼児等)医療証を交付している人数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	123,000	190,000	190,000	190,000	人
			実績	118,148	183,005	179,409	175,976	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	児童手当支給事業	対象となる子どもの年齢に応じて、3歳未満月額15,000円、3歳以上高校生年代までの第1子、第2子は10,000円、第3子以降は年齢にかかわらず高校生年代まで30,000円を4月、6月、8月、10月、12月、2月に支給します。	児童手当対象者への適切な支給	年間を通して、申請や現況届等により、受給資格を確認の上、対象者に児童手当を適正に支給しました。 また、児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点 0歳から高校生年代まで)を養育する父母等に対して、物価高対応子育て応援手当として、子ども一人当たり2万円を支給しました。 その他、令和6年度住民税非課税世帯のうち、18歳以下の児童を監護している世帯に対し、川崎市物価高騰対策給付金こども加算分として、子ども一人当たり2万円を支給しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅰ 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

児童手当の支給対象児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	各年度2月末時点の児童手当・特例給付支給対象児童数(公務員除く。) (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	163,000	163,000	163,000	163,000	人
			実績	162,614	154,702	195,728	206,928	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	児童福祉施設等の指導・監査	実地又は書面により、各法人・施設・事業等の運営状況について調査又は検査を実施します。	①児童福祉関係法令等に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人等に対する指導・監査の実施 ②幼稚園型認定こども園・幼稚園における、子ども・子育て支援法上の指導監査の実施 ③社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務等の適切な執行 ④施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修の実施（開催回数：5回）	①児童福祉関連法令等に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人等に対する指導・監査を市内の指導監査対象597件すべてについて実施しました。毎年14施設新設されることを想定して目標値を設定したものであり、閉園施設も発生したため、目標値を下回ったものです。 ②幼稚園型認定こども園・幼稚園における、子ども・子育て支援法上の指導監査を6件実施しました。 ③社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務については、社会福祉法人からの申請等が5件であったため、5件執行しました。 ④施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修等を5回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

指導監査実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	認可制度、確認制度に係る実地または書面指導監査の実施数及び社会福祉法に基づく社会福祉法人並びに児童福祉法施行事務に対する実地指導監査の実施数	目標	578	588	602	616	件
			実績	578	588	588	597	

社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	新規法人の設立認可における審査事務の執行及び定款変更の認可申請事務の執行件数 （なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	目標	3	3	3	3	件
			実績	1	3	5	5	

会計研修の開催回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修等の実施回数	目標	5	5	5	5	回
			実績	5	5	5	5	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(8)	子ども・若者未来応援事業	第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランに基づく取組の進行管理、及び大学、企業等と連携してグローバル人財育成事業を実施します。	①第2期子ども・若者の未来応援プランに基づく取組の進行管理 ②次期計画の策定 ③「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 ④子どもの意見を聴くしくみとして、「子ども・若者の“声”募集箱」の管理・運営	①「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進するとともに、令和6年度の取組について年度評価を実施し、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン点検・評価結果報告書」を作成しました。 ②市総合計画第4期実施計画の策定に合わせ、令和8年度以降に取り組むべきこども施策をより一体的に推進するため、「市町村こども計画」の位置づけも加えた「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」を策定しました。 ③グローバル人財育成事業（挑戦の後押し）として、市立川崎高校及び市立橘高校の生徒20名を対象にオンラインプログラムの「Stanford e-Kawasaki」を実施したほか、小学5年生から中学生までを対象に市内企業と連携し実施する「かわさきジュニアベンチャースクール」（参加人数51名）、市立総合科学高校の生徒40名を対象に慶應義塾大学と連携し実施する「プログラミング×AI×ドローン」プログラム、高校生を対象に東京大学・日本IBMと連携し実施する「Kawasaki Quantum Summer Camp」（参加人数30名）をそれぞれ開催しました。また、「子ども・若者応援基金」を活用した事業について、市ホームページやリーフレット等さまざまな媒体を活用した広報を実施するとともに、「挑戦の後押し」のほか、「機会格差の解消」及び「地域で支える」を基金活用の柱として、事業を実施しました。 ④子どもの意見を聴くしくみとして、「子ども・若者の“声”募集箱」を実施しました。令和7年度は、531件の意見が寄せられ、市政運営の参考にするとともに、市長からのメッセージ・動画や市の考え方を市ホームページに掲載し、フィードバックしました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 推進項目の規模拡大

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

グローバル人財育成事業に参加した人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	「Stanford e-Kawasaki」及びアントレプレナーシッププログラム等に参加した子どもの人数	目標	50	50	50	50	人
			実績	68	75	145	141	

総合的な評価	≪子どもの権利≫ ・子どもの権利施策推進事業において、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や広報強化期間の設定、パンフレット配布等により、幅広い世代に対する周知・啓発を実施しました。あわせて講師派遣の拡充により参加者数が大幅に増加するなど、意識普及の取組は着実に進展しています。一方で、子ども及び大人の条例認知度については、低下傾向が見られることから、今後はより効果的な情報発信手法の検討が必要です。 ・人権オンブズパーソン運営事業においては、子どもの相談件数が増加し、継続的な支援や救済活動を適切に実施するとともに、学校等での教室開催や相談カード配布により周知を図りました。オンライン相談環境の整備も進め、相談しやすい体制の充実につながっています。 ・子どもの意見を聴く仕組みとして、「子ども・若者の“声”募集箱」を実施しました。寄せられた声は、市政運営の参考にするとともに、市長メッセージや市の考え方を子ども・若者が分かりやすい表現等でホームページに掲載し、フィードバックしました。また、事業紹介のホームページについて、子どもや若者にとって、親しみやすく、より情報収集・発信ができるように随時更新を行いました。これらの取組により、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの意見表明・参加の機会を増やすことができました。 ≪子育てを社会全体で支える≫ ・地域子育て支援センター事業については、センターの利用促進及び機能向上のための取組の推進に向け、センター職員向けオンライン研修（年2回）及び意見交換を行う懇談会など、センター職員の知識・スキルの向上により、相談機関としての機能向上を図りました。また、センター利用の促進に向け、市政だより（3月特集記事）や電子媒体（かわさき子育てアプリすくすく等）を活用した情報発信、愛称付与など市民認知度向上が図られ、利用人数が目標を上回り、満足度も高水準を維持しました。 ・ふれあい子育てサポート事業については、制度の認知度向上や利用・登録の促進に向け、多様な媒体を活用した広報による制度認知度の向上とともに、登録しやすい制度への改善によりヘルパー会員の増加を図ることで一定の利用促進が図られ、地域で子育てを支える環境づくりに寄与しました。また、安全な制度運用と質の維持・向上に向け、専門職による研修や交流会の開催等により、ヘルパー会員の質の向上を図り、安全な制度運用や、利用者が安心して利用できる環境づくりに繋がりました。 ・小児医療費助成事業について、令和8年9月から、助成対象年齢を中学3年生までから高校生年代まで拡大し、小学4年生以上に設けている通院1回あたり500円の一部負担金を廃止することとし、制度拡充も含めて、子どもが病気の時に安心して必要な医療を受けることができる環境整備を進め、子育て家庭の経済的負担の軽減に寄与しており、安心して子育てできる環境づくりに貢献しました。 ・児童手当支給事業については、年間をとおして申請や現況届等により、受給資格を確認の上、対象者に児童手当を適正に支給するとともに、児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点　0歳から高校生年代まで）を養育する父母等に対して、物価高対応子育て応援手当として、子ども一人当たり2万円を支給したことにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図りました。子育て家庭の経済的な支援に対するニーズは高く、現金給付施策である本事業の有効性は高い状況です。 ・「子ども・若者応援基金」を活用し、オンラインプログラムの「Stanford e-Kawasaki」を実施したほか、市内企業と連携し「かわさきジュニアベンチャースクール」、慶應義塾大学と連携し実施する「プログラミング×AI×ドローン」プログラム、東京大学・日本IBMと連携し実施する「Kawasaki Quantum Summer Camp」を開催することで、子どもたちの「挑戦の後押し」のほか、「機会格差の解消」及び「地域で支える」を基金活用の柱として、事業を行いました。 ・市総合計画第4期実施計画の策定に合わせ、令和8年度以降に取り組むべきこども施策をより一体的に推進するため、「市町村こども計画」の位置づけも加えた「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」を令和8年3月に策定し、ライフステージを通した切れ目のないこども・若者及び子育て支援を進めていきます。

子ども・子育て会議からの意見・評価	≪子どもの権利≫ ・子どもの権利施策推進事業については、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や広報強化期間における啓発、講師派遣事業の拡充などにより、子どもの権利に関する理解促進に継続して取り組んでいることを評価します。特に、講師派遣事業の参加人数が目標を大きく上回っていることを高く評価します。一方で、子ども及び大人の条例認知度については低下傾向が見られることから、従来手法の効果を検証しつつ、対象に応じた効果的な広報啓発の工夫を望みます。 ・人権オンブズパーソン運営事業については、子どもの相談件数が増加する中で、相談者に寄り添った相談・救済活動を実施し、相談カードの配布や子ども教室の開催等により制度周知に取り組んでいることを評価します。今後も、子どもが安心して相談できる体制の充実と関係機関との連携強化を期待します。また、「子ども・若者の“声”募集箱」に多くの意見が寄せられ、市の考え方等をフィードバックしていることを評価します。今後は、寄せられた意見が施策にどのように反映されたかを分かりやすく示す取組を期待します。 ≪子育てを社会全体で支える≫ ・男女共同参画事業については、審議会等委員の女性比率の上昇や「かわさき☆えるぼし」認証企業数の増加など、男女共同参画の推進に向けた取組を評価します。一方で、男女共同参画かわさきフォーラムの参加者数が目標を下回っていることから、開催方法や広報手法を工夫し、より多くの市民が参加しやすい取組となることを望みます。 ・地域子育て支援事業については、地域子育て支援センターの利用人数が目標を上回り、利用者満足度も高い水準を維持していることに加え、ふれあい子育てサポートセンターのヘルパー会員数及び利用者数が増加していることを高く評価します。地域における子育て支援活動の参加数については目標を下回っていることから、ボランティアの受入拡充や担い手の確保を望みます。 ・小児医療費助成事業及び児童手当支給事業については、対象者への適正な支給を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減に寄与していることを評価します。また、小児医療費助成制度の対象年齢拡大及び一部負担金の廃止に向けた取組は、子どもが安心して必要な医療を受けられる環境づくりに資するものとして高く評価します。 ・児童福祉施設等の指導・監査については、実際の指導監査対象施設すべてに対して監査を実施するとともに、会計研修を通じて施設運営の適正化と人材育成に取り組んでいることを評価します。今後も、指導監査の質の確保と施設支援の充実を期待します。 ・子ども・若者未来応援事業については、第3期プランを策定し、令和8年度以降のこども施策を一体的に推進する基盤を整えたことを評価します。また、「子ども・若者応援基金」を活用し、子ども・若者の挑戦の後押し、機会格差の解消、地域で支える取組を進めていることを評価します。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪子どもの権利≫ ・子どもの権利の普及啓発については、「かわさき子どもの権利の日」を中心とした広報、パンフレットやホームページ、デジタルサイネージ等の多様な媒体の活用について、アクセス解析結果等を活用し、対象者や媒体の特性を踏まえ、より分かりやすく届きやすい周知方法を工夫し、条例認知度の向上につながる取組を進めます。 ・人権オンブズパーソン運営事業については、相談件数や継続相談の増加を踏まえ、相談者に寄り添った支援を継続するとともに、学校、関係機関、庁内関係部署との連携を強化し、子どもが安心して相談できる環境づくりを進めます。 ・「子ども・若者の“声”募集箱」については、意見募集の周知を継続するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方や施策への反映状況を分かりやすく発信し、子ども・若者が意見表明・参加の意義を実感できる仕組みとなるよう改善します。 ≪子育てを社会全体で支える≫ ・男女共同参画事業については、審議会等委員の女性比率向上に向けた庁内所管部署への働きかけを継続するとともに、男女共同参画かわさきフォーラムについて、テーマ設定、広報手法、開催方法を検証し、より多くの市民が参加しやすい実施方法を検討します。 ・地域子育て支援事業については、地域子育て支援センターの相談機関としての機能向上を図るとともに、子育てアプリやガイドブック等を活用した情報発信を継続します。ふれあい子育てサポート事業については、登録しやすい環境整備を継続し、会員確保と利用促進に取り組みます。また、地域における子育て支援活動については、感染症の流行状況等も踏まえながら受入人数を拡充することを検討するなど、ボランティアが活動しやすい環境づくりや担い手確保に向けた取組を進めます。 ・小児医療費助成事業については、令和8年9月からの制度拡充に向けて、分かりやすい周知、円滑な申請・更新手続、適正な資格確認を行い、子どもが安心して必要な医療を受けられる環境づくりを進めます。児童手当支給事業については、制度内容や申請手続について分かりやすく周知し、対象者への適正かつ円滑な支給を継続します。 ・児童福祉施設等の指導・監査については、施設の運営状況や新設・閉園の状況を踏まえ、適切な指導監査を実施するとともに、会計研修等を通じて施設運営の適正化と人材育成を支援します。 ・子ども・若者未来応援事業については、第3期川崎市こども・若者の未来応援プランに基づき、切れ目のないこども・若者支援及び子育て支援を一体的に推進します。また、「子ども・若者応援基金」を活用し、子ども・若者の挑戦の後押し、機会格差の解消、地域で支える取組を効果的に進めます。

施策の方向性Ⅰ　子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策2　子どものすこやかな成長の促進**
施策の概要	妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。 また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。
計画期間における主な方向性	≪安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり≫ ・妊産婦や子育て家庭が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援の充実に取り組むとともに、母子健康手帳交付時からの相談・支援、妊婦・乳幼児健康診査事業の実施などにより、支援の必要な家庭を早期に把握し、地域の関係機関と連携しながら、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。 ≪子ども・若者の健やかな成長≫ ・子どもが多くの人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら健やかに成長していけるよう、様々な体験や経験ができる機会の創出に向け、地域や関係機関等と連携を図りながら、こども文化センターを活用し、子どもたちの意見や地域の特性等を踏まえた子どもの居場所づくりに取り組みます。 ・わくわくプラザ事業については、利用者のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流の充実に向けた取組を進め、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めていきます。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）	事業費決算額（見込）（単位：千円）	
	(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業	2,338,678	1,815,851	
	(2)	母子保健指導・相談事業	1,525,251	1,459,707	
	(3)	救急医療体制確保対策事業	1,156,640	1,106,583	
	(4)	青少年活動推進事業	43,939	43,931	
	(5)	こども文化センター運営事業	4,751,956	4,839,184	
	(6)	わくわくプラザ事業	201,906	160,677	
	(7)	青少年教育施設の管理運営事業	468,575	471,372	
	(8)	いこいの家・いきいきセンターの運営	1,080,496	1,025,177	
	(9)	自治推進事業	5,345	4,852	

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	**乳幼児健診の平均受診率** 説明：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢（3～4か月児・1歳6か月児・3歳児）における「（健康診査受診実人数／健康診査対象人数）×100（%）」の平均値	目標	97.8	97.8	97.8	97.8%以上	%
			実績	97.3	96.7	97.4	96.3	
2	成果指標	**子育てが楽しいと思う人の割合** 説明：1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒の生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	目標	97.8	97.8	97.8	97.8%以上	%
			実績	97	97.7	97.8	98	
3	成果指標	**わくわくプラザの登録率** 説明：わくわくプラザ登録者数／対象児童数×100（%）	目標	49.5	50	50.5	51%以上	%
			実績	34.0	41.0	45.8	49.5	
4	成果指標	**わくわくプラザ利用者の満足度※10点満点** 説明：「わくわくプラザ利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目（10段階）の平均値	目標	－	7.85	－	8.0点以上	点
			実績	－	7.61	－	7.74	
5	成果指標	**こども文化センターの延べ利用者数** 説明：市内58か所のこども文化センターの年間利用者数（延べ数）	目標	1,333,000	1,490,000	1,660,000	1,830,000人以上	人
			実績	1,315,384	1,613,112	1,782,933	1,944,633	

実績が目標を下回った指標

指標名・理由・今後の取組

（指標名）乳幼児健診の平均受診率
（理由）（乳幼児健診の平均受診率）乳幼児健診未受診の主な理由は、持病等があり集団健診の受診が困難な場合や保護者都合が主な理由です。
（今後の取組）未受診者に対しては、再度受診勧奨等を行い未受診の理由の把握に努め、個別対応を行いました。また、令和8年度から、集団健診の受診が困難な児については、個別健診で対応できるよう調整しました。

（指標名）わくわくプラザの登録率
（理由）登録率については低学年が高く、学年が上がるにつれて活動場所が広がり、わくわくプラザ以外の場所で放課後の時間を過ごす児童が増加するため減少する傾向があります。そのため、全体で見た場合には目標にわずかに届きませんでしたが、登録率は年々上昇しています。
（今後の取組）区分制導入に向けた取組を推進し、プラザ室の過密化の解消等を図り、環境改善を行うことで高学年を含めた児童の登録率向上に努めます。

（指標名）わくわくプラザ利用者の満足度
（理由）満足度についても目標に届きませんでしたが、年々上昇しています。また、今年度より全施設において学校長期休業期間中の昼食提供サービスを試行実施しており、利用児童保護者の負担軽減を図りました。
（今後の取組）引き続き利用者ニーズの把握に努め、利用者満足度の向上に努めてまいります。

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図るため、妊産婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施しています。	①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 ②妊産婦健康診査の費用の一部助成の実施 ③各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施 ④聴覚及び視覚健診の実施 ⑤先天性代謝異常等検査事業の実施 ⑥乳幼児健康診査未受診者のフォローの実施 ⑦医療機関と連携した健診後の要支援家庭への支援	①不妊不育に関する相談は、各区地域みまもり支援センター及び委託事業者である不妊・不育専門相談で継続実施しており、令和7年度は41人の専門相談を実施しました。 ②妊婦健康診査は、令和7年7月から受診券方式とし、健診結果を行政側も把握する仕組みを構築し、医療機関との連携を強化し支援を必要とする妊婦への対応を強化しました。また、妊婦健康診査費用に対する妊婦一人あたりの助成額を増額し、安心して妊娠継続できるよう制度を整えました。 ③⑥令和7年1月から1か月児健康診査の費用補助を開始し、疾病の早期発見及び支援を必要とする家庭の早期発見に努めました。乳幼児健康診査は、関係機関と連携し、受診者数は51,933人、受診率96.3%でした。持病等があり集団健診の受診が困難な乳幼児や里帰り等で期日内の受診が困難等の事情で未受診の場合もあり受診率は目標値に達していません。未受診者に対しては、再度受診勧奨等を行い未受診の理由等の把握に努め、個別対応を行いました。令和8年1月から集団健診のDX化を進め、先行2区である幸区・高津区において、デジタル受診票の提出とタブレットを活用した健診の運用に変更しました。 ④新生児聴覚検査事業の受診率は97.5%であり、関係部署等と連携しながら年長児の支援を充実させました。また、3歳児において、視聴覚検査や視覚検査を安定的に実施しました。 ⑤令和6年度から拡大マススクリーニング事業として引き続き実証事業に参加し、安定的運営が行えるよう神奈川県域で連携を行いました。 ⑦医療機関や関係機関等と定期的な連絡会議等を活用し、情報共有等切れ目ない支援となるよう努めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

			特定不妊治療費の助成件数	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	治療費の助成件数 （令和4年度からの特定不妊治療の保険適用に伴い助成廃止。令和4年度は経過措置期間中。なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）		目標	3,017	－	－	－	件
				実績	2,022	－	－	－	
			妊産婦健康診査の助成件数	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	契約医療機関での助成件数及び里帰り出産等で利用した償還払いによる助成件数の合計数 （なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）		目標	142,335	146,343	147,134	126,335	件
				実績	144,957	140,235	135,911	137,627	
			乳幼児健康診査の受診者数	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	3～4か月、7か月、1歳6か月、3歳（3歳6か月児対象）、5歳の各健康診査の受診者の合計数		目標	57,503	57,233	56,491	52,726	人
				実績	57,041	54,599	52,638	51,933	
			乳幼児健診の平均受診率	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	各健診（3か月児・1歳6か月児・3歳児）における「（健康診査受診者数／健康診査対象者数）×100（%）」の平均値		目標	97.8	97.8	97.8	97.8	%
				実績	97.3	96.7	97.4	96.3	
			子育てが楽しいと思う人の割合	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	1歳6か月児健診における問診票で、「お子さんと一緒の生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」又は「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合		目標	97.8	97.8	97.8	97.8	%
				実績	97	97.7	97.8	98	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	母子保健指導・相談事業	思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	①思春期の心と身体の健康教育の実施 ②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ③各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 ④新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施 ⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導）の実施 ⑥産前産後におけるサポートの実施 ⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施 ⑧出産・子育て応援事業の実施	①市内小中高校の生徒と教員を対象に、助産師等による思春期健康教育の講座を実施しました。（参加人数：9,167人） ②妊婦等包括相談支援事業として妊娠届出時面談において、妊娠出産に係る情報提供や保健指導を行い、支援を必要とする妊婦の早期支援に努めました。また、妊娠届出や出生連絡票の提出をかわさき子育てアプリから可能にしました。（妊娠届出数：12,158件、うちアプリからの申請数：1,739件） ③両親学級は区役所及び委託事業として市看護協会と助産師会で実施しており、対面方式やオンライン等対象者が参加しやすい手法を取り入れました。（参加者数：6,664人） ④乳児家庭全戸訪問を確実に実施し、必要な場合は里帰り先自治体と連携しました。（訪問実施率：98.8%） ⑤育児不安が強い場合や虐待の恐れがある場合等は継続的な支援を行い、課題の解決や安定した生活及び育児が行えるよう支援を行いました。（養育支援訪問実施数：3,185件） ⑥産後ケア事業は、産後間もない母子が安全に利用できるよう、実施施設に対して安全ガイドラインを提示し共有を図りました。（実施延数：7,704件） ⑦産前・産後で体を休めたい時などに利用できるヘルパー派遣事業は、サービス提供者が妊産婦についての理解を深めサービス提供に活かせるよう研修会を実施しました。（利用実績：5,005件） ⑧妊娠届出や乳児家庭全戸訪問時の面談を活用し、妊産婦やその家族に必要な情報提供を行うとともに、適切な支援を実施しました。また、経済的支援として妊婦のための支援給付を確実に行いました。（支給件数：21,766件）	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

			新生児訪問等の実施率	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施率	目標	94.9	94.9	94.9	94.9	%
			実績	95.8	99.2	99	98.8	

			思春期の心と身体の健康教育の参加人数	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	学校等で思春期の児童を対象として実施する集団での健康教育の参加数	目標	6,200	6,600	7,000	7,300	人
			実績	3,747	6,737	8,964	9,167	

			両親学級の参加人数	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	各区役所等で実施する両親学級の参加数	目標	4,500	4,600	4,600	4,700	人
			実績	5,721	6,575	6,396	6,664	

			養育支援訪問（乳幼児訪問指導）の実施件数	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	継続的な支援が必要な子育て家庭等の訪問数	目標	2,077	2,097	2,129	3,008	人
			実績	2,327	2,886	2,868	3,185	

			産後ケア事業の利用人数	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	宿泊型、訪問型、来所型の産後ケアの利用人数	目標	2,000	2,150	2,300	6,846	人
			実績	1,949	2,504	5,558	7,704	

			産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用者数	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	出産前後で体調不良等がある妊産婦へのヘルパー派遣数	目標	2,650	3,000	3,000	3,000	人
			実績	3,358	4,133	4,768	5,005	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	救急医療体制確保対策事業	救急病院、休日(夜間)急患診療所、総合(地域)周産期母子医療センター、歯科保健センター等に対する運営支援を行います。また、救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターを着実に運営します。	①救急病院や医師会による休日(夜間)急患診療所の運営に対する支援の実施 ②歯科保健センター等の運営に対する支援の実施 ③3診療所体制の検証、検証結果を踏まえた歯科保健センター等のあり方の検討 ④総合(地域)周産期母子医療センターの運営に対する支援の実施 ⑤救急医療情報センターの運営及び役割や機能の整理 ⑥救急医療電話相談事業の事業効果の確認	①病院群輪番制病院運営事業、救命救急センター、小児急病センター等に対する運営支援を行い、救急医療体制を確保しました。また、医師会が運営する休日(夜間)急患診療所に対する運営支援を行い、安定的な運営を確保しました。休日急患診療所の患者数は減少傾向にありますが、急激に増加したインフルエンザ感染症患者の受入れに最善を尽くして対応するなど、公的診療所としての役割を果たしました。 ②GWと年末年始の急患歯科診療事業等に対する運営支援を行い、地域ニーズに応じた歯科救急医療体制を確保しました。 ③歯科保健センターと一般診療所、病院との機能分担や連携方法など、歯科保健センター等の今後のあり方について歯科医師会と定期的に意見交換を行いました。 ④総合(地域)周産期母子医療センターの運営を支援することにより、周産期病床(NICU病床)の安定的な運営を図るとともに、周産期医療ネットワークに基づく周産期医療機関の適切な連携により、分娩のリスクに応じた医療を提供できる体制を確保しました。 ⑤救急医療情報センターでは、医療機関への丁寧な取次サービスを実施するなど円滑な医療機関案内に努めました。神奈川県が実施している救急医療電話相談事業(#7119)と一部機能が重複し、受信件数が大幅に減少したことから、役割や機能を整理し、令和7年度末で事業を終了しました。 ⑥神奈川県が実施している救急医療電話相談事業(#7119)については、より良いサービスとなるようオペレーターの資質の向上や、緊急度判定の検証を行うなど、市内医療機関等の意見を集約し、県に対し継続して申入れを行った結果、緊急度判定の向上など改善が図られました。また、市民が適切に当該事業を利用できるよう、市政だよりやSNS等を活用して広く周知を行った結果、市民の利用実績は令和6年度13,055件(R6.11～R7.3)、令和7年度46,050件)となっており、救急医療情報センターの代替としての役割を担っているものと考えています。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

休日(夜間)急患診療所患者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	休日(夜間)に診療を行っている休日(夜間)急患診療所の患者数	目標	9,685	9,685	9,685	9,685	人
			実績	15,636	30,494	26,574	21,149	

年末年始等急患歯科診療患者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	年末年始等に歯科診療を行っている歯科保健センター等の患者数	目標	391	391	391	391	人
			実績	451	334	384	474	

救急医療情報センターにおけるオペレータ受信件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	急な病気やけがをした場合、電話により、これから受診できる医療機関(歯科を除く)を24時間365日対応により案内している救急医療情報センターにおいて、オペレータが電話を受けた件数	目標	53,948	53,948	53,948	53,948	件
			実績	60,778	57,574	49,821	35,203	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	青少年活動推進事業	青少年指導員による活動を支援するとともに、子ども会をはじめとした青少年団体と連携した取組を進めます。 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく青少年フェスティバル等を実施し、社会活動への参加を促進します。 各種団体等と連携した健全な育成環境づくりを進めます。	①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ③「二十歳を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通した青少年の社会参加の促進 (「二十歳を祝うつどい」協力運営ボランティア人数:120人以上、「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数:165人以上) ④青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進	①青少年団体への支援については、各団体の行事や研修会、広報活動等に対して支援するほか、運営等についての相談に応じて助言やサポートを行いました。 ②青少年の健全な育成環境づくりの推進については、青少年の健全な育成環境推進協議会の開催のほか、広報啓発活動やこども110番事業情報交換会の開催、各運営主体からの様々な相談に対応しました。 ③「二十歳を祝うつどい」については、積極的な企画立案が行われ、前年度同様、目標値を超える132人が協力運営ボランティアとして参加しました。「青少年フェスティバル」では、実行委員や前日・当日運営スタッフ199人が参加し、8か月(うち、本番前1か月はほぼ毎週土日祝)に及ぶ期間、高校生や大学生を中心とした16名の実行委員による企画立案が積極的に行われました。 ④各区青少年指導員連絡協議会と連携し、活動の活性化に向けて支援しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

「二十歳を祝うつどい」協力運営ボランティア人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	「二十歳を祝うつどい」のサポーター、当日の運営スタッフ等として「二十歳を祝うつどい」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	目標	120	120	120	120	人
			実績	133	133	139	132	

「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	「青少年フェスティバル」の実行委員、当日の運営スタッフ等として「青少年フェスティバル」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	目標	165	165	165	165	人
			実績	137	190	145	199	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	こども文化センター運営事業	概ね中学校区に1か所で運営しているこども文化センターにおいて、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点として、市民の地域活動を支援します。	①子どもに対する意見聴取の実施、地域特性やニーズ等の把握、それらを踏まえた放課後等の子どもの居場所に係る方向性等の検討及び検討結果に基づく取組の推進 ②こども文化センターの適切な管理運営及び修繕の実施 ③川崎区役所及び支所の機能再編に合わせた支所庁舎との新複合施設の管理運営手法等の検討・調整	①思春期の子どもの居場所づくりを進めるため、大師こども文化センターにおいて、参加した子どもたちの声を聴くことを目的とした「放課後カフェ」の取組を夏季休業中に試行的に実施しました。 ②オンラインや対面でのイベントの実施など事業内容を工夫して実施するとともに、学校や地域団体、企業、他自治体と連携することにより、地域における子どもの身近な居場所の確保、乳幼児の子育て家庭や市民の地域活動の支援を行いました。修繕については、中野島こども文化センターの空調設備補修工事、浅田こども文化センターのトイレ水漏改修工事等適切に実施しました。 ③大師こども文化センター及び田島こども文化センターの新複合施設への機能継承に向け、関係局と協力し、効率的・効果的な運営手法や施設整備等の検討を進め、指定管理者の公募資料等の調整を行いました。また、大師地区複合施設は指定管理者が選定されるとともに、田島地区複合施設は整備等業者が選定され、指定管理者の公募が実施されました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

こども文化センターの延べ利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数(延べ数)	目標	1,330,000	1,490,000	1,660,000	1,830,000	人
			実績	1,315,384	1,613,112	1,782,933	1,944,633	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
（6）	わくわくプラザ事業	小学校の特別教室や敷地内施設を活用し、校外に移動することなく、全ての児童に安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う人材を育成する観点から、地域ボランティア等の人材などを活用し、多様な体験・活動の機会を提供します。	①利用者ニーズを踏まえた取組の推進 ②子育て支援・わくわくプラザ事業の実施	登録率については低学年で見た場合目標値を大幅に上回っていますが、学年が上がるにつれて活動場所が広がり、わくわくプラザ以外の場所で放課後の時間を過ごす児童が増加するため急激に減少する傾向があることから目標を下回りました。 満足度についても目標に届きませんでしたが、年々上昇しています。また、今年度より全施設において学校長期休業期間中の昼食提供サービスを試行実施しており、利用児童保護者の負担軽減を図りました。 ①わくわくプラザ室の過密化の解消等に向けた試行的取組を犬蔵小学校で実施しました。 ②全市立小学校115校で実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

わくわくプラザの登録率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	わ くわくプラザ登録者数／対象児童数	目標	49.5	50	50.5	51	%
			実績	34.0	41.0	45.8	49.5	

わくわくプラザ利用者の満足度			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「わくわくプラザ利用者アンケート」（ 無作為抽出利用者2,000人）における各質問項目（10段階）の平均値 ※10点満点	目標	－	7.85	－	8	点
			実績	－	7.61	－	7.74	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	青少年教育施設の管理運営事業	研修施設・宿泊施設・野外活動施設・子どもの活動の拠点等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。	①八ケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施（利用人数：96,000人以上） ②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施（利用人数：31,000人以上） ③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベントの実施（利用人数：92,000人以上） ④青少年の家における団体宿泊活動等の実施（利用人数：34,000人以上）	①八ケ岳少年自然の家において、団体宿泊訓練や自然に親しむ活動等を取り組みましたが、自然教室の他施設の活用等の影響により、利用人数が目標を下回りました。（利用人数：79,005人）今後は、他自治体の受入れが行えるよう効果的な広報活動をする等、可能な限り利用人数の維持に向けた取組を実施しながら、利用促進に向けて取り組みます。 ②黒川青少年野外活動センターにおいて、野外自然体験活動等を実施しました。また、小中学校や大学に対する働きかけやSNSを活用した広報活動の強化を行いながら利用促進を図りましたが、利用者数が目標値を下回ることとなりました。今後は、新規事業やSNS等を活用した広報活動に一定の成果が見られることから、利用者ニーズを踏まえた魅力ある事業を企画・実施し、新規利用者の獲得と継続利用の促進につなげていきます。（利用人数：18,712人） ③子ども夢パークでは、子どもを中心とした様々なイベントの実施に加え、SNSを活用した広報活動の強化を行い、新規利用の促進につながりました。新規利用の促進につなげましたが、利用者人数は、昨年度を上回ったものの、目標値は下回りました。今後も、様々なイベントの開催やSNS等を活用した広報活動の強化を図りながら、利用促進に向けて取り組みます（利用人数：69,774人） ④青少年の家においては、SNS等の開設や地域の小中学校等へ事業の案内活動を行い、広報活動の強化並びにパラスポーツ体験事業及び親子向け事業の充実を図ったことから、目標値を上回る結果となりました。（利用人数：40,212人）	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

八ヶ岳少年自然の家の利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な青少年の育成を図る八ヶ岳少年自然の家の利用人数	目標	96,000	96,000	96,000	96,000	人
			実績	86,268	90,246	89,669	79,005	

黒川青少年野外活動センターの利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もって青少年の心身の健やかな発達に寄与する黒川青少年野外活動センターの利用人数	目標	31,000	31,000	31,000	31,000	人
			実績	13,133	15,851	19,464	18,712	

子ども夢パークの利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	子どもが遊び夢を育む場と子どもの活動拠点・居場所を提供し、子どもの自主的・自発的な活動を支援する子ども夢パークの利用人数	目標	92,000	92,000	92,000	92,000	人
			実績	68,309	72,052	69,654	69,774	

青少年の家の利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る青少年の家の利用人数	目標	34,000	34,000	34,000	34,000	人
			実績	26,831	34,347	35,981	40,212	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(8)	いこいの家・いきいきセンターの運営	いこいの家・いきいきセンターの運営を通じて、高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図ります。	①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営 ②いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）に基づく施設の老朽化対策や有効活用等の実施 ③いこいの家・いきいきセンターの移転・整備 ・中原いきいきセンターの移転整備に向けた検討 ・川崎区役所及び支所再編に合わせた、新複合施設の管理運営手法等の検討、調整 ④多世代交流を含む地域交流の促進を目的とした事業の実施	①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営を適切に実施しました。新しい指定管理期間の中で、デジタル化に対応したスマホ教室等の取組の実施などにより新規利用者の獲得に努め、前年度から利用者が3%程度増加したものの、目標値を下回りました。引き続き、多様なニーズに合わせた講座を実施するなど、利用者増加に努めてまいります。 ②施設の老朽化対策等に係る補修工事（2か所）及び長寿命化予防保全工事（2か所）を実施しました。 ③いこいの家・いきいきセンターの移転・整備については次のとおり実施しました。 ・中丸子いこいの家について、JR南武線立体交差事業に伴い仮移転を行う必要があったことから、仮移転を行い、令和7年10月から移転先での運営を開始しました。 ・中原いきいきセンターについては、引き続き、日本医科大学と移転に向けて設計内容、スケジュール、協定内容等について調整を行いました。 ・支所再編に伴う大師いこいの家及び田島いこいの家の移転に向けて、庁内関係部署や関係団体等と協議を行い、業務要求水準書等を確定し、整備事業者の公募及び選定を行い、仕様書等を確定し、指定管理者の公募及び選定を行いました。 ④多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業を指定管理事業として実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

			多世代交流をはじめとした地域交流事業実施館数	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	多世代交流をはじめとした地域交流事業に関する取組みの実施館数		目標	55	55	55	55	館
				実績	52	55	55	55	
			いこいの家及びいきいきセンターの利用者数	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	いこいの家48館及びいきいきセンター7館の年間利用者数		目標	867,000	867,000	867,000	867,000	人
				実績	524,357	573,283	639,393	659,533	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(9)	自治推進事業	自治基本条例の理念の浸透を図るため、区役所や関係施設のモニター等を活用した周知・広報を行っています。また、パブリックコメント手続及び住民投票制度を適切に運用するとともに、制度の浸透に向けて、同様に周知・広報を行っています。さらに、市民参加の促進を図るための具体的な手法について、継続的な検討を行っています。	①区役所や関係施設のモニター等を活用した自治基本条例の理念等の周知・広報 ②主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催 ③パブリックコメント手続及び住民投票制度の適切な運用	①各区役所のモニターや川崎駅周辺のデジタルサイネージを活用した広報を計6回、二十歳を祝うつどいでのスクリーンを活用した広報を行いました。 ②市内在住・在学等の高校生が、地域や社会の未来づくりに挑戦する参加型イベント「川崎ワカモノ未来PROJECT」を実施し、23人が参加し、アンケートにおいて川崎市への関心が「とても高まった」、「高まった」と回答した人の割合が100%となりました。 ③全庁でパブリックコメント手続きが計59件実施され、遅滞なく事務処理を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅰ 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

			パブリックコメント手続の実施件数	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施した件数 ※この指標は実績を管理するためのものです。		目標	－	－	－	－	件
				実績	33	36	28	59	

総合的な評価	≪安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり≫ ・産婦健康診査や1か月児健康診査の一部費用助成を開始することにより、医療機関と連携し、支援を必要とする方の早期発見が可能になり、産後うつの予防や相談支援につなげることができました。また、妊娠期から産後の妊産婦等に対する妊産婦等包括相談支援事業を通じ、正しい情報発信を行うことで、産後のサービス利用につながり、産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用者増となりました。また、令和8年1月の子育てアプリのリニューアルに伴い、妊娠・出産に関する正しい情報をプッシュ型通知により、普及啓発に努めました。昨年度に引き続き、乳幼児健診等の受診勧奨を積極的に行い、児童や家庭の状況の把握、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発が促進され、妊産婦や子育て家庭に対し、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援につながり、保護者の子育てに関する不安の軽減につながり、産後うつや虐待の予防となりました。 ≪子ども・若者の健やかな成長≫ ・こども文化センター運営事業については、利用人数は目標を上回り、学校や高齢者施設、地域団体等との連携を行うなど、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成や市民活動の拠点としての活用が図られています。これらの取組を行った結果、児童にとって、様々な経験や体験ができる機会が創出されました。 ・わくわくプラザ事業については、わくわくプラザの登録率及び満足度が計画期間を通じて目標を下回りましたが、四半期ベースで見ると徐々に回復傾向にあり、全ての小学生にとって、安全・安心な放課後の居場所として、大きな役割を果たしました。今後、プラザ室の過密化の解消等を図りつつ、小学生の安全・安心な放課後の居場所の提供を行います
子ども・子育て会議からの意見・評価	≪安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり≫ ・妊婦健康診査の助成額の増額や受診券方式の移行、1か月児健康診査の費用補助の開始など、経済的支援と医療機関との連携を強化し、支援を必要とする妊産婦・乳幼児家庭の早期把握と切れ目のない支援に取り組んだことを評価します。また、乳児家庭全戸訪問の実施率をはじめ、思春期健康教育の参加者数、両親学級の参加者数、養育支援訪問の実施件数、産後ケア事業の利用人数、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用件数が目標を上回っており、妊娠・出産期から乳幼児期までの相談・支援を着実に実施したことを評価します。 ・一方で、乳幼児健診の平均受診率が目標に達していないことから、未受診者への受診勧奨や個別支援を引き続き丁寧に行い、支援が必要な家庭の早期把握につなげることを期待します。 ・救急医療体制確保対策事業については、子どもや子育て家庭を含む市民が急な病気やけがの際に必要な医療につながる体制を確保していることを評価します。今後も、県の救急医療電話相談事業「#7119」等の周知を含め、関係機関と連携しながら、適切な相談・受診につながる取組の継続を期待します。 ≪子ども・若者の健やかな成長≫ ・青少年フェスティバルや二十歳を祝うつどいを通じ、青少年が企画・運営に主体的に関わる機会を確保し、青少年フェスティバルの協力運営ボランティア数及び二十歳を祝うつどいの協力運営ボランティア数が目標を上回っており、社会参加の促進につながる取組を実施したことを評価します。 ・こども文化センターについては、学校、地域団体、企業等との連携や放課後カフェの試行等により、地域における子どもの身近な居場所づくりを進め、延べ利用者数が目標を上回っていることを高く評価します。 ・わくわくプラザについては、登録率及び満足度が目標を下回っていますが、いずれも年々上昇しており、学校長期休業期間中の昼食提供サービスの試行や、利用ニーズに応じた区分制導入に向けた検証を進めたことを評価します。今後は、プラザ室の過密化や活動内容の充実など、利用者の満足度向上に向けた取組を期待します。 ・青少年教育施設やいこいの家・いきいきセンターについては、利用者数が目標を下回る施設がある一方、新たな体験プログラムやSNS等を活用した広報、多世代交流事業等を実施していることから、引き続き利用促進と多様な体験・交流機会の充実を望みます。 ・自治推進事業については、「川崎ワカモノ未来PROJECT」等により、若者が市政や地域課題について考え、意見を表明する機会を設けていることを評価します。今後も、若者が参加しやすい対話や地域参加の機会づくりを進めることを期待します。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり≫ ・妊婦健康診査の受診券方式への移行や1か月児健康診査、産婦健康診査等を安定的に運用し、健診結果を活用した医療機関との連携を進めることで、支援を必要とする妊産婦・乳幼児家庭を早期に把握し、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援を継続します。乳幼児健診の平均受診率が目標を下回っていることを踏まえ、対象者に対して必要な情報提供を行い、より多くの方が受診できるよう広報の充実を図ります。また、未受診者に対する再勧奨、電話相談、家庭訪問等を丁寧に実施し、未受診理由の把握と個別支援につなげます。 ・妊婦等包括相談支援事業、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、産後ケア事業、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等については、利用実績やニーズを把握しながら、必要な家庭が適切な支援につながるよう周知と相談体制の充実を図ります。また、かわさき子育てアプリや健診DXを活用し、妊娠・出産・育児に関する情報発信と手続の利便性向上に取り組みます。 ・救急医療体制については、休日急患診療所、小児急病センター、周産期母子医療センター等への運営支援を継続し、県の救急医療電話相談事業（#7119）との役割分担を踏まえながら、急な病気やけがの際に市民が適切な相談・受診につながる体制を確保します。 ≪子ども・若者の健やかな成長≫ ・青少年活動推進事業については、青少年団体や青少年指導員、地域団体等との連携を継続し、二十歳を祝うつどいや青少年フェスティバル等を通じて、青少年が主体的に企画・運営に関わり、社会参加や多様な人との交流を経験できる機会を充実させます。 ・こども文化センターについては、子どもの声や地域特性を踏まえた居場所づくりを推進し、学校、地域団体、企業、他施設等との連携により、多様な体験・活動機会を創出します。新複合施設への機能継承に向けた調整や、施設の適切な維持管理・修繕を進め、地域における子どもの身近な居場所としての機能強化を図ります。 ・わくわくプラザについては、登録率及び満足度が目標を下回っていることを踏まえ、利用者ニーズを把握しながら、区分制導入に向けた検証、学校長期休業期間中の昼食提供サービスの試行結果の確認、活動内容の充実、プラザ室の過密化への対応等を進め、安全・安心で魅力ある放課後の居場所づくりに取り組みます。 ・青少年教育施設については、各施設の特性を活かした体験プログラムの充実、学校・大学・地域団体への働きかけ、SNS等による広報強化により、利用人数の回復と青少年の多様な体験機会の拡充を図ります。 ・いこいの家・いきいきセンターについては、地域包括ケアシステム推進ビジョン及び今後のコミュニティ施策の基本的な考え方等を踏まえ、地域の方々により幅広く活用される施設となるよう、引き続き地域交流機能の充実を図ります。 ・自治推進事業については、若者向けイベントにSNS等や動画の積極的活用を進めるとともに、より一層、大学生や地域の大人たちにメンターとして企画運営や高校生の伴走支援に関わってもらうことで、市民の主体的な活動による地域の持続的な発展に向け取り組んでいきます。

施策の方向性Ⅰ　子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策3　学校・家庭・地域における教育力の向上**
施策の概要	家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・能力の向上を図るための取組を推進します。 また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。
計画期間における主な方向性	≪学校の教育力の向上≫ ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充することで、地域が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。 ・区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細かに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。 ・ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・能力の向上に取り組みます。 ≪家庭・地域の教育力の向上≫ ・近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化がみられることから、家庭教育支援の輪をさらに広げ、支援対象を増やしていくため、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組みます。 ・各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援します。 ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けて取り組み、放課後の学習支援のほか、地域人材や、企業、大学などの人材を寺子屋先生として、様々な体験活動や世代間交流のプログラムを実施します。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）		事業費決算額（見込）（単位：千円）	
（1）	地域等による学校運営への参加促進事業		（1）	10,189	（1）	6,740
（2）	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		（2）	4,864,502	（2）	4,583,262
（3）	教職員研修事業		（3）	15,899	（3）	11,531
（4）	家庭教育支援事業		（4）	2,238	（4）	944
（5）	地域における教育活動の推進事業		（5）	49,026	（5）	34,225
（6）	地域の寺子屋事業		（6）	177,794	（6）	115,695

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（全国学力・学習状況調査）【小6】 説明：全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値 ※令和6年度から全国学力・学習状況調査において設問が削除されました	目標	58.5	59	59.5	60.0%以上	%
			実績	41.1	47.5	－	－	
2	成果指標	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（全国学力・学習状況調査）【中3】 説明：全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値 ※令和6年度から全国学力・学習状況調査において設問が削除されました	目標	34	36	38	40.0%以上	%
			実績	27.1	27.7	－	－	
3	成果指標	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小5】 説明：川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	目標	94	94	94	94.0%以上	%
			実績	93.3	82.2	84	83.4	
4	成果指標	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合（市学習状況調査）【中2】 説明：川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	目標	91	91.5	92.5	93.0%以上	%
			実績	90.9	81.1	81	81.7	
5	成果指標	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート） 説明：寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）	目標	92.75	93.5	94.25	95.0%以上	%
			実績	97.12	93.7	89.03	89.38	
6	成果指標	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合（家庭教育事業参加者アンケート） 説明：家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）	目標	92.625	92.75	92.875	93.0%以上	%
			実績	96.6	96.5	91.4	96.82	

実績が目標を下回った指標	指標名・理由・今後の取組
	（指標名）「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小5】【中2】 （理由）調査項目の質問の文言が一部変更したことによって、令和4年度と比べて減少しているが、小中学校ともほぼ昨年度と同様の数値を維持していることから、一定の成果があると捉えています。 （今後の取組）引き続き、児童生徒が安心・安全を感じられる居場所を創出し、わかる授業をはじめ、係活動・委員会活動等児童生徒の主体的な取組を重視した学校づくりを推進していきます。 （指標名）親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート） （理由）寺子屋コーディネーター・寺子屋先生1人あたりが対応する児童生徒の人数が増加したため、「親や先生以外の大人と話すことができた」と答える児童生徒の割合が、令和4年度と比較して減少していると考えられます。 （今後の取組）児童生徒がこれまで以上に寺子屋コーディネーターや寺子屋先生と触れ合うことができるよう、過去も含めた寺子屋先生養成講座受講者と既存寺子屋との積極的なマッチングの機会の創出や動画等を活用した広報・周知活動など、更なる担い手の確保に向けた取組を進めていきます。

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	地域等による学校運営への参加促進事業	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に普及し、地域に開かれた信頼される学校づくりと地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを推進します。	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営の推進 ②学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充（コミュニティ・スクール全校） ③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発	①学校運営の推進については、学校運営協議会等を活用し、保護者や地域住民等と学校の情報を共有しながら地域の特色を活かした学校づくりを進めました。 ②コミュニティ・スクール拡充について、学校運営協議会を新規に40校に設置しました。新規設置校を含めた176校のコミュニティ・スクールを訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら適正な運営確保のために、指導・助言を行いました。 ③実践成果の普及・啓発については、コミュニティ・スクール連絡会を開催するとともに、学校訪問や保護者や地域住民の代表が参加する地域教育会議等に参加し、リーフレットを活用して制度の効果的な活用について情報提供しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

学校運営協議会の設置校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）数	目標	56	96	136	175	校
			実績	48	92	136	176	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	・特色ある教育の充実や活性化を図るため、様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を生かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育みます。 ・各学校が、学校評価を活用して、自らの教育活動等について目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図ります。 ・地域の協力者の支援により、地域の特性を生かした教育活動を進めます。	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ②各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ③学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 ④小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 ⑤区における教育支援の推進 ⑥学校運営費の効率的・効果的な執行	①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。また、実施手法について、学校の負担が大きいことや、本来の目的に沿った事業展開を更に進めていくため、各学校の実施事業内容や予算執行状況を分析し、令和8年度以降の各学校における申請や審査方法、予算執行方法等を見直すための検討を行いました。 ②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係者評価を実施しました。 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを126校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。コーディネーターのなり手不足により目標値を下回りましたが、引き続き、保護者や地域の理解や協力を得ながら取組を進めます。 ④小中連携教育の推進については、小中連携教育担当者会での情報共有や小中連携教育実践報告での効果的な取組を共有しました。 ⑤区における教育支援の推進については、地域支援課や児童相談所等の関係機関と適切に連携して子どもの支援を行いました。一方、個人情報の紛失、部費の着服、不適切指導等の不祥事事案があったことから、再発防止に向けて個人情報や金銭の適正な管理、児童生徒への適切な指導の徹底を図っていきます。 ⑥各学校の特色に応じた予算調整を実施しました。	4 目標を下回った	B ややに貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

夢教育21推進事業の実施校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	夢教育21推進事業の実施校数	目標	179	179	179	180	校
			実績	179	179	179	180	

学校評価の実施校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	自己評価及び学校関係評価を実施した校数	目標	179	179	179	180	校
			実績	179	179	179	180	

ボランティアコーディネーターの配置校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	ボランティアコーディネーターの配置校数	目標	137	137	137	137	校
			実績	132	130	127	126	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	教職員研修事業	子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、経験年数の浅い教職員の資質・能力の向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。	①育成指標に基づく教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施 ②優秀な人材の確保に向けた、本市の教職を目指す人のためのかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施	①については、育成指標に基づく研修を計画、実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座90回、その他の必修研修を23講座60回、希望研修を37講座83回行い、計73講座233回実施しました。研修実施回数については目標値を上回りました。また、ライフステージに応じた研修の中に働き方改革の研修を追加しました。引き続き研修の充実に努めます。また、GIGA端末を効果的に活用し、データでの資料提供や同時編集を活用した協議等を行ったり、研修の目的や内容に応じて単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修を実施したりして、より効果的に教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。 ②については、9月から2月までの土曜日に6日間、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を実施し、講話講義等を6回、演習等を6回実施しました。講義等の内容を踏まえた演習等を実施することで、受講者の理解が深まるように工夫しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

研修実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	ライフステージに応じた研修とその他の必修研修、希望研修の回数	目標	230	230	230	230	回
			実績	227	230	228	233	

「輝け☆明日の先生」実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	講話講義等・演習等の実施回数	目標	12	12	12	12	回
			実績	12	12	12	12	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	家庭教育支援事業	子どものすこやかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援 ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 ④企業や地域団体等と連携した取組の推進 ⑤オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進	①市民館における家庭・地域教育学級については、19回開催し、目標を上回る学習機会の提供を行うことができました。 ②PTAによる家庭教育学級については、実施する各校PTAの活動の見直しが進む中で開催校が減り、79校での開催となりました。引き続き、各校PTAに個別の働きかけを行い周知徹底するなど、各校PTA活動の事情に応じた丁寧な支援に取り組んでいきます。 ③全市と各区において「家庭教育推進連絡会」を16回実施しました。家庭教育に関する好事例を横展開し、情報共有することができました。 ④⑤企業や地域団体等と連携した家庭教育支援講座については、年度内の実施には至りませんでしたが、新たに市内企業向けにメールで広報を行った結果、市内企業団体から問い合わせがあり、次年度の出張講座実施に向けた準備を行うことができました。また、家庭教育に関する学級・講座等では必要に応じてオンラインを併用し、より参加しやすい形で開催することができました。 よって、PTAによる家庭教育学級開催数は、目標を下回りましたが、家庭教育に関する学習機会の提供回数は目標を上回り、家庭教育推進連絡会の実施回数は目標を達成したことから、ほぼ目標どおり達成しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

PTAによる家庭教育学級開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	PTAの企画による家庭教育学級を開催した学校数	目標	163	163	163	163	校
			実績	111	108	98	79	

家庭教育に関する学習機会の提供回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供回数	目標	13	13	13	13	回
			実績	21	21	24	19	

家庭教育推進連絡会の実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	全市と各区における「家庭教育推進連絡会」の実施回数（全市と各区それぞれ2回）	目標	16	16	16	16	回
			実績	12	16	16	16	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	地域における教育活動の推進事業	各中学校区と各行政区に地域教育会議を設置し、地域による教育活動である「教育を語る集い」や「子ども会議」等を実施するとともに、「川崎市子どもの権利条例」に基づき、川崎市子ども会議を実施します。また、市内のスイミングスクールと連携して、子どもたちの泳力向上に向けた取組を進めます。	①川崎市地域教育ネットワークの構築に向けた地域教育ネットワーク推進会議の開催 ②地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 ③川崎市子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充 ④地域のスイミングスクール等と連携した泳力向上プロジェクトの実施	①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて、次期教育プランをテーマに会議を2回開催いたしました。 ②地域教育会議では、地域の緩やかなネットワークづくりを進めるため、全51中学校区中44中学校区で地域教育コーディネーターを設置しました。 ③子ども会議については、多くの子どもたちが話し合う機会や、地域団体や関係機関等の大人と子どもが話し合う機会を設けるなど、様々な企画を組み合わせて、子どもたちの意見表明の場を確保するとともに、子どもの声を行政をはじめとする社会全体で受け止めるための取組を実施しました。 ④市内32か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催し、多くの子どもたちの泳力向上に寄与しました。一方で、事業の主な対象となる小学校低学年の人数が減少する中、最大受講可能数2回のところ1回だけの受講者が増加したことや、年度途中に運営を休止したスクールがあったことから延べ参加者数が減少したため、参加者の追加募集等を行いました（令和7年度延べ参加者数1,992人）。	4 目標を下回った	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

子どもの成長や地域のことを考えるきっかけにつながった人の割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	地域教育会議の活動の参加者アンケートで、地域のことを考えるきっかけや子どもの豊かな成長につながると回答した人の割合	目標	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	%
			実績	95.8	95.3	99.4	97.1	

泳力向上プロジェクトの参加者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	市内のスイミングスクールと連携して実施する、泳げない子どもを対象とした水泳教室の参加者数	目標	2,830	2,830	2,830	2,830	人
			実績	3,296	2,965	2,548	1,992	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	地域の寺子屋事業	退職した教員、PTA、地域住民、学生などに寺子屋の先生を担っていただきながら、平日週1回放課後に実施している学習支援と、土曜日等月1回開催している体験活動を通して、多世代交流型の学びの場をつくります。	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ④地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進	①地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、目標値を下回っています。未開講の多いエリアにおいては、地域のキーパーソンとの面会を繰り返し、事業に興味・関心がある人材の紹介を受けるなどの取組を進めており、次年度以降の寺子屋開講を目指した担い手の掘り起こしが徐々に進められていることから、今後もさらに取組を推進します。また、地域の掲示板へのチラシ掲示や公共施設へのパネル展示等の広報展開により、寺子屋開講の機運づくりを行いました。 ②寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催し、うち2か所は中学校への展開、3か所は小・中学校への展開を視野に入れた開催とし、合計で151人の申込がありました。また、寺子屋情報交換会及び寺子屋先生スキルアップ研修を市内6か所でそれぞれ開催し、合計で139人の参加がありました。また、過去の受講者で現在も寺子屋に関われていない方にも働きかけを行い、人材確保を進めました。 ③既存の担い手のエンパワーメントや活動継続に向けた後押しとして、「寺子屋活動がもたらす心と体の健康」をテーマとした地域の寺子屋推進フォーラムを高津市民館で開催し、持続可能な寺子屋に向けた取組を進めました。 ④地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等として、外国につながる子ども向け寺子屋を市内5か所で実施し、日本語学習の支援を進めました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

地域の寺子屋の開設数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	小中学校への寺子屋の開設数	目標	93	117	141	166	箇所
			実績	89	95	99	102	

養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材の確保			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして、寺子屋の運営に関わる人の数	目標	1,250	1,500	1,750	2,000	人
			実績	1,181	1,151	1,275	1,354	

総合的な評価	≪学校の教育力の向上≫ ・学校運営協議会を新たに40校設置し、全ての市立学校がコミュニティ・スクールとなったことから、学校・家庭・地域が一体となって学校運営の課題を共有し、その解決に向けて取り組む基盤が整い、地域住民等と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現を推進することができました。 ・地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業については、小中担当者の情報交換の場を設け、小中連携教育を推進しました。また、地域支援課や児童相談所等の関係機関と連携し、支援を要する子どもへの対応を行いました。あわせて、学校ボランティアの配置に努め、地域の特性を活かした教育活動を推進しました。 ・教職員研修事業については、必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座90回、その他の必修研修を23講座60回、希望研修を37講座83回行い、計73講座233回実施し、研修実施回数については目標値を上回りました。ライフステージに応じた研修の中に働き方改革の研修を追加しました。また、GIGA端末を効果的に活用し、データでの資料提供や同時編集を活用した協議等を行ったり、研修の目的や内容に応じて単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修を実施するなど、より効果的に教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」については、９月から２月までの土曜日に６日間実施し、講話・講義等を６回、演習等を６回実施しました。講義等の内容を踏まえた演習等を実施することで、受講者の理解が深まる研修になりました。 ≪家庭・地域の教育力の向上≫ ・市民館等における家庭教育に関する事業では、全市一律ではなく各区の事情に応じて、行政（各区の地域みまもり支援センターなど）との連携や、地域の団体・グループ等（保育ボランティアグループなど）の参画を図ることにより、参加者にとって、子育てに関する学びだけでなく、身近な地域の団体・グループと知り合う機会となりました。また、地域でのつながりが生まれ、参加者の不安の解消等につながるなど、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めることができました。PTAによる家庭教育学級は実施する各校PTAの活動の見直しが進む中で昨年度の98校から79校に減少したものの、企業や地域団体等と連携した家庭教育支援講座について市内企業・団体等への広報を拡充したところ複数から相談があり、今年度中の開催には至りませんでしたが、次年度の開催に向けた準備を行うことができました。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた地域教育ネットワーク推進会議の開催や地域教育コーディネーターの設置、多くの子どもたちや地域の大人等と話し合う企画などを組み合わせた川崎市子ども会議の開催、市内スイミングスクール等と連携した水泳教室の開催などにより、地域社会でいきいきと活動する市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげることができました。 ・寺子屋開講数について、担い手不足等により計画期間を通じて目標に達しませんでしたが、既存寺子屋の運営支援や新たな寺子屋の開講、地域人材の育成、新たな寺子屋開講に向けた準備や調整を進め、多世代での交流の場を新たに創出することにより、確実に地域の大人と子どもとのつながりを育むことができました。また、外国につながる子ども向け寺子屋を市内５か所で実施し、日本語学習の支援を進めました。

子ども・子育て会議からの意見・評価	≪学校の教育力の向上≫ ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、新たに40校に設置し、設置校数が176校となり目標を上回ったこと、また、設置校への訪問やコミュニティ・スクール連絡会、地域教育会議等を通じて、学校・家庭・地域が連携した学校運営の推進に取り組んだことを高く評価します。今後は、制度の全校展開後の運営の質の向上や、地域と学校が子どもの成長を支える協働体制の定着を期待します。 ・地域に開かれた特色ある学校づくりについては、「夢教育21推進事業」及び学校評価を全校で実施し、地域資源を活かした特色ある教育活動や学校改善に取り組んだことを評価します。一方で、ボランティアコーディネーターの配置校数は目標を下回っており、なり手不足が課題となっているため、地域・保護者への理解促進や担い手確保に向けた取組の継続を望みます。また、不祥事事案を踏まえ、学校における個人情報・金銭管理及び児童生徒への適切な指導の徹底を望みます。 ・教職員研修については、ライフステージに応じた研修等を計73講座233回実施し、目標を上回る研修機会を確保したこと、GIGA端末やオンライン研修を活用し、教職員が学び続ける研修体制の構築に取り組んだことを評価します。引き続き、研修内容の充実と校内研修との連動により、学校全体の教育力向上につながる取組を期待します。 ・「学校生活が楽しい」と回答した児童生徒の割合については、いずれも目標を下回っており、子どもたちが学校生活をどのように感じているかを丁寧に受け止める必要があります。児童生徒が安心して学び、学校生活に前向きに参加できる環境づくりを一層進めることを望みます。 ≪家庭・地域の教育力の向上≫ ・家庭教育支援事業について、市民館等における家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭教育推進連絡会を実施したことにより、家庭教育に関する情報共有や地域のつながりづくりを進めたことを評価します。一方で、PTAによる家庭教育学級開催数は目標を大きく下回っているため、各校PTAの活動状況に応じた丁寧な支援や、企業・地域団体等との連携による家庭教育支援講座の実施拡大を望みます。 ・地域における教育活動の推進事業については、地域教育ネットワーク推進会議の開催、地域教育コーディネーターの設置、川崎市子ども会議等を通じた子どもの意見表明の場の確保など、地域の教育力向上に向けた取組を評価します。泳力向上プロジェクトは参加者数が目標を下回っているため、対象児童への周知方法や追加募集の工夫等により、より多くの子どもが参加できるよう取り組むことを望みます。 ・地域の寺子屋事業については、開設数、運営に関わる人材ともに目標を下回っていますが、担い手の掘り起こしや養成講座、寺子屋推進フォーラム、外国につながる子ども向け寺子屋の実施などにより、地域の大人と子どもとのつながりを育む取組を進めたことを評価します。引き続き、未開講エリアへの働きかけや人材確保を進め、地域ぐるみで子どもを支える学びの場の拡充を望みます。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪学校の教育力の向上≫ ・地域等による学校運営への参加促進事業については、学校運営協議会の効果的な活用を共有し、特色ある学校づくりを目指した学校運営ができるよう推進していきます。教職員や地域住民、保護者等に対して、学校訪問等でリーフレットを活用しながら、制度の効果的・効率的な活用について説明をしたり、コミュニティ・スクール連絡会を通して、好事例を全市で共有することによって、コミュニティ・スクールの実践成果を普及・啓発していきます。 ・地域に開かれた特色ある学校づくりについては、「夢教育21推進事業」や学校評価を活用し、地域資源を活かした教育活動と学校の組織的・継続的な改善を進めます。ボランティアコーディネーターの配置については、保護者や地域の理解・協力を得ながら担い手の確保に努め、学校教育ボランティアを活用した学習活動の充実を図ります。また、不祥事の再発防止に向けて、個人情報や金銭の適正管理、児童生徒への適切な指導の徹底に取り組みます。 ・教職員研修については、育成指標に基づくライフステージに応じた研修や希望研修等を引き続き実施するとともに、GIGA端末を活用した資料共有・協議、動画配信や双方向型オンライン研修など、研修内容に応じた効果的・効率的な手法を組み合わせ、教職員が継続的に学び続けることができる研修体制を整えます。かわさき教師塾についても、受講者が本市の教育への理解を深め、教職を目指す意欲を高められるよう内容の充実を図ります。 ・「学校生活が楽しい」と回答した児童生徒の割合については、調査項目の質問が一部変更されたことにより、令和４年度と比較して減少していますが、引き続き、児童生徒が安心・安全を感じられる居場所を創出し、わかる授業をはじめ、係活動・委員会活動等児童生徒の主体的な取組を重視した学校づくりを推進していきます。 ≪家庭・地域の教育力の向上≫ ・家庭教育支援事業については、市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供を継続し、各区の実情に応じて地域みまもり支援センター、地域団体、保育ボランティアグループ等との連携を進めます。PTAによる家庭教育学級については、各校PTAの活動状況を踏まえた個別の働きかけや支援を行うとともに、企業・地域団体等と連携した出張講座については、令和７年度の広報を通じて得られた問い合わせを次年度の実施につなげ、家庭教育支援の輪を広げます。 ・地域における教育活動の推進事業については、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向け、地域教育ネットワーク推進会議や地域教育コーディネーターを活用し、地域の緩やかなネットワークづくりを進めます。また、川崎市子ども会議等を通じて子どもの意見表明の機会を確保し、子どもの声を地域や行政の取組に活かします。泳力向上プロジェクトについては、各スイミングスクールの募集枠がより多く利用されるよう、応募条件の見直しや募集枠が空いた場合の積極的な追加募集等を行いながら、取組を推進します。 ・地域の寺子屋事業については、未開講エリアを中心に地域のキーパーソンへの働きかけ、養成講座や情報交換会、スキルアップ研修、フォーラム等を通じた担い手の確保・育成を進めます。既存寺子屋の運営支援と新たな寺子屋の開講に向けた調整を継続し、外国につながる子ども向け寺子屋を含め、多様な子どもたちが地域の大人と関わりながら学び、体験できる場の充実を図ります。

施策の方向性Ⅰ　子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策4　子育てしやすい居住環境づくり**
施策の概要	子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。 また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。
計画期間における主な方向性	≪子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備≫ ・「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住宅に子育て世帯が住むことができるよう、そのしくみづくりを進めます。 ・市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適切な運営により、住宅セーフティネットの構築に向けた取組を進めます。 ≪安全・安心な居住環境の整備≫ ・安全・安心な公園・緑地の整備に向け、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続し、子どもたちの遊びや体験の場としても活用できる公園や緑地づくりを促進します。 ・安全に暮らせるまちをつくる取組として、防犯対策について、引き続き多様な主体と連携した防犯活動を推進するとともに、ESCO事業によるLED防犯灯の効率的な設置や維持管理、地域における防犯カメラの設置支援を実施するなど、安全・安心なまちづくりに向けて取組を進めていきます。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）		事業費決算額（見込）（単位：千円）	
(1)	住宅政策推進事業		(1)	59,900	(1)	58,033
(2)	民間賃貸住宅等居住支援推進事業		(2)	17,886	(2)	15,629
(3)	市営住宅等管理事業		(3)	5,247,080	(3)	4,403,175
(4)	魅力的な公園整備事業		(4)	114,761	(4)	99,301
(5)	公園施設長寿命化事業		(5)	642,906	(5)	564,558
(6)	防犯対策事業		(6)	845,374	(6)	754,480
(7)	商店街活性化・まちづくり連動事業		(7)	307,013	(7)	288,624

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	**住宅に関する市民の満足度** 説明：市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で（満足+まあ満足）とした人の割合 ※5年毎の調査	目標	―	80%以上	―	80	%
			実績	―	73.6	―	73.6	
2	成果指標	**公園緑地の整備・管理状況についての満足度** 説明：市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で（満足・やや満足）とした人の割合	目標	―	64	―	65	%
			実績	―	61.4	―	61.4	
3	成果指標	**空き巣等の刑法犯認知件数** 説明：県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数（年度ではなく暦年）	目標（以下）	8,500件以下	8,500件以下	8,500件以下	8,500件以下	件
			実績	5,918	7,653	8,146	8,379	

実績が目標を下回った指標	指標名・理由・今後の取組
	（指標名）住宅に関する市民の満足度 （理由）住宅の省エネ性能やバリアフリー化などの住宅の質に関して評価が低い傾向にあることから、引き続き良質な住宅ストックの形成に向けた取組を推進していく必要があります。 （指標名）公園緑地の整備・管理状況についての満足度 （理由）公園緑地の整備・管理状況に関する満足度については、緑化フェアを契機に市民の緑への関心が高まり、公園をより身近なものとして捉えるようになった結果、期待水準が上昇し、評価が以前より厳しくなったことが影響していると考えられます。なお、アンケートでは、トイレ等の整備が進んでいる、ボランティアや地域の方が清掃等の活動をしていてきれいな状態が保たれているなど、公園での取組を高く評価する意見も寄せられています。また、施設の維持管理に加え、老朽化対策やバリアフリー化を求める意見もみられたことから、多様な主体と連携して、適切な維持管理及び公園施設の長寿命化や公園の再整備・バリアフリー化などの取組を、引き続き推進していく必要があると考えます。

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や住宅市場の活性化、子どもから高齢者まで市民の居住の安定を図るため、民間住宅から公営住宅まで、住宅政策全般に関する施策立案や調査等を実施します。	①「住宅基本計画」に基づく取組の推進、進行管理 ②住宅土地統計調査等の調査結果の集計 ③「高齢者居住安定確保計画」の改定に向けた検討 ④既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導に関する取組の推進 ⑤サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導に関する取組の推進 ⑥社会環境の変化等を踏まえた施策に関する取組の推進	①住宅政策審議会を2回開催し、高経年住宅等の維持・再生のあり方を審議して今後の支援策について検討するなど、「住宅基本計画」に基づく取組の推進と進行管理を行いました。 ②住宅・土地統計調査等の調査結果を踏まえ、今後の取りまとめに向けた一部集計作業を行うとともに、住宅基本計画に基づく様々な取組の評価・検討に係る現状分析に活用しました。 ③「高齢者居住安定確保計画」に基づくセミナーの開催等の取組を推進するとともに、今後の改定に向けて検討を進めました。 ④既存戸建住宅の世代間循環の促進に向けて、「川崎市すまい・いかすプロジェクト」を活用したセミナー等を開催して普及啓発を行うとともに、住宅・土地統計調査等の調査結果を踏まえて現状を分析するなど、子育て世帯の市内定住・転入等の促進に係る新たな取組の構築に向けた検討を進めました。 ⑤サービス付き高齢者向け住宅については、新たに1住宅が登録されました。また、登録されている住宅については、定期報告等によりサービスの内容や提供体制等の基準への適合状況を確認するなど、適切に指導監督を行いました。 ⑥社会環境の変化等を踏まえた施策として、住宅政策審議会において高経年住宅等の維持・再生について審議するとともに、住宅価格の上昇等を踏まえ、子育て世帯の市内定住・転入等の促進に向けた取組の拡充等の検討を進めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅰ 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

住宅政策審議会の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	住宅及び住環境に関する政策の重要事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議することを目的に開催する審議会の開催回数	目標	2	2	1	2	回
			実績	2	2	3	2	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	・不動産団体や福祉関連団体等からなる居住支援協議会の適切な運営や、住宅セーフティネット法改正に伴い創設された住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等の推進により、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援等の取組を行います。 ・また、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や、市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りを実施する等の居住継続支援を行います。	①「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の取組の推進、進行管理 ②住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発 ③居住支援協議会の運営及び地域の担い手や家主等との連携強化の取組の実施（協議会開催数：12回） ④住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施（相談件数：500件以上） ⑤住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ⑥入居手続の同行等支援（支援件数：12件） ⑦居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保	①「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、川崎市居住支援協議会を活用し、居住支援の取組や登録住宅の協議・検討などを実施しました。 ②登録住宅制度に関する家主向けセミナー（1回）を開催したほか、神奈川県居住支援協議会と連携した登録支援を実施し、149戸の登録がありました。 ③居住支援協議会において、幹事会、定期総会、臨時総会を各1回開催しました。また、「すまいの相談窓口の機能強化」・「外国人世帯の課題への対応・居住支援法人との連携強化」・「高齢者世帯の死後事務」について個別に協議する3つの専門部会を年3回の計9回開催したほか、福祉部局等とのワーキングを5回開催しました。併せて、専門部会の前後に庁内検討会議を1回開催しました。 ④川崎市居住支援協議会の相談窓口であるすまいの相談窓口において、住宅確保要配慮者の住み替えや空き家の利活用に関する相談を779件受け、適切に対応しました。 ⑤川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体や福祉部局、関係機関等と連携を図り、相談者の希望する住み替え先のマッチングを実施しました。 ⑥同行等支援として、自らのみでは手続が難航する相談者に対し、手続が円滑に進むよう、居住支援団体等と連携しながら、不動産店や支援先を含めた物件の条件や支援内容に関する調整等の支援を、合計12件実施しました。 ⑦居住支援制度について、市の協定先保証会社の家賃債務保証を活用した入居支援を34件行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

居住支援協議会の会議開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	不動産団体や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるプラットホーム「居住支援協議会」での協議（総会、専門部会、WG等）の開催数	目標	12	12	12	12	回
			実績	18	18	18	18	
住宅確保要配慮者の住み替え等相談件数			**目標・実績**	**R4年度**	**R5年度**	**R6年度**	**R7年度**	**単位**
成果指標	説明	住宅確保要配慮者の住み替えや空き家の利活用に関する相談窓口への相談件数	目標	500	500	500	500	件
			実績	534	644	688	779	
すまいの相談窓口における相談者の入居手続等の同行等支援件数			**目標・実績**	**R4年度**	**R5年度**	**R6年度**	**R7年度**	**単位**
成果指標	説明	すまいの相談窓口における相談者の入居手続等への同行等支援の実施件数	目標	12	12	12	12	件
			実績	16	16	12	12	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	市営住宅等管理事業	関係法令に基づいて管理代行制度を導入し、管理代行者である川崎市住宅供給公社が入居者の募集、入居手続、建物の維持・修繕等を実施し、市が住宅使用料等の収納調定、使用料未納者に対する法的措置、公社による管理代行業務の指導管理を行っています。	①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な維持管理 ②住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進及び新制度の運用開始 ③管理代行業務・モニタリングの実施及び次期管理方式の方針決定 ④地域と連携した入居支援の取組の検証を踏まえた取組の推進 ⑤特定公共賃貸住宅の運営の方向性整理に基づく取組の推進 ⑥市営住宅等の使用に関する適正管理（使用料収入率（現年）：99.56%。使用料収入率（過年）：13.07%） ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営（208区画） ⑧市営住宅の空き駐車場を活用したコインパーキングの拡充に向けた調整、公募の実施	①市営住宅等の計画的な修繕・維持管理について、委託先の川崎市住宅供給公社と連携・調整を行い、適切に対応しました。 ②令和6年度から募集制度の見直しを行い、令和7年度においては若年・子育て世帯向けで100戸、若年単身世帯向けで24戸募集し、同募集区分において、若年・子育て世帯向けで52世帯、若年単身世帯向けで5世帯が入居しました。 ③川崎市住宅供給公社の市営住宅等管理業務について、定量的な指標等を用いた評価方法によるモニタリングを実施するとともに、これまで行った他都市への調査結果等を踏まえ、外部有識者から意見聴取を行い、次期管理方式において管理代行制度及び指定管理者制度の併用による管理を行う方針を決定しました。 ④地域包括支援センターなどの福祉関係部署等と連携した講座・研修会について、地域との連携促進に向け8団地で取組を行いました。 ⑤特定公共賃貸住宅については、市営住宅と民間賃貸住宅を補完する公的賃貸住宅として90%を超える入居率を維持するなど適切に運用を行いました。 ⑥市営住宅等の使用料収入率は、現年度99.30%（見込）、過年度14.45%（見込）、現年度・過年度合計96.00%（見込）となりました。これは、物価高騰により家計が圧迫されている影響で、最終的に滞納の解消に至らなかったケースが一定数あることが要因と考えられますが、早期の滞納解消、累積滞納防止のため、夜間電話や訪問による催告を強化するなど、引き続き目標達成に向けた取組を実施します。 ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等については区画数の適正な管理・運営を行うとともに、215区画を達成しました。なお、当初目標としていた208区画は達成したものの、次期管理方式において指定管理者制度の導入が見込まれることから、拡充に向けた公募を行うことは管理上難しいものと判断したため、追加公募を行わなかったことから上方修正した225区画の達成には至りませんでした。 ⑧市営住宅の空き駐車場を引き続き有効活用するため、コインパーキングを適切に運用しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

市営住宅使用料収入率（現年）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	現年度分の市営住宅使用料の収入率	目標	99.54	99.55	99.55	99.56	%
			実績	99.51	99.35	99.2	99.3（見込）	

市営住宅使用料収入率（過年）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	過年度分の市営住宅使用料の収入率	目標	11.98	13.05	13.06	13.07	%
			実績	11.04	11.79	12	14.45（見込）	

コインパーキング・カーシェアリング設置駐車場区画数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市営住宅敷地における有効活用を行う駐車場区画数	目標	198	198	198	208	区画
			実績	215	215	215	215	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	魅力的な公園整備事業	老朽化の進んだ公園について、地域のご意見等を踏まえた再整備計画を策定し、公園の再整備を進めるとともに、公園のバリアフリー化整備や新設などを進めます。	①民間活力導入などによる公園の再整備の推進、稲田公園再整備に向けた整備設計 ②若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備における対象公園拡大に向けた取組 ③エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進の検討 ④エントランスや園路などバリアフリー化に向けた整備の実施 ⑤身近な公園の整備の実施 ⑥防犯機能を有する施設管理用カメラの適切な管理 ⑦施設管理用カメラの新たな設置手法の実施	①稲田公園及び夢見ヶ崎動物公園の再整備に向けて、民間活力導入などによる公園の再整備について検討を行いました。稲田公園における施設老朽化への対応、利便性の向上、回遊性や柔軟な利用の確保などの課題解決に向け、稲田公園が目指す将来像と再整備の方向性、民間活力導入の検討などを整理した「稲田公園再整備の考え方」を策定しましたが、整備工事の実施には至りませんでした。 ②バスケットゴールについては、川崎区小田7丁目公園で実証実験を実施しました。また、昨年度実験を行った高津区春日台公園、麻生区虹ヶ丘公園でバスケットゴールの本設工事を行いました。 ③富士見公園及び等々力緑地において、民間活力を導入した事業手法（PFI等）を活用し、公園緑地の再編整備事業を進めました。 ④姥ヶ森公園において、再整備工事に合わせ、出入口等の整備を実施しました。 ⑤橋場公園において地元町会とワークショップを行うなど、整備に向けた検討を行いました。 ⑥施設管理用カメラについては、リース契約を締結し、適切な管理を実施しました。 ⑦防犯カメラ付き自動販売機が公園に設置できる可能性があることを周知するため、各区で実施する管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会等の場で公園緑地協会を通じて説明し、防犯カメラ付き自動販売機についての御案内を配布しました。興味を持った町内会等からの問い合わせも増えつつあり、今年度は防犯カメラ付き自動販売機が2台設置され、累計台数は9台になりました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

身近な公園の整備に向けた設計・整備等の件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	老朽化の進んだ身近な公園等の再整備の計画・設計・整備等を行う	目標	1	1	1	1	件
			実績	1	1	1	1	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	公園施設長寿命化事業	市民が安全かつ快適に利用できるよう、長寿命化計画に基づく計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行います。	①遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理 ②整備設計のための測量 ③公園施設（遊具）の整備（宮崎第3公園ほか） ④公園施設（夜間照明塔）の整備（大師公園） ⑤長寿命化計画の次期計画の検討	①遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理については、「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、職員による日常点検及び専門業者による遊具（2,194基）の定期点検を実施しました。 ②整備設計のための測量については、高津区ほか3区において13公園の測量を実施しました。 ③公園施設（遊具）の整備については、大型複合遊具（5基）の更新を実施したため、目標とした遊具数に至りませんでしたが、宮崎第3公園ほか37公園の遊具87基を更新しました。 ④公園施設（夜間照明塔）の整備（大師公園）を実施しました。 ⑤長寿命化計画について、公園施設（遊具）更新の進捗が76%にとどまっていることや、国が策定している「公園施設長寿命化計画策定指針」が、令和7年3月に改訂されたことを踏まえ、次期計画についても国の指針に基づき改訂する必要があることから、現計画を令和10年度まで延長し、次期計画の検討を行いました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	I 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

更新を行った遊具の数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	説明	国の交付金を活用し、事業費を2億円として実施した場合の更新対象となる遊具基数の目安	目標	190	190	190	190	
			実績	221	182	53	87	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	防犯対策事業	地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携して、パトロールなどへの支援による自主防犯活動を推進したり、防犯カメラの設置に向けた取組などを進めます。	①多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ②防犯カメラの設置に向けた取組の推進 ③ESCO事業による防犯灯のLED化、維持管理等の実施 ④市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報発信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用 ⑤警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施（診断件数：50件以上） ⑥出張防犯相談コーナーの開設（開設数：35回以上）	①の多様な主体との連携は市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、防犯意識の共有化を図りました。また、治安イメージ改善のため、川崎駅の大型ビジョンを活用し、本市の治安に関する動画を配信しました。 ②の防犯カメラの設置については、121台の補助を実施するとともに、市が川崎駅周辺に設置した防犯カメラ100台を運用しました。 ③のESCO事業については、約70,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、116灯の防犯灯を新設しました。また、現行のESCO事業の契約期間が令和8年度までであることから、これまでの事業の総括評価を実施するとともに、次期事業手法の決定及び事業者募集要領等の作成を行いました。 ④の「かわさき安全・安心ネットワークシステム（防犯アプリ）」については、平成29年度の運用開始から延べ約60,000件ダウンロードされ、463件の犯罪・不審者情報を配信しました。 ⑤の地域パトロールは、毎開庁日に実施しました。住宅の防犯診断については、住宅侵入強盗事件などの影響や、特殊詐欺被害対策と併せた広報を実施したことで、目標を上回る59件実施しました。 ⑥の出張防犯相談コーナーは、区役所や老人いこいの家等で開催するなど、目標どおりの37回実施しました。	3　ほぼ目標どおり	A　貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

住宅の防犯診断の実施件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	空き巣など侵入泥棒への防犯対策として行う住宅の防犯診断の実施件数	目標	50	50	50	50	件
			実績	70	58	114	59	

出張防犯相談コーナーの開催回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	区役所等で開催する、防犯相談や防犯用品の展示等を行うコーナーの開催回数	目標	35	35	35	35	回
			実績	20	31	40	37	

市内刑法犯認知件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数（年度ではなく暦年）	目標（以下）	8,500	8,500	8,500	8,500	件
			実績	5,918	7,653	8,146	8,379	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	商店街活性化・まちづくり連動事業	商店街等が実施するイベントや課題解決の取組等に対して支援を実施します。商店街が実施する街路灯などの施設整備を支援します。「フェスティバルなかわさき」など川崎駅周辺の活性化に資する事業を支援します。大規模小売店舗立地法に基づいた適切な運用を図ります。川崎駅東口広場地下街の公共地下歩道の維持管理を川崎アゼリア㈱と適正に行います。	①商店街の機能向上に向けた施設整備等支援事業（街路灯LED化、防犯カメラ設置、街路灯撤去など）の実施 ②商店街等への専門家（アドバイザー）派遣等による課題解決の支援 ③商店街やエリアの魅力を高めるイベント事業や地域課題対応等への支援 ・商店街におけるイベント等への支援（支援件数：20件以上） ・川崎駅周辺エリアの賑わい創出イベントの支援（支援件数：7件以上） ④地域活性化による魅力あるまちづくりの推進 ⑤商店街連合会の活動支援を通じた商店街の育成・発展 ⑥大規模小売店舗立地法の運用による周辺環境の保持	①の施設整備支援事業については、地方創生臨時交付金等を活用し、防犯カメラ設置に係る補助率の引上げを行うなど、街路灯新設・安全安心・施設撤去など計27件の支援を実施しました。 ②の専門家派遣等による課題解決の支援については、商店街のデジタルツール導入の勉強会や、ハロウィンイベントを通じた地域活性化のアドバイスなど12件を実施しました。 ③のイベント事業や地域課題対応等への支援については、商店街におけるイベント等への支援27件、川崎駅周辺エリアの賑わい創出イベントの支援6件を実施しました。 ④の魅力あるまちづくりの推進については、4月にアジアンフェスタを、9月から11月に川崎駅周辺で開催される10イベントの共同PR「フェスティバルなかわさき」を実施するとともに、中心市街地活性化事業にてワークショップの実施や誘客促進マップ作成を行い、対象地域の回遊性向上や魅力のPRを図りました。 ⑤の商店街連合会の活動支援については、商店街連合会を通じて国県市の支援メニューの紹介を年間を通じて行い、商店街での活用につなげました。 ⑥については、大規模小売店舗の新設や変更にあたり、住民意見の聴取や届出の調査審議を行う大規模小売店舗立地審議会の開催など、法の運用主体として適正に実施し、周辺地域の生活環境の保持を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

商店街による街路灯LED化への支援件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	商店街が保有する街路灯をLED灯など省エネ灯具に新設又は改修した事業の支援件数の累計	目標	102	102	103	103	件
			実績	103	106	107	109	

商店街による安全安心事業への支援件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	防犯カメラやAEDの設置事業への支援数の累計	目標	49	50	51	52	件
			実績	49	50	52	74	

商店街による施設撤去事業への支援件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	街路灯やアーチの撤去への支援数の累計	目標	54	58	62	66	件
			実績	55	59	65	68	

商店街等のイベント事業等への支援件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	商店街等が実施するイベント事業や地域課題対応等に対しての支援を実施した件数	目標	31	31	31	31	件
			実績	28	31	29	33	

「フェスティバルなかわさき」総来場者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	9月から11月の週末に開催される川崎駅周辺等での10を超えるイベントの来場者数	目標	909,000	846,000	1,083,000	1,170,000	名
			実績	823,982	764,880	1,558,476	933,115	

総合的な評価	≪子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備≫ 住宅政策については、住宅政策審議会における高経年住宅等の維持・再生に関する審議や、「川崎市すまい・いかすプロジェクト」を活用した普及啓発、住宅・土地統計調査等を踏まえた現状分析を行い、良質な住宅ストックの形成や子育て世帯の市内定住・転入促進に向けた検討を進めました。これにより、子育て世帯が安心して暮らせる住宅環境の整備に寄与しました。 また、居住支援協議会を通じた登録住宅制度のセミナーを開催するなど149戸の登録につなげるとともに、すまいの相談窓口で779件の相談対応、同行等支援12件、家賃債務保証を活用した入居支援34件を実施しました。市営住宅では、若年・子育て世帯向け募集等により入居につなげたほか、地域と連携した入居支援や適切な管理を行い、住宅確保要配慮者を含む子育て世帯等の居住の安定に取り組みました。 ≪安全・安心な居住環境の整備≫ 公園整備については、稲田公園における社会実験や地域・事業者へのヒアリング、富士見公園・等々力緑地での民間活力を活用した再編整備、バスケットゴールの実証実験・本設、姥ヶ森公園の整備等を実施しました。これにより、地域ニーズを踏まえた公園機能の向上や、子どもたちの遊び・体験の場としての公園環境の充実を進めました。 公園施設長寿命化事業では、遊具2,194基の定期点検を実施するとともに、宮崎第3公園ほか37公園で遊具87基を更新しました。大型遊具5基を含む更新を行ったことにより、更新数は目標を下回ったものの、公園施設の安全性確保と適切な維持管理を進めました。 防犯対策については、防犯カメラ設置補助121台、防犯灯約70,000灯の維持管理及び116灯の新設、防犯アプリによる犯罪・不審者情報463件の配信、住宅の防犯診断59件、出張防犯相談37回を実施しました。これらの取組により、地域における防犯力の向上と、子育て家庭が安心して暮らせる地域環境の維持に寄与しました。 商店街活性化・まちづくり連動事業では、街路灯や防犯カメラ等の施設整備支援、専門家派遣、イベント支援等を実施し、商店街の安全性や地域の賑わいの向上に寄与しました。これらの取組により、子育てしやすい居住環境づくりを総合的に推進しました。
子ども・子育て会議からの意見・評価	≪子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備≫ ・「川崎市すまい・いかすプロジェクト」を活用した普及啓発、住宅政策審議会における高経年住宅等の維持・再生の検討、子育て世帯の市内定住・転入促進に向けた取組の拡充検討など、子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備に向けた取組を進めたことを評価します。 ・居住支援協議会を通じ、登録住宅の普及啓発（149戸登録）、すまいの相談窓口での相談対応（779件）、同行等支援（12件）など、住宅確保要配慮者の居住安定に向けた支援を着実に実施したことを高く評価します。また、市営住宅についても、若年・子育て世帯向けの募集・入居につながった点を評価します。一方で、住宅に関する市民の満足度は目標を下回っていることから、住宅の質の向上や子育て世帯のニーズ把握を踏まえた施策の充実を期待します。 ≪安全・安心な居住環境の整備≫ ・公園緑地の整備・管理状況に対する満足度は、目標を下回っています。子どもや子育て家庭を含む利用者の視点を踏まえながら、公園施設の適切な維持管理や、地域の実情に応じた公園環境の改善に取り組むことを望みます。 ・稲田公園における社会実験や地域・事業者へのヒアリング、バスケットゴールの実証実験・本設、公園のバリアフリー化、遊具点検（2,194基）及び遊具更新（87基）など、子どもの遊び・体験の場の確保と安全性向上に取り組んだことを評価します。なお、遊具更新数は目標値を下回っていることから、大型遊具更新の効果も含めた計画的な更新の継続を望みます。 ・防犯カメラ設置補助（121台）、防犯灯の維持管理・新設（116灯）、住宅の防犯診断（59件）、出張防犯相談コーナー（37回）など、地域防犯力の向上に取り組んだことを評価します。刑法犯認知件数は目標内に収まっている一方で、前年度から増加しているため、地域・警察・商店街等との連携を継続し、子育て世帯が安全・安心を実感できる居住環境づくりを期待します。 ・商店街の安全安心事業支援やイベント支援を通じ、地域の賑わいづくりに取り組んだことを評価します。一方で、「フェスティバルなかわさき」の来場者数は目標を下回っているため、減少要因を分析し、次年度以降の効果的な周知・連携に活かすことを望みます。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備≫ ・住宅基本計画に基づき、子育て世帯が安心して暮らし続けられる住宅環境の形成に向けて、既存住宅の活用促進、良質な住宅ストックの形成、子育て世帯の市内定住・転入促進に資する取組の具体化を進めます。住宅に関する市民の満足度が目標を下回っていることを踏まえ、住宅の質に関する課題の把握を進め、改善に向けた取組を推進します。 ・居住支援協議会やすまいの相談窓口、不動産団体、福祉部局・関係機関との連携を一層強化し、登録住宅の普及啓発、住み替え相談、入居手続の同行等支援、入居後の居住継続支援を通じて、子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の居住安定確保に取り組みます。 ≪安全・安心な居住環境の整備≫ ・公園緑地については、市民の期待水準の高まりや老朽化・バリアフリー化への要望を踏まえ、地域ニーズを丁寧に把握しながら、稲田公園をはじめとする公園の再整備、身近な公園の整備、公園施設の適切な維持管理を計画的に進めます。また、長寿命化計画に基づく遊具点検・更新を継続し、大型遊具更新の効果も含めて進捗を分かりやすく整理することで、子どもたちが安全に遊び、体験できる公園づくりを推進します。 ・防犯対策については、防犯カメラ設置補助、川崎駅周辺の防犯カメラの安定的な運用、防犯灯の維持管理・新設、次期ESCO事業に向けた取組、住宅の防犯診断や出張防犯相談コーナー等を継続し、地域、警察、商店街等と連携した地域防犯力の向上を図ります。刑法犯認知件数が前年度から増加している状況を踏まえ、市が管理する防犯カメラの増設や防犯アプリ等を活用した情報発信の強化など、子育て世帯が安全・安心を実感できるまちづくりを進めます。 ・商店街活性化・まちづくり連動事業については、街路灯LED化、防犯カメラ・AED設置、施設撤去等への支援を継続し、地域の安全性と利便性の向上を図ります。また、イベント来場者数の減少要因を分析し、関係団体との連携強化や効果的な広報により、地域の賑わい創出と子育て家庭が利用しやすい地域環境づくりにつなげます。

施策の方向性Ⅱ　子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1　施策の概要

施策名	施策5　質の高い保育・幼児教育の推進
施策の概要	高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。
計画期間における主な方向性	≪多様な手法を用いた保育受入枠の確保≫ ・今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定め、新規整備を実施するとともに、既存の保育所を活用した定員枠の拡大や、年齢別定員の変更をはじめとした柔軟かつ効率的な取組を実施するなど、引き続き、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠の確保に取り組みます。 ・認可保育所の整備にあたっては、必要な場所に必要な量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保できるよう、既存園との競合を避けながら整備指定地域をより柔軟に設定することで、より地域のニーズを反映した取組を進めます。 ・川崎認定保育園については、既存施設を活用した保育受入枠の確保を図るため、認可化を推進するとともに、川崎認定保育園の安定的な運営に向けた支援に取り組みます。 ・保育士確保対策については、引き続き、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで求人事業者と求職者のマッチング機会の充実を図ります。 ・一時保育事業については、地域によっては施設数の増加に伴う供給過多により、事業ニーズが想定を下回っている施設がある一方で、実施施設が近くにない地域もあることから、地域の需給バランスを考慮しながら、既存園の施設数の最適化に取り組みます。 ≪区役所におけるきめ細やかな相談・支援≫ ・各区において、利用申請前から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を実施します。 ≪保育の質の維持・向上≫ ・在宅での子育て家庭を支援し、保護者の孤立等を防ぐため、関係機関との連携のもと、保育・子育て総合支援センターにおいて、支援が必要な子どもの緊急・一時保育での受入れなどを実施します。 ・地域全体の保育の質の維持・向上を図るため、保育・子育て総合支援センターや公立保育所が拠点となり、これまで培ってきた知識や保育技術を公民で共有し、各園の課題やニーズに合わせた効果的な人材育成を行うなど、地域全体での質の高い保育の実施に向けた取組を推進します。 ≪特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実≫ ・配慮を必要とする子どもについては、長年の受入れにより蓄積してきた経験と知識・技術を活かしながら、専門職（保育士・看護師・栄養士）による相談・支援を行うとともに、小学校への円滑な接続を視野に入れて、保護者、療育センター、小学校等との連携に取り組みます。 ・医療的ケア児については、これまでの取組で培った経験と知識・技術を活用し、公立保育所において安定的に医療的ケア保育の提供を行うとともに、民間保育所での受入れに向けた支援等に取り組みます。 ≪幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進≫ ・幼稚園型一時預かり事業の拡大と併せ、幼稚園を既存の小規模保育事業と連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園での受入れを促すなど、幼稚園における就労家庭児の受入れを推進します。 ・幼稚園における保育の長時間化・通年化や教職員の確保を支援し、幼稚園から認定こども園への移行が円滑に進むよう施設の状況に応じた段階的な支援を行います。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）			事業費決算額（見込）（単位：千円）		
	(1)	待機児童対策事業		(1)	105,469		(1)	108,864
	(2)	認可保育所等整備事業		(2)	702,226		(2)	610,820
	(3)	民間保育所運営事業		(3)	72,530,352		(3)	73,820,349
	(4)	公立保育所運営事業		(4)	2,227,965		(4)	1,495,650
	(5)	認可外保育施設等支援事業		(5)	3,385,972		(5)	2,665,986
	(6)	幼児教育推進事業		(6)	10,985,824		(6)	10,018,143
	(7)	保育士確保対策事業		(7)	1,314,193		(7)	1,155,844
	(8)	保育料対策事業		(8)	46,954		(8)	43,536

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	待機児童数		目標	0	0	0	0	人
		説明	こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年4月の集計値	実績	0	0	0	0	
2	成果指標	保育所等利用者の満足度		目標	-	8.3	-	8.4点以上	点
		説明	「保育所等利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目（10段階）の平均値※10点満点	実績	-	8.1	-	8.2	
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	（指標名）保育所等利用者の満足度 （理由）調査項目のうち、保育所等の情報の入手のしやすさについて、前回調査の7.1点から7.6点へ平均値は上昇しましたが、他の項目に比べ点数が低い等が要因と考えられます。 （今後の取組）引き続き情報発信等を工夫するとともに、保育・子育て総合支援センターや公立保育所を中心に、専門的な知識や技術を民間保育所等と共有しながら、保護者の支援を担える保育人材の育成について、今後、より一層強化に努めます。						

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
（1）	待機児童対策事業	待機児童の解消を図るため、多様な手法を用いて保育受入枠を確保するとともに、区役所におけるきめ細やかな相談・支援や、保育の質の維持・向上のための取組を実施します。	①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 ②「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保方策の策定 ③横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進	①入所申請前に申請方法等に関する説明会や動画配信を行いました。また、外国籍児童等への対応として、英語のナレーションを入れた入所申請に関する動画を作成し配信したほか、申請書の記入の仕方等については多言語版（7言語分）を作成し活用しました。また、入所保留者に対するアフターフォローとして、前年度同様に一次の保留通知発送後の約1週間を強化期間として位置づけ、平日夜間・土曜日に相談窓口を開設し、25人（前年33人）に利用可能な施設・サービスとのマッチングなどの利用者支援を行うとともに、保育所入所申請においてオンラインでの手続きを積極的に活用し、市民サービスの向上を図りました。 ②計画を踏まえた上で、地域ごとの需要と供給のバランスを慎重に精査した上で取組を推進しました。 ③横浜保育室の閉室や本市の保留児童数が減少していることによって、利用人数については目標を達成していないものの、待機児童は引き続きゼロを達成していることから、必要な取組効果は出ています。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

待機児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	こども家庭庁の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数	目標	0	0	0	0	人
			実績	0	0	0	0	

横浜保育室利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	横浜保育室を利用する川崎市民の人数（翌年度4月1日時点の利用児童数）	目標	29	29	29	29	人
			実績	6	7	3	5	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	認可保育所等整備事業	保育ニーズに適切に対応するため、「川崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備、増改築等により、必要な保育受入枠を確保します。	令和8年4月の定員数の確保に向けた整備等（定員769人増） ※第6章改定版（令和7年3月策定）で定員504人増に変更	公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備について、就学前児童数の減少等の影響により、定員に満たない既存保育施設が増加しており、運営に影響を及ぼす可能性があることから、より限定的に地域設定して募集を行ったため、定員拡大数が433人の増となり目標を下回りましたが、川崎認定保育園の認可化など多様な整備手法により保育受入枠の確保に努め、待機児童の解消を図ることができました。引き続き既存保育施設の有効活用を前提とし、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取り組みます。 令和8年4月の定員数の確保に向けた整備等　定員433人増（内訳：民間事業者活用型140人、既存園の閉園・定員変更▲313人、認定こども園移行236人、川崎認定保育園の認可化370人）	4　目標を下回った	B　やや貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

認可保育所の整備における保育受入枠の拡大			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	民間事業者の活用など多様な手法を用いた認可保育所の整備等による翌年度4月1日時点の定員拡大数	目標	967	848	818	769 (504)	人
			実績	716	240	362	433	

待機児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	こども家庭庁の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数	目標	0	0	0	0	人
			実績	0	0	0	0	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	民間保育所運営事業	国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営の確保を図ります。	①保育士等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 ②一時保育実施施設数の適正化に向けた、検討結果に基づく取組推進 ③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の法制度化及び給付制度化への対応	①処遇改善等加算による保育士等の処遇改善、キャリアアップ研修の実施等による国の処遇改善等加算の適切な執行に向けた運営支援を推進しました。 ②一時保育実施施設数について目標を下回りましたが、令和8年1月に一時保育予約システムを導入し、利用者・事業者双方の利便性を向上させました。今後も、地域ごとの事業実施数の最適化や事業の安定的な運営に向けた取組を実施していきます。 ③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の法制度化に向け、事業認可を行い事業を実施したほか、令和8年度からの給付制度化に向け総合支援システムの導入、条例制定、児童の認定フローの作成、業務委託の追加等を行いました。	3　ほぼ目標どおり	A　貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

一時保育実施施設数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	翌年度4月1日時点の一時保育実施施設数	目標	86	86	86	86	か所
			実績	87	86	82	82	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	公立保育所運営事業	センター園及びブランチ園のエリアの中で、実践的な知識や保育技術の向上について、民間事業者との情報共有や連携を図り、認可外保育施設等の支援等を実施するとともに、公民合同の研修会により保育人材を育成します。 また、事業実施スペースの創出など、公立保育所のさらなる機能強化のため、老朽化した施設の再整備等を行います。	①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 ②公立保育所の老朽化対策の実施 ③保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施 ④多様なニーズに対応した保育の提供 ⑤障害児保育の巡回相談や発達相談の実施	①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進については、次のとおり実施しました。 ・高津区保育・子育て総合支援センターについて、仮設園舎の設置・移転を完了するとともに、新施設の設計を完了し、次年度の工事発注に向けた準備を進めました。 ・幸区保育・子育て総合支援センターの整備に向けて、整備手法を従来手法に決定し、基本計画を完了させました。 ・麻生区保育・子育て総合支援センターの整備に向けて、整備地を現地域子育て支援センターみなみゆりがおかに決定し、併設するわくわくプラザの学校内への移転についての調整や、移転元となる高石保育園の保護者への説明を行いました。 ②公立保育所の老朽化対策の実施については、各公立保育所において、空調設備や昇降機等の補修・修繕工事を適切に実施しました。 ③身近な相談相手としての専門職の活用により、安心できる居場所をつくり地域の子育て家庭の支援を行いました。また、公民保育所職員研修等については、受講しやすいオンラインによる研修、実践的なワークを交えた対面での研修等より効果的な手法で実施し、18,221人が受講しました。それとともに、民間保育所への相談支援や各種連携会議、実践フィールドを活かした公開保育等の実施により、保育の質の維持・向上を図りました。 ④医療的ケア児保育について、ガイドラインを作成し、保護者、保育所職員等、関係者に周知しました。令和8年4月より一部施設において対応できるケアの拡充を実施します。また、一時預かり事業を川崎区、中原区、宮前区及び多摩区保育・子育て総合支援センターで実施し、延べ8,370人が利用しました。 ⑤発達相談等の巡回支援については、各園の求めに応じて、保育相談員等による支援を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

公民保育所職員研修の参加者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	保育の質の向上を図るに当たって重要となる、公民保育所職員を対象とした各種研修への参加人数	目標	5,800	5,800	5,800	5,800	人
			実績	12,843	13,810	17,563	18,221	

保育所等における利用者の満足度			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「認可保育所等利用アンケート」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10 段階)の平均値 ※10 点満点	目標	-	8.3	-	8.4	点
			実績	-	8.1	-	8.2	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	認可外保育施設等支援事業	継続的な待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、川崎認定保育園利用者への保育料補助を実施し、認可外保育施設等への支援を拡充して安定的な保育受入枠の確保等を図るとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく認可化及び地域型保育事業への円滑な移行を推進します。	①保護者への保育料補助の実施（助成対象児童数：2,551人） ②家賃補助など川崎認定保育園等の運営支援 ③川崎認定保育園の認可化移行支援 ④病児・病後児保育事業の実施 ⑤認可外保育施設への立入調査の実施 ⑥居宅訪問型保育事業者等に従事する者への子育て支援員研修の実施	①川崎認定保育園保育料補助については、年2回（前期分・後期分）実施しました。幼保無償化実施後も、保育料補助事業を継続して実施し、保護者の経済的負担軽減に寄与しました。（助成児童数：1,817人） ②川崎認定保育園については、認可化又は小規模保育事業への移行及び閉園等により施設数が減少したことから、受入児童数が目標を下回りました。家賃補助等による運営支援を行うとともに、市HPの空き情報の掲載や区役所窓口等での案内を通じて、児童の受入を促進しました。（受入児童数：1,087人） ③川崎認定保育園の認可化は、令和8年4月に向けて認可保育所への移行を3園実施しました。 ④病児・病後児保育事業について、市内7施設において、安定的に実施しました。 ⑤認可外保育施設に対し年1回以上の立入調査を実施し、助言・指導を行いました。 ⑥居宅訪問型保育事業者等に従事する者への子育て支援員研修を年2回実施しました。（受講者：54人）	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

保護者への保育料補助の助成対象児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	川崎認定保育園に通園する児童の保護者への保育料補助の実施人数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	目標	3,050	2,827	2,673	2,551	人
			実績	3,117	2,554	2,211	1,817	

認可外保育施設受入児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市単独施策である川崎認定保育園の翌年度4月1日時点の利用者人数	目標	2,453	2,414	2,385	2,325	人
			実績	1,966	1,729	1,408	1,087	

病児・病後児保育事業の実施施設数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の実施施設数	目標	7	7	7	7	か所
			実績	7	7	7	7	

待機児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	こども家庭庁の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数	目標	0	0	0	0	人
			実績	0	0	0	0	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	幼児教育推進事業	幼稚園型一時預かり事業の実施園及び保育時間等の拡大を図るとともに、幼稚園から認定こども園への移行促進を図ります。 私立幼稚園及び幼稚園類似施設在園児の保護者に補助金を交付し、保育料等の負担を軽減します。 川崎市幼稚園協会事業への補助及び幼児教育相談員による巡回相談を実施し、幼児教育の推進を図ります。	①幼稚園型一時預かり事業の推進（令和7年4月時点実施園数：42園）及び実施園における預かり保育の長時間化・通年化の受入年齢拡大の推進（新規実施園数：1園） ②認定こども園への移行促進（令和7年4月時点認定こども園数：24園　移行園数：2園） ③幼稚園在園児の保護者への保育料等補助（施設等利用費）の実施（助成児童数:9,008人） ④幼稚園類似施設在園児の保護者への保育料等補助の実施（助成児童数:171人） ⑤幼児教育巡回相談の実施	①一時預かり事業については、預かり保育の長時間化・通年化を促進するための市独自補助の予算を措置するとともに、令和8年4月1日時点で61園において幼稚園型一時預かり事業を実施しました。 ②移行促進については、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、認定こども園へ5園が移行し、令和8年4月1日時点で認定こども園は30園となりました。 ③施設等利用費については、私学助成を受ける幼稚園に在園する子ども5,319人の保護者に対し、補助を実施しました。 ④幼稚園類似施設利用料等補助事業を実施し、対象施設に在園する子ども173人の保護者に対し、補助を実施しました。 ⑤巡回相談については、市内私立幼稚園からの依頼に基づき、11園に対し助言等の機関支援を実施しました。	3　ほぼ目標どおり	A　貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

一時預かり事業の新規実施園数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	翌年度4月1日時点で幼稚園型一時預かり事業を新たに実施する園数	目標	1	1	1	1	園
			実績	2	10	7	3	

幼稚園から認定こども園への移行園数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	翌年度4月1日時点で幼稚園から認定こども園へと移行する園数	目標	2	2	2	2	園
			実績	3	3	2	5	

私立幼稚園保育料等補助金支給人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	私立幼稚園保育料等補助金支給人数 （私学助成の幼稚園を対象とした本補助金は、施設型給付への移行に伴い、対象者数は減少します。なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	目標	13,352	11,883	9,969	9,008	人
			実績	12,356	10,755	7,618	5,319	

幼稚園類似施設保育料等補助金支給人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	私立幼稚園保育料等補助金支給人数 （数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	目標	171	171	171	160	人
			実績	164	164	172	173	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	保育士確保対策事業	就職相談会等の実施や5県市共同で実施する保育士・保育所支援センター事業により、市内保育所等への就職を促します。 研修等による潜在保育士の復職支援や無料の試験対策講座等による保育士資格取得支援により、市内保育人材を増やす取組を推進します。 学生等を対象としたセミナーや保育体験事業により市内保育所等への就職促進や保育士を目指す機運の醸成を図ります。 宿舎借り上げ支援事業や修学資金貸付等補助の実施により、市内保育所等への就職及び就労継続を促します。	①「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進 ②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等実施（参加者数：3,100人以上、マッチング件数：3,100件以上） ③保育士資格取得支援の実施 ④保育士宿舎借り上げ支援事業の実施（補助対象者数：3,143人） ⑤保育士修学資金貸付等補助の実施（補助対象者数：120人）	①かながわ保育士・保育所支援センターと連携した就職相談会を6回行いました。また、同センター内において、年間を通じた個別就職相談を実施しました。川崎市内を会場とした就職相談会（1回）の参加者は20人でした。 ②市主催・連携の就職相談会、リモート見学会、保育士試験対策講座等の参加者が3,682人、これら事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数が4,431件となり、事業の内容の改善や広報の拡大、関連団体との連携強化などにより、参加者数、マッチング件数ともに目標を上回りました。 ③保育士試験対策講座を年4回実施しました。また、保育士資格の取得を支援するための補助金交付事業を行いました。 ④保育士宿舎借り上げ支援事業の補助対象者数は、国の基準に合わせて補助の対象年数を縮小したことにより、認可及び認可外施設合わせ2,027人となりました。 ⑤学生数の減少等により新規利用者は目標を達成しませんでしたが、1都1県9校・33人（継続利用者を含めると80人）が修学資金貸付を利用した他、潜在保育士再就職準備金は1人の利用があり、合計34人となりました。保育士修学資金貸付等の利用者数については、当該事業が貸付制度という性質上、市の取組によって実績を上げることには限界があることや、高等教育の修学支援新制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等の無償化の拡充）、貸付制度利用の敬遠等により申込者が限定的となったことが目標未達成の要因として考えられます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

保育士宿舎借り上げ支援事業の補助対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	法人が常勤保育士のために借り上げを行う保育士宿舎についての実施者（補助対象者）数	目標	2,341	2,582	2,848	3,143	人
			実績	2,063	2,102	2,182	2,027	

保育士修学資金貸付等の利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	保育士修学資金貸付等の利用者数	目標	120	120	120	120	人
			実績	59	52	55	34	

就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の参加者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	就職相談会、セミナー、保育所見学・体験型事業、復職支援研修、試験対策講座等の参加者数	目標	3,100	3,100	3,100	3,100	人
			実績	3,133	3,107	3,650	3,682	

就職相談会及び保育所見学・体験型事業によるマッチング件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	就職相談会及び保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数	目標	3,100	3,100	3,100	3,100	件
			実績	4,031	4,921	4,239	4,431	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(8)	保育料対策事業	滞納長期化を防止するため、督促や催告に合わせた電話による納付指導を行います。長期滞納者に対しては滞納処分を行います。	①WEB口座振替受付サービス等を活用した初期未納対策の実施 ②滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施(収入率:99.64%)	①WEB口座振替受付サービス等の活用により、口座振替率は83.8%となり、初期滞納者を減らしました。 ②次のとおり引き続き実施しました。 ・電話催告を実施しました(年間3,934件)。 ・滞納処分を実施しました(年間7件)。 ・モバイルレジ及びモバイルレジクレジットによる保育料納付手段の多様化を引き続き推進しました。 ・金銭債権(預貯金、生命保険解約返戻金、給与等)調査について、預金データ電子照会も活用しながら、督促後一定期間納付がない、度々催告を行っても連絡が取れない等、必要に応じて実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

保育料収入率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	収入率＝収入額／調定額×100(%)	目標	99.5	99.56	99.6	99.64	%
			実績	99.61	99.53	99.62	99.59	

総合的な評価

次の取組を実施したことにより、待機児童解消に向けた取組の継続と、質の高い保育・幼児教育の推進に寄与しました。

≪多様な手法を用いた保育受入枠の確保≫
・就学前児童数は減少する一方で、保育所等の利用児童数が増加する中、既存保育施設の有効活用を前提とし、保育所等の新規整備のほか、定員変更、認可外保育施設の認可化など、保育受入枠を確保するとともに、一時預かりなど幼稚園における受入れを推進(61園)したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、持続可能な支援策として、川崎認定保育園に対する助成を実施した結果、6年連続で待機児童ゼロを達成するとともに、高止まりする保育ニーズへの対応を図ることができました。
・就職相談会について、開催時期や時間帯の見直し、来場者への保育グッズのプレゼント等、内容の改善により来場者数及びマッチング数の増加につなげました。さらに、保育士試験対策講座等による資格取得支援の取組を進めるとともに、広報チラシ送付施設数を昨年度より111施設増やすことやHPをこまめに更新する取組により広報の充実を図り、また高校生保育士おしごと体験において期間を拡充して実施し、昨年度より2倍以上となる97名の参加者を確保する等、質の高い保育・幼児教育の推進に向けて、担い手となる人材の確保を図ることができました。

≪区役所におけるきめ細やかな相談・支援≫
・保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、区役所窓口において、利用案内の説明会や、入所保留となった児童の保護者へのアフターフォローとして、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設や認可外保育施設の空き情報の積極的な提供など保護者一人ひとりの保育ニーズに応じて丁寧な利用者支援を行うとともに、保育所入所申請におけるオンライン申請を導入する等により、市民サービスの向上を図ることができました。

≪保育の質の維持・向上≫
・公立保育所運営事業について、川崎区、中原区、宮前区及び多摩区に保育・子育て総合支援センターを開設し、センターを利用する保護者からの多様な相談に対し保育士や栄養士等の専門性を活かした支援の実施や、研修の場と実践の場を同じとする質の高い研修を実施する等の取組により、地域に密着した総合的な子育て支援の充実を図りました。
・民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の交流や保育技術の共有、公民保育所職員研修の実施(参加者令和7年度:18,221人)により、公民の連携を深めながら、包括的な人材育成の取組を推進し、保育の質の維持・向上を図りました。

≪特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実≫
・保育・子育て総合支援センター内にある公立保育所4園において医療的ケアの拡充を実施し、特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実を図りました。今後は、その他の区においても医療的ケアの拡充に向け、関係機関と調整を行っていきます。
また、今年度からは民間保育所2施設においても医療的ケア児の受入れを実施するとともに、居宅訪問型事業を試行的に実施しました。これにより支援を必要とする子どもとその保護者の選択肢の拡大につながりました。

≪幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進≫
・幼稚園の個別の事情等を勘案しながら、園の状況に応じた必要な支援を行った結果、目標を上回る幼稚園の一時預かり実施園の拡充(3園)や認定こども園への移行(5園)を達成できました。教職員の確保及び、保育の長時間化・通年化により幼稚園における就労家庭児の受入れ増加につながりました。

子ども・子育て会議からの意見・評価	≪多様な手法を用いた保育受入枠の確保≫ ・就学前児童数が減少する一方で保育ニーズが高止まりする中、地域ごとの需要と供給のバランスを踏まえ、認可保育所の整備、既存園の定員変更、川崎認定保育園の認可化など多様な手法により保育受入枠の確保に取り組み、6年連続で待機児童ゼロを達成したことを評価します。 ・保育受入枠の拡大については、計画期間を通じて目標を下回っている一方で、就学前児童数の減少や既存保育施設の定員充足状況、地域別・年齢別の保育需要等を踏まえながら、既存施設の有効活用を含む多様な手法により、必要な受入枠の確保に取り組んでいることを評価します。 ・就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座等により、参加者数、マッチング件数ともに目標を上回る成果を上げたことを評価します。一方で、宿舎借り上げ支援や修学資金貸付等の一部指標は目標を下回っているため、制度の周知方法や利用しやすさの改善を含め、保育人材の確保・定着に向けた取組の継続を望みます。 ≪区役所におけるきめ細やかな相談・支援≫ ・入所申請に関する説明会や動画配信、多言語資料の活用、入所保留者へのアフターフォロー、平日夜間・土曜日の相談窓口の開設など、保護者一人ひとりの状況に応じた相談・支援を実施したことを評価します。 ・一方で、保育所等利用者の満足度は目標を下回っていることから、保育所等に関する必要な情報に円滑にアクセスできる環境づくりをはじめ、保護者の満足度向上に向けた情報発信や相談支援の更なる充実を望みます。 ≪保育の質の維持・向上≫ ・保育・子育て総合支援センターの整備、地域の子育て家庭への相談支援、公民保育所職員研修の実施、民間保育所への相談支援や公開保育等を通じ、公民が連携して保育の質の維持・向上に取り組んだことを評価します。研修参加者数は18,221人と高い実績となっており、今後もオンラインと対面を効果的に組み合わせ、実践につながる人材育成を継続することを期待します。 ≪特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実≫ ・医療的ケア児保育のガイドライン作成、保育・子育て総合支援センターにおける一時預かり、民間保育所での医療的ケア児の受入れ、居宅訪問型保育事業の試行など、特別な支援を必要とする子どもとその保護者の選択肢を広げる取組を進めたことを評価します。今後も、地域によって支援に差が生じないよう、関係機関との連携と受入体制の充実を期待します。 ≪幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進≫ ・幼稚園型一時預かり事業の拡充や認定こども園への移行促進により、幼稚園における就労家庭児の受入れ拡大に取り組んだことを評価します。引き続き、幼稚園の状況に応じた支援を行いながら、教育・保育の一体的な提供体制の充実を期待します。 ≪保育料対策事業≫ ・WEB口座振替受付サービス、電話催告、財産調査、滞納処分等により、保育料収入率を高い水準で維持していることを評価します。収入率は目標をわずかに下回っていることから、初期未納の防止や滞納の長期化防止に向けた取組の継続を期待します。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪多様な手法を用いた保育受入枠の確保≫ ・待機児童ゼロを継続するため、就学前児童数の推移や地域別・年齢別の保育ニーズを精査し、既存保育施設の有効活用を基本としながら、必要な地域に必要な保育受入枠を確保していきます。認可保育所の新規整備に限らず、既存園の定員変更、川崎認定保育園の認可化、認定こども園への移行、幼稚園型一時預かり事業の活用など、多様な手法を組み合わせて、需要と供給のバランスを踏まえた効率的な取組を進めます。 ・保育士確保対策については、就職相談会、保育所見学・体験型事業、保育士試験対策講座等を継続し、広報の強化や開催方法の工夫により、求職者と保育施設とのマッチング機会の更なる充実を図ります。宿舎借り上げ支援や修学資金貸付等については、国制度の動向や利用実績を踏まえながら、制度周知や利用しやすさの改善に努め、保育人材の確保・定着を推進します。 ≪区役所におけるきめ細やかな相談・支援≫ ・保育所等の利用を希望する保護者が必要な情報を分かりやすく入手できるよう、入所申請に関する動画や多言語資料、オンライン申請等の活用を進めるとともに、入所保留者へのアフターフォローを継続します。保育所等の情報の入手しやすさが満足度の課題となっていることを踏まえ、区役所窓口、保育・子育て総合支援センター、市ホームページ、かわさき子育てアプリすくすく等の情報発信手段を活用しながら、分かりやすい情報提供に取り組みます。 ≪保育の質の維持・向上≫ ・保育・子育て総合支援センターや公立保育所を地域の拠点として、民間保育所等への相談支援、公開保育、公民合同研修等を継続し、保育の質の維持・向上を図ります。研修については、オンライン研修の利便性と対面研修の実践性を踏まえ、受講しやすく、現場での実践につながる研修体系となるよう内容を検証・充実させます。 ・一時保育については、予約システムの運用状況を検証し、利用者と事業者双方の利便性向上を図るとともに、地域ごとの需給バランスを踏まえ、実施施設数の最適化と安定的な事業運営に取り組みます。 ≪特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実≫ ・医療的ケア児保育については、ガイドラインに基づき、関係機関との連携を強化しながら、受入れ体制の充実を進めます。また、民間保育所での受入支援や居宅訪問型保育事業の試行結果を検証し、支援を必要とする子どもとその保護者の選択肢を広げる取組を進めます。 ≪幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進≫ ・幼稚園における就労家庭児の受入れを推進するため、幼稚園型一時預かり事業の長時間化・通年化や受入年齢の拡大を支援するとともに、認定こども園への移行を希望する園に対して、施設の状況に応じた段階的な支援を行います。 ≪保育料対策事業≫ ・保育料収入率については高い水準を維持しているものの、目標をわずかに下回っていることから、WEB口座振替受付サービスやモバイルレジ等の納付手段の活用、電話催告、財産調査、滞納処分等を適切に実施し、初期未納の防止と滞納の長期化防止に引き続き取り組みます。

施策の方向性Ⅱ　子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策６　子どもの「生きる力」を育む教育の推進**
施策の概要	将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細かな指導に取り組みます。 また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。
計画期間における主な方向性	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ・学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ「キャリア・パスポート」を教材として活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」のさらなる充実に向けた取組を進めていきます。 ・子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を図ります。また、「かわさきパラムーブメント」が目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、引き続き、計画的・系統的に進めていきます。 ・習熟の程度に応じた指導やドリルソフト等を活用することで、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど子どもたちの多様な学習状況に対応した取組を進めます。また、グローバル化が進む中で、英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっており、外国人とのコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。 ・「かわさきGIGAスクール構想」により整備された１人１台の端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を活用し、児童生徒の状況に応じて、ICTスキルを段階的に高めるとともに、情報セキュリティや情報モラルについて確実な習得をめざします。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づいた取組を着実に推進していきます。 ・小中一貫した食育を推進するため、学校給食を活用した小中９年間にわたる体系的・計画的な食育の推進により、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ・「第２期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。 ・ゆうゆう広場での体験活動、ICTを活用した学習支援、フリースクール等との連携など、様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。 ・ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境は、年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携して取組を進めます。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ・近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTAや地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、様々な危険から子どもたちを守る取組を進めます。 ・生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）			事業費決算額（見込）（単位：千円）		
	(1)	キャリア在り方生き方教育推進事業		(1)	7,291		(1)	7,205
	(2)	きめ細かな指導推進事業		(2)	0		(2)	0
	(3)	人権尊重教育推進事業		(3)	6,754		(3)	6,321
	(4)	多文化共生教育推進事業		(4)	1,666		(4)	1,364
	(5)	健康教育推進事業		(5)	649,387		(5)	640,026
	(6)	健康給食推進事業		(6)	13,447,756		(6)	13,196,096
	(7)	教育の情報化推進事業		(7)	1,857,783		(7)	1,727,173
	(8)	かわさきGIGAスクール構想推進事業		(8)	1,592,245		(8)	1,507,692
	(9)	魅力ある高校教育の推進事業		(9)	45,730		(9)	43,590
	(10)	学校教育活動支援事業		(10)	641,942		(10)	471,494
	(11)	特別支援教育推進事業		(11)	1,755,118		(11)	1,738,078
	(12)	共生・共育推進事業		(12)	3,261		(12)	517
	(13)	児童生徒支援・相談事業		(13)	816,455		(13)	658,828
	(14)	教育機会確保推進事業		(14)	48,401		(14)	45,576
	(15)	海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業		(15)	152,382		(15)	151,107
	(16)	就学等支援事業		(16)	1,336,279		(16)	1,034,981
	(17)	学校安全推進事業		(17)	102,986		(17)	90,660
	(18)	交通安全推進事業		(18)	45,186		(18)	41,596

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】		目標	81.2	81.5	81.7	82.0%以上	%
		説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	実績	74.7	－	－	－	
2	成果指標	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】		目標	74.2	74.5	74.7	75%以上	%
		説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	実績	67.1	－	－	－	
3	成果指標	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】		目標	93.2	93.5	93.7	94.0%以上	%
		説明	市立校の対象学年全児童の平均値（小学校5年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値）	実績	89.3	84.6	85.3	85.3	
4	成果指標	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中2】		目標	80.5	81	81.5	82.0%以上	%
		説明	市立校の対象学年全生徒の平均値（中学校2年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値）	実績	79	66.8	66.0	66.2	
5	成果指標	支援の必要な児童※の課題改善率（小学校）		目標	95.5	96	96.5	97.0%以上	%
		説明	課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数×100（%） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	実績	81.2	91.3	92.5	92.4	
6	成果指標	児童生徒の登下校中の事故件数		目標	24.5	24	23.5	23件以下	件
		説明	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計（直近5年間の平均値）	実績	34.6	33	28.2	26.4	

実績が目標を下回った指標	指標名・理由・今後の取組	（指標名）「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】については、令和5年度から全国学力・学習状況調査において設問が削除されました。 （指標名）「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】【中2】 （理由）令和5年度から、実施時期を小学校では5月から4月に、中学校では11月から4月に変更しました。令和5年度は、学習への取組がより充実する秋の実施から、年度初めの実施に変更したため、理解度が大きく下がったと考えられます。令和6・7年度は前年度とほぼ同等の実績値ではありますが、同様の理由で目標を下回っていると考えられます。 （今後の取組）今後は児童生徒が調査時に安心して取り組めるよう支援を継続するとともに、教師の授業改善や児童生徒の学習改善に向けた手立ての充実を図ってまいります。各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくとともに、学習状況調査結果を生かして「わかる」を実感できる授業の実践を目指します。 （指標名）「支援の必要な児童※の課題改善率（小学校）」 （理由）前年度とほぼ横ばいの実績となっており、依然として、支援が必要な児童数が増加したことに加え、外国人児童生徒への対応など支援のニーズが多様化しているなどの背景があり、目標値を下回っています。 （今後の取組）目標に対して、90%台前半で推移している。スモールステップで児童生徒の適切な目標を立てて指導することで、成長を見取ることができるよう特別支援教育センターと連携して、研修等で教員のスキルアップに努めます。 （指標名）児童生徒の登下校中の事故件数 （理由）相手側、児童生徒側に起因する事故ともに減少しなかったことが要因と考えられます。 （今後の取組）最も多い事故の原因として、運転手側の前方不注意が挙げられますので、この結果を学校をはじめ、警察等関係機関と共有するとともに、児童生徒の交通事故防止に向け、関係機関と協力・連携した児童生徒のさらなる安全確保に向けた取組を進めていきます。

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	キャリア在り方生き方教育推進事業	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、「手引き」等関連する資料を活用しての研修や担当者研修を通して理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。	①各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実（担当者研修会3回） ②「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進 ③研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進（情報交換会3回、研究推進校報告会1回） ④広報等による保護者等への理解促進	①「キャリア在り方生き方教育・進路指導担当者研修会」を年間3回実施するとともに、訪問研修等を113回実施し、各校における教育活動の充実を図ることができました。 ②「キャリア在り方生き方ノート」「キャリア・パスポート」の活用について担当者会で好事例を紹介するとともに、作成した職員研修用動画を周知することで教職員の理解を深めました。 ③南原小学校、南大師中学校での研究を支援し、情報交換会3回、担当者研修会で報告することで研究結果を広く市立学校へ周知啓発することができました。 ④キャリア在り方生き方教育について理解を深めることができる保護者向けリーフレットを作成・配布することで保護者や地域の人々へ理解促進を図ることができました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

キャリア在り方生き方教育実施校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市立小・中・高・特別支援学校におけるキャリア在り方生き方教育の実施校数	目標	179	179	179	180	校
			実績	179	179	179	180	

担当者研修会等実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	全市担当者向け研修会・説明会の実施回数	目標	3	3	3	3	回
			実績	3	3	3	3	

学校等訪問研修会等実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	学校等訪問研修会等の実施回数	目標	－	－	－	－	回
			実績	135	149	117	113	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	きめ細かな指導推進事業	習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。	①GIGA端末導入や学習状況調査の効果を踏まえた有効な指導に向けた研究実践の推進 ②研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進	①GIGA端末におけるきめ細かな指導や学習状況調査を活用したきめ細かな指導の活用モデルなどに関して、「個別最適な学び」につながる端末の活用や川崎市学習状況調査の1年間を見通した「通年活用モデル」の実践事例などについて担当者会にて研修を行いました。川崎市学習状況調査の研究協力校では、学習意識調査を活用し、「個別最適な学び」の実現に向けた研究実践を行いました。 ②担当者会において、過去の研究成果をもとにきめ細かな実践の具体例をあげて説明し、学校担当者の役割を確認するなど各学校でのきめ細かな指導を推進しました。また、第1回担当者会におけるアンケートを分析し、その結果をもとに、第2回で協議を行うことや、近隣の学校ごと（基本として中学校区）で各学校での実情や取組について情報交換を行いました。市学習状況調査を教師の授業改善と児童生徒の学習改善に生かす価値や流れを説明し、調査結果を生かしたきめ細かな指導を推進しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅰ 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

習熟の程度によるきめ細かな指導の実施校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	習熟の程度によるきめ細かな指導を実施している学校数（小中全校実施）	目標	166	166	166	167	校
			実績	166	166	166	167	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	人権尊重教育推進事業	人権尊重教育推進会議等での情報交換及び各種研修や研究推進校・実践推進校への研究支援を通して教職員等の意識の向上を図ります。また、人権教育補助教材や子どもの権利学習資料の作成、配布を行うとともに、子どもの権利学習派遣事業を通して子どもの人権感覚を育みます。	①人権尊重教育推進会議を通じた情報共有や意見交換の実施（会議開催回数：年1回） ②人権尊重教育研究推進校・実践推進校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施（研修参加者数：3,053人以上） ③人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ④子どもの権利学習派遣事業の実施（派遣学級数：122学級） ⑤学校におけるさまざまな人権課題に関する周知・啓発	①人権尊重教育推進会議については、1回実施しました。 ②学校での実践については、人権尊重教育研究推進校3校、実践推進校2校を定め、学校での人権尊重教育推進の取組を継続したことで、具体的な人権尊重の視点に立った指導や支援の実践を通して人権尊重の学校づくりを進めることができました。また、研修については、オンラインや対面など様々な形態等で実施し、4,003人が参加しました。 ③教材等については、GIGA端末のGoogleスライドを活用した子どもの権利カードの教材を掲載し、各学校で活用するとともに、情報共有サイト人権尊重教育資料に性的マイノリティ等の情報を掲載するなど、引き続き学校への情報提供等の体制充実を図りました。 ④子どもの権利学習派遣事業については、CAPプログラム子どもワークショップを21校80学級が実施しました。また、大人ワークショップを教職員を含む幅広い大人を対象に実施しました。また、性の多様性プログラムを37校169学級、授業プログラムを10校30学級が実施しました。 ⑤さまざまな人権課題に関する周知・啓発については、引き続きNPOと協力し性的マイノリティ理解促進のための保護者向けリーフレットを配布しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

人権尊重教育推進会議の開催回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市立学校における人権尊重教育の深化を図り、子ども一人ひとりが尊重され心豊かに共に生きる社会の形成者として成長する教育活動を支援することを目的とする会議の開催数	目標	1	1	1	1	回
			実績	1	1	1	1	

子どもの権利学習派遣事業実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	子どもの権利学習を実施するNPO法人等から、講師の派遣を受けた学級数	目標	122	122	122	122	学級
			実績	150	272	281	279	

人権研修参加者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	管理職及び教職員経年研修・人権推進担当者研修・PTA人権研修・学校用務員給食調理員事務職員等人権研修・学校校内研修・研究支援・その他への参加者数	目標	3,053	3,053	3,053	3,053	人
			実績	3,267	4,051	3,447	4,003	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	多文化共生教育推進事業	外国人教育推進連絡会議等での情報交換及び「学校でできる多文化ふれあい交流会」を通して教職員の意識の向上を図ります。また、講師派遣を通して子どもたちの異文化理解の促進を図ります。	①さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進（派遣校数：62校、派遣人数187人） ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施（会議開催回数：年1回） ③各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施	①の外国人市民等講師については、延べ203人を学校に派遣しました。 ②の外国人教育推進連絡会議については、対面開催により1回実施しました。これまでの会議での意見聴取により内容を更新した「外国につながりのある児童生徒・保護者のための支援事業一覧（学校版）」を作成、配付しました。 ③については、「学校でできる多文化ふれあい交流会」をオンラインで開催し、各学校の取組状況についての情報交換を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

民族文化講師派遣校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣した学校数	目標	62	62	62	62	校
			実績	87	72	72	71	

外国人教育推進連絡会議開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	外国人教育推進連絡会議を開催した回数	目標	1	1	1	1	回
			実績	1	1	1	1	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	健康教育推進事業	疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。	①新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 ②喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ④学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ⑤スクールヘルスリーダー派遣による若手養護教諭等への支援 ⑥学校における健康教育充実に向けた支援	①新型コロナウイルス感染症防止対策のため、教室の換気対策等を実施しました。 ②薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました。 ③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のため、講演会を実施しました。 ④学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び定期健康診断（心臓病、尿、結核含む）を実施し、疾病の予防に向けた受診指導や健康観察等、児童生徒の健康管理を行いました。 ⑤スクールヘルスリーダーを6校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。 ⑥学校における健康教育充実に向け、学校歯科保健指導推進事業を前年度の実施結果の検証等を踏まえ小学校7校で実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

薬物乱用防止教室の実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	各中学校、高等学校において、年1回以上実施する薬物乱用防止教室の実施校数	目標	57	57	57	57	校
			実績	57	57	57	57	

スクールヘルスリーダー派遣数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	経験の浅い養護教諭への指導助言・支援を図るための人材の派遣校数	目標	6	6	6	6	校
			実績	6	7	7	6	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
（6）	健康給食推進事業	児童生徒等の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ②中学校完全給食の円滑な実施 ③小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ④安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ⑤学校給食費の適正な徴収	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした給食を推進しました。また、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進し、栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点として小・中学校をグループ化し、小・中学校、給食センター間の連携を図りました。さらに、大豆ミートを使用した給食献立のほか、市制100周年のレガシーとして、市内産多摩川梨を使った「『かわさきそだち』のなしゼリー」の提供をきっかけとして、学校給食におけるSDGsの取組について児童生徒が主体的に考える機会を創出し、学びを推進しました。 ②中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPFI事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。 ③小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進については、故障による機器の交換及び計画的な老朽機器の更新を33校で実施し、また、給食調理業務を新たに2校で委託化を実施しました。 ④安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、安定的に良質な給食物資を供給するため、給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を給食会と連携して行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上での適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。 ⑤学校給食費の徴収を適切に実施したほか、物価高騰に対応するため学校給食費の改定を行いました。また、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を活用した学校給食の申込受付を実施し、保護者や学校教職員の利便性向上を図ったほか、納期限を経過しても納付が確認できない保護者等に対しては、文書や電話、自宅への訪問による納付勧奨に加え、滞納が長期・高額化した世帯に対しては、法的措置（支払督促）を実施し、債務者間の公平性を確保するため、収入率の向上に向けた取組を進めましたが、電話番号不明で電話催告ができない家庭、年度途中で生活保護・就学援助の認定を受ける困窮家庭等があり、目標の収入率には届きませんでした。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

大型備品更新実施校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	学校給食に係る大型備品の更新計画に基づき入れ替えを行った学校数	目標	24	28	27	21	校
			実績	25	35	28	33	

学校給食費の収入率（現年度分）			目標・実績		R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	徴収すべき金額（調定額）に対する収入額の割合（現年度分）	目標	99.55	99.6	99.65	99.7	%
			実績	99.36	99.41	99.44	99.44	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化のために、ICT環境の整備、研究や研修の充実、校務支援システムの検証、運用等の取組を進めます。	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施及び次期計画の策定 ②情報化推進モデル校を活用した取組の推進 ③判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進 ④学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 ⑤校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 ⑥ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、重点事項の実現のため年3回の情報化推進協議会に諮り各事業を推進しました。また、各学校が具体的に教育の情報化に取り組むことができるよう、各校代表者参加の研修を4回、希望研修を3回、リクエスト研修を3回実施しました。なお、次期の方針として、「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針」を策定しました。 ②情報化推進モデル校を活用した取組の推進について、情報化推進モデル校2校で児童生徒の学校生活や学習の状況を把握して指導や評価に活かす研究をするとともに生成AIの活用好事例の創出を行いました。得られた研究成果は、研修等を通じて全市の担当教諭に共有することで、各学校で行う指導や評価、業務の効率化に活かせるようにしました。 ③判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進について、リクエスト研修5回を行い、教職員の情報モラル教育の質の向上を図るとともに、保護者向けインターネットガイドによる家庭への啓発を図りました。 ④学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備について、GIGAスクール構想下における教室のICT環境整備の在り方の検討を継続しています。今年度は、小学校39校と特別支援学校3拠点の機器更新を実施しました。 ⑤校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進について、システムによる効率的な帳票の作成を目的とした研修を5回実施しました。外部可搬媒体については資産管理システムによる制御を行い、適切で安全な活用が図れるようにしました。なお、学習系データと校務系データの連携、活用については、国の動向を注視しながら検討を継続しています。校務支援システムについては、令和11年度に、働き方改革の推進に資するクラウド型への移行を行う方針を定めました。 ⑥ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進について、国の動向や本市の現状を踏まえ、令和10年度中に、校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合する方針を定めました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

情報化推進モデルの研究校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	情報化推進モデルの研究校数	目標	2	2	2	2	校
			実績	2	2	2	2	

情報化推進のための教職員向けの研修			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	各校種の教職員向けに行う研修の実施回数	目標	15	15	15	15	回
			実績	18	17	17	20	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(8)	かわさきGIGAスクール構想推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成・教員の指導力の向上・スタディ・ログの効果的な活用のために、研修による人材育成や指導案検討など推進校等における研究の支援、導入アプリで得られる学習履歴（スタディ・ログ）等からの教育データの整理と活用、またそのための教育環境の充実に取り組みます。	①「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 ②学校での活用を促進する人的支援 ③教科用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 ④学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用 ⑤児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の確保	①着実な人材育成のためにGIGAスクール構想を推進する教師（GSL）に悉皆研修3回実施し、教員に14回の希望研修や学校のニーズに応じた要請研修を14校（延べ600人受講）実施し、かわさきGIGAスクール構想ステップ3の「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指した授業改善に向けた研修を実施しました。また、推進協力校17校に複数回指導主事を派遣して、研究推進の支援を行いました。研究の成果は、授業公開等を通して全市に横展開しました。 ②小・中・特別支援学校にICT支援員を計1,700回派遣し、授業活用のための人的支援を行いました。 ③デジタル教科書活用に向け研修会を1回開催しました。デジタル教科書に付属するデジタルコンテンツを閲覧できる環境にしました。また、各部署のデジタル副読本作成を支援し、17の副読本を副読本ポータルサイトに掲載しました。さらに教育委員会事務局ポータルサイトを立ち上げ、各部署が作成した教員が授業で活用できる動画教材等を掲載しました。 ④教育データの利活用を進めるために、教育委員会事務局でデータ利活用調整会議を定期的に開催しました。また、新規に5つのダッシュボードを本格稼働し、データを活用した支援の実施に向けてGIGAスクール構想を推進する教師（GSL）に研修を行いました。 ⑤年度当初の児童生徒数の増加及び年度途中の追加に対しても迅速にGIGA端末を追加配置しました。通信環境については、回線速度を強化し、適切な保守・管理や通信環境のアセスメントを行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

端末に対する有用感の割合（小学校）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年児童のうち「学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と回答した割合	目標	－	70	73	75	%
			実績	65.7	69.7	－	－	

端末に対する有用感の割合（中学校）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年生徒のうち「学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と回答した割合	目標	－	60	63	65	%
			実績	58.7	61.6	－	－	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(9)	魅力ある高校教育の推進事業	魅力ある高校づくりのために、定時制高等学校の再編、全県的な普通科志向への対応、生徒や保護者、市民の幅広いニーズに応えるための特色ある教育の展開を進めます。	①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 ③川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進 ④多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進	①令和6年度に実施した、「市立高等学校改革推進計画第2次計画」の検証であげられた課題や、市立高等学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、本市の特性を生かして育成すべき人材像や、市立高等学校が今後果たすべき役割等について、検討を進めました。 ②開放講座を6回、聴講生制度の講座を週当たり2コマ実施し、高等学校における市民の理解や交流を深める取組を推進しました。 ③川崎高等学校及び附属中学校において、中学校3年生の授業で高等学校の教員が参加するチーム・ティーチングを実施し、体系的・継続的な中高一貫教育を推進しました。 ④地域等と連携した授業を全校で取り組み、令和7年度は川崎高等学校が川崎国際環境技術展に参加し、化学の学習内容と実社会の結びつきについて、出展企業から直接教わる取組を新たに実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

開放講座の実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市立高等学校において、在籍する教員が地域住民に対して行った講座の回数	目標	6	6	6	6	回
			実績	0	9	8	6	

聴講生制度の講座数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	市立高等学校において、教育課程に位置づけられた教科の中で、市民を聴講生として受け入れて行った講座の週当たりのコマ数	目標	2	2	2	2	コマ
			実績	2	2	2	2	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(10)	学校教育活動支援事業	小学校5年生、及び中学校1年生において、八ケ岳少年自然の家を利用して2泊3日の宿泊体験学習を行います。教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。	①教育活動サポーターの配置 ②小・中・特別支援学校における自然教室の実施（八ケ岳少年自然の家等）	①学習支援、教育相談支援等を行う教育活動サポーターを小学校80校に計3,586回、中学校25校に計1,036回配置しました。教育活動サポーターについては、やや目標を下回りましたが、学校のきめ細やかな指導を支援するため、配置の要望等を具体的に聴取し、引き続き配置を行います。 ②自然教室については、他施設を活用して実施した小学校19校・中学校16校含め、小・中・特別支援学校全校が計画どおり自然教室を実施することができました。また、前年度に取りまとめた「今後の自然教室の方向性等について（中間報告）」の内容に基づき、自然教室については他施設の活用を前提とした検討を進めてきましたが、他施設実施校の実施結果からは、八ケ岳少年自然の家に限らず、他施設であっても自然教室の実施目的を達成できること、令和8年度実施分の事前準備の状況からは、3年間で全校他施設での実施が可能であると判断したため、この結果を踏まえて「今後の自然教室及び八ケ岳少年自然の家の方向性」として取りまとめました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅰ 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

教育活動サポーター配置回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	小学校、中学校への教育活動サポーター配置回数	目標	4,655	4,655	4,655	4,655	回
			実績	4,970	4,513	4,620	4,622	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(11)	特別支援教育推進事業	特別支援教育サポーター配置による対象児童生徒への支援、看護師の配置による医療的ケアの実施、特別支援教育を担当する教職員を対象とした研修の実施等の取組を進めます。	①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ②エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実及び知能・発達の検査体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進 ③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ④特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上 ⑤医療的ケアを必要とする児童生徒の実情に合わせた支援の実施 ⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置 ⑧小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置 ⑨福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 ⑩関係機関と連携した社会的自立に向けた就労支援の実施 ⑪中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の計画的な施設整備及び受入枠拡充に向けた県立特別支援学校新設に向けた取組の推進 ⑫児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進	①特別支援学校センター的機能担当が、対象児童生徒が在籍する123校に支援を行いました。通級指導教室センター的機能担当が通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,950回の訪問を行いました。 ②エリア拠点校について、これまで設置していた幸区及び宮前区、多摩区に加えて麻生区においても新たに設置し、全ての行政区で巡回方式による指導を実施するとともに、川崎区在住の通級利用生徒の利便性向上のため、富士見中学校に御幸中学校通級指導教室のサテライト教室を開設しました。また、知能・発達の検査体制強化に向けて検討し、外部委託により対応しました。 ③改訂版のサポートノート（個別の教育支援計画）について、担当者会議や研修等の場において、改めて活用の徹底を図りました。 ④必修研修・希望研修については、32回実施しました。 ⑤対象児童生徒45名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち5名を対象に自立支援を行いました。 ⑥東横恵愛病院訪問指導延べ61名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ48名の児童生徒の学習支援を実施しました。 ⑦小学校115校、中学校50校、高等学校5校（全・定）に特別支援教育サポーターを配置しました。配置回数については、19,330回以上を目標としており、21,438回配置しました。 ⑧小・中学校の特別支援学級における介助支援人材については、重度の障害のある児童生徒が在籍する25校に対して配置を行いました。また、市立高等学校定時制には就労支援員を配置しました。 ⑨健康福祉局等関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、切れ目ない支援を実施しました。 ⑩就労支援について、学校や庁内関係機関、事業者等と連携し、特別支援学校高等部の就労支援を適切に実施しました。 ⑪中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組については、大戸分教室は校舎の増築工事が完了して供用を開始し、高等部分教室は校舎の増築工事を進めるとともに、学校化に向けた検討を進めました。また、県立特別支援学校設置に向けて、地域からの要望について、設置者である神奈川県と協議・調整を行うなど、取組を着実に進めました。 ⑫小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については、特別支援学級を設置している全ての学校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については111名が直接交流を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

特別支援教育サポーターの配置回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	小・中・高等学校において特別な支援が必要な児童生徒に対して特別支援教育サポーターを配置した回数	目標	19,330	19,330	19,330	19,330	回
			実績	18,781	22,413	21,302	21,438	

センター的機能担当教員の計画巡回訪問校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	特別支援学校のセンター的機能担当教員の計画巡回訪問校数	目標	111	111	111	111	校
			実績	117	113	129	123	

センター的機能担当教員による計画・要請訪問数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	通級指導教室のセンター的機能担当教員による計画・要請訪問数	目標	1,285	1,285	1,285	1,285	回
			実績	1,395	1,624	1,939	1,950	

研修（必修・希望）の実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	必修研修・希望研修の実施回数	目標	30	30	30	30	回
			実績	31	36	36	32	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(12)	共生・共育推進事業	教員が「かわさき共生＊共育プログラム」を年間標準6時間を児童生徒に実施するとともに、効果測定を活用して児童生徒理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	①各学校における授業の実施（年間6時間）の継続 ②「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施（年2回） ③ICTを活用したエクササイズや効果測定の実施に関する検証 ④エクササイズ集を活用した取組の実施	①各学校において「SOSの出し方・受け止め方」教育を含む年間7時間を標準時数とした授業を実施し、豊かな人間関係づくり等に取り組むことができました。 ②「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修を、計画どおり2回実施しました。また、研究協力校を含む、要請校内研修等を延べ26回実施し、教職員の理解を深めることができました。 ③研究協力校を中心にした効果測定アンケートの実施状況や、GIGA端末を活用した場合の実践上の課題等を確認し、共有することができました。 ④エクササイズ集を活用し、児童生徒の実態に応じたエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを、各学校で実施することができました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

担当者研修会実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	かわさき共生＊共育プログラム推進担当者研修会の実施回数	目標	2	2	2	2	回
			実績	2	2	2	2	

学校等訪問研修会等実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	研究協力校を含む、要請校内研修の実施回数 ※この指標は実績を管理するためのものです。	目標	－	－	－	－	回
			実績	84	45	30	26	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(13)	児童生徒支援・相談事業	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	①全市立小中学校への支援教育コーディネーターの配置 ②コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 ③スクールカウンセラーの配置による専門的支援の充実 ④小学校、特別支援学校へのカウンセラーの定期派遣の推進 ⑤スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化（スクールソーシャルワーカー配置：14名） ⑥多様な相談機能による相談支援の実施	①市立小中高等学校に支援教育コーディネーターを配置し、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援を充実させることができました。 ②参加するコーディネーターのニーズを把握し、実践につながるような研修を行うことができました。 ③夏休み後の児童生徒への不安の対応を含めスクールカウンセラーの専門性を生かした支援を行うことができました。 ④小学校・特別支援学校への学校巡回カウンセラーの定期派遣により、相談活動だけでなく、教職員の児童理解について指導助言を行うことができましたが、経験のある人材の確保やカウンセラー一人当たりの担当校数の多さなどの課題が残りました。 ⑤スクールソーシャルワーカーを増員し、一人ひとりの状況を把握し、素早い対応につなげることができました。 ⑥電話や来所での相談等、相談者のニーズに合わせて、多様な相談機能を生かした相談を進めることができました。GIGA端末からのアクセスが簡略化されたためメール相談が増加しました。また来所相談における申込から相談開始までは、ほぼ2か月までの待機で継続相談を開始することができましたが、1年間通しての欠員となり、人材確保の課題は残りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

支援教育コーディネーター研修回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	支援教育コーディネーター新任研修の実施回数	目標	7	7	7	7	回
			実績	7	7	7	7	

各小学校へのカウンセラーの派遣日数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	各小学校へのカウンセラーの派遣日数	目標	20	20	20	20	日
			実績	21	22	22	20	

スクールソーシャルワーカーの配置人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	区・教育担当(学校・地域連携担当)に配置するスクールソーシャルワーカーの人数	目標	11	12	13	14	人
			実績	11	12	13	14	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(14)	教育機会確保推進事業	不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。	①不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 ③西中原中学校夜間学級の運営、希望者に対する入学及び編入学相談の充実 ④GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校等の児童生徒への支援 ⑤不登校特例校設置可能性の検討も含めた不登校支援の充実に向けた取組の推進	①「ゆうゆう広場」においては、令和6年度以上に多くの児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。 ②メンタルフレンドについては、令和6年度よりも多くの大学生・大学院生等を採用し、定期的に派遣することで、支援の充実を図ることができました。引き続き安定的な人員確保のため、より一層大学等との連携や体制整備を進めていく必要があります。 ③西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、学校と教育委員会が連携を図り、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、運営を進めることができました。 ④GIGA端末を活用した支援については、ICT環境の整備や学習ツールの配布等、より良い体制整備をすることができました。 ⑤令和6年度策定の「不登校対策の充実に向けた指針」をもとに、本市の不登校対策について検討を重ね、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置については、新たに行っていく別室指導の充実や、ゆうゆう広場の機能改変等のモデル実施の取組等と併せ、引き続き検討を継続していきます。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

メンタルフレンド配置数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	メンタルフレンド（ボランティア学生）の適応指導教室への配置数 ※この指標は実績を管理するためのものです。	目標	－	－	－	－	名
			実績	17	11	18	26	

適応指導教室登録数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	適応指導教室に登録した不登校児童生徒数 ※この指標は実績を管理するためのものです。	目標	－	－	－	－	名
			実績	202	252	321	396	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(15)	海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	学校と関係機関が連携して、日本語が不自由な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ②初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ③特別の教育課程による日本語指導の実施 ④多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ⑤プレスクールの開催等を通じた円滑な就学に向けた支援	①②各区教育担当や学校、教育政策室で教育相談を行い、日本語指導の初期段階や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、288人の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。 ③特別の教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。また、指導主事が日本語指導を実施している学校を訪問し、児童生徒の状況に応じた指導について助言を行いました。さらに、日本語指導の充実のため、国際教室を担当する教員や巡回非常勤講師を対象に、日本語指導や人権尊重教育に関する研修を7回実施しました。 ④希望する学校等に通訳機を45台配置し、計210台の配置となりました。また、通訳・翻訳支援として、655件の通訳者の派遣等を実施しました。 ⑤プレスクールについては、全区を対象に開催し、33組の外国につながりのある児童及び保護者が参加しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

国際教室担当者等への研修の回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	国際教室を担当する教員や巡回非常勤講師を対象に、日本語指導や人権尊重教育に関する研修を実施した回数	目標	7	7	7	7	回
			実績	7	7	7	7	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(16)	就学等支援事業	経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することや、住民基本台帳に基づく学齢簿を編製することにより、義務教育を円滑に実施しています。また、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付しています。	①就学援助費の支給による支援 ②特別支援教育就学奨励費の支給による支援 ③就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ④高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援	①新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,594件支給しました。また、就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。 ②特別支援教育就学奨励費について、1,676件支給しました。また、当事業では過年度分の未支給及び過支給が判明したため、支給管理台帳の精査及び支給対象者の再確認を行い、返納及び追加支給の手続きを進めました。 ③就学事務システムを活用し、約24,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。 ④高校生への奨学金について学年資金を602件、入学支度金を185件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに3件採用しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

就学援助実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	就学援助認定者数 ※この指標は実績を管理するためのものです。	目標	－	－	－	－	人
			実績	11,561	11,043	10,420	10,089	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(17)	学校安全推進事業	スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む防災教育研究推進校を中心として各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 ②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ④学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進	①スクールガード・リーダーについては、目標どおりの25名を配置しました。 ②地域交通安全員については、学校からの要請を受けて配置基準に合致した99か所に配置しました。 ③通学路の危険か所については、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、路面標示の設置・補修や注意喚起の標示の設置などの改善を行いました。 ④学校防災教育研究推進校については、目標どおりの7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全学校に共有しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

スクールガード・リーダーの配置数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	警察OBを活用した通学路の巡回や学校への安全指導等を行うスクールガード・リーダーの配置数	目標	25	25	25	25	名
			実績	25	25	25	25	

学校防災教育研究推進校指定校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	学校防災教育の研究に取り組む推進校の指定校数	目標	7	7	7	7	校
			実績	7	7	7	7	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(18)	交通安全推進事業	行政機関や交通安全団体、民間企業等との緊密な連携体制や、さらに市民参加の仕組みづくりを図ることにより、市民との協働による交通安全推進体制を構築し、それに基づいてさまざまな交通安全活動を一体的、積極的に推進していきます。	①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施（490回以上） ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした啓発活動の実施 ④自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 ⑤児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施（路面表示の実施件数：120件、電柱巻付標示の実施件数：800件） ⑥交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施	①各季（春・夏・秋・年末等）の交通安全運動の機会及び強化月間において、各地区交通安全対策協議会と協力して、啓発活動を実施しました。 ②園児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者と各世代で交通安全教室等を実施しました（618回）。また、企業や保育園等に交通安全DVDを貸し出し（9回）するなど、あらゆる機会を捉えて交通安全教育ができるよう柔軟に対応しました。 ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会を実施しました（3回）。 ④自転車マナーアップ指導員が、自転車交通事故多発地域を中心に巡回しました（189回）。 ⑤通学路の電柱巻付標示（520件）とスクールゾーン・文の路面表示の補修、新設（140件）を実施しました。電柱巻付標示については、委託先の方針変更により設置期間が短縮（8年から7年）されたことから計画の見直しを行いました。その結果、今年度は実施対象校16校で計520件を実施するとともに、代替措置である路面表示の実施件数を上積みしました。 ⑥高津区役所内相談ブースにて専門相談員による交通事故相談及び、中原区役所内相談ブースにて月1回の弁護士交通事故相談を実施しました（177件）。	4　目標を下回った	B　やや貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

交通安全教室の開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	交通安全に対する意識の高揚に向けた年齢段階に応じた交通安全教室の開催数	目標	490	490	490	490	回
			実績	548	581	620	618	

路面表示の実施件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施件数	目標	81	120	120	120	件
			実績	93	131	130	140	

電柱巻付表示の実施件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	児童生徒の登下校時の安全確保のための計画的な電柱巻付表示の実施件数	目標	600	750	850	800	件
			実績	592	597	680	520	

市内交通事故発生件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	市内の交通事故発生件数（年度ではなく暦年）	目標	2,878	2,878	2,878	2,878	件
			実績	2,592	2,753	2,817	3,113	

総合的な評価	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ・「キャリア在り方生き方教育・進路指導担当者研修会」を年間3回実施するとともに、訪問研修等を113回実施し、各校における教育活動の充実を図ることができました。また、「キャリア・パスポート」の活用について担当者会を通して周知するとともに、作成した職員研修用動画を周知することで教職員の理解を深めました。それにより、児童生徒の将来の社会的自立に向けた教育活動を行う学校体制づくりとともに、本市のブランドメッセージやかわさきパラムーブメント、SDGs推進方針等についての教職員への啓発を図り、児童生徒の将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てることに寄与できました。 ・子どもの権利学習派遣事業の新規メニューやGIGA端末を活用した教材の開発、研修の拡充などにより、実施校や研修参加者が増加するなど、さらなる人権尊重教育の推進につなげることができました。 ・市学習状況調査について、4月に市立小中学校及び市立聾学校の6学年62,986人に実施するとともに、児童生徒・保護者に対しては、個人票を7月に配布し、学習状況を伝え、GIGA端末との連携も含めて学習改善に活用しました。これにより、一人ひとりの課題を明確にし、学習に取り組む態度の醸成や家庭学習の改善を図ることができました。また、ALTを小・中学校に109名、高等学校に6名、計115名を配置し、活用を推進したことによって、外国人と英語でコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成を進めることができました。 ・教育データの利活用を進めるために、令和6年度から教育委員会事務局でデータ利活用調整会議を定期的に開催しました。また、新規に5つのダッシュボードを本格稼働し、データを活用した支援の実施に向けてGIGAスクール構想を推進する教師（GSL）に研修を行いました。研修等において、構築したダッシュボードの操作や活用方法を扱ったことで、データに基づく支援の意義や考え方について、各学校への浸透を図ることができました。 ・着実な人材育成のためにGIGAスクール構想を推進する教師（GSL）に悉皆研修3回、教員に14回の希望研修や学校のニーズに応じた要請研修を14校（延べ600人受講）実施しました。また、推進協力校17校に複数回指導主事を派遣して、研究推進の支援を行い、研究の成果は、授業公開等を通して全市に横展開するなど、教職員の情報モラル教育の質の向上を図りました。これらの取組によって、教員のGIGA端末を活用した指導力が着実に向上しており、児童生徒の情報活用能力の育成につなげることができました。 ・栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点として小・中学校をグループ化し、小・中学校、給食センター間の連携を図りました。また、大豆ミートを使用した給食献立のほか、市制100周年を契機として、市内産多摩川梨を使った「『かわさきそだち』のなしゼリー」を提供し、学校給食におけるSDGsの取組について児童生徒が主体的に考える機会を創出しました。これらの取組により、食育の推進と成長期にある子どもたちの心身の健全な発達に資することができました。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ・市立学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して適切に医療的ケアを実施するため、看護師等の必要な人材を配置するとともに、令和6年度からは、全ての行政区において小学校通級指導教室の巡回方式による指導を開始するなど、一人ひとりの支援ニーズに的確に応えることができました。引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒の状況に応じた適切な支援を行います。 ・「ゆうゆう広場」の運営については、昨年度以上に多くの児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。また、GIGA端末を活用した支援については、学習ツールの配布等、より良い支援体制を整備することができました。令和6年度に策定した「不登校対策の充実に向けた指針」をもとに、別室指導の充実及びゆうゆう広場の機能改変に向けたスタッフ配置等のモデル実施を行うことで、不登校支援の充実に向けた取組を推進することができました。 ・スクールカウンセラーの配置を拡充し、専門性を生かした教育相談の強化を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる区役所をはじめとする関係部署や関係機関と連携しながら行う支援などを通して、相談者の心の安定や、学校・家庭における安定した生活につなげることができました。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ・昨年度に引き続きスクールガード・リーダーを25名配置し、地域交通安全員を99か所に配置しました。また、学校防災教育研究推進校については、7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全ての学校に共有しました。さらに、春・夏・秋・年末等の交通安全運動の機会及び強化月間において、各地区交通安全対策協議会と協力して、啓発活動を実施しました。これらの取組によって、学校の安全体制が強化されるとともに、児童生徒への安全・防災教育の充実につなげることができました。引き続き、児童生徒が安全に過ごせるような体制づくりを進めていきます。

子ども・子育て会議からの意見・評価	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ・キャリア在り方生き方教育について、全180校で実施するとともに、担当者研修会、訪問研修等を実施し、「キャリア・パスポート」等の活用を通じて、児童生徒の将来の社会的自立に向けた教育活動を推進したことを評価します。 ・人権尊重教育では、人権研修参加者数、子どもの権利学習派遣事業実施数の実績が目標を上回っており、子どもの権利学習、多様性理解、性的マイノリティ理解促進等の取組を進めたことを評価します。多文化共生教育においても、外国人市民等講師の派遣や外国につながりのある児童生徒・保護者への支援により、互いを尊重する態度の育成に取り組んだことを評価します。 ・GIGA端末や教育データを活用した授業改善、情報化推進研修、ICT支援員の派遣、GSLへの研修等により、児童生徒の情報活用能力の育成や教職員のICT活用力向上に取り組んだことを評価します。引き続き、児童生徒が「授業がわかる」を実感できるように、調査結果を授業改善や個別最適な学びに一層活かした授業づくりを期待します。 ・学校給食については、川崎らしい特色ある健康給食や小中9年間を通じた食育、SDGsを意識した献立等により、子どもの健全な心身の発達に資する取組を進めたことを評価します。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ・特別支援教育について、特別支援教育サポーターの配置回数、センター的機能担当教員による計画巡回訪問校数、通級指導教室センター的機能担当による訪問回数、必修・希望研修の実施回数が目標を上回っており、支援体制の充実に取り組んだことを評価します。また、医療的ケア児への看護師配置、エリア拠点校の全区展開、サテライト教室の開設、交流及び共同学習の実施等により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を進めたことを評価します。一方で、支援の必要な児童の課題改善率は目標を下回っているため、支援ニーズの多様化を踏まえた対応を望みます。 ・児童生徒支援・相談、不登校支援については、多様な相談・支援体制の充実に取り組んだことを評価します。引き続き、人材確保や相談開始までの待機期間短縮、GIGA端末を活用した支援など、児童生徒が安心して学び続けられる環境の整備を期待します。 ・海外帰国・外国人児童生徒への支援では、日本語指導初期支援員の新規配置や通訳者派遣など、就学・学校生活への適応支援を着実に実施したことを評価します。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ・学校安全推進事業では、スクールガード・リーダー及び地域交通安全員の配置や、防災教育研究推進校の指定など、地域や関係機関と連携した安全確保に取り組んだことを評価します。 ・交通安全推進事業では、交通安全教室の開催や、路面表示の実施、自転車マナーアップ指導員の巡回等により安全意識の向上に取り組んだことを評価します。一方で、児童生徒の登下校中の事故件数及び市内交通事故発生件数はいずれも目標を達成できていないことから、警察、学校、地域、関係機関と連携し、通学路の安全対策と交通安全教育を一層強化することを望みます。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ・キャリア在り方生き方教育については、「キャリア在り方生き方ノート」や「キャリア・パスポート」の効果的な活用事例を発信し、担当者研修や訪問研修等を通じて、小学校から高等学校までの計画的・系統的な取組を継続します。 ・人権尊重教育及び多文化共生教育については、子どもの権利学習派遣事業、人権研修、性的マイノリティ理解促進に向けた教材・資料の活用、多文化共生ふれあい事業等を引き続き実施し、他者との違いを認め、互いに尊重し合う態度の育成を図ります。 ・きめ細かな指導及びGIGAスクール構想については、市学習状況調査の結果や教育データを活用し、教師の授業改善と児童生徒の学習改善に向けた取組を進めます。調査時期の変更による影響を踏まえつつ、児童生徒が「わかる」を実感できる授業づくりに向け、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、GSL研修、ICT支援員の派遣、ダッシュボード等の活用を推進します。 ・健康教育及び健康給食については、学校保健安全法に基づく健康診断、薬物乱用防止教室、アレルギー対応、食育、学校給食費の適正徴収等を継続し、安全・安心で質の高い学校生活の基盤づくりを進めます。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ・特別支援教育については、特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能、エリア拠点校、特別支援教育サポーター、介助支援人材、医療的ケアに係る看護師配置等を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を継続します。支援の必要な児童の課題改善率向上に向けて、特別支援教育センターと連携し、スモールステップで児童生徒の成長を見取る指導や教員研修の充実を図ります。 ・児童生徒支援・相談、不登校支援については、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、メンタルフレンド等の体制を活用し、学校・家庭・区役所・福祉関係機関等との連携を強化します。また、ゆうゆう広場の機能改変、別室指導の充実、GIGA端末を活用した学習支援、夜間学級の運営等により、多様な学びの場と社会的自立に向けた支援を進めます。人材確保や相談待機期間の課題については、配置体制や関係機関との連携の在り方を検討します。 ・海外帰国・外国人児童生徒への支援については、日本語指導初期支援員、特別の教育課程による日本語指導、通訳・翻訳支援、通訳機、プレスクール等を活用し、児童生徒と保護者が安心して学校生活を送れるよう支援を継続します。 ・就学等支援については、就学援助、特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金、大学奨学金等を適切に実施し、経済的理由により就学・修学が困難な児童生徒等への支援を継続します。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ・学校安全については、スクールガード・リーダー、地域交通安全員、通学路安全対策会議、防災教育研究推進校等の取組を通じて、学校、家庭、地域、警察、道路管理者等と連携し、通学路の危険か所の改善と防災教育の充実を図ります。 ・交通安全については、交通安全教室、自転車マナーアップ指導員による巡回、路面表示・電柱巻付表示等のスクールゾーン対策、交通事故相談等を継続します。児童生徒の登下校中の事故件数や市内交通事故発生件数が目標を達成していない状況を踏まえ、事故原因の分析結果を学校や関係機関と共有し、運転者への啓発、児童生徒への交通安全教育、自転車安全利用に関する取組を強化します。

施策の方向性Ⅲ　支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策7　子どもが安心して暮らせる支援体制づくり**
施策の概要	個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。 また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。
計画期間における主な方向性	≪児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進≫ ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携しながら、子どもや家庭が抱える様々な課題を一つひとつ紐解きながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組みます。 ・増加する児童虐待や複雑困難化する児童相談に対し、迅速・適切に対応するため、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童相談所の職員の増員、警察・司法・医療機関との連携、人材育成の環境整備等を通じて児童相談所の体制強化を進めていきます。 ・養育里親について、里親拡充に向け、民間機関を活用した取組を推進するほか、施設養護について、ケアニーズの高い児童に対するきめ細やかな支援を実現するとともに、地域小規模児童養護施設の設置等を促進します。また、代替養育を受ける高校生等については、施設等を退所した後も、生活や就労に関する相談を継続的に実施していくほか、児童が希望する進路を安心して選択できるよう、市独自の給付型奨学金や学習支援事業を実施します。 ≪子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援≫ ・経済的困窮、成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談・支援を引き続き行うとともに、女性相談に関する効果的な支援体制や施策について検討を行います。 ・子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するほか、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、様々な背景・課題を抱えた子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。 ≪ひとり親家庭等の自立の促進（ひとり親家庭等自立促進計画）≫ ・ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、より実用的な内容の情報をより能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら必要な支援が必要な方に的確に届くよう、専門職が個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策を的確に提供するなど相談支援体制等を検討していきます。 ・経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を通じて、経済的な自立の促進につなげます。 ・子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による生活援助等のほか、ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援を行うとともに、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。 ・養育費確保については、ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催等、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。 ・就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する相談や就業支援の講座を実施するとともに、資格取得に向けた支援を行うなど、関係機関と連携を図りながら、雇用の促進を図ります。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）			事業費決算額（見込）（単位：千円）		
	(1)	児童虐待防止対策事業		(1)	185,989		(1)	174,946
	(2)	児童相談所運営事業		(2)	471,946		(2)	1,524,516
	(3)	里親制度推進事業		(3)	87,644		(3)	87,018
	(4)	児童養護施設等運営事業		(4)	4,183,368		(4)	4,301,644
	(5)	ひとり親家庭等の総合的支援事業		(5)	4,049,277		(5)	3,759,092
	(6)	女性保護事業		(6)	14,022		(6)	12,893
	(7)	子ども・若者支援推進事業		(7)	25,231		(7)	24,549
	(8)	小児ぜん息患者医療費支給事業		(8)	62,087		(8)	34,689
	(9)	小児慢性特定疾病医療等給付事業		(9)	547,626		(9)	523,632
	(10)	災害遺児等援護事業		(10)	5,386		(10)	4,783

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	**里親の登録数**		目標	207	222	237	252世帯以上	世帯
		説明	厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値	実績	215	215	210	205	
2	成果指標	**地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合**		目標	－	47	－	54.0%以上	%
		説明	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合	実績	－	47.1	－	53.3	
3	成果指標	**ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合**		目標	75	77	79	80%以上	%
		説明	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	実績	88	85.9	85	86	
4	成果指標	**児童養護施設や里親委託児童等の大学等進学につながった割合**		目標	34	36	38	40.0%以上	%
		説明	児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等（高等教育機関）に進学した児童数の割合	実績	40	41.2	44.8	50	

実績が目標を下回った指標	指標名・理由・今後の取組	
		（指標名）里親の登録数 （理由）養子縁組里親は9家庭と一定の登録数がありましたが、養育里親は1家庭の増加と伸び悩み、里親の高齢化等に伴う既存登録世帯数の辞退により登録家庭数の実績値としては令和6年度から減となっています。 （今後の取組）令和7年度末から養子縁組里親登録希望者については養育里親への登録を必須とする登録制度の見直しを実施しています。引き続きフォスタリング機関を中心とした啓発活動を継続し、担い手確保に向け取組を進めてまいります。 （指標名）地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 （理由）要保護児童対策地域協議会における取組を進めた結果、令和5年度のアンケートに比べて着実に増加していますが、わずかに目標を下回りました。 （今後の取組）引き続き地域の関係機関との連携により、地域の見守り体制の充実を図ります。

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の進捗度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	児童虐待防止対策事業	川崎市子ども・若者の未来応援プランに基づき、庁内外を含む関係機関との連携強化、児童虐待防止に向けた啓発活動、関係職員の人材育成等の施策を推進します。	①児童家庭相談支援体制の強化 ②要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ③児童虐待防止に関する相談の実施 ④地域の見守り体制の構築・充実 ⑤児童虐待防止普及啓発活動の実施（実施数：22回以上）	①10月から子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラーを含む家庭を対象とした支援を実施するとともに、各区地域みまもり支援センターに位置付けたこども家庭センター機能の令和8年度からの本格実施に向けて、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、サポートプランの運用を開始するなど区役所における相談支援体制を整備しました。 ②要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）の効率的・効果的な運営を行いました。また、各区要保護児童対策地域協議会（個別支援会議）を954回実施する等、要保護児童等に対して、きめ細やかな対応と個別支援を実施しました。個別支援会議の開催回数及びアンケート結果については目標を下回りましたが、引き続き地域の関係機関との連携により、地域の見守り体制の充実を図ります。 ③児童虐待防止センターにおいて1,401件の電話相談を実施しました。「かながわ子ども家庭相談LINE」において807件のLINE相談を実施しました。 ④児童家庭支援センターにおいて、5,513件の相談・支援を実施しました。 ⑤11月の児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止普及活動を42回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

児童虐待防止普及啓発活動の実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	11月の児童虐待防止推進月間を中心に各種の啓発活動を実施した回数	目標	22	22	22	22	回
			実績	32	36	38	42	

各区要保護児童対策地域協議会（個別支援会議）の実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	地域の支援ネットワークに関わる担当者による具体的な支援内容の確認など、個別ケースに関わる協議を行う各区要保護児童対策地域協議会（個別支援会議）の実施回数	目標	695	710	725	1,050	回
			実績	952	986	965	954	

地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合	目標	－	47	－	54	%
			実績	－	47.1	－	53.3	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	児童相談所運営事業	子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、関係機関との連携のもと、調査、診断、判定、一時保護、措置等の必要な支援を実施します。	①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 ②児童相談所の体制強化 ③関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進 ④体制強化に合わせた施設整備の推進	①区役所地域みまもり支援センターと連携しながら、支援が必要な児童に対して一時保護、施設入所措置等を行うなど、子どもの置かれた状況に応じて子ども及び家庭への相談援助を実施しました。 ②児童福祉司や児童心理司、一時保護施設の児童指導員等を増員し、児童相談所の体制強化を図りました。また、一時保護施設に入所中の学齢児を対象に意見表明等支援事業を実施し、子どもが意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの権利擁護を推進しました。 ③南部児童相談所に配置した県警からの派遣職員を中心に警察との連携を強化するとともに、保健・医療機関や警察・検察等の関係機関との連携を図りながら、専門的知識を活かした支援を推進しました。 ④生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護施設の新築工事を実施し、令和7年7月から供用を開始しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

児童相談所における相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	児童相談所において養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	7,150	7,633	8,116	8,600	件
			実績	6,703	6,719	7,211	7,719	

一時保護所における保護件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	児童福祉法第33条等の規定に基づき様々な事情や問題を抱える家庭の児童を保護し、行動観察、心身の安定や生活習慣の回復を図りながら生活指導等を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	480	485	490	495	件
			実績	500	418	468	573	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	里親制度推進事業	・里親制度の普及・啓発活動の推進 ・里親支援機関と連携した里親における養育の支援	①里親制度の普及・啓発活動の推進（里親養育体験発表会及び制度説明会の開催回数：11回） ②里親養育技術向上のための研修会等の実施（開催回数：3回以上） ③家庭の雰囲気を体験するためのふるさと里親事業の実施（登録世帯数：94世帯以上） ④NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施	①市政だよりへの掲載、アゼリア広報コーナーでの展示のほか、SNS等を活用した情報発信を行いました。説明会については、里親養育体験発表会及び制度説明会を合計88回開催しました。その他、個別相談、養子の日などの各種イベントを開催し、令和7年10月の里親月間には、里親啓発イベントを2か所のフォスタリング機関を中心に合同開催しました。 ②里親登録後の資質向上を目指すため、こどもの自立支援、ライフストーリーワークをテーマにした内容など里親養育技術向上のための研修会等を12回実施しましたが、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改定版に基づく目標の15回には至りませんでした。 ③ふるさと里親事業については、長期休暇を中心に乳児院・児童養護施設・地域小規模児童養護施設で実施しました。新規の登録が6世帯あったものの、高齢等の理由から6世帯が辞退となったため、登録数としては前年同数の79世帯となりました。児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。 ④里親登録数については、養子縁組里親は9家庭と一定の登録数がありましたが、養育里親は1家庭の増加と伸び悩み、里親の高齢化等に伴う既存登録世帯の辞退により登録家庭数の実績値としては令和6年度から減となっています。里親登録に関する新たな取組、令和8年3月登録者から養子縁組里親登録希望者については、養育里親の登録も同時申請とする取組を行い、そのうち2世帯は同時登録となりました。今後も里親の養育技術の向上及び里親委託の推進を図るとともに、支援体制の充実や担い手の確保に取り組みます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

里親養育体験発表会及び制度説明会の開催回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	里親登録者を増加するための里親の養育体験や制度内容に関する説明会の開催回数	目標	11	11	11	11	回
			実績	13	13	30	88	

里親養育技術向上のための研修会の開催回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	里親希望者及び里親への養育技術向上を目的とした研修会の開催回数	目標	3	3	3	15	回
			実績	9	16	12	12	

ふるさと里親登録数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	夏休み等の大型連休に児童を養育する、ふるさと里親の登録世帯数	目標	91	92	93	94	世帯
			実績	93	82	79	79	

里親の登録数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	里親の登録世帯数	目標	207	222	237	252	世帯
			実績	215	215	210	205	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	児童養護施設等運営事業	・定員の小規模化や小規模グループケアの導入等、施設等における家庭的な環境での養育に配慮した施設整備 ・法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による児童の処遇の向上 ・地域における社会的養護の意識の醸成	①児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 ②地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 ③社会的自立に向けた支援等の実施	①・②乳児院、児童養護施設等について、職員の確保・処遇改善として行っている市単独事業の制度周知、入所するこどもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう物価高騰等に対応した取組を進めたほか、適正な運営につながるよう、適宜指導等を行うなど、社会的養護の推進を行いました。また、既存施設の高機能化・多機能化の一環として、川崎市妊産婦等生活援助事業を実施しました。 ③事業者に委託している社会的養護自立支援拠点事業により、自立に備えるため施設在籍時から、進学や就労、金銭管理、ネットリテラシーなど、生活に直結する内容の情報を提供しました。また、退所した後の就労継続や退職した方への就労支援として就労可能な企業、活用できる協力企業の開拓や定着支援を実施したほか、アフターケアとして居場所イベントを行いました（24回開催）。その他、子ども・若者応援基金を活用した、学習・進学支援事業を児童に対して行うとともに、退所者向けの自立支援の充実を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

児童養護施設等における本市措置児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	本市が児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設等へ措置を行っている児童数 （なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	目標	278	273	268	261	人
			実績	244	228	195	183	

児童ファミリーグループホームにおける本市措置児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	本市がファミリーホーム、ファミリーグループホーム及び自立援助ホームへ措置等を行っている児童数 （なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）	目標	64	69	76	85	人
			実績	50	50	48	52	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	ひとり親家庭等の総合的支援事業	経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等ひとり親家庭の自立に向けて、多方面からの総合的な支援施策を実施しています。	①児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等への医療費一部助成、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業を実施 ②ひとり親家庭等への日常生活支援の実施 ③ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等を市内17か所で実施 ④養育費確保に向けた支援の実施 ⑤離婚前の子育て世帯に対する情報提供及び個別相談の実施 ⑥母子・父子福祉センターによる、生活・就業相談及び支援の実施 ⑦各種給付金制度を活用したひとり親家庭への資格取得支援の実施（高等職業訓練促進給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合：90%以上） ⑧母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営	①対象者4,779世帯に対して児童扶養手当を適切に支出しました。また、対象者11,087人へ医療費の一部助成を適切に実施しました。 ②日常生活支援事業により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延べ403件の支援員派遣を実施しました。 ③ひとり親家庭等の子どもの将来の自立に向けた学習や居場所等の支援として、学習支援・居場所づくり事業を小学3年生から中学3年生までを対象に全17か所において実施しました。また、中学3年生の利用者の高校受験に向けた模試受験料の補助を行いました。 ④養育費確保に関する支援として実施する「養育費確保支援事業補助金」及び「公正証書等作成費補助金」について、合計80件の補助金交付を実施しました。 ⑤離婚前の子育て世帯を対象とした「離婚前後親子支援事業」を新たに開始し、必要な情報の提供を行う講座及び個別相談を実施しました。 ⑥自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、86%がその後就労につながりました。 ⑦資格取得等を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進給付金の新規決定を24件、自立支援教育訓練給付金の支給決定を10件行いました。活動指標である高等職業訓練促進給付金受給者の就労割合は79.2%となり、難易度の高い資格（宅地建物取引士）やデジタル分野の民間資格を目指した修了者の就職率が振るわず、目標値を下回りました。資格取得を目指す方に対しては、本人の希望を踏まえながらも、将来の自立に繋がるよう適切なアドバイスや情報提供による支援を行います。 ⑧母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

児童扶養手当受給世帯数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給世帯数（所得超過による全部支給停止者を除く。）	目標	5,700	5,700	5,700	5,700	世帯
			実績	5,441	5,221	5,071	4,779	

ひとり親家庭等医療費助成の対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	各年度末時点での助成対象者数	目標	12,000	12,000	12,000	12,000	人
			実績	12,385	12,125	11,750	11,087	

ひとり親家庭が各種支援により就労につながった割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	目標	75	77	79	80	%
			実績	88	85.9	85.0	86	

高等職業訓練促進給付金受給者の就労割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得したひとり親が、その資格を活用して1年以内に就労した割合	目標	90	90	90	90	%
			実績	94	80	77.8	79.2	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	女性保護事業	女性相談員を各区役所地域みまもり支援センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施することで、女性の人権擁護と自立支援を図ります。	①女性相談員による相談・自立支援の実施 ②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ③効果的な相談支援体制等の検討 ④DV被害者等の緊急一時保護の実施	①女性相談について2,793件受け付け、相談・自立支援を実施しました。実績値は目標を下回ったものの、令和6年度と比べると287件増加しています。相談窓口の認知不足や相談に至るまでの心理的負担等が要因と考えられるため、今後さらに相談窓口の周知を強化し、支援を必要とする女性が早期に相談につながる体制づくりを進めます。 ②DV相談支援センターにおいて910件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。 ③困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に対応するための庁内検討会議を開催し、支援対象者を含めた支援の枠組みの整理をもとに、支援調整会議のあり方について検討を開始しました。 ④DV被害者等の緊急一時保護について、神奈川県立女性相談所や県内民間団体、警察と連携し実施しました。 その他、市ホームページ、町内会掲示板、JR川崎駅のアゼリアビジョン、南武線のトレインチャンネル、リスティング広告、駅トイレへのカード配布等、様々な媒体を通じた相談窓口の周知を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

女性相談の件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	母子又は単身の女性を対象に、夫婦・親子間のこと、経済的なことや育児のことなどの様々な相談を受け付け支援を行った件数	目標	2,574	2,661	2,748	2,835	件
			実績	2,351	2,242	2,506	2,793	

DV相談支援センターの相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、DV被害者などへの相談支援を行った件数	目標	665	735	805	875	件
			実績	754	878	841	910	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	子ども・若者支援推進事業	子どもの貧困対策等の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ②課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの検討結果に基づく取組の推進 ③地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくり ④ボランティアを活用したひきこもり等児童福祉対策の実施（個別支援活動参加人数：95人以上、集団支援活動参加人数：82人以上）	①子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」を改訂し、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、こども文化センターの職員等に配布しました。また、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の点検・評価を行う中で、プランに位置付けた推進項目について、進捗状況の把握を行いました。 ②課題を抱える子ども・若者等の居場所づくりの取組として、「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」を継続して実施しました。課題を抱える子どもへの支援の中で、利用児童の状態から、さらに家庭への支援が必要と思しきケースについては、関係機関との情報共有に努め、連携を図りました（登録者数：小田29人、旭町61人）。 ③地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、支えるしくみづくりを進めるため、地域子ども・子育て活動支援助成事業として、こども食堂や学習支援等を行う32団体に補助金を交付するとともに、地域見守り体制強化事業として、地域活動の醸成や団体の活動支援等の取組を行いました。 ④ひきこもり等児童福祉対策事業については、不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に234人、集団支援活動に194人の子ども・若者が参加しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

ひきこもり等児童福祉対策事業における個別支援活動の参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	対象児童と大学生等のボランティアとの1対1の触れ合いや交流を通じて、相互の人間関係の醸成を図り、良き理解者としてボランティアを信頼し、児童の内面的な自主性や社会性を伸ばす個別支援活動の参加人数	目標	95	95	95	95	人
			実績	130	148	185	234	

ひきこもり等児童福祉対策事業における集団支援活動の参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	10人規模程度の小集団のグループでレクリエーション等を行うことで、他人との関わりや集団の中における自己の役割認識、それを実行する力を養い、自主性や社会性を伸ばす集団支援活動の参加人数	目標	82	82	82	82	人
			実績	63	97	156	194	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(8)	小児ぜん息患者医療費支給事業	対象者の保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額を除く）を助成します。	小児ぜん息患者への医療費の一部を支給	小児ぜん息患者に対して医療費の一部を支給しました。「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえて、他のアレルギー疾患患者支援との公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策をより安定的かつ持続可能なものとなるよう、今後施策を進めていくこととし、令和6年3月末日をもって新規受付を停止し、小児ぜん息患者医療費支給制度を廃止することとしました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅴ 推進項目の廃止

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

小児ぜん息患者医療費の支給対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	各年度末時点での支給対象者数	目標	3,500	3,500	3,500	3,500	人
			実績	3,277	2,571	1,719	1,165	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(9)	小児慢性特定疾病医療等給付事業	小児慢性特定疾病の治療の際の医療費自己負担分及び装具等作製の際の一部助成を行っています。	小児慢性特定疾病患者等への医療費の給付	小児慢性特定疾病により医療が必要な方に、安定的かつ継続的に医療費の給付を行うとともに、対象児の給付認定に疑義が生じる場合は審査会を開催し、適切に認定事務を行いました。また、制度を利用する市民に対して適切に制度の案内や相談支援が行えるよう、関係職員に対して制度説明会を年2回開催するとともに、対象者の理解を深めるための研修会を開催しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

小児慢性特定疾病の助成対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	小児慢性特定疾病により治療を受け、一部負担金の助成を受けている対象者数	目標	1,517	1,517	1,517	1,517	人
			実績	1,467	1,382	1,390	1,483	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(10)	災害遺児等援護事業	対象となる保護者に児童1人につき月3,000円の福祉手当を支給します。 また、小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝金等を支給します。	①児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 ②小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈	①対象者への福祉手当の支給について、対象者の資格を確認し適正に支給しました。 ②小・中学校の入学卒業祝金品の贈呈について、対象者を確認し適正に執行しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅰ 現状のまま継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

災害遺児等福祉手当支給延件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	災害遺児等福祉手当の支給延件数	目標	650	650	650	650	件
			実績	624	612	621	655	

総合的な評価

≪児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進≫
・10月から子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラーを含む家庭を対象とした支援を実施するとともに、各区地域みまもり支援センターに位置付けたこども家庭センター機能の令和8年度からの本格実施に向けて、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、サポートプランの運用を開始するなど区役所における相談支援体制を整備しました。
・児童福祉司等を増員するとともに、南部児童相談所に配置した県警からの派遣職員を中心に警察との連携を強化するなど児童相談所の体制強化に向けた取り組みを推進しました。また、中部児童相談所一時保護施設の新築工事を実施し、受入れ定員を30名から48名に拡大するとともに、児童の生活環境の改善を図りました。

≪社会的養護の推進≫
・里親制度を推進するためには、一定の担い手を確保しながら、里親の養育技術の向上及び里親支援を展開する必要があります。積極的な広報・リクルート活動をはじめ、里親支援に関するフォスタリング事業を展開することで、社会的養護が必要な子どもが持つ背景や課題が複雑化している中で、里親として社会的養育の受け皿として活躍してもらえる人材の確保を図りました。また、令和8年3月登録者から養子縁組里親登録希望者については、養育里親の登録も同時申請とする取組を行い、養子縁組里親希望者への研修内容の強化を行うとともに、将来的に養育里親の担い手となるよう、里親の養育及び里親委託向上を図りました。
・児童養護施設や児童相談所と連携し、小規模ユニットによる支援の充実及び施設機能の強化を行うとともに、社会的養護自立支援拠点事業にて、施設退所後の就労継続や就労支援等、個別のニーズに応じたアフターケアを実施するとともに、子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援事業を実施しました。

≪子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援≫
・女性保護事業については、DV相談支援センターにおいて910件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。また、町内会掲示板、JR川崎駅のアゼリアビジョン、南武線のトレインチャンネル、リスティング広告、駅トイレへのカード配布等、様々な媒体を通じた相談窓口の周知を図りました。
・川崎市子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」の改訂及び配布を通じて、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、こども文化センターの職員等、子どもに関わる施設に広く配布しました。
また、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりについては、「こどもサポート小田」及び「こどもサポート旭町」の2か所で継続して実施し、利用児童の状況に応じて関係機関と連携を図るなど、支援の充実につなげることができました。
地域見守り体制強化事業については、地域活動の醸成や団体の活動支援等の取組を行いました。
引き続き、様々な背景・課題を抱えた子ども・若者の居場所づくりを行い、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みづくりを推進します。

≪ひとり親家庭等の自立の促進（ひとり親家庭等自立促進計画）≫
・安定した生活の維持と親と子どもの将来の自立を目的として「経済的支援」・「子育て・生活支援」・「養育費確保支援」・「就業支援」の多方面からの総合的な支援施策を実施しました。令和7年度は、離婚前の子育て世帯を対象とした「離婚前後親子支援事業」を新たに開始し、必要な情報の提供を行う講座及び個別相談を実施しました。これにより、離婚前後から親子の心身・生活の安定を図りました。

子ども・子育て会議からの意見・評価	≪児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進≫ ・子育て世帯訪問支援事業の開始、こども家庭センター機能の本格実施に向けたサポートプランの運用開始、児童虐待防止センター及びLINE相談、児童家庭支援センターによる相談・支援など、児童虐待の予防と早期対応に向けた相談支援体制を強化したことを評価します。 ・児童相談所について、児童福祉司等の増員、一時保護施設に入所中の学齢児を対象とした意見表明等支援事業、中部児童相談所一時保護施設の供用開始など、子どもの安全確保と権利擁護に向けた体制強化を進めたことを評価します。 ・要保護児童対策地域協議会の個別支援会議の実施回数及び地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合は目標を下回っていることから、関係機関との連携を一層深め、地域の見守り体制の充実を図ることを望みます。 ・里親制度について、里親養育体験発表会及び制度説明会を88回開催するなど積極的な普及啓発に取り組んだことを評価します。一方で、里親登録数、ふるさと里親登録数及び里親養育技術向上研修の開催回数が目標を下回っていることから、養育里親の担い手確保に向けたリクルート方法の見直しや、登録後の支援体制の充実を望みます。 ・児童養護施設等について、社会的養護自立支援拠点事業や子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援等により、施設入所児童や退所者の自立に向けた支援を進めたことを評価します。 ≪子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援≫ ・女性相談やDV相談支援センターによる相談支援、困難な問題を抱える女性への支援に関する庁内検討、相談窓口の周知など、女性の人権擁護と自立支援に取り組んだことを評価します。 ・子ども・若者支援推進事業について、かわさきサポートブックの改訂・配布、こどもサポート小田及びこどもサポート旭町での居場所づくり、地域見守り体制強化事業等により、課題を抱える子ども・若者への支援を進めたことを評価します。 ・小児ぜん息患者医療費支給事業については、制度の廃止に伴う影響を丁寧に確認し、対象者への周知や必要な支援につなげることを望みます。 ≪ひとり親家庭等の自立の促進≫ ・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、日常生活支援、学習支援・居場所づくり、養育費確保支援、離婚前後親子支援事業など、多方面からひとり親家庭等を支援したことを評価します。 ・ひとり親家庭が各種支援により就労につながった割合が目標を上回っていることを評価します。一方で、高等職業訓練促進給付金受給者の就労割合が目標を下回っていることから、資格取得後の就労につながる相談支援や情報提供の充実を望みます。 ・災害遺児等援護事業について、支給延件数が目標を上回っており、支援を必要とする家庭への経済的支援を継続して実施したことを評価します。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進≫ ・こども家庭センター機能の本格実施に向け、サポートプランの運用を進めるとともに、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、児童家庭支援センター、地域の関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握し、切れ目ない支援につなげます。 ・児童相談所については、児童福祉司等の専門職の確保・育成、警察・医療機関・学校等との連携強化、一時保護施設における生活環境や学習環境の整備、意見表明等支援事業の実施を通じて、子どもの安全確保と権利擁護を推進します。 ・要保護児童対策地域協議会については、個別支援会議の運営状況を確認しながら、関係機関との情報共有や役割分担をより明確にし、地域で子どもを見守る体制の充実に取り組みます。 ・里親制度については、フォスタリング機関を中心とした普及啓発を継続するとともに、養育里親の担い手確保に向けて、対象を意識したリクルート方法の見直しや、登録後の研修・相談支援の充実を図ります。また、里親支援センターの開設を見据え、関係機関の役割分担や支援体制の再構築を進めます。 ・児童養護施設等については、施設の小規模化・高機能化・多機能化を進めるとともに、社会的養護自立支援拠点事業や学習・進学支援事業等を通じて、施設入所中から退所後までの継続的な自立支援に取り組みます。 ≪子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援≫ ・女性相談及びDV相談については、相談窓口の周知を継続するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、関係各所との連携体制を確認しながら、相談者の状況に応じた支援を実施します。 ・子ども・若者支援については、かわさきサポートブック等を活用した情報提供、こどもサポート小田及びこどもサポート旭町での居場所づくり、地域見守り体制強化事業等を通じて、課題を抱える子ども・若者や家庭への支援を継続します。 ・小児ぜん息患者医療費支給事業については、事業の方向性を踏まえ、対象者への周知や必要な支援につながる情報提供を丁寧に行います。また、小児慢性特定疾病医療等給付事業については、対象者が必要な医療を継続して受けられるよう、制度の適切な運用に取り組みます。 ≪ひとり親家庭等の自立の促進≫ ・ひとり親家庭等に対しては、児童扶養手当や医療費助成等の経済的支援、日常生活支援、学習支援・居場所づくり、養育費確保支援、離婚前後親子支援事業等を継続し、必要な支援が必要な家庭に届くよう情報発信と相談支援の充実に取り組みます。 ・資格取得支援については、本人の希望を尊重しつつ、資格取得後の就労可能性や就労先の情報を適切に提供し、将来の自立につながるよう、母子・父子福祉センター等と連携した伴走型支援を進めます。 ・災害遺児等援護事業については、対象家庭の状況に応じて制度を適切に運用し、必要な経済的支援を継続します。

施策の方向性Ⅲ　支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策8　子ども・若者の社会的自立に向けた支援**
施策の概要	日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。
計画期間における主な方向性	≪生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進≫ ・生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。 ・生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。 ≪総合的な就業支援の取組の推進≫ ・「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。 ≪多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築≫ ・地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置づけられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。 ≪障害者の自立支援と社会参加の促進≫ ・精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。 ・広くひきこもりに関する相談支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を中心に、児童、教育、労働などの様々な関係機関が相互に連携するネットワークの構築とともに、相談・アセスメント機能やカウンセリング・居場所機能の充実などを含め、ひきこもりの方に対する支援体制の充実を図ります。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）			事業費決算額（見込）（単位：千円）		
	(1)	生活保護自立支援対策事業		(1)	329,464		(1)	327,676
	(2)	生活保護業務		(2)	58,308,196		(2)	55,988,112
	(3)	生活困窮者自立支援事業		(3)	336,024		(3)	292,568
	(4)	雇用労働対策・就業支援事業		(4)	96,857		(4)	96,472
	(5)	民生委員児童委員活動育成等事業		(5)	175,151		(5)	164,232
	(6)	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		(6)	28,882		(6)	19,163
	(7)	更生保護事業		(7)	19,525		(7)	18,130
	(8)	障害者就労支援事業		(8)	229,875		(8)	228,690
	(9)	障害者社会参加促進事業		(9)	87,964		(9)	84,724
	(10)	ひきこもり地域支援事業		(10)	58,512		(10)	59,368
	(11)	精神保健事業		(11)	11,590		(11)	8,010

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率		目標	100	100	100	100	%
		説明	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値	実績	100	98.2	100	100	
2	成果指標	だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合		目標	73.5	74	74.5	75%以上	%
		説明	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合	実績	89	90	94	97	
3	成果指標	民生委員児童委員の充足率		目標	97.2	97.5	97.7	98.2%以上	%
		説明	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100（%）	実績	82.5	82	81.3	75.5	
4	成果指標	障害福祉施設からの一般就労移行者数		目標	307	320	332	345人以上	人
		説明	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数（年合計）	実績	328	335	433	502	

実績が目標を下回った指標	指標名・理由・今後の取組	（指標名）民生委員児童委員の充足率 （理由）令和7年度は、本市の世帯数の増加に伴い、令和6年度から定員数が25名増加したことや、企業等の定年延長の影響で地域の担い手不足が顕著となっていることなどにより、充足率は12月の一斉改選時点で74.0%、年度末時点で75.5%となり、目標の充足率には届きませんでした。 （今後の取組）民生委員児童委員制度に関する他都市への調査や民生委員児童委員協議会等の関係団体との意見交換を行い、地域の実情に合った定数の算出方法について検討を進めるとともに、「福祉協力員等の民生委員活動をサポートする仕組み」や「地域人材の確保を図る取組」をはじめ、「行政依頼事務の見直し」、「制度・活動に関する広報」、「ICTの活用」など、民生委員が効率的に活動しやすい環境づくりを進めることで、充足率の向上を図ります。

3　評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
（1）	生活保護自立支援対策事業	生活保護受給者に対して、各種就労支援事業等を行い自立を支援するとともに、生活保護受給世帯の小・中学生に対して、学習支援や居場所の提供、個別の相談支援や情報提供等を実施し、高校等進学に向けた支援を行います。	①阻害要因のない、稼働年齢層にある生活保護受給者に対する、経済的・社会的自立の促進に向けた各種就労支援事業の実施 ②生活保護受給世帯等の子どもに対する、高校等への進学に向けた週2回・1回2時間の学習支援事業の実施（17か所）	①自立支援相談員事業、総合就職サポート事業、若者就労・生活自立支援事業等、生活保護受給者の能力に応じた、きめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。また、自立支援の個別事例分析や各事業毎の実績分析を行うことで、事業全体の検証・改善を進め、適切かつ効果的に事業を推進しました。 ②生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業については、小学3年生から中学3年生までを対象に、市内17か所で支援を実施しました。	3　ほぼ目標どおり	A　貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	学習支援・居場所づくり事業を利用した、生活保護受給世帯の中学3年生の高校等への進学率	目標	100	100	100	100	%
			実績	100	98.2	100	100	

就労支援事業等に参加可能な人の事業参加率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	生活保護受給者で、就労阻害要因がなく就労指導対象となる人のうち、市が実施する就労支援事業等に参加した人の割合	目標	65	65	65	65	%
			実績	74	73	78	70	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	生活保護業務	生活保護法の規定に従い、国の法定受託事務として、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 また、持続可能な社会保障制度として維持するため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。	①健康で文化的な最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 ②漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保	①②生活保護受給者の動態は流動的ですが、福祉事務所と連携を図りながら、各種の取組を行いました。様々な理由により転居を必要とする被保護者に対し、転居支援を行い、目標を上回る被保護者を、住居の安定につなげました。また、障害年金の受給が見込まれる方や新たに年金受給資格を得た方への支援に継続して取り組みました。また、後発医薬品の使用原則化を受け、市医師会・薬剤師会等と連携し、後発医薬品使用促進の取組を行い、ほぼ前年度と同様の実績で目標を達成することができました。また、就労に向けて複合的で困難な課題を抱えている方などに対しても、各事業を適切に連携させて、丁寧で粘り強いアプローチを行い、就労に向けた支援を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

居住安定化支援実績			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	転居により住居が安定し、社会的なつながりを回復することで、社会生活自立をした人数	目標	180	180	180	180	人
			実績	323	332	278	281	

年金専門員事業実績			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	年金専門員による年金受給に向けた自立支援を行うことで減少した生活保護費	目標	270,000	270,000	270,000	270,000	千円
			実績	337,581	365,169	390,063	465,961	

後発医薬品使用促進割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	国の目標値である後発医薬品使用率促進の達成を目的とする。	目標	80	80	80	80	%
			実績	91.4	91.7	93.4	95.1	

生活保護から経済的に自立した世帯の数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	就労支援等により生活保護が廃止となった世帯数	目標	650	650	650	650	世帯
			実績	703	665	712	683	

生活保護受給世帯数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	生活保護を受給している世帯の数（年度平均）	目標	－	－	－	－	世帯
			実績	23,335	23,137	22,881	22,537	

生活保護受給人員数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	生活保護を受給している人数（年度平均）	目標	－	－	－	－	人
			実績	28,669	28,172	27,645	27,068	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して就労・生活支援等を行うため、就労支援員など専門の相談員を配置した「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」等を運営します。	①「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」による、国の動向等を踏まえた、生活困窮者への就労・生活支援の実施	新規相談者数については、目標を超える1,631名に対して支援等を行いました。また、就職率については、相談者が抱える課題が複雑・複合化してきており、支援が困難・長期化したことなどが原因で目標値を下回りましたが、就労支援対象者は令和6年度の359名から令和7年度は550名と大幅に増加しました。これは、新規相談者のうち、これまで他の課題解決を優先する等してすぐには就労支援対象者としなかったケースについても、可能な限り相談者の就労意欲を高め、就職活動ができる状態までサポートすることを目標に掲げて支援した結果といえます。このようにすぐには就職率という結果に結びつかない対象者を手厚くサポートしたことも一因となり就職率は目標を下回る結果となりましたが、取組は着実に進んでいるといえます。また、多様な相談を受ける自立相談支援事業の中で効率的かつ効果的な就労支援を行うため、就職阻害要因の分析を元に、就職希望相談者の属性に応じて就労支援と並行して体調面や家計面の支援を実施する等、支援全体の質の向上を図りました。 さらに、課題解決や就職に向けて、関係部署・機関と連携し、きめ細やかな支援を行ったことなどにより、だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合は目標値を上回りました。今後も引き続き、支援員の育成や関係機関・部署との更なる連携強化を行い、生活困窮者自立支援法の趣旨に基づいた自立相談支援事業を実施していきます。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

新規相談者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」への新規相談者数	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	人
			実績	1,504	1,620	1,454	1,631	

就職率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、就労支援の対象となった人のうち、就職が決定した人の割合	目標	75	75	75	75	%
			実績	63	52	60	46	

だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合を算出	目標	73.5	74	74.5	75	%
			実績	89	90	94	97	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	雇用労働対策・就業支援事業	専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応し、相談から就職まで丁寧な就業支援を行います。	①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進（就職決定者495人） ②「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者等の就業的自立支援の推進 ③労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 ④若者、女性、高齢者、障害者及び就職氷河期世代など多様な人材と市内企業との体験・マッチング機会の創出（氷河期世代の就職決定者数：235人以上、就業マッチングイベント参加企業数：200社以上）	①「キャリアサポートかわさき」については、リスティング広告やSNSの活用、関係機関・窓口等との連携など幅広い層を対象とした広報を実施したことにより新規登録者数は1,345人まで、成果指標である就職決定者数についても514人と目標を達成いたしました。今後も各種広報の効果検証の上、より効果的な広報手法を検討するなど周知を強化していくことで、引き続き就職決定者数目標が達成されるよう努めていきます。 ②「コネクションズかわさき」については、市職員と受託事業者が連携して、積極的な受入企業の開拓を行ったこと等により、職場体験事業を143回実施し、大幅に目標を上回りました。企業説明会等については、橋高校等において、5回実施しました。 ③労働者の問題解決に向けた労働相談への対応については、常設の相談窓口を市内に設置し、街頭労働相談会を7回実施しました。 ④多様な人材と市内企業とのマッチング機会の創出については、若者向けの合同企業説明会や業界・企業研究会をはじめ、参加資格の制限を外したマッチングイベントを開催する等雇用情勢等に合わせてイベント内容の工夫を行うことで、延べ参加社数は219社と目標を大幅に上回った一方で、氷河期世代の就職決定者数については就職決定までの期間の長期化傾向等により231人と目標を下回りました。そのため、令和8年度からは参加できるマッチングイベントの機会を増やしていくことで就職決定機会の増に繋げるとともに、令和8年度から新たに創設される内閣府の地域就職氷河期世代等支援推進交付金を活用した新規事業などを実施することで、就職決定者数目標が達成されるよう努めていきます。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

「コネクションズかわさき」が行う職場体験事業の実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	「コネクションズかわさき」が行う企業等での職場体験事業の年間の実施数	目標	40	40	40	40	回
			実績	128	89	131	143	

「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数	目標	495	495	495	495	人
			実績	489	414	502	514	

企業説明会等実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	高校等における企業説明会や企業訪問等の実施回数	目標	4	4	4	4	回
			実績	4	4	4	5	

就職氷河期世代の就職決定者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「キャリアサポートかわさき」や多様な人材と市内企業等とのマッチング機会等による氷河期世代の就職決定者数	目標	235	235	235	235	人
			実績	260	201	235	231	

就業マッチングイベント等参加企業数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	就業マッチングイベント等に参加する延べ企業数	目標	200	200	200	200	社
			実績	248	258	238	219	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	民生委員児童委員活動育成等事業	地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、民生委員児童委員の適正配置、育成・支援を行います。	①民生委員児童委員の適正配置の実施 ②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実	①③については、12月の民生委員児童委員の一斉改選や、7月及び令和8年3月の随時改選において推薦事務を適切に行うとともに、効果的な研修の実施に向けて、階層別研修の実施やオンライン配信の活用など、実施手法を工夫しながら取組を進めました。一斉改選では、候補者の早期選定や推薦事務の負担軽減を図るなど、候補者を推薦しやすい環境整備を進めるとともに、様々な媒体を活用した広報や活動費の増額等を行いましたが、本市の世帯数の増加に伴い、令和6年度から定員数が25名増加したことや、企業等の定年延長の影響で地域の担い手不足が顕著となっていることなどにより、充足率は12月の一斉改選時点で74.0%、年度末時点で75.5%となり、目標の充足率には届きませんでした。また、民生委員児童委員の認知度については、SNSや公共施設のデジタルサイネージなどを活用したアニメーション動画の放映や、民生委員の活動を紹介したリーフレット、漫画による広報等を行いましたが、令和7年度の調査で52.7%であり、民生委員児童委員との関わりが少ない10代～30代の認知度が特に低かったことから、目標には届きませんでした。令和6年度に実施した民生委員児童委員へのアンケート調査において、活動しやすい環境づくりに向けて、「町内会・自治会との連携強化」や「情報提供の充実」、「広報周知による地域理解の促進」が必要との回答が多いことから、活動に役立つ情報の共有や、特に認知度が低い若い世代を含む幅広い世代への広報・周知を行うとともに、町内会・自治会等の関係団体と連携して「人材確保」と「活動の負担軽減」の取組を進めることで、充足率の向上を図ります。 ②については、民生委員児童委員協議会への育成費補助等を適正に交付しました。その他、民生委員児童委員の活動として、14,181件の相談支援を行ったほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査や子育て支援等を通じ、地域福祉の向上を図ることができました。	4　目標を下回った	B　やや貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

民生委員児童委員の充足率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	厚生労働大臣の定める基準を参酌した市条例に基づき、規則で定めた定数（市見込世帯数を440世帯で割った数）に対する現員数の割合	目標	97.2	97.5	97.7	98.2	%
			実績	82.5	82	81.3	75.5	

民生委員児童委員の認知度			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	地域福祉実態調査（無作為抽出7,000人）において、民生委員児童委員の役割や活動を「知っている」と答えた人の割合	目標	62	－	－	70	%
			実績	54.6	－	－	52.7	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	ゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する知識の普及のために、講座の開催や普及啓発物を使用した広報を実施します。また、地域保健福祉機関と連携し研修を進めることで、不調を抱えた人を必要な支援につなげられるよう、支援体制の向上を推進します。	①自殺対策に関連する情報収集と効果的な普及啓発の推進 ②ゲートキーパーの養成と地域の関係機関等との連携強化及び相互連携の推進（ゲートキーパー講座の開催：6回） ③自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 ④研究機関等と連携した自殺の実態分析と対策の検討、実施 ⑤川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組の推進	①人口動態統計及び警察庁自殺統計を用いた統計分析や、相談先情報の更新を行い、自殺対策に関連する情報収集を実施しました。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間を通して、グリーンライトアップの実施範囲の拡大や市内金融機関と連携した普及啓発物の配布、アゼリア地下街での展示等を通して、効果的な普及啓発を推進しました。 ②ゲートキーパー講座を主催した他、社会福祉協議会や学校と連携し、ゲートキーパーの養成を行いながら、相互連携の推進を行いました。（ゲートキーパー講座等の開催：18回） ③市内医療機関と連携し、自殺未遂者等への継続的なフォローアップと支援機関との密な情報共有を実施するとともに、自死遺族に対するわかちあいの場の提供や電話相談窓口を継続的に実施しました。 ④研究機関等と連携し、人口動態統計や警察庁自殺統計、関連統計の分析等を実施するとともに、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（以下、年次報告書）」に分析結果をまとめました。また、川崎市自殺対策評価委員会等において年次報告書等をもとに、今後の取組の方向性の検討を行いました。 ⑤川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組を推進し、条例に定める年次報告書の発行と公表を行い、成果と課題の集約を行いました。また、自殺対策基本法の改正等を踏まえ、庁内にこども・若者の自殺対策専門部会の設置を行うとともに、第4次川崎市自殺対策総合推進計画の中間見直しに向け、必要な調整等を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

ゲートキーパー養成数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	ゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する講座を修了した人数	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	人
			実績	1,191	1,455	1,141	1,355	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	更生保護事業	犯罪や非行のない明るい地域社会づくりのため、保護司や保護司会で構成する川崎市保護司会協議会への更生保護事業の委託や更生保護法人への支援、国が提唱する社会を明るくする運動の実施、再犯防止等の取組を進めます。	①保護司会等、更生保護団体への支援 ②社会を明るくする運動の実施 ③再犯防止推進計画に基づく取組の推進	①市内の更生保護関係団体である川崎市保護司会協議会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎市保護観察協会、更生保護法人川崎自立会に対して運営支援を行うとともに、補助金等の交付を適正に行うことによって、更生保護事業の推進に寄与しました。また、法務省からの保護司面接場所確保への協力に関する通知に基づき、関係機関等と調整を行い、市内福祉施設約20か所を保護司の面接場所として利用開始し、利用状況や場所に関する意見等を保護司会協議会から適宜聴取し、より良い環境づくりに取り組みました。 ②「社会を明るくする運動」については、428の行事を行い、延べ31,542人の参加を得ました。 ③令和6年度に策定した「第2期再犯防止推進計画」の取組を推進し、福祉従事者向けの更生保護研修会を新たに開催し更生保護への理解促進に繋げました。また、川崎市再犯防止推進会議を2回開催し各委員からの取組報告等を実施し、意見交換や情報共有を行うことにより、市内における再犯防止関係団体のネットワークづくりにも寄与しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

社会を明るくする運動参加者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	社会を明るくする運動で実施する各種事業への参加者の総数	目標	25,000	25,000	27,000	30,000	人
			実績	24,038	32,402	31,586	31,542	

刑法犯認知件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	市内における刑法犯の認知件数（神奈川県警の公表による）	目標	－	－	－	－	件
			実績	5,840	7,645	8,094	8,256	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(8)	障害者就労支援事業	就労援助センターや就労移行支援事業所等による求職活動支援や職場定着支援を実施するとともに、企業を対象とした雇用支援を行うことで民間企業等における障害者の就労を推進します。また、川崎市障がい者施設しごとセンターによる共同受注窓口の運営や販売会を開催することで福祉施設での就労支援を推進します。	①障害者等の特性に応じた就労支援の実施 ②障害者雇用を行う企業への支援の実施（障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数1回） ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組	①令和6年4月、令和8年7月の法定雇用率引き上げ等、社会環境の変化の影響もある中で、就労援助センターや市内就労移行支援事業所を中心として、個別の就労支援に取り組むとともに、地域の就労支援能力の向上を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組を進めることにより、障害福祉施設からの一般就労移行者数は502人となりました。 ②障害者雇用の啓発・理解促進を図るため、障害者雇用促進ネットワーク会議を3回実施しました。 ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組として、武蔵溝ノ口駅構内等において販売会を5回開催しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

障害者雇用促進ネットワーク会議の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	企業と就労支援機関、行政が一体となって、障害者雇用に係る情報共有を行い、障害者が働く、障害者を雇うことへの理解を深める。	目標	1	1	1	1	回
			実績	5	4	3	3	

障害福祉サービス事業所による販売会の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	障害福祉サービス事業所の利用者の工賃向上を目的に、製品販売の機会を積極的に作り出す。	目標	3	3	3	3	回
			実績	5	5	5	5	

障害福祉施設からの一般就労移行者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等から一般就労した障害のある方の人数。	目標	296	320	332	345	人
			実績	328	335	433	502	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(9)	障害者社会参加促進事業	・(公財)川崎市身体障害者協会に委託し、障害者社会参加推進協議会(年2回)、障害者作品展等を開催し、障害のある方の地域における自立生活と社会参加を推進します。 ・視聴覚に障害のある方に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字、デイジー図書やカセット録音等を通じ、生活に必要な情報を発信します。また、啓発資料も作成します。	①障害者社会参加推進協議会の実施(開催回数:2回) ②障害者週間記念のつどいの開催(開催回数:1回) ③障害者作品展の開催(開催回数:1回) ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施(参加者数:3,500人) ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施(ヘルプマークの配布) ⑥視聴覚障害者情報文化センターの運営等を通じた視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進	①障害者社会参加推進協議会を実施しました(開催回数:2回)。 ②障害者週間記念のつどいを、1回開催しました。 ③障害者作品展を開催しました(開催回数:1回)。 ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業を実施しました(参加者数:1,949人)。 生活訓練等事業では、一部の講座においては参加者数が増加している一方で、参加者の高齢化が進み、訓練への参加が難しくなった方が増加したことから、目標値を達成することができませんでした。今後も障害者の地域での社会参加促進を図るため、障害者のニーズに応じるための検討を行いつつ、参加者にとって満足度が高く、参加者の諸能力向上につながるような工夫と実施に取組み、参加者の増加に努めていきます。 ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援を実施しました(ヘルプマーク配布数10,375個)。 ⑥視聴覚障害者情報文化センターの運営等を通じて、視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進を実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

生活訓練等事業の参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、生活訓練事業を実施する。	目標	3,500	3,500	3,500	3,500	人
			実績	1,907	1,850	1,844	1,949	

盲ろう者通訳・介助員派遣件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	登録者別派遣利用実績(※実績値は、神奈川県全体での派遣件数)	目標	2,000	2,000	2,000	2,000	件
			実績	2,458	2,703	2,861	2,679	

重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業登録者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	登録者数(延人数) 平成28年度から開始した事業である。	目標	19	19	19	19	人
			実績	19	19	19	20	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(10)	ひきこもり地域支援事業	家族面接、当事者面接、当事者グループ活動、家族教室等による支援を行います。また、「社会的ひきこもり」ではなく精神疾患や発達障害等を背景に持つ方、複合的な支援が必要となる方等へは適切な医療や専門機関へ繋げる支援を行います。ひきこもりは状態像のため多様であり、多分野での包括的な支援が必要であることから関係機関と連携して支援を実施します。	①ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 ②ひきこもりの支援ネットワークの構築 ③ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施（市民向け講演会：1回、研修：1回）	①広くひきこもり状態にある当事者とその家族を対象に、2,002件の相談支援を実施しました。 ②分野横断的27の相談機関が参画したひきこもり支援ネットワーク会議を年2回開催しました。参画機関数は目標値を下回りましたが、個別支援において連携を行った事例等を踏まえながら、引き続き関係機関に対しネットワークへの参画を促すことで、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して、切れ目のない支援ができるよう支援ネットワークの強化に努めます。 ③市民向け講演会を年1回開催し、ひきこもりについて正しい理解を深めました（166名参加）。また、ひきこもり支援に携わる従事者向けの研修会を年1回開催し、相談支援技術の向上を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する電話、メール、訪問、来所による相談件数（年度合計）	目標	1,500	1,600	1,700	1,800	件
			実績	1,635	2,261	2,013	2,002	

市民向け講演会参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	社会的ひきこもり等に関する正しい理解を深める市民向け講演会の参加人数	目標	50	50	50	50	人
			実績	129	98	158	166	

ひきこもり支援ネットワークへの参画機関数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	ひきこもり支援ネットワークへ参画している支援機関の総数	目標	25	25	30	30	機関
			実績	25	25	27	27	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(11)	精神保健事業	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導や普及啓発を行っています。医師による相談はクリニックとして月3回、社会福祉職・保健師等による相談は随時、デイケアは月に2～3回、その他家族・患者教室やボランティア講座、市民向け講演会等を年に数回実施しています。	①各区地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進（研修会71回開催）	①各区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉相談を実施し、2,595件の相談を受けました。2次相談機関として、様々な相談に対して専門的な相談支援を適切に実施しました。目標値を下回りましたが、障害者相談支援センターや地域活動支援センター等における相談支援体制の充実や関係機関との連携等を通じ、地域における包括的な相談支援体制は引き続き推進されているものと考えられます。 ②人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会等を開催するとともに、市民向け講演会等を開催し、精神障害や身近なメンタルヘルスについて普及啓発の取組を実施しました。研修会・連絡会については関係機関と調整を密に行い取り組んだ結果、目標値を達成できました。デイケア及び普及啓発等についてはコロナ禍以降、従前の参加者数までは戻っていない傾向にあり、参加人数では実績が目標値を下回ったものの、精神保健福祉制度の手引きや精神保健福祉ガイドマップ等の普及啓発物を作成・広報することにより、精神保健福祉に関する制度や支援内容の認知向上及び理解促進につながるなど、普及啓発の取組として成果を得られました。今後も適宜普及啓発の手法等を工夫し実施していきます。	4　目標を下回った	B　やや貢献している	Ⅱ　改善しながら継続

※　実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

「一般精神保健相談」「高齢者精神保健相談」の利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、精神科医による相談・指導等の利用人数	目標	250	250	250	250	人
			実績	272	264	248	228	

「各種精神保健福祉相談」の利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師等による相談・指導等の利用人数	目標	3,000	3,000	3,000	3,000	人
			実績	2,692	2,834	2,994	2,595	

「デイケア」「家族・患者教室」「ボランティア講座」「市民向け講演会」等の参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課主催による、デイケア・研修会・講座等の参加人数	目標	2,000	2,000	2,000	2,000	人
			実績	743	734	693	771	

人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会等の開催回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	健康福祉局及び各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課主催による研修会等の開催回数	目標	71	71	71	71	回
			実績	121	89	117	101	

総合的な評価	次の取組を実施したことにより、日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、社会参加の促進に向けた取組や、生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援の取組を推進し、困難を抱える子ども・若者が社会生活を自立して営むことができる環境づくりが進みました。 ≪生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進≫ ・生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業については、市内17か所で支援を実施し、利用する中学3年生の高校等進学率100%を達成しました。 ・生活保護業務については、居住安定化支援や年金受給支援、市医師会・薬剤師会等と連携した後発医薬品使用促進等を通じて、生活保護受給者の自立支援を推進しました。 ・生活困窮者自立支援事業については、相談者が抱える課題の複雑・複合化による支援が困難・長期化したことや、これまで就労よりも他の課題解決を優先していた対象者等についても、就職活動ができる状態までサポートすることを目標に支援を実施したこと等が要因となり、就職決定率は目標値を下回りました。しかしながら、課題解決や就職に向けて、関係部署・機関と連携し、きめ細やかな支援を行ったことにより、だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合は目標値を上回っていることから、就労に至る前段階を含めた生活基盤の安定や就労意欲の向上など、相談者の状況に応じた支援を着実に推進できていると考えられます。今後も引き続き、支援員の育成や関係機関・部署との更なる連携強化を行い、生活困窮者自立支援法の趣旨に基づいた自立相談支援事業を実施していきます。これらの取組により、対象者が自立した社会生活を営むための支援として一定の効果があったと考えています。 ≪総合的な就業支援の取組の推進≫ ・雇用労働対策・就業支援事業については、「キャリアサポートかわさき」においてリスティング広告やSNSの活用、関係機関・窓口等との連携など幅広い層を対象とした広報を実施したことにより新規登録者数は1,345人まで達しました。成果指標である就職決定者数についても514人と目標を達成いたしました。今後も、各種広報の効果検証の上、より効果的な広報手法を検討するなど周知を強化していくことで、引き続き就職決定者数目標が達成されるよう努めていきます。「コネクションズかわさき」については、市職員と受託事業者が連携して、積極的な受入企業の開拓を行ったこと等により、職場体験事業を143回実施し、大幅に目標を上回りました。これらの取組により、総合的な就業支援の取組の推進に一定の効果があったと考えています。 ≪多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築≫ ・民生委員児童委員活動育成等事業については、本市の世帯数の増加に伴い、令和6年度から定員数が25名増加したことや、企業等の定年延長の影響で地域の担い手不足が顕著となっていることなどにより、充足率は12月の一斉改選時点で74.0%、年度末時点で75.5%となり、目標の充足率には届きませんでした。民生委員児童委員制度に関する他都市への調査や民生委員児童委員協議会等の関係団体との意見交換を行い、地域の実情に合った定数の算出方法について検討を進めるとともに、「福祉協力員等の民生委員活動をサポートする仕組み」や「地域人材の確保を図る取組」をはじめ、「行政依頼事務の見直し」、「制度・活動に関する広報」、「ICTの活用」など、民生委員が効率的に活動しやすい環境づくりを進めることで、充足率の向上を図ります。また、自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業におけるゲートキーパーについては、ゲートキーパー講座を主催した他、社会福祉協議会や学校と連携し、ゲートキーパーの養成を行いながら、相互連携の推進を行いました（ゲートキーパー講座等の開催：18回）。これらの取組により、日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭を支援するための基盤となる民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくり等をはじめとした地域づくりが進んだと考えています。 ≪障害者の自立支援と社会参加の促進≫ ・障害者就労支援事業について、令和6年4月、令和8年7月の法定雇用率引き上げ等、社会環境の変化の影響もある中で、就労援助センターや市内就労移行支援事業所を中心として、個別の就労支援に取り組むとともに、地域の就労支援能力の向上を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組を進めることにより、障害福祉施設からの一般就労移行者数は、502人となりました。障害者社会参加促進事業について、生活訓練等事業では、一部の講座においては参加者数が増加している一方で、参加者の高齢化が進み、訓練への参加が難しくなった方が増加したことから、目標値を達成することができませんでした。今後も障害者の地域での社会参加促進を図るため、障害者のニーズに応じるための検討を行いつつ、参加者にとって満足度が高く、参加者の諸能力向上につながるような工夫と実施に取組み、参加者の増加に努めていきます。ひきこもり地域支援事業について、相談支援における積極的なアウトリーチ支援や、継続的なひきこもり支援ネットワーク強化の取組により、多くの相談件数実績に繋がったほか、多分野が横断して支援を行う必要があることから、分野横断的な27の相談機関が参画したひきこもり支援ネットワーク会議を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築するなど目標を上回って達成できました。 ・精神保健事業について、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会等を開催するとともに、市民向け講演会等を開催し、精神障害や身近なメンタルヘルスについて普及啓発の取組を実施しました。コロナ禍以降、従前の参加者数までは戻っていない傾向にあり、参加人数では実績が目標値を下回ったものの、精神保健福祉制度の手引きや精神保健福祉ガイドマップ等の普及啓発物を作成・広報することにより、普及啓発の取組として成果を得られました。今後も適宜普及啓発の手法等を工夫し実施していきます。これらの取組により、支援者の増加や理解が深まり、障害者の自立支援と社会参加の促進として一定の効果があったと考えています。
子ども・子育て会議からの意見・評価	≪生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進≫ ・生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援・居場所づくり事業を市内17か所で実施し、利用者の高校等進学率100%を達成したことを評価します。また、生活保護業務について、居住安定化支援や年金受給支援、後発医薬品使用促進等を通じて、生活保護受給者の自立支援に継続して取り組んでいることを評価します。 ・生活困窮者自立支援事業については、相談者が抱える課題の複雑化・複合化や支援期間の長期化等により、就職率は目標を下回っています。一方で、だいJOBセンターにおける相談支援を通じて、生活基盤の安定や就労意欲の形成など、就労に至る前段階を含めた支援が行われており、支援を通じて状況が改善した割合は目標を上回っていることを評価します。今後も、今後も、就職率等の数値のみにとらわれることなく、相談者一人ひとりの状況に応じて社会的・経済的な自立につながる支援を継続することを望みます。 ≪総合的な就業支援の取組の推進≫ ・キャリアサポートかわさきの就職決定者数、コネクションズかわさきの職場体験実施回数、就業マッチングイベント等の参加企業数が、いずれも目標を上回っており、若者を含む多様な求職者への就業支援に成果が見られることを評価します。一方で、就職氷河期世代の就職決定者数は目標を下回っているため、マッチング機会の拡充や就職決定までの伴走支援の強化を望みます。 ≪多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築≫ ・民生委員児童委員については、相談支援や見守り活動等を通じて地域福祉を支える重要な役割を果たしていることを評価します。一方で、民生委員児童委員の充足率は計画期間を通じて目標を下回っており、令和7年度は目標98.2%に対して75.5%となっています。世帯数の増加や地域における担い手不足、就労年齢の上昇等の社会状況も踏まえながら、候補者を推薦しやすい環境づくり、活動負担の軽減、制度や活動内容の分かりやすい周知など、担い手確保と活動しやすい環境づくりを一体的に進めることを望みます。 ・自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業については、ゲートキーパー養成や関係機関との連携、普及啓発等を通じて、支援につなげる体制づくりを推進していることを評価します。 ≪障害者の自立支援と社会参加の促進≫ ・障害者就労支援事業について、就労支援機関や企業等との連携を進めるとともに、障害者雇用促進ネットワーク会議や販売会等を実施し、障害者の就労支援及び社会参加促進に取り組んでいることを評価します。 ・障害者社会参加促進事業について、生活訓練等事業の参加者数は目標を下回っていることから、参加者のニーズの変化を踏まえ、参加しやすい事業実施に向けた工夫を進めていくことを望みます。 ・ひきこもり地域支援事業については、相談支援やネットワーク会議等を通じて、切れ目のない支援体制の強化を図っていることを評価します。今後も、関係機関との連携強化による支援体制の充実を期待します。 ・精神保健事業については、相談支援や研修会等を継続的に実施するとともに、普及啓発物の作成等を通じて、精神保健福祉に関する理解促進に取り組んでいることを評価します。一方で、相談件数や講座等参加人数は目標を下回っていることから、市民ニーズに応じた普及啓発手法の工夫を望みます。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進≫ ・生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援・居場所づくり事業については、高校等進学に向けた支援を継続し、子どもが将来の自立につながる学びの機会を確保します。また、生活保護受給者への就労支援、居住安定化支援、年金受給に向けた支援、後発医薬品使用促進等を継続し、個々の状況に応じた丁寧な支援により、経済的・社会的自立を促進します。 ・生活困窮者自立支援事業については、相談者の課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、だいJOBセンターにおいて、就労支援と生活支援、家計支援、健康面の支援を一体的に実施します。就職率の改善に向けては、就職阻害要因の分析、支援員の育成、ハローワーク等関係機関との連携、相談者の意欲形成から就職定着までの伴走支援を強化します。 ≪総合的な就業支援の取組の推進≫ ・キャリアサポートかわさきでは、リスティング広告、SNS等を活用した効果的な広報や関係機関との連携を進め、就業支援の充実を図ります。コネクションズかわさきでは、受入企業の開拓や職場体験、企業説明会等を継続し、若年無業者等の職業的自立を支援します。就職氷河期世代については、マッチングイベントの機会拡充や新たな交付金を活用した事業の実施により、就職決定機会の増加を図ります。 ≪多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築≫ ・民生委員児童委員については、地域の実情に応じた定数の算出方法の検討を進めるとともに、関係団体との意見交換を通じて、人材確保と活動負担軽減を一体的に推進します。若い世代を含めた制度・活動の広報、行政依頼事務の見直し、福祉協力員等による活動サポート、ICT活用などにより、活動しやすい環境づくりと充足率向上に取り組みます。 ・自殺対策・メンタルヘルス普及啓発については、統計分析や年次報告書を活用し、課題を把握した上で、ゲートキーパー養成、学校・社会福祉協議会・医療機関等との連携、自殺未遂者や自死遺族等への支援を継続します。こども・若者の自殺対策についても、庁内専門部会等を通じて関係部署と連携し、必要な支援につながる体制を強化します。 ≪障害者の自立支援と社会参加の促進≫ ・障害者就労支援については、一般就労移行者数の確定後に実績を反映するとともに、就労援助センター、就労移行支援事業所、企業応援センターかわさき等との連携を強化し、求職相談から職場定着まで切れ目のない支援を進めます。また、障害者雇用促進ネットワーク会議や販売会、共同受注等を通じて、企業側の理解促進と工賃向上に取り組みます。 ・障害者社会参加促進事業については、当事者団体の意見や参加者ニーズを踏まえ、オンライン参加の活用、実施回数・内容の見直し、満足度向上につながる講座内容の工夫等、参加しやすい事業のあり方を検討します。 ・ひきこもり地域支援事業については、相談支援、講演会、従事者研修、支援ネットワーク会議を継続し、参画機関の拡充と個別支援での連携強化を図ります。 ・精神保健事業については、相談件数や参加人数の目標未達を踏まえ、市民ニーズに合った普及啓発方法や広報手法を検討し、関係機関とのネットワーク形成と専門的相談支援を継続します。

施策の方向性Ⅲ　支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1　施策の概要

施策名	**施策９　障害福祉サービスの充実**
施策の概要	障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉サービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。
計画期間における主な方向性	≪障害福祉サービスの充実≫ ・障害のある方の在宅生活を支えるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを安定的に提供する体制を引き続き確保するとともに、障害のある方の支援ニーズの多様化などを踏まえ、サービスの充実に努めます。 ・新規の相談が増加している軽度・要観察の知的・発達障害のある児童に対する支援を行う地域の拠点として、子ども発達・相談センターの設置に取り組むとともに、中重度の児童に対しては、地域療育センターを中心とした療育体制の確保に努めます。障害のある子どもに対して、障害の特性や育ちの段階（ライフステージ）に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるよう、障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体制を構築します。 ・令和3（2021）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育・教育分野において設置者等の責務が明確化されるとともに、国・自治体の責務が明確化されました。そのため福祉分野での医療的ケア児（者）の支援の拡充を図るために、専門相談機関を新たに設置・運営し、関係機関と連携した支援を展開することで、支援体制の充実を図ります。また、全市的な取組である「医療的ケア児連絡調整会議」の円滑かつ効果的な実施及び医療的ケア児（者）の実態把握の継続等を通じて、医療的ケア児（者）の現状や課題を把握し、今後の取組の充実に向けた検討を行います。

施策を構成する事務事業			事業費予算額（単位：千円）			事業費決算額（見込）（単位：千円）		
	(1)	障害者日常生活支援事業		(1)	14,088,088		(1)	14,989,509
	(2)	障害児施設事業		(2)	11,048,480		(2)	12,608,741
	(3)	発達障害児・者支援体制整備事業		(3)	89,678		(3)	88,382
	(4)	地域療育センター等の運営		(4)	1,939,586		(4)	1,916,570

2　数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	日中活動系サービスの利用者数		目標	6,645	6,882	7,521	7,839	人／月
		説明	日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）	実績	6,755	7,106	7,285	7,708	
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	（指標名）日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績） （理由）障害福祉サービスについては、目標を下回ったものの、概ね目標どおりに推移しており、制度を必要とする方に対して適切にサービスが提供されています。 （今後の取組）引き続き、日中活動系サービス事業所に対して自立支援給付費を支払い、改善に取り組んでいきます。						

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	障害者日常生活支援事業	地域生活の場であるグループホームや日中活動の場である通所施設等に対して自立支援給付費を支給し、障害者の地域生活を支援します。	①地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による障害者支援事業の推進 ②精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会、協議会の開催（6回以上） ③災害や感染症等の発生時における支援体制の整備 ④病院への一時入院により医療的ケア児等高度な医療的ケアが必要な方の療養を支援する、あんしん見守り一時入院事業の実施	①地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による障害者支援事業の推進については、新たに約100名分のグループホームを増床しました。 ②各区地域みまもり支援センター、障害者相談支援センター等を中心に、精神科病院に入院中の患者に対して個別支援を実施し、地域移行支援を行いました。また、関係支援機関を対象とした会議については年6回開催しました。なお、長期在院者数は647名となっており、退院に向けたアプローチポイントを基にした3つのワーキンググループ活動を行いました。 ③災害福祉調整本部・保健医療調整本部を立ち上げ、訓練を行うことにより、災害時等における支援体制を整備しました。 ④重度の医療的ケア児・者を受け入れた場合の看護師等の職員配置に対する加算を新設し、病院であんしん見守り一時入院事業を実施することで、医療依存度の高い医療的ケア児等の療養継続を支援しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

グループホームの利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	共同生活援助事業所が3月に制度利用したことに対して請求を行った人数を算出 （R6年度の目標値については、令和6年度に改定の「障害福祉計画」に合わせて設定します）	目標	1,493	1,593	1,746	1,846	人／月
			実績	1,636	1,768	1,798	1,889	

長期（1年以上）在院者数（精神障害）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	厚生労働省が実施している精神保健福祉資料を作成するために実施する630調査の本市実施分よりデータを抽出	目標	616	597	578	557	人／月
			実績	725	679	665	647	

地域移行支援の実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数を算出	目標	61	61	61	61	人
			実績	71	73	79	76	

協議会の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	地域移行支援に関係する支援者間の情報共有及び、地域移行・地域定着に関する課題についての検討	目標	6	6	6	6	回
			実績	6	6	6	6	

あんしん見守り一時入院事業の入院利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	あんしん見守り一時入院事業の利用者数 ※目標値の設定は適さないため、実績のみ記載 ※R4までは要介護等高齢者が対象だったが、R5から高度な医療的ケアが必要な方に対象を拡充	目標	－	－	－	－	回
			実績	7	227	255	273	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	障害児施設事業	・障害児や医療的ケア児等の地域生活を支えるため、相談支援体制の拡充を図るとともに、関係法令や本市事業に基づき、支援や福祉サービスを提供します。 ・医療的ケア児等について、関係機関との協議や情報共有を図り、支援体制強化に向けた取組を推進します。	①障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ②医療的ケア児の支援体制整備等を目的とした、「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」の運営と協議結果に基づく取組の推進 ③主に医療的ケア児や重症心身障害児等を受け入れる日中活動支援事業所等の拡充(毎年2か所) ④令和6年9月に改訂した本市独自の放課後等デイサービスガイドラインに基づく取組の推進 ⑤障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(毎年1か所)	①障害児及び医療的ケア児の地域生活等を支えるため、障害(児)福祉サービスや医療費を適切に給付しました。 ②川崎市医療的ケア児連絡調整会議を年2回開催し、医療的ケア児支援に関わる関係各局が実施する新たな取組等について報告を行うとともに、医療的ケア児支援策の拡充と連携強化に向けた協議を行いました。 ③新たに主たる対象者を重度心身障害児とした、児童発達支援1か所・放課後等デイサービス1か所(多機能型事業所)が開設しました。 ④集団指導や障害児通所支援事業所開所前説明会だけでなく、事故発生時等の事業所への個別指導を行う場面でもガイドラインを活用するとともに、基準条例の改正に伴い事業所において対応が必要となる事項及び送迎サービスや活動場所について本市独自の安全・環境の確保上、求められる内容をガイドラインから示しつつ、事業所指導を行いました。 ⑤障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所については、障害者相談支援センターの経過措置期間終了に伴い、令和6年度に同センターの指定障害児相談支援事業所としての指定が終了したことから、全体数としては減少しました。しかし、引き続き県と合同で開設に向けた説明会を開催すること等を通じ、令和7年度における新規の事業所整備については、毎年1か所ずつ開設する目標を超える、計3か所の新規開設があり、事業所数としては差し引き1か所の増加となりました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

指定障害児相談支援事業所の拡充			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	3月末時点で指定を受けている障害児相談支援事業所の箇所数を算出	目標	53	54	55	56	箇所
			実績	54	55	37	38	

川崎市医療的ケア児連絡調整会議の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	医療的ケア児の支援体制整備等を目的とし、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関や行政各課の代表者を委員とした「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を開催する。	目標	2	2	2	2	回
			実績	2	2	2	2	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	発達障害児・者支援体制整備事業	・委託により運営する発達相談支援センター（1か所）において、専門的な相談支援を実施します。 ・発達障害者支援地域連絡調整会議の開催により、関係者との連携強化や情報共有等を行うとともに、支援体制の充実に向けた協議を行います。 ・研修会や各種取組等を実施し、発達障害の理解向上等が図れるよう、市民への普及・啓発を実施します。	①発達相談支援センターにおける専門的な相談支援の実施 ②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催（年1回開催） ③発達相談支援コーディネーター養成研修等の実施（年2回開催）	①発達相談支援センターにおける相談支援は、増加する発達障害に関わる相談に対して、関係機関と連携を図るとともに、医療相談や就労相談等も含め、着実に実施しました。 ②発達障害者支援地域連絡調整会議は、令和8年3月にオンラインにて開催しました。 ③保育所・幼稚園等の職員向けの発達相談支援コーディネーター養成研修及び学校や区役所等職員向けの発達障害対応力研修については、オンライン配信と対面による開催を併せて行い、目標値を上回る参加者を確保しました。また、ペアレントメンター事業については、令和3年度までに養成したメンターが、実際に地域の保護者の相談を受ける機会として、茶話会（メンターカフェ）を市内4地域で開催しました。さらに、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を1回実施し、地域の支援者養成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

発達相談支援コーディネーター養成研修等の参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	幼稚園・保育所の職員を対象とし、発達障害に関する知識習得等を目的とする、発達相談支援コーディネーター養成研修や関係機関の支援者向けの研修への参加人数	目標	60	60	60	60	人
			実績	96	215	156	209	

ペアレントメンターによる茶話会（メンターカフェ）の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	発達障害児の子育てを経験し、本市の養成研修を修了した「ペアレントメンター」が、発達障害やその疑いのある児童の子育てに悩む保護者の相談を受ける茶話会（メンターカフェ）を開催する。	目標	3以上	4以上	4以上	4以上	回
			実績	8	12	12	12	

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	地域において発達障害の早期発見から状況に応じた支援が展開できるよう、発達障害児・者が日頃から受診する診療所等の主治医に対して、研修を実施する。	目標	1	1	1	1	回
			実績	1	1	1	1	

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	地域療育センター等の運営	・3か所（南部、中央、北部）の地域療育センターを指定管理制度で運営するとともに、民設民営の地域療育センター（1か所、西部）については運営費を補助することで、専門的かつ総合的な支援を提供します。 ・市内に順次子ども発達・相談センターを整備し、運営することで、発達に不安のある児童に対する専門的な支援を提供します。	①地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育及び相談支援の実施 ②地域の関係機関に向けた、障害児支援に関する専門的な技術援助及び情報提供の実施 ③子ども発達・相談センターの整備・運営と地域の関係機関との連携体制の構築	①障害児（疑いを含む）を対象とし、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。 ②保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。 ③令和3年度以降子ども発達・相談センターを順次設置し、令和6年10月中原区・高津区への開設をもって、全区での運営を開始しました。関係機関とは、個別支援を通じて連携を深めるとともに、区役所関係課との定期的な連絡会の実施や各種会議・研修会等に出席し、子ども発達・相談センターの役割や機能の説明を行うこと等によって、連携強化に向けた取組を進めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

地域療育センターの運営による相談支援の提供			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助を実施し、民間の活力を活用した地域療育センターの運営を行うことで、専門的かつ総合的な相談支援を提供する。	目標	4	4	4	4	箇所
			実績	4	4	4	4	

子ども発達・相談センターが交付した支援方針の件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	子ども発達・相談センターが支援の一環として、保護者に交付する「支援方針（今後の支援の方向性や手立て等を整理した書面）」の交付件数（1区あたり/月あたりの件数）	目標	15以上	15以上	15以上	15以上	件
			実績	17	21	21	22	

地域療育センターの訪問による関係機関等支援の実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	地域療育センター職員が保育所や幼稚園、学校等の関係機関等を訪問し、障害児等の支援に関する専門的な助言や情報提供等を実施した回数	目標	800	850	875	875	回
			実績	1,063	1,103	1,026	1,006	

地域療育センター及び子ども発達・相談センターの新規相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	地域療育センター及び子ども発達・相談センターが、保護者から子どもの発達や障害等に関する相談を新規で受けた件数	目標	－	－	－	－	件
			実績	2,497	2,691	3,059	3,236	

総合的な評価	次の取組を実施したことにより、障害のある子ども・若者が、社会に参画し自立して生活が送れるよう、福祉的なサービスを提供するとともに、発達に心配のある子どもの発達を支援するための取組を推進しました。 ≪障害福祉サービスの充実≫ ・障害者日常生活支援事業については、障害者総合支援法に基づく様々なサービスを安定的に提供する体制を確保するため、地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）に対して、市単独の加算などの運営支援等を実施したほか、新たに約100名分のグループホームを増床するなど、障害のある子ども・若者が地域生活を送るための支援体制の整備が進みました。 ・川崎市医療的ケア児連絡調整会議における医療的ケア児支援の充実と関係機関の連携強化に向けた協議の実施や、「医療的ケア児・者等支援拠点」における医療的ケア児等を対象とした専門相談支援の実施、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の新規開設など、医療的ケア児とその家族が身近な地域で相談や支援を受けられる体制の整備が進みました。一方、指定障害児相談支援事業所については、障害者相談支援センターの経過措置期間終了に伴い、令和6年度に同センターの指定障害児相談支援事業所としての指定が終了したことから、全体数としては減少しましたが、令和7年度における新規の事業所整備については、毎年1か所ずつ開設する目標を超える、計3か所の新規開設があり、事業所数としては差し引き1か所の増加となりました。 ・発達に心配のある子どもを対象として、相談や発達支援を行う「子ども発達・相談センター」については、令和6年10月、中原区・高津区に子ども発達・相談センターを設置し、全区での運営を開始しました。関係機関とは、個別支援を通じて連携を深めるとともに、区役所関係課との定期的な連絡会の実施や各種会議・研修会等に出席し、子ども発達・相談センターの役割や機能の説明を行うこと等によって、連携強化に向けた取組を進めました。また、障害者手帳の取得が見込まれるなど、より専門的な支援が必要な子どもを対象とした「地域療育センター」（市内4か所）においては、専門的・総合的な相談支援及び療育や、地域の関係機関に向けた障害児支援に関する助言及び情報提供を実施しました。以上の取組により、発達に心配のある子どもや障害児及びその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を提供できる体制の整備が進みました。
子ども・子育て会議からの意見・評価	≪障害福祉サービスの充実≫ ・障害者日常生活支援事業について、日中活動系サービスの利用者数は目標を下回っているものの、概ね目標に近い水準で推移しており、制度を必要とする方に対してサービスが提供されていることを評価します。また、グループホーム利用者数は目標を上回り、新たに約100名分のグループホームを増床するなど、障害のある子ども・若者が地域生活を送るための基盤整備が進められたことを評価します。 ・精神障害者の地域移行支援については、地域移行支援の実施数が目標を上回り、協議会を6回開催するなど、関係機関と連携した取組が継続されていることを評価します。長期在院者数は目標には達していないものの、前年度から減少しており、引き続き退院に向けた支援ネットワークの強化を望みます。また、あんしん見守り一時入院事業の利用実績は増加しており、医療的ケア児等とその家族を支える取組として評価します。 ・障害児施設事業について、川崎市医療的ケア児連絡調整会議を年2回開催し、医療的ケア児支援に関わる関係各局の取組共有や連携強化に向けた協議を行ったことを評価します。医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の開設など、地域で相談・支援を受けられる体制整備が進められていることを評価します。一方で、指定障害児相談支援事業所数が目標を下回っているものの、障害者相談支援センターの経過措置期間終了に伴う影響や、新規事業所の開設が進んでいることを踏まえ、引き続き、必要な相談支援を身近な地域で受けられる体制の確保に向けた取組を望みます。 ・発達障害児・者支援体制整備事業について、各種研修や相談支援の実績が目標を上回っており、支援体制の充実が図られていることを評価します。今後も増加する発達障害に関わる相談に対して関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の充実を期待します。 ・地域療育センター等の運営について、相談件数や支援実績の増加から、発達に不安のある子どもや障害児、その家族への支援体制が拡充されていることを評価します。今後も市内4か所の地域療育センターと全区の子ども発達・相談センターが役割分担と連携を図り、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と一体となった包括的な支援体制の構築を期待します。

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	≪障害福祉サービスの充実≫ ・障害者日常生活支援事業については、引き続き各種サービスを安定的に提供するとともに、日中活動系サービス事業所への自立支援給付費の支払い、グループホーム等の地域生活の場の確保、市単独加算等の運営支援を通じて、障害のある子ども・若者が地域で安心して生活できる体制を整備します。 ・精神障害者の地域移行支援については、関係機関との連携を継続し、長期在院者の退院に向けたアプローチポイントの共有やワーキンググループ活動を通じて、退院可能な方への支援を進めます。 ・医療的ケア児等への支援については、あんしん見守り一時入院事業や関係会議を活用し、支援ニーズの把握と支援体制の強化を図るとともに、家族の負担軽減と療養継続に向けた取組を進めます。 ・指定障害児相談支援事業所については、障害者相談支援センターの経過措置終了による全体数の減少を踏まえ、県と連携した開設説明会や事業者への働きかけを継続し、障害児支援利用計画の作成体制の確保・拡充に取り組みます。障害児通所支援事業所に対しては、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、安全・環境の確保や支援の質の向上に向けた指導を継続します。 ・発達障害児・者支援体制整備事業については、増加する相談ニーズに対応するため、相談支援体制及び支援者育成の取組を継続し、関係機関との連携強化を図ります。 ・地域療育センター等の運営については、市内4か所の地域療育センターと全区の子ども発達・相談センターが相互に連携し、発達に不安のある子ども、障害児及びその家族に対して、専門的・総合的な支援を提供します。あわせて、訪問支援や連絡会等を通じて、地域の関係機関の支援力向上と包括的な支援体制づくりを推進します。

２　第５章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

子どもの貧困対策の推進

社会・経済状況等の変化等により、生活に困窮する家庭は増加及び多様化し、周囲から家庭の状況が見えづらく、支援が届きにくい状況があります。経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じ、かつ援助希求が出しづらいため、社会から孤立し、「貧困の連鎖」の発生が懸念される状況にあります。就学支援事業における就学援助実施数は、令和４年度 11,561 人、令和５年度 11,043 人、令和６年度 10,420 人、令和７年度 10,089 人となっており、就学に係る経済的負担への支援を必要とする児童生徒が一定数いる状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、これらの課題解決には、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、地域における支え合いや相談機関等による支援の充実と連携の強化等に取り組むことが重要です。そのため、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」に対する課題について、４つの基本的な考え方と取組の方向性を定め、令和７年度は、主に、次の取組を実施しました。

取組の方向性１　生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する経済的支援、学習支援や就労支援等のほか、保護者への経済的支援、生活支援や就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を次のとおり推進しました。

ア　ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の自立支援の推進　　**（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）**

〔ひとり親家庭等の総合的支援事業／施策評価シートＰ80〕

- ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。
- ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。
- ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。
- 養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。また、養育費確保支援事業を実施します。
- ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。
- 母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。

【令和７年度の取組】

- 「日常生活支援事業」により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延べ 403 件の支援員派遣を実施しました。
- 「学習支援・居場所づくり事業」を市内全 17 か所において小学３年生から中学３年生を対象に実施し、生活保護受給世帯を除くひとり親世帯の登録者 307 人に対し、学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。また、中学３年生の利用者の高校受験に向けた模試受験料の補助を行いました。
- 「ひとり親家庭等通学交通費助成金」利用生徒数 1,022 人、「ひとり親家庭等通勤交通費助成金」利用人数 50 人の助成を決定し、経済的支援を行いました。
- 自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、86%がその後就労につながりました。
- 養育費確保に関する支援として実施する「養育費確保支援事業補助金」「公正証書等作成費補助金」について、合計 80 件の補助金交付を実施しました。
- 「母子父子寡婦福祉資金貸付金」により、児童とその親の将来の自立のための資金の貸付を 152 件新規決定しました。
- 母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設ヒルズすえながを適切に運営しました。

イ　生活保護受給世帯への支援

生活保護受給世帯の自立支援の推進　　（健康福祉局：生活保護・自立支援室）

〔生活保護自立支援対策事業／施策評価シートＰ86〕

- 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。
- 生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。

【令和７年度の取組】

- 生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。
- 「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全 17 か所において小学３年生から中学３年生を対象に実施し、生活保護受給世帯の登録者 225 人に対して学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。

ウ　社会的養護を必要とする児童等への支援

里親及び施設等による代替養育の推進　　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔里親制度推進事業／施策評価シートＰ78、児童養護施設等運営事業／施策評価シートＰ79〕

- 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。
- 施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。

【令和７年度の取組】

- 里親制度の普及啓発のため、市政だよりや SNS 等を活用した情報発信、イベントを開催するとともに、里親の資質向上を目指すため、こどもの自立支援、ライフストーリーワ

ーク等をテーマにした里親養育技術向上のための研修会の実施（１２回）など、里親支援機関と協働で養育支援を実施しました。
- 家庭的養育の推進に向け、令和８年４月に分園型グループケアを１か所開設したほか、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。

社会的養護による自立支援の推進　　**（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）**

〔児童養護施設等運営事業／施策評価シートＰ７９〕

- 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。
- 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。
- 市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。

【令和７年度の取組】
- 施設退所後も安心して進学や就労が継続でき、また、困りごとが生じた時など気軽に相談ができるよう、社会的養護自立支援拠点事業により、退所後における相談支援を実施しました。また、一時保護所にて児童の学習支援や自立のための対象経費の拡充を図りました。
- 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童が個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援拠点事業を実施しました。
- 社会的養護を必要とする方が経済的理由等にかかわらず将来に向けて進路を選択することができるよう、川崎市社会的養護奨学給付金により、負担軽減を実施しました。

エ　その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進

（教育委員会事務局：学事課）

〔就学等支援事業／施策評価シートＰ７０〕

- 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。
- 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。
- 高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長２年間（全日制の場合は最長１年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。
- 市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。

【令和７年度の取組】

- 就学援助費については、就学援助システムを活用し、新入学準備金の入学前支給 1,594 件と合わせ 10,089 件の認定・支給を円滑に行いました。
- 高校生への奨学金を学年資金で 602 件、入学支度金で 185 件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに３件採用しました。
- 学び直し支援金については、10 人に対し延べ 105 月分の支給を行いました。
- 授業料について５人に対し延べ 45 月分の免除を行ったほか、入学選考料は附属中学校を含め 51 人、入学料は 57 人に対して免除を行いました。

取組の方向性１　次年度以降の主な取組の方向性

ひとり親世帯への支援については、引き続き「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、「離婚前後親子支援事業」により、離婚前の子育て世帯に対して必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。

生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施するとともに、「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。

社会的養護を必要とする児童等への支援については、里親支援機関と連携しながら制度に関する広報や説明会等の充実により普及啓発を推進するとともに、里親の養育技術の向上及び、里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き施設の小規模化の推進、職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。あわせて、社会的養護が必要な高校生年代以上が入所する自立援助ホームの整備を進めるとともに、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう、関係機関と連携しながら取組を推進します。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援については、就学援助費、高等学校奨学金、大学奨学金、学び直し支援金及び授業料等の免除について、必要な支援が継続して届くよう着実に実施します。さらに、生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）における相談につなげられるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くよう取り組みます。

取組の方向性２　地域における支え合いのしくみづくり

地域の子育て機関やボランティア等と連携し、子育て家庭を孤立させないつながりづくり、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える仕組みづくりを推進するため、種々の施策に取り組みました。

ア　子育て家庭を孤立させないつながりづくり

地域における支援体制づくり　　**（こども未来局：保育・子育て推進部）**

〔地域子育て支援事業／施策評価シートＰ２０〕

- 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。

【令和７年度の取組】

- 市内 53 か所（令和８年４月１日時点）に設置しているすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、０～６歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、愛称（すくすくひろば）を設定しました。各ひろばでの多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用したイベント情報・おたよりの発信等により、利用者数・相談者数の増加に繋がりました。
- ふれあい子育てサポート事業の認知度向上に向けて、多様な機会（市政だより、アゼリア広報コーナー、デジタルサイネージ、関連する講座等での周知等）を活用した広報を行うとともに、ヘルパー会員獲得に向けて、より登録しやすい制度へ段階的に改善を図るなど、地域で子育てを支えるしくみづくりを進めました。

イ　多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり

こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり
（こども未来局：青少年支援室）

〔こども文化センター運営事業／施策評価シートＰ３０〕

- 市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。

【令和７年度の取組】

- オンラインや対面でのイベントの実施など事業内容を工夫して実施するとともに、学校や地域団体、企業、他自治体と連携することにより、地域における子どもの身近な居場所の確保、乳幼児の子育て家庭や市民の地域活動の支援を行うなど、全 58 施設において地域活動や地域交流に関する様々な取組を幅広く実施しました。

ウ　支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり

地域における主体的な活動の促進　（こども未来局：青少年支援室）

〔子ども・若者支援推進事業／施策評価シートP82〕

- 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。

【令和７年度の取組】

- 「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体となる 32 団体に補助金を交付し、学習支援や居場所づくり、交流事業などの地域の子ども・若者の健全育成を図る取組に活用しました。

取組の方向性２　次年度以降の主な取組の方向性

子育て家庭を孤立させないつながりづくりについては、すくすくひろば（地域子育て支援センター）を地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に利用できるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図ります。また、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、保育・子育て総合支援センターや各区地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりに向けた取組を一層推進します。あわせて、ふれあい子育てサポート事業については、認知度向上に向けた広報の充実、各種手続のオンライン化、ヘルパー会員の確保などにより、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。

多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりについては、こども文化センターの施設特性を活かしながら、引き続き、地域活動や地域交流に関する取組を幅広く実施します。また、地域と連携を図りながら、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。

支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくりについては、大学生等のボランティアを活用した不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援活動の充実に取り組みます。また、「こどもサポート小田」、「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。さらに、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。

取組の方向性３　相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を個別的・専門的に行うとともに、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを推進しました。

ア　相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

- 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。
- 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
- 各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。
- 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。

【令和７年度の取組】

- 各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取り組みも含め、個別支援の取組みを進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。
- 各区要対協における個別支援会議を 954 回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。
- 区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、サポートプランの運用を開始するなど、区役所における相談支援体制の整備を行いました。

イ　相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

- 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。
- 各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。
- 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。

【令和７年度の取組】

- 代表者会議（年２回）において、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告等を実施しました。
- 要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営手法を見直し、効率的・効果的な運営を行いました。また、個別支援会議を 954 回開催しました。

取組の方向性３　次年度以降の主な取組の方向性

相談・支援機関の支援の充実については、保育・子育て総合支援センターに併設する地域子育て支援センター等の場を活用し、子育て家庭の目線に立った寄り添い型の支援及び地域の関係機関と連携した子ども・子育て支援を実施します。また、学校生活に関わる相談・支援については、児童生徒本人及び保護者に対する相談窓口の周知を徹底するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、関係機関との連携強化を図りながら、切れ目のない支援を推進します。

児童家庭相談支援及び児童虐待の未然防止等については、各区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけたことを踏まえ、サポートプランの活用による、関係機関と連携した取組等、効果的な相談支援について、引き続き検討・整理を進めていくとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。また、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実を図り、身近な地域で専門的支援を必要とする子どもや家庭への支援を推進します。

相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワーク強化に取り組むとともに、区役所、児童相談所及び関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。また、ひきこもり等への支援については、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援体制を強化します。

取組の方向性４　子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

ア　母子保健の推進

出産・育児に関わる相談支援の充実と関係機関との連携の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔妊婦・乳幼児健康診査事業／施策評価シートＰ２７、母子保健指導・相談事業／施策評価シートＰ２８〕

- 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。
- 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。
- 両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。
- 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。
- 乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。
- 母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。
- 健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。

【令和７年度の取組】

- 先天性の疾患の早期発見治療のためのスクリーニング検査である拡大マススクリーニング検査実証事業（２疾患）を令和６年 10 月から開始し、継続的に実証事業に参加しています。
- 母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。
- 出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。
- 妊婦健診の補助額を増加し、妊婦の経済的負担の緩和を図りました。また、受診券方式にし、健診結果を把握し支援が必要な妊婦の対応を強化しました。
- 産後ケア事業の受託事業所を拡充し、市民の利便性の向上につなげました。
- 乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。
- 健康診査により把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。

イ　保育・幼児教育の推進

公立保育所を活用した保育の質の向上

（こども未来局：保育・子育て推進部）

〔公立保育所運営事業／施策評価シートＰ５１〕

- 公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。

【令和７年度の取組】

- 実践的な知識や保育技術の向上について、市内保育施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、人権についてのワーク等を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。

ウ　学校教育の推進

習熟の程度に応じた取組の推進

（教育委員会事務局：総合教育センター）

〔きめ細やかな指導推進事業／施策評価シートＰ60〕

- 各学校においては、すべての子どもが「わかる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。

【令和７年度の取組】

- 市学習状況調査（小学校４年生～６年生、中学校１年生～３年生）において、「教科調査（小学校：国語、算数/中学校：国語、社会、数学、理科、英語）」及び「学習に関するアンケート」を実施しました。児童生徒や保護者が学習状況を把握して課題を見出し、学習意欲を持てるようにするとともに、１人１台端末を活用した学習改善や学校の授業改善に活用しました。また、年間２回実施している各学校の「きめ細かな指導及び学習状況調査学校担当者会」において、事業の趣旨等の説明や各校の好事例の共有等を行い、すべての子どもが「わかる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした取組を推進しました。

取組の方向性４　次年度以降の主な取組の方向性

母子保健の推進については、妊婦、産婦、乳幼児に対する健康診査の結果を把握し、早期支援につなげられるよう相談業務を充実していきます。また、特別な配慮が必要な乳児の個別健診等の仕組みや、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用しやすい支援のあり方を検討していきます。

保育・幼児教育の推進については、地域の保育ニーズに応じて必要な保育受入枠の確保に取り組むとともに、多様化する就労形態に応じた保育サービスを継続していきます。また、公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や研修、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域支援の充実を進めます。

学校教育の推進については、教職員に対する研修の充実や「キャリア在り方生き方教育」の推進を通じて、子どもたちが社会的自立に必要な能力や態度を育むことができるよう取組を進めます。また、習熟の程度に応じたきめ細かな指導については、少人数指導など個に応じた取組を継続的に調査・研究するとともに、市学習状況調査の結果や１人１台端末を活用し、子どもの実態を踏まえた授業改善と「わかる」授業の実現に向けた取組を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 取組の方向性１　生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実 ア　ひとり親世帯への支援				
	ひとり親家庭等の自立支援の推進	●ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。 ●ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。 ●ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。 ●ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。 ●養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。また、養育費確保支援事業を実施します。 ●ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。 ●母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。	●「日常生活支援事業」により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延べ403件の支援員派遣を実施しました。 ●「学習支援・居場所づくり事業」を市内全17か所において小学3年生から中学3年生を対象に実施し、生活保護受給世帯を除くひとり親世帯の登録者307人に対し、学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。また、中学3年生の利用者の高校受験に向けた模試受験料の補助を行いました。 ●「ひとり親家庭等通学交通費助成金」利用生徒数1,022人、「ひとり親家庭等通勤交通費助成金」利用人数50人の助成を決定し、経済的支援を行いました。 ●自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、86%がその後就労につながりました。 ●養育費確保に関する支援として実施する「養育費確保支援事業補助金」及び「公正証書等作成費補助金」について、合計80件の補助金交付を実施しました。 ●「母子父子寡婦福祉資金貸付金」により、児童とその親の将来の自立のための資金の貸付を152件新規決定しました。 ●母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設ヒルズすえながを適切に運営しました。	●引き続き「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、離婚前の子育て世帯に対して、必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。
イ　生活保護受給世帯への支援				
	生活保護受給世帯の自立支援の推進	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。	●生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ●「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全17か所において小学3年生から中学3年生を対象に実施し、生活保護受給世帯の登録者225人に対して学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援とともに、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。
	生活保護による支援の充実	●生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。	●生活保護受給世帯に高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し自立に向けた支援を実施しました。	●国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援				
	里親及び施設等による代替養育の推進	●里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。 ●施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。	●里親制度の普及啓発のため、市政だよりやSNS等を活用した情報発信、イベントを開催するとともに、里親の資質向上を目指すため、こどもの自立支援、ライフストーリーワーク等をテーマにした里親養育技術向上のための研修会の実施（12回）など、里親支援機関と協働で養育支援を実施しました。 ●家庭的養育の推進に向け、令和8年4月に分園型グループケアを1か所開設した他、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。	●里親支援機関と連携しながら、里親制度に関する広報内容や説明会等の充実を図るとともに、里親の養育技術の向上及び効果的な里親支援の実施に向けた取組を進めます。 ●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き施設の小規模化の推進、職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。
	社会的養護による自立支援の推進	●社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。 ●里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。 ●市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。	●施設退所後も安心して進学や就労が継続でき、また、困りごとが生じた時など気軽に相談ができるよう、社会的養護自立支援拠点事業により、退所後における相談支援を実施しました。また、一時保護所にて児童の学習支援や自立のための対象経費の拡充を図りました。 ●里親家庭や児童養護施設等で生活する児童が個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援拠点事業を実施しました。 ●社会的養護を必要とする方が経済的理由等にかかわらず将来に向けて進路を選択することができるよう、川崎市社会的養護奨学給付金により、負担軽減を実施しました。	●社会的養護が必要な高校生年代以上が入所する自立援助ホームの整備を進めるとともに、施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう、関係機関と連携しながら取組を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
エ　その他、生活に困難を抱える世帯等への支援				
	市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に募集の抽選における当選の確率を高める優遇措置を継続して実施しました。 ●新設した若年・子育て世帯向けの区分（定期借家制度）での募集を4回実施し、令和7年度は若年・子育て世帯向けで52世帯が入居しました。	●令和6年度の募集から、住宅に困窮する若年・子育て世帯等の入居機会を確保するため、定期借家制度による入居の申込枠を拡大しています。今後も市営住宅募集における優遇措置の実施や定期借家制度を適切に運用します。
	民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援	●住宅セーフティネット法に基づき設立した、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。 ●ひとり親世帯、DV被害者等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。	●居住支援協議会の相談窓口である「すまいの相談窓口」において不動産店とのマッチングを実施しました。また、居住支援協議会において、テーマ別に協議する専門部会等を活用し、相談窓口の充実や、支援体制の構築、家主・不動産事業者の不安解消等に向けた取組を推進しました。居住支援に関するセミナーにおいて登録住宅制度を周知し、5,623戸の登録がありました。 ●居住支援制度については、市の協定先保証会社の家賃債務保証を活用した入居支援を34件行いました。	●適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら子育て世帯等の居住の安定に向けた支援を実施します。 ●居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。
	就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進	●就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。 ●奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。 ●高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長２年間（全日制の場合は最長１年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。 ●市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。	●就学援助費については、就学援助システムを活用し、新入学準備金の入学前支給1,594件と合わせ10,089件の認定・支給を行いました。 ●高校生への奨学金を学年資金で602件、入学支度金で185件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに3件採用しました。 ●学び直し支援金については、10人に対し延べ105月分の支給を行いました。 ●授業料については、５人に対し延べ45月分の免除を行ったほか、入学選考料は附属中学校を含め51人、入学料は57人に対して免除を行いました。	●就学援助費については、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を着実に実施するとともに、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めることで、必要な支援を継続していきます。 ●高等学校奨学金及び大学奨学金については、現状のまま継続するとともに、必要に応じて制度の見直しを検討していきます。 ●学び直し支援金については、県の運用や要綱に準じて、支援を継続していきます。 ●授業料の免除については、着実に実施していきます。入学選考料及び入学料の免除については、出願手続のオンライン化と連動した形で、支援を継続していきます。
	だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにおいて、就労、家計、住まい等の相談支援を1,631件実施し、多様な相談を受ける自立相談支援事業の中で効率的かつ効果的な就労支援を行うため、ハローワークや他の就労支援事業との連携、だいJOBセンターによる独自の求人開拓等を行いました。	●関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）における相談につなげるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
取組の方向性2　地域における支え合いのしくみづくり				
ア　子育て家庭を孤立させないつながりづくり				
	地域における支援体制づくりの推進	●地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。	●市内53か所（令和8年4月1日時点）に設置しているすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、0～6歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、愛称（すくすくひろば）を設定しました。各ひろばでの多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用したイベント情報・おたよりの発信等により、利用者数・相談者数の増加に繋がりました。 ●ふれあい子育てサポート事業の認知度向上に向けて、多様な機会（市政だより、アゼリア広報コーナー、デジタルサイネージ、関連する講座等での周知等）を活用した広報を行うとともに、ヘルパー会員獲得に向けて、より登録しやすい制度へ段階的に改善を図るなど、地域で子育てを支えるしくみづくりを進めました。	●地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用いただけるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、保育・子育て総合支援センターや各区地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりに向けた取組を一層推進していきます。 ●ふれあい子育てサポート事業の一層の利用促進に向け、認知度向上に向けた広報の充実や各種手続（利用申込、援助日程の調整等）のオンライン化、ヘルパー会員の一層の確保など、利用者の多様なニーズへの対応やヘルパー会員が活動しやすい環境づくりなど、より利用しやすい制度へリニューアルすることで、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。
	保育所による地域の子育て支援の推進	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を実施しました。 ●園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を活用するとともに、民生児童委員など関係団体との連携を図りました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。 ●保育・子育て総合支援センターについては、既に整備した川崎区、中原区、宮前区、多摩区以外の各区1か所ずつの整備を進めます。 ●当該センター及び公立保育所が持つ機能を地域の子育てに関する資源として子育て支援を推進します。
	ボランティア等による子育て支援の推進	●子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。	●ボランティアの養成講座は各区で実施し、新規で20名を養成しました。また、ボランティアが地域で活動できるようフォローアップ研修等を行いました。各区役所地域みまもり支援センターで実施している乳幼児健診等において、来所する乳幼児及び保護者の支援や見守りを実施し、延べ参加者数は1,635人でした。	●引き続き、子育てボランティアの養成講座の開催や、乳幼児健診等の事業を中心に活動を継続していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり				
	こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり	●市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。	●オンラインや対面でのイベントの実施など事業内容を工夫して実施するとともに、学校や地域団体、企業、他自治体と連携することにより、地域における子どもの身近な居場所の確保、乳幼児の子育て家庭や市民の地域活動の支援を行うなど、全58施設において地域活動や地域交流に関する様々な取組を幅広く実施しました。	●引き続き、地域活動や地域交流に関する様々な取組を幅広く実施していきます。
	地域との連携による放課後の居場所づくりの推進	●学校や地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	●校庭や空き教室を活用した事業形態の工夫を行い、また、一部のわくわくプラザでは地域ボランティアを活用した多様な体験・経験の機会づくりを展開するなど、地域と連携を図りながら放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。	●引き続き、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
	青少年関係団体による青少年の健全育成の推進	●地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。	●行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカー等の提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担、情報交換会の開催等の支援を行いました。	●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTAが主体となって地域で実施している「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
	地域の創意工夫を活かした学校運営の推進	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営を推進します。	●令和7年度には、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を新たに40校に設置し、計176校に拡充しました。保護者や地域住民等と学校の情報を共有しながら、地域の特色を生かした学校づくりを進めました。	●学校運営協議会の仕組みを効果的に活用しながら、地域に信頼される学校づくりと地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりをめざした学校運営ができるよう推進していきます。
	地域資源を活かした学校づくりの推進	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。	●「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。 また、実施手法について、学校の負担が大きいこと等を踏まえ、本来の目的に沿った事業展開をさらに進めていくため、各学校の実施事業内容や予算執行状況を分析し、令和8年度以降の各学校における申請・審査方法、予算執行方法等を見直すための検討を行いました。	●「夢教育21推進事業」の実施手法について、令和8年度から各学校における申請・審査方法、予算執行方法等を大幅に見直し、引き続き特色ある学校づくりを推進します。
	地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。	●地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国が示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター研修講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。 ●市内32か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。	●「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置を進め、活動の活性化に取り組んでいきます。 ●子どもの泳力向上プロジェクトについては、各スイミングスクールの募集枠がより多く利用されるよう、応募条件の見直しや募集枠が空いた場合の積極的な追加募集等を行いながら、泳げない子どもの泳力向上に取り組んでいきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和6年度の99か所から令和7年度は102か所まで着実に増えています。	●全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。
	ウ　支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり			
	ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通した支援を行います。	●不登校・ひきこもり等の子ども・若者を対象として大学生等のボランティアを活用した支援活動を実施し、個別支援活動に234人、集団支援活動に194人の子ども・若者が参加しました。	●より効果的に子ども・若者への支援を実施するため、大学生等のボランティアを活用した支援活動の充実に取り組みます。
	地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり	●支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を実施し、不登校などの課題を抱えている子どもたちが安心して過ごせる場所として、居場所の提供や学習支援を行いました（登録者数：小田29人、旭町61人）。また、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を四半期に1回程度開催するなど、関係行政機関の連携を行いました。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。
	地域における主体的な活動の促進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体となる32団体に補助金を交付し、学習支援や居場所づくり、交流事業などの地域の子ども・若者の健全育成を図る取組に活用しました。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
取組の方向性3　相談機関等による支援の充実と連携の強化				
ア　相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）				
	保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援	●保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。	●保育・子育て総合支援センターに併設するすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、0～6歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、「子育てなんでも聞いてみよう！」の取組により、保育士・栄養士・看護師がメール・電話相談等に対応しました。また、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。	●地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用いただけるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、民間のすくすくひろばや地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりや、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を一層推進していきます。
	学校生活に関わる相談・支援の充実	●総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 ●支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 ●不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。	●支援教育コーディネーターを中心とした相談支援体制を各学校で工夫して整備し、児童生徒がいつでも安心して相談できるようにしました。 ●スクールソーシャルワーカーについては、各区に14人配置し、要請に応じた派遣だけでなく、各学校を計画的に訪問し、専門性を生かした相談が幅広く行えるようにしました。 ●小学校、中学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、学校巡回カウンセラーを派遣しました。相談活動だけでなく、未然防止や課題の早期発見のため、巡回や教職員への指導助言を行いました。	●現在の支援体制を維持しながら、もれのない支援のために、児童生徒本人及びや保護者へのに対する相談窓口の周知を徹底するとともに、切れ目のない支援のために、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。
	児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ●各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ●児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取組も含め、個別支援の取り組みを進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。 ●各区要対協における個別支援会議を954回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。	●児童虐待予防の取組を推進するため、各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討を進めるとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実し、医療機関、警察、学校等の関係機関との連携強化を推進します。
	地域に根ざした相談支援の推進	●育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を5,513件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	児童相談所による専門相談支援の強化	●子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行うとともに、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の児童指導員等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。 ●地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うために、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	女性相談の体制強化	●経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。	●女性相談について2,793件受け付け、女性相談員による相談・保護・自立支援を実施するとともに、DV相談支援センターにおいて910件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。 ●国や近隣自治体の動向を踏まえ、女性相談員の処遇改善、職の設置の見直しを実施しました。	●県域全体で施策を推進するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における基本方針を踏まえ、引き続き、女性相談支援員による相談・自立支援、DV相談支援センターにおける相談・支援を継続するとともに、県及び県内政令市等と連携しながら今後の取組について協議・検討を進めていきます。
	総合的な就業支援の推進	●求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ●「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。	●キャリアサポートかわさきについては、求職者に応じた丁寧な相談対応・就業マッチング等を実施し、令和7年度は就職決定者数が514人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、利用者への丁寧な個別相談や、多様な職業・職場体験等を実施し、令和7年度は、進路決定者数129人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。 ●若年無業者等の職業的自立支援に取り組みます。
	精神的健康の保持・増進	●精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。	●各区役所高齢・障害課にて精神科医及び社会福祉職、心理職、保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、各種制度案内による生活支援を行いました。また、各種セミナー、講演会の実施により、市民への精神保健に係る普及啓発を行いました。	●各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神保健相談を継続的に実施していくとともに、精神保健福祉に係る普及啓発についても市民の関心に合わせて取組を行います。また精神障害者の早期治療の促進にあたっては、精神科医療を必要とする人に、平日休日問わず相談対応可能な窓口の案内等を引き続き行い、医療を必要とする人へ適切に届けられるようにしていきます。
	「社会的ひきこもり」等への支援の推進	●相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者や家族への面接、訪問、当事者グループ活動等による支援を年間2,002件行いました。また、精神疾患や発達障害等を背景に持つ等複合的な支援が必要となる方に対しても関係機関と連携を図りながら適切な医療機関や専門機関へ繋げる支援を行いました。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実	●発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実を図ります。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実に向けた取組を推進します。	●発達相談支援センターの適正な運営を行い、発達障害児・者に対する専門的な相談支援及び関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターの適正な運営を行い、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うとともに、両センターによる一体的な障害児支援体制整備を行いました。	●引き続き、各センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施します。
	医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実	●医療的ケア児（者）を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。 ●「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。	●医療的ケア児・者等の専門相談機関である「医療的ケア児・者等支援拠点」の適正な運営を行い、相談機能の強化を図るとともに、地域関係機関の後方支援を担うことで、関係機関の連携強化や相談支援体制の充実を図るとともに、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携し、支援の調整を行う「医療的ケア児等コーディネーター」の養成研修を実施しました。 ●医療的ケア児支援に関する協議の場として、市内医療機関や福祉事業所、訪問看護ステーション、行政等の代表者で構成される「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を年2回開催し、情報共有を行うとともに、今後の施策の展開に向けた協議を行いました。 ●医療的ケア児等支援ネットワーク会議を計2回（南部・北部各1回）実施し、学齢期の地域生活を支える連携をテーマに、医療・福祉・保育・教育の連携による切れ目のない一体的な支援に向けて協議を行いました。	●これまでの取組を踏まえて、本事業を引き続き推進します。
イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）				
	要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実	●要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ●各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。 ●医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。	●代表者会議（年2回）において、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告等を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営手法を見直し、効率的・効果的な運営を行いました。また、個別支援会議を954回開催しました。	●要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。
	ひきこもり等に関するネットワークの強化	●ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。	●ひきこもり地域支援センターを中心に、分野横断的な27の相談機関が参画した「ひきこもり支援ネットワーク会議」を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築しました。	●ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
取組の方向性4　子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実				
ア　母子保健の推進				
	出産・育児に関わる相談・支援の充実と関係機関との連携の推進	●妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ●妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。 ●両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。 ●産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。 ●母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 ●健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。	●先天性の疾患の早期発見治療のためのスクリーニング検査である拡大マススクリーニング検査実証事業（2疾患）を令和6年10月から開始し、継続的に実証事業に参加しています。 ●母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。 ●出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。 ●妊婦健診の補助額を増加し、妊婦の経済的負担の緩和を図りました。また、受診券方式にし、健診結果を把握し支援が必要な妊婦の対応を強化しました。 ●産後ケア事業の受託事業所を拡充し、市民の利便性の向上につなげました。 ●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。 ●健康診査により把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。	●特別な配慮が必要なため、集団健診に来所するのが困難な乳児に対して、個別健診等での受診を可能にする仕組みを検討していきます。 ●産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用方法を日数から時間数へ変更し、利用しやすいサービスへの変更を検討しています。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
イ 保育・幼児教育の推進				
	待機児童対策の推進	●少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。	●多様な手法を用いた保育受入枠の確保、区役所におけるきめ細やかな相談・支援、保育の質の維持・向上の取組を実施し、6年連続で待機児童ゼロを達成しました。 ●保育ニーズの高い地域における保育所の新規整備や、既存保育所の定員の見直し、認可外保育施設からの認可化、幼稚園から認定こども園への移行などにより、保育受入枠を確保し、令和8年4月の定員は433人増となりました。	●就学前児童数は減少傾向にあるものの、保育所等利用申請率は上昇傾向となっており、保育ニーズの高止まりが見込まれることから、認可保育所の整備や認可外保育施設への支援を継続して実施し、待機児童の継続的な解消に向けた取組を推進していきます。 ●既存の保育資源の活用を前提として、受入枠の確保に努め、保育所等の新規整備を行う際には、より限定的に地域設定を行うなど、需要と供給を見極めながら対応を進めていきます。
	質の高い保育サービスの提供	●長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様で質の高い保育サービスを提供し、一時保育については令和8年1月に一時保育予約システムを導入しました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。
	公立保育所を活用した保育の質の向上	●公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。	●実践的な知識や保育技術の向上について、市内保育施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、人権についてのワーク等を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。	●公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や職員交流、保育の課題や実践を主とした研修等の開催、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。
	多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供	●質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました（新規実施園：5園）。また、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の実施園を61園に拡大しました。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進するとともに、令和8年度から保育所から認定こども園への移行について募集を開始します。また、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の促進を図ります。
	保育・幼児教育無償化の着実な実施	●国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。	●国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携を取りながら、利用者の支給認定、事業者確認、給付費の審査・支払い等を適切に実施しました。	●適正な幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、各関連部署と連携し市民への周知を図っていきます。また、システムの改修や民間への委託等、効率的な事務処理方法を推進します。
	保育料の減免制度による多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減	●一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施します。	●一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、国の定めた基準に基づき、保育料の減額措置を実施しました。 ●多子世帯の更なる負担軽減のため、保護者と生計が同一のきょうだいについて、年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料としております。	●引き続き、多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施するとともに、国の動向等を把握し、制度変更等を着実に反映させながら取組を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
ウ 学校教育の推進				
	教職員に対する研修の充実	●子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。	●教職員育成指標に基づき、子どもたちとともに学び続ける教員であるために、必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座90回、その他の必修研修を23講座60回、希望研修を37講座83回、計73講座233回実施しました。 ●若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図るため、「各ライフステージに応じた研修のつながり一覧表」を活用し、ライフステージに応じた研修においてより校内研修との関連をもたせ、意図的、計画的に一人ひとりの教職員が学び続けることができるような研修体制の充実に努めました。	●今後も教職員育成指標に基づき、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施していきます。特にライフステージに応じた研修では、若手教員や中堅教員等による校内OJTの充実を図り、子どもたちとともに学び続ける教員として、学校全体の教育力向上に取り組みます。
	「キャリア在り方生き方教育」の推進	●各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。	●「キャリア在り方生き方教育・進路指導担当者研修会」を年間3回実施するとともに、訪問研修等を113回実施しました。 ●「みらいねっと～キャリア在り方生き方教育全市交流会～」を実施し、市制100周年を契機にした学びを、市立学校の「キャリア在り方生き方教育」の充実につなげることができました。 ●「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」の活用について、担当者研修会において好事例や職員研修用動画を周知啓発し、教職員の理解を深めました。	●学校の特色をより生かし、今日的な教育課題に対応したカリキュラム・マネジメントに向けて、具体性のある研修を行っていきます。 ●「キャリア在り方生き方ノート」とともに、「キャリア・パスポート」の効果的な活用方法等、具体的な取組を発信し、活用の促進に取り組みます。
	習熟の程度に応じた取組の推進	●各学校においては、すべての子どもが「わかる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	●市学習状況調査（小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生）において、「教科調査（小学校：国語、算数/中学校：国語、社会、数学、理科、英語）」及び「学習に関するアンケート」を実施しました。 児童生徒や保護者が学習状況を把握して課題を見出し、学習意欲を持てるようにするとともに、1人1台端末を活用した学習改善や学校の授業改善に活用しました。 また、年間2回実施している各学校の「きめ細かな指導及び学習状況調査学校担当者会」において、事業の趣旨等の説明や各校の好事例の共有等を行い、すべての子どもが「わかる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした取組を推進しました。	●習熟の程度に応じたきめ細かな指導では、少人数指導など、個に応じた取組について継続的に調査・研究を進めていく必要があります。市学習状況調査では、3年間の結果を経年で比較することが可能となりました。中学校の全学年及び小学校の4～6年生における調査結果から、児童生徒は自分の学習状況を把握できるようになりました。児童生徒が主体的に1人1台端末を活用して学習改善を行ったり、各学校が子どもの実態を踏まえた授業改善に取り組んだりすることで、授業における「わかる」を実感することに向けた取組を継続して行い、さらに充実させていく必要があります。
	健康教育による健やかな学校生活の促進	●健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●薬物乱用防止教室については中学校、高等学校の全校で各1回実施しました。	●児童生徒の健康教育の推進のため、薬物乱用防止教室などを引き続き実施します。
	安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●安全で安心な学校給食の提供を効率的に行い、小中9年間にわたる一貫した食育を推進するとともに、学校給食を通じたSDGsの取り組みを全校で実施しました。また、物価高騰が続く中、給食の質を維持するため、学校給食費の見直しや補助を行いました。	●今後も児童生徒の健全な身体の発育に資するために、安全で安心な学校給食の提供を行い、小中9年間にわたる一貫した食育を推進するとともに、学校給食を通じたSDGsの学びを推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	かわさきGIGAスクール構想の推進	●「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。	●着実な人材育成のためにGSLを対象に悉皆研修を3回実施しました。あわせて、教員を対象に希望研修を14回実施するとともに、学校のニーズに応じた要請研修を14校で実施（延べ600人受講）し、かわさきGIGAスクール構想ステップ3の「個別最適な学びと協働的な学びの一体的に充実」を目指した授業改善に向けた研修を実施しました。また、推進協力校17校に複数回指導主事を派遣し、研究推進を支援しました。 研究の成果は、授業公開等を通して全市に横展開しました。 ●小・中・特別支援学校にICT支援員を計1,700回派遣し、授業でのICT活用に向けた人的支援を行いました。 ●デジタル教科書活用に向けて研修会を1回開催しました。デジタル教科書に付属するデジタルコンテンツを閲覧できる環境にしました。また、各部署によるデジタル副読本の作成を支援し、17の副読本を副読本ポータルサイトに掲載しました。さらに教育委員会事務局ポータルサイトを立ち上げ、各部署が作成した、教員が授業で活用できる動画教材等を掲載しました。 ●教育データの利活用を進めるため、教育委員会事務局においてデータ利活用調整会議を定期的に開催しました。また、新規に5つのダッシュボードを本格稼働させ、データを活用した支援の実施に向けてGIGAスクール構想を推進する教師（GSL）を対象に研修を実施しました。 ●年度当初の児童生徒数の増加や年度途中の追加に対しても、迅速にGIGA端末を追加配置しました。通信環境については、回線速度を強化し、適切な保守・管理を行い、通信環境のアセスメントを実施しました。	●研究推進校や協力校を中心に国の生成AIパイロット校事業C区分（旧リーディングDXスクール事業）にも参加し、取組を推進します。また、教職員のニーズやICTスキルに合わせた研修の充実を図ります。あわせて、GIGA端末に蓄積された教育データの効果的な活用方法を研究し、教員の意見を聴取し、関係部署と連携して構築した、児童生徒及び教員が利用できるダッシュボードについて効果の検証を行い、モデル校を中心に効果的な活用方法の創出し、全市への展開を行います。
	定時制生徒の自立支援の推進	●様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け定時制課程設置校（4校）において、カフェ形式の居場所づくりを実施するとともに、相談・学習支援・キャリアサポート等を実施しました（実施回数：120回、延べ参加者数：5,189名）。	●定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組みます。
	教育活動に対する支援体制の充実	●教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。	●電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談、メール相談等、様々な相談の受け入れ体制を整備するとともに、教育活動サポーターを小学校80校で計3,586回、中学校25校で計1,036回配置しました。	●既存の相談機能を維持継続しつつ、よりよい体制を構築するとともに、関係機関への周知を徹底・強化し、市民サービスの向上を図っていきます。
	教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進	●「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●対象児童生徒45名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち5名を対象に自立支援を行いました。	●医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。
	不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級に係る支援による教育機会の確保の推進	●不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組むとともに、中学校夜間学級に係る支援を行うなど、教育の機会確保を推進します。	●教員向けに「ゆうゆう広場見学会」を実施したり、スクールカウンセラーや支援教育コーディネーターの研修時などを通して、各学校に、ゆうゆう広場での支援や活用例等について周知しました。また、ゆうゆう広場みゆきにおいて、学習支援機能を強化するモデル実施を行い、一人ひとりの状況に合わせた支援の充実を図りました。 ●西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続き等が円滑に行えるように、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めました。	●「ゆうゆう広場」については、令和6・7年度のモデル実施の効果を踏まえ、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握し、ICTも活用しながら支援の充実を図ります。 ●夜間学級の運営については、入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるように、学校の支援体制等を維持・継続し、夜間学級の充実を図っていきます。

児童家庭支援・児童虐待対策の推進

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化等に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的に増加傾向にあります。本市においても、令和４年度は 5,598 件、令和５年度は 5,609 件、令和６年度は 5,933 件、令和７年度は 6,303 件となっており、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を引き続き推進していく必要があります。

平成２８年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という３つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。また、令和元年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化等の所要の措置等を講じるものとされました。

本市としても、これら国の動きを踏まえ、３つの基本的な考えのもと、これに基づいて７つの取組の方向性を定め、以下の取組を実施しました。

取組の方向性１　地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

ア　地域の社会資源の有効活用

保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援

（こども未来局：保育・子育て推進部）

〔公立保育所運営事業／施策評価シートＰ５１〕

- 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。

【令和７年度の取組】

- 保育・子育て総合支援センターに併設するすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、０～６歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、「子育てなんでも聞いてみよう！」の取組により、保育士・栄養士・看護師がメール・電話相談等に対応しました。また、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。

ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上

（こども未来局：保育・子育て推進部）

〔地域子育て支援事業／施策評価シートＰ２０〕

● 市内４か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。

【令和７年度の取組】

- ふれあい子育てサポート事業の認知度向上に向けて、多様な機会（市政だより、アゼリア広報コーナー、デジタルサイネージ、関連する講座等での周知等）を活用した広報を行うとともに、ヘルパー会員獲得に向けて、より登録しやすい制度へ段階的に改善を図るなど、地域で子育てを支えるしくみづくりを進めました。

取組の方向性１　次年度以降の主な取組の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実や市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに継続して取り組みます。

取組の方向性２　虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

ア　妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

母子健康手帳交付時等における相談支援の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートＰ２８〕

● 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。

【令和７年度の取組】

- 各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートＰ２８〕

● こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。

【令和７年度の取組】

- 長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。（乳幼児家庭全戸訪問実施率：98.8%）

イ　妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートＰ２８〕

● 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。

【令和７年度の取組】

- 母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。
- かわさき子育てアプリのプッシュ型通知を利用し、月齢に応じたワンポイントアドバイス等を発信しました。

小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートＰ２８〕

● 各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

【令和７年度の取組】

- 地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。

ウ　児童虐待防止に向けた普及啓発

多様な関係機関と連携した啓発活動の実施　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

● 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。

【令和７年度の取組】

- 11 月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。
- 児童養護施設や社会福祉協議会等と協力しながら、オレンジリボンたすきリレー等の児童虐待防止に向けた普及啓発活動を実施しました。
- 一般社団法人チャイルドワンと連携して児童虐待防止の啓発用動画を新たに作成するなど、広報の拡充に取り組みました。

取組の方向性２　次年度以降の主な取組の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠期に必要な知識の普及啓発や思春期保健相談の実施、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組みます。

取組の方向性３　早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

ア　母子保健事業からの早期把握と支援

乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔妊婦・乳幼児健康診査事業／施策評価シートＰ２７〕

- 乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行い、乳幼児健康診査の受診率向上を図ることを通じて、発達障害や子どもへの虐待の早期発見・早期対応等につなげます。

【令和７年度の取組】

- 子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。（受診率：96.3%）
- 乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。

イ　保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

- 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

【令和７年度の取組】

- 子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取組を進めました。

ウ　虐待通告への迅速かつ的確な対応

要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

- 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。
- 実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。

【令和７年度の取組】

- 虐待通告先となる児童相談所と各区地域みまもり支援センター両機関において、受理した事案についての情報収集を速やかに実施し、共通リスクアセスメントシートを活用してリスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。また、連携調整部会を効率的・効果的に運営することにより、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を進めました。

エ　地域の見守り体制の構築・充実

こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートＰ２８〕

- 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。

【令和７年度の取組】

- 地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しました。

オ　要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

●「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第 25 条の２）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

【令和７年度の取組】

- 全市代表者会議において関係機関や実務者会議の活動状況報告等を実施するとともに、各区実務者会議代表者部会を 16 回開催し、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。
- 各区実務者会議連携調整部会を毎月開催し、区役所関係部署及び児童相談所によるケースの状況確認等、進行管理を行いました。また、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を 954 回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。

取組の方向性３　次年度以降の主な取組の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

取組の方向性４　専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

ア　児童及び保護者に対する支援

スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

●　児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。

【令和７年度の取組】

- 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、医師・弁護士等の児童虐待に関する専門的知識を持つ外部スーパーバイザーを活用し、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。

イ　専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

- 各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。
- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

【令和７年度の取組】

- 地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。（全区での児童相談受付件数：2,744 件）
- 複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。
- 児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、弁護士等専門職の協働及び総合リハビリテーション推進センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。

ウ　児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童相談所・一時保護所の機能等の検討　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

- 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。

【令和７年度の取組】

- 児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るとともに、一時保護所の生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護所の新築工事を実施し、令和７年７月に供用を開始しました。

エ　効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の促進　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。

● 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。

【令和７年度の取組】

- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。
- 児童相談システムを活用しながら、転居した児童等に係る自治体間の情報共有について適切に対応しました。

オ　総合的なアセスメントの強化

共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

● 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。

【令和７年度の取組】

- 要保護児童対策地域協議会の連携調整部会や、個別の支援経過の中で共通リスクアセスメントツールを活用し、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。

カ　保健・医療関連専門機関との連携の強化

療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

● 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。

【令和７年度の取組】

- 在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、総合リハビリテーション推進センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。
- 総合リハビリテーション推進センターのＰＴ（理学療法士）、ＯＴ（作業療法士）、ＳＴ（言語聴覚士）等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。

取組の方向性４　次年度以降の主な取組の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、本市としても重要な課題である子どもの安全を最優先に、安心して子育てができるよう、支援の充実・強化を行います。

取組の方向性５　人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

ア　専門職の育成に関わる研修等の充実

専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ７６〕

- 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。

【令和７年度の取組】

- 児童家庭相談全体のスキルの向上のため、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター職員を対象に、外部専門機関への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。

イ　専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ７６〕

- 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。
- 児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。

【令和７年度の取組】

- 保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、組織的な対応力を確保しつつ、専門職の質の向上に向けた育成を進めました。

ウ　関係機関における人材育成

要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ７６〕

● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。

【令和７年度の取組】

- 各区実務者会議で事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。
- 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。

取組の方向性５　次年度以降の主な取組の方向性

国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等において、児童福祉司等の増員による体制強化と併せて、職員の専門性強化も求められており、人材育成の必要性はますます高まっています。そのため、各種研修等による職員の資質向上や児童家庭相談全体における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーションを進めていきます。

取組の方向性６　社会的養育・自立支援の充実

平成 29 年に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

ア　親子関係再構築の取組の推進

家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。

【令和７年度の取組】

- 福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援を行いました。
- 各区地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援を行いました。

イ　児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設等への運営支援　　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童養護施設等運営事業／施策評価シートＰ79〕

● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。

【令和７年度の取組】

- 施設での家庭的養育が適切に実施されるよう、入所児童への支援における事例検証・説明会を通じて、職員の関わり方の見直しや権利擁護に関する啓発等を行い、不適切な対応の未然防止に取り組みました。また、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう、処遇の充実を図るとともに、物価高騰等にも対応した取組を進めました。

ウ　里親制度の推進と里親支援の充実

養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔里親制度推進事業／施策評価シートＰ78〕

● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。

【令和７年度の取組】

- 里親フォスタリング機関が中心となり、リクルート活動としてポスター・チラシ等の配布・掲示のほか、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行いました。
- 令和８年３月から養子縁組里親登録希望者については、養育里親の登録も同時申請とすることで、養子縁組里親希望者への研修内容の強化を行うとともに、将来的な養育里親の担い手確保につなげる取組を開始しました（令和７年度末の里親登録数205 世帯）

エ　要保護児童の自立に向けた支援

要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童養護施設等運営事業／施策評価シートＰ79〕

● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。

【令和７年度の取組】

- 社会的養護自立支援拠点事業により施設入所中から施設退所後まで切れ目のない自立支援を実施したほか、学習支援事業、給付型奨学金により社会的養護が必要な子どもへ学習の機会を提供しました。

取組の方向性６　次年度以降の主な取組の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

取組の方向性７　地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

ア　社会福祉協議会や地域等による取組の強化

民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。

【令和７年度の取組】

- １１月の児童虐待防止推進月間を中心に社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会と協働し、スポーツ観戦に訪れた方へのチラシ配布等の啓発活動を実施しました。

イ　他の自治体と連携した対応の充実

児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートＰ77〕

● 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。

【令和７年度の取組】

- 他の自治体と連携し、適切に他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。

取組の方向性７　次年度以降の主な取組の方向性

地域に向けた普及啓発の取組について関係する団体と連携するとともに、児童虐待の課題への対応策を進めるため、警察などの関係機関や他の自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性１　地域での子育て支援の充実 ア　地域の社会資源の有効活用				
	保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援	●保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。	●保育・子育て総合支援センターに併設するすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、０～６歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、「子育てなんでも聞いてみよう！」の取組により、保育士・栄養士・看護師がメール・電話相談等に対応しました。また、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。	●地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用いただけるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、民間のすくすくひろばや地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりや、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を一層推進していきます。
	ボランティア等による子育て支援	●子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。	●ボランティアの養成講座は各区で実施し、新規で20名を養成しました。また、ボランティアが地域で活動できるようフォローアップ研修等を行いました。各区役所地域みまもり支援センターで実施している乳幼児健診等において、来所する乳幼児及び保護者の支援や見守りを実施し、延べ参加者数は1,635人でした。	●引き続き、子育てボランティアの養成講座の開催や、乳幼児健診等の事業を中心に活動を継続していきます。
	こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進	●子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体やNPO等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。	●課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進しました。また、地域の活動団体やNPO法人、町内会等と連携して、全58施設において子どもの居場所を充実させる取組を進めました。	●令和８年度においても引き続き、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所に関する取組を幅広く実施していきます。
	地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●市内53か所（令和８年４月１日時点）に設置しているすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、０～６歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、愛称（すくすくひろば）を設定しました。各ひろばごとに多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用したイベント情報・おたよりの発信等、利用者数・相談者数の増加に繋がりました。	●地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用いただけるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、保育・子育て総合支援センターや地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりに向けた取組を一層推進していきます。
	ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●ふれあい子育てサポート事業の認知度向上に向けて、多様な機会（市政だより、アゼリア広報コーナー、デジタルサイネージ、関連する講座等での周知等）を活用した広報を行うとともに、ヘルパー会員獲得に向けて、より登録しやすい制度へ段階的に改善を図るなど、地域で子育てを支えるしくみづくりを進めました。	●ふれあい子育てサポート事業の一層の利用促進に向け、認知度向上に向けた広報の充実や各種手続（利用申込、援助日程の調整等）のオンライン化、ヘルパー会員の一層の確保など、利用者の多様なニーズへの対応やヘルパー会員が活動しやすい環境づくりなど、より利用しやすい制度へリニューアルすることで、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。
	子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図りました。 ●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援しました。	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行います。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性2　虐待の発生予防策の推進 ア　妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進				
	母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。
	妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●妊婦健康診査の一人当たりの補助額を増加し、妊婦の経済的負担の緩和を図りました。また、健診結果を行政が把握できるよう受診券化に変更し、医療機関と連携し、妊婦の支援を強化しました。（助成件数：137,627件）	●受診券化による妊婦健診の結果の把握については引き続き医療機関と連携し、支援が必要な妊婦への早期支援を強化し、安心安全な出産となるよう支援していきます。
	乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。（乳幼児家庭全戸訪問実施率：98.8%）	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。
	産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業は、実施委託機関の増加や対象月齢の拡充等により、利用者数が大幅に増加しました。（利用件数：宿泊型3,197件、訪問型3,305件、日帰り型1,202件） ●質の担保のため、委託事業者に対し夜間配置加算や支援が必要な人の受入加算を導入しました。	●事業実施施設が、安全に運営し、質の担保ができるよう、夜間の配置加算や対象月齢の加算等を検討していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 イ　妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進				
	母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。 ●かわさき子育てアプリのプッシュ型通知を利用し、月齢に応じたワンポイントアドバイス等を発信しました。	●母子健康手帳の掲載内容や子育てアプリによる配信内容を充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。
	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査の一人当たりの補助額を増加し、妊婦の経済的負担の緩和を図りました。また、健診結果を行政が把握できるよう受診券化に変更し、医療機関と連携し、妊婦の支援を強化しました。（助成件数：137,627件）	●受診券化による妊婦健診の結果の把握については引き続き医療機関と連携し、支援が必要な妊婦への早期支援を強化し、安心安全な出産となるよう支援していきます。
	妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●各区地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級（184回）、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室（10回）や市助産師会による日曜開催の両親学級（12回）を実施しました。	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。また、オンラインでの開催を継続し、妊娠出産、育児に関する情報を正しく発信していくために、従事者同士のスキルアップに努めていきます。
	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。（受講者数延：9,167人）	●プレコンセプションケア推進とあわせて、啓発内容等を関係機関と検討していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 ウ　児童虐待防止に向けた普及啓発				
	多様な関係機関と連携した啓発活動の実施	●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ●オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 ●啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。	●11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。 ●児童養護施設や社会福祉協議会等と協力しながら、オレンジリボンたすきリレー等の児童虐待防止に向けた普及啓発活動を実施しました。 ●一般社団法人チャイルドワンと連携して児童虐待防止の啓発用動画を新たに作成するなど、広報の拡充に取り組みました。	●子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るため、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討を進めます。
取組の方向性3　早期発見・早期対応の充実 ア　母子保健事業からの早期把握と支援				
	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。	●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊産婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。	●引き続き、母子保健サービス内容の共有と連携の更なる強化を含めて、支援の必要な妊産婦への支援体制の充実を図ります。
	乳児家庭全戸訪問事業の推進	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。また、訪問指導員を会計年度任用職員へ身分を変更し、情報共有を速やかに行えるよう環境を整えました。（乳幼児家庭全戸訪問実施率：98.8%）	●引き続き、出産後なるべく早い時期に訪問することで子育て家庭と地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。
	乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施	●子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。	●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。（受診率：96.3%） ●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。	●引き続き、感染対策を行いながら実施し、子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。 ●集団健診の受診が困難な特別な配慮を必要とする乳児が個別健診を受診できるよう新たな仕組みを検討します。 ●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。
	乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	●乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。	●市医師会と乳幼児健診連絡会議を年2回実施し、問診票や診査票の見直しを行いました。また、市医師会と連携し乳幼児健診の研修会を開催し、従事医師に健診業務の理解を深めていただきました。 ●川崎市母子保健懇談会を開催し、委員から健診のフォローアップ体制や仕組みについて等の意見交換を行いました。	●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。
	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。 ●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のあるこども家庭訪問支援員を派遣します。	●乳幼児健診や家庭訪問等において、支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施しました。 ●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。（訪問件数：3,185件）	●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問や育児支援を行う家庭支援員による養育支援訪問を実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
イ 保育所・幼稚園・学校等の連携による早期発見・早期対応				
	要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化	●児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。	●各区役所において要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催することにより、子育て支援関係団体・機関と行政間で、相互の役割や機能の情報共有や理解を深め、地域における要支援家庭の早期発見・対応の充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安感や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況です。今後も各区地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取組みます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。	●虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を配布・活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化を進めます。
ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応				
	児童家庭相談支援におけるケース管理手法の検討及び実践	●児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた児童家庭相談支援業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。	●児童相談所と各区地域みまもり支援センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、共通のリスクアセスメントシートを活用する等、適切に管理を行いました。 ●令和7年度区役所での虐待相談・通告件数は1,732件でした。 ●令和7年度児童相談所での虐待相談・通告件数は4,571件でした。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●引き続き、共通のリスクアセスメントシートを活用し、児童相談所と地域みまもり支援センターが連携を図りながら、適切な判断・支援を行います。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進	●個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 ●実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。	●虐待通告先となる児童相談所と各区地域みまもり支援センター両機関において、受理した事案についての情報収集を速やかに実施し、共通リスクアセスメントシートを活用してリスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。また、連携調整部会を効率的・効果的に運営することにより、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取り組みを進めました。 ●全市連携調整部会開催回数　合計84回（12×7区） ●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を954回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。	●各区役所でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施します。また、連携調整部会、個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていきます。 ●関係機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
エ　地域の見守り体制の構築・充実				
	こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実	●民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。	●地域の支援者によるこんにちは赤ちゃん事業を通じ、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。
	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	●こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効率的・効果的に行います。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。（開催回数：連絡会14回（研修会含む））	●身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。
	児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	●6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者から5,513件の相談に応じ、必要な支援等を実施しました。	●各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、引き続き児童家庭支援センターにおいて専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
	子育て短期利用事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業等）ことにより子育て支援を行います。	●2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。 ●身体的・心理的負担が大きい多胎児・多子世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を実施しました。	●緊急の利用ニーズへの対応等、より利用しやすい環境の整備に向けて事業の見直しの検討を進めます。
オ　要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実				
	全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有	●「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。	●全市代表者会議において関係機関や実務者会議の活動状況報告等を実施するとともに、各区実務者会議代表者部会を16回開催し、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。 ●各区実務者会議連携調整部会を毎月開催し、区役所関係部署及び児童相談所によるケースの状況確認等、進行管理を行いました。また、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を954回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。	●要保護児童対策地域協議会において、市や区の現状や課題、虐待対応に関する取組等について地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、区実務者会議における、関係機関との連携をさらに強化します。 ●学齢児への支援の充実を図るため教育・福祉・地域の関係機関との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性4　専門的支援の充実・強化 ア　児童及び保護者に対する支援				
	スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、医師・弁護士等の児童虐待に関する専門的知識を持つ外部スーパーバイザーを活用し、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、定期的に外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を行います。
	関係機関の連携による専門的な支援の充実	●関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めました。	●児童相談所、各区地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化を進めます。
	児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化	●多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価を実施し、運営の適正化を図ります。 ●一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。	●一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施しました。 ●一時保護所での生活等に関する課題や改善点等について、一時保護所第三者委員からの指摘・助言を踏まえて運営の見直しを図るなど、子どもの権利擁護及び福祉サービスの質の向上に向けて取り組みを進めました。 ●一時保護所に入所中の学齢児を対象に意見表明等支援事業を実施し、子どもが意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの権利擁護を推進しました。	●一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施します。
	イ　専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応			
	児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	●各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ●児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。（全区での児童相談受付件数：2,744件） ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。 ●児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、弁護士等専門職の協働及び総合リハビリテーション推進センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況があり、今後も迅速に対応するため、地域みまもり支援センターを中心に区役所内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えます。 ●地域みまもり支援センターの職員がそれぞれの職種の「強み」やスキル等を相互に理解した上で連携した支援を行うことが必要であり、「川崎市児童相談所相談支援業務手引き」等をもとに、支援事例を積み重ねながら、組織的な判断力を高めます。 ●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 ウ　児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化				
	児童相談所における児童相談の適切な実施	●児童相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ●改正児童福祉法等を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を推進します。 ●増加する児童虐待の相談・通告への対応など、効率的・効果的な相談支援に向けて、児童相談所の業務改善に向けた取組を進めます。	●児童福祉法に基づく、義務研修を実施するとともに、外部の専門機関等が実施する研修に職員を派遣し、資質向上に努めました。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、川崎市児童相談所相談支援業務手引きを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。
	各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援の適切な実施	●児童家庭相談支援に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ●市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。	●各区地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応しました。 ●日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、川崎市児童相談所相談支援業務手引きを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。
	児童家庭相談支援体制の強化	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じての家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、日常業務から様々な相談ニーズを把握し、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応するとともに、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。 ●庁内検討会議において、各区地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、令和7年度から試行実施を行うとともに、令和8年度からの本格実施に向け、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。	●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。 ●児童虐待予防のための専門的支援の取り組みを進めます。
	児童相談所・一時保護所の機能等の検討	●国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。	●児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るとともに、一時保護所の生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護所の新築工事を実施し、令和7年7月に供用を開始しました。	●引き続き国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った体制整備を進めます。 ●一時保護件数の増加や恒常的な定員超過を受け、ハード・ソフト両面から、子どもの権利擁護を実現するための体制整備を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
エ　効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実				
	児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進	●児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。 ●国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。	●児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。 ●児童相談システムを活用しながら、転居した児童等に係る自治体間の情報共有について適切に対応しました。	●引き続き児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理の適切な運用を行います。
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。	●川崎市児童相談所相談支援業務手引きに基づき、適切にケース管理を実施しました。	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。
オ　総合的なアセスメントの強化				
	共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	●共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。	●要保護児童対策地域協議会の連携調整部会や、個別の支援経過の中で共通リスクアセスメントツールを活用し、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。	●共通リスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行います。
	児童相談所における組織的アセスメントの実施	●専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。	●児童相談所の緊急受理会議、所内会議において、各種専門職の専門的視点や弁護士の法的な視点による、総合的・複合的なアセスメントを実施し、組織的な判断および対応を行いました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職による総合的・複合的なアセスメント機能を更に充実させます。
	各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施	●各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。	●各区地域みまもり支援センターで行うケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議において、多職種専門職の専門性を活かし、総合的なアセスメントを実施しました。	●会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要です。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていきます。 ●各区地域みまもり支援センターにおいてスーパーバイザーによる助言を得る仕組を継続し支援の充実につなげていきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
カ　保健・医療関連専門機関との連携の強化				
	療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	●区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。	●在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、総合リハビリテーション推進センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。 ●総合リハビリテーション推進センターのPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。	●多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取組みます。
	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における児童虐待対策の推進	●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 ●児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における研修を実施し、児童虐待対策委員会の運営の充実を目指します。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）全体会を2回、幹事会を3回、MSWのミーティングを2回開催しました。全体会においては医療機関における虐待対応に関する症例検討を行う等、市内医療機関の連携強化を進めました。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。
キ　警察や検察と連携した対応の充実				
	神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有	●虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。	●協定に基づき適切に対応を進めました。 ●南部児童相談所（中央児童相談所）に配置した神奈川県警からの派遣職員（警察連携・調整担当課長）を中心に、警察との連携強化を進めました。	●死亡等重篤事例が社会課題になる中、引き続き神奈川県警からの派遣職員を中心に児童相談所と警察のさらなる連携を進めます。
	警察及び検察と連携した情報共有	●刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減等を目的として、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、三者協同面接を実施します。	●刑事事件として立件が想定される虐待事案について、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等に関する協議の上、児童相談所、警察及び検察の3機関による協同面接を実施しました。	●重篤な虐待事例に関しては、児童相談所、警察、検察の3機関連携による協同面接が必要であり、3機関による協議と並行して、具体的な事例に対応していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性5　人材育成の推進 ア　専門職の育成に関わる研修等の充実				
	児童相談業務研修の実施	●児童相談所及び各区地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。	●児童相談所においては、新任研修をはじめ、専門機能強化研修、外部派遣研修等を年間で計画・実施しました。 ●各区地域みまもり支援センターでは、児童相談所新任研修及び専門機能強化研修に参加しました。	●児童相談所新任研修及び専門機能強化研修をはじめ、専門的な研修を実施し、それぞれに求められる役割等を理解することにより更なる連携を強化に引き続き取組みます。
	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	●児童家庭相談全体のスキルの向上のため、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター職員を対象に、外部専門機関への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。	●引き続き地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施していきます。また、児童相談所及び各区地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへの参加を推進します。
	各職場・職種ごとのOJT、OFFーJTの実践	●専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。	●局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進しました。 ●全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進しました。 ●児童相談所が実施する各研修に各区地域みまもり支援センター職員も参加し、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も行いました。	●児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区役所業務への職場・職種ごとの研修を実施します。 ●外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 イ　専門職の長期的な人材育成のしくみづくり				
	児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組	●全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。	●児童相談所の仕事の魅力を発信するホームページを活用し、児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進するとともに、人材育成基本方針に基づき、児童相談所職員の中長期的な人材育成の取組を進めました。	●引き続き児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進するとともに、各種研修等による職員の資質向上や人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションを進めます。
	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	●社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。 ●児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。	●保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、組織的な対応力を確保しつつ、専門職の質の向上に向けた育成を進めました。	●キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行います。 ●行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施します。 ●職種ごとの人材育成の視点を踏まえた計画的なジョブローテーションの実施等、人材育成の取組を進めます。
	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。 ●児童家庭相談支援に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。	●保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、人材育成記録を作成しました。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用しました。	●職種ごとの人材育成の視点を踏まえた計画的なジョブローテーションの実施等、人材育成の取組を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 ウ　関係機関における人材育成				
	要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。	●各区実務者会議で事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。	●全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていきます。 ●実務者会議においても、区の特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していきます。 ●各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていきます。
取組の方向性6　社会的養育・自立支援の充実 ア　親子関係再構築の取組の推進				
	家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実	●保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。	●福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援を行いました。 ●各区地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援を行いました。	●分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進します。 ●地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援を行います。
	児童相談所における親子関係再構築支援の推進	●措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。	●措置解除後の保護者等への支援について、児童相談所職員を対象に研修を実施し、支援技術の蓄積を図りました。	●措置解除時における保護者等への相談支援や、措置解除後において関係機関が連携し取り組む、実効性のある支援を実施します。
イ　児童養護施設等における家庭的養育の推進				
	児童養護施設等への運営支援	●児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。	●施設での家庭的養育が適切に実施されるよう、入所児童への支援における事例検証・説明会を通じて、職員の関わり方の見直しや権利擁護に関する啓発等を行い、不適切な対応の未然防止に取り組みました。また、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう、処遇の充実を図るとともに、物価高騰等にも対応した取組を進めました。	●施設での家庭的養育が適切に実施されるよう、施設運営における情報提供や助言指導、権利擁護の推進に向けた取組及び、児童の処遇の充実に向けた取組を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
ウ　里親制度の推進と里親支援の充実				
	里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	●市政だよりへの掲載、アゼリア広報コーナーでの展示のほか、SNS等を活用した情報発信を行ったほか、養子の日などの各種イベントを開催し、10月の里親月間にあわせ、里親啓発イベントを2か所のフォスタリング機関を中心に合同開催し、広く制度周知を行いました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。
	養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。	●里親フォスタリング機関が中心となり、リクルート活動としてポスター・チラシ等の配布・掲示のほか、SNS等を活用した情報発信を行いました。 ●令和8年3月から養子縁組里親登録希望者については、養育里親の登録も同時申請とすることで、養子縁組里親希望者への研修内容の強化を行うとともに、将来的な養育里親の担い手確保につなげる取り組みを開始しました（令和7年度末の里親登録数205世帯）	●リクルートについては、引き続きフォスタリング機関中心となり、民間団体により様々な方法で担い手確保に努めていきます。 ●登録希望者が登録後に円滑に委託に進むよう、登録における研修内容の見直しやフォスタリング機関や児童相談所のアセスメント力の強化に取り組みます。
	ふるさと里親事業の推進	●児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を体験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。	●説明会等においてふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、各施設と連携しながらフォローアップを行いました。（令和7年度末のふるさと里親登録数79世帯）	●児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。
	多様な主体と連携した里親支援の充実	●要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。	●養育里親・養子縁組里親各民間フォスタリング機関が中心となり、里親のリクルートや研修、児童委託後の支援を行政・乳児院・児童養護施設・里親会等と連携することで、それぞれの専門性を活用しながら里親への支援を図りました。	●虐待を受けた児童や発達に課題を抱える児童など、一人ひとりの児童の抱える課題も複雑化してきていることから、担い手となる里親への支援の取組を充実させるため、各施設やフォスタリング機関と一層の連携を図っていきます。
エ　要保護児童の自立に向けた支援				
	要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援	●里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。	●社会的養護自立支援拠点事業により施設入所中から施設退所後まで切れ目のない自立支援を実施したほか、学習支援事業、給付型奨学金により社会的養護が必要な子どもへ学習の機会を提供しました。	●社会的養護が必要な高校生年代以上が入所する自立援助ホームの整備を進めます。 ●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。社会的養護自立支援拠点事業の活用により、施設退所後の就労継続や就労支援等、個別のニーズに応じたアフターケアの充実を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性7　地域・広域連携等の強化 ア　社会福祉協議会や地域等による取組の強化				
	民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	●川崎市児童虐待対応ハンドブックを配布・活用し、連携強化を進めました。 ●11月の児童虐待防止推進月間を中心に社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会と協働し、スポーツ観戦に訪れた方へのチラシ配布等の啓発活動を実施しました。	●より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討します。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させます。
	市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	●年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、支援のネットワークを円滑に機能させました。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有しました。	●年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう努めます。
	各区地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区地域みまもり支援センターにおいて要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	●各区地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、動きのあったケースの情報の共有を行いました。また、4か月ごとに動きのないケースについても確認を行うなど、ケースの進行管理を行いました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●スーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	イ　他の自治体と連携した対応の充実			
	5県市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携	●県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童等について、自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。	●要保護児童等の転居に伴う情報提供（5県市ルール）に基づき、各区の要対協調整機関である地域みまもり支援センターで転出先自治体との間で引継ぎを行いました。また、転入者についても転出元自治体及び児童相談所との間で引継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行いました。	●今後も居所不明児童を含め、5県市ルールに基づき要保護児童等の転居に伴う情報提供を適切に運用していきます。
	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携	●児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。	●他の自治体と連携し、適切に他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5県市における継続した連携を強化します。
	隣接する東京23区との連携の強化	●特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。	●杉並区からの職員の現場実習を受入れました。 ●それぞれの自治体における取組みに関する情報交換を行いました。	●特別区との連携により、要保護児童の的確で実効性の高い支援の実現や、専門職をはじめとする職員間の研修や情報交換などを進めます。

困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

本市における市立小・中学校における不登校児童生徒数は、令和４年度 2,816 人、令和５年度 3,261 人、令和６年度 3,451 人となっており、いじめの認知件数についても、令和４年度 4,932 件、令和５年度 5,472 件、令和６年度 6,656 件と増加傾向が見られます。

また、子ども・若者を取り巻く社会状況が大きく変化する中、ひきこもり、若年無業者、発達に課題を抱える子ども・若者、ヤングケアラーなど、複雑・複合的な課題を抱え、孤独・孤立の状態に置かれる子ども・若者への支援の重要性が高まっています。こうした状況を踏まえ、困難を抱える子ども・若者を早期に把握し、一人ひとりの状況に応じた適切な相談・支援につなげることが重要です。

そのため、これらの様々な困難課題を持つ子ども・若者への対応について、２つの基本的な考え方と５つの取組の方向性を定め、令和７年度は、主に、次の取組を実施しました。

取組の方向性１　子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みました。

こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進

（こども未来局：青少年支援室）

〔こども文化センター運営事業／施策評価シートＰ３０、子ども・若者支援推進事業／施策評価シートP82〕

- 子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。
- 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体やＮＰＯ等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。

【令和７年度の取組】

- 地域社会全体で子どもを見守り育てる、安全・安心な居場所となるよう、全 58 施設において行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めることで、職員と子どもとの顔の見える関係を築き、子どもから高齢者まで、多世代にとって、居心地のよい場を作りました。

不登校等の子どもの居場所づくりの推進

（こども未来局：青少年支援室、教育委員会事務局：総合教育センター）

〔青少年教育施設の管理運営事業／施策評価シートＰ３２、教育機会確保推進事業／施策評価シートＰ６９〕

- 「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。

● 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組みます。

【令和７年度の取組】

- 「フリースペースえん」について、学校等と連携を図りながら、子ども一人ひとりが、自身でその日をどのように過ごすか考え、自発的な活動を行えるよう支援しながら、自主企画や個別学習支援、講座等を実施しました。
- 「ゆうゆう広場」において、学習支援機能を強化するモデル実施を行い、登録者数は令和６年度の 321 名から 396 名へと増加しました。学校に行きづらい児童生徒や不登校の児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行いました。

取組の方向性１　次年度以降の主な取組の方向性

こども文化センターを活用し、子どもを中心に多世代にとって安全・安心な居場所となるよう、行政、地域の各団体が共に連携しながら、地域づくりを進めます。

「フリースペースえん」については、引き続き、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校等と連携を図りながら、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援していきます。

「ゆうゆう広場」の運営については、モデル実施の効果を踏まえ、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握しながら、個別や小集団による活動、ICT を活用した学習支援等を通じて、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

取組の方向性２　子ども・若者が SOS を発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自ら SOS を発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者の SOS をしっかりキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みました。

いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発　　**（教育委員会事務局：教育政策室）**

〔共生・共育推進事業／施策評価シートＰ６８〕

- 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。

【令和７年度の取組】

- 「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修を、計画どおり２回実施しました。集合形式の研修によって現代的課題の共通認識を図り、エクササイズや効果測定の実施に向けて学校支援を行いました。
- 研究協力校を中心に、効果測定アンケートの実施状況を確認し、ＧＩＧＡ端末を活用した場合の実践上の課題等を共有しました。
- 児童生徒の社会性の育成や豊かな人間関係づくりにつながるエクササイズ、SOS の出し方・受け止め方に関するエクササイズ等を、各学校で実施できるよう、要請訪問研修等を通して、学校支援を行いました。

取組の方向性２　次年度以降の主な取組の方向性

「かわさき共生＊共育プログラム」について、各学校の支援のため、総合教育センターの教育相談センターへ事業を移管して継続します。あわせて、学校の実情に応じて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修を行います。

児童生徒の社会性の育成や豊かな人間関係づくりにつながるエクササイズや効果測定アンケートを活用した実践形式の研修会の希望があることから、今後も継続して実施していきます。また、エクササイズ集を活用し、SOS の出し方・受け止め方に関するエクササイズを含む各エクササイズを各学校で実践していきます。

取組の方向性３　地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りや地域団体等のつながりづくりなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に取り組みました。

子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり　（こども未来局：青少年支援室）

〔子ども・若者支援推進事業／施策評価シートＰ82〕

- 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。
- 子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。

【令和７年度の取組】

- 「こどもサポート小田」、「こどもサポート旭町」の運営を実施し、不登校などの課題を抱えている子どもたちが安心して過ごせる場所として、居場所の提供や学習支援を行いました（登録者数：小田 29 人、旭町 61 人）。また、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を四半期に１回程度開催するなど、関係機関と連携して取り組みました。

取組の方向性３　次年度以降の主な取組の方向性

「こどもサポート小田」、「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。

取組の方向性４　専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細やかな支援ができるよう、体制強化を図るとともに、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みました。

ア　要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化

児童家庭相談支援体制の強化　（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76〕

- 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。
- 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。

● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。

【令和７年度の取組】
- 各区地域みまもり支援センターにおいて、日常業務から様々な相談ニーズを把握し、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応するとともに、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。
- 区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、令和７年度から試行実施するとともに、令和８年度からの本格実施に向け、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。
- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。

イ　不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化

社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化　（健康福祉局：精神保健課）

〔ひきこもり地域支援事業／施策評価シートＰ94〕

● 相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。
● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。

【令和７年度の取組】
- ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者や家族への面接、訪問、当事者グループ活動等による支援を年間 2,002 件行いました。また、精神疾患や発達障害等を背景に持つ等複合的な支援が必要となる方に対しても、関係機関と連携を図りながら適切な医療機関や専門機関へつなげる支援を行いました。

ウ　発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化

発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化　（健康福祉局：障害計画課）

〔発達障害児・者支援体制整備事業／施策評価シートＰ101、地域療育センター等の運営／施策評価シートＰ102〕

● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。
● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。

【令和７年度の取組】
- 発達相談支援センターの適正な運営を行い、発達障害児・者に対する専門的な相談支援及び関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。
- 地域療育センター及び子ども発達・相談センターの適正な運営を行い、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うとともに、両センターによる一体的な障害児支援体制整備を行いました。

エ　就労・自立に向けた相談支援体制の強化

困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制

（経済労働局：労働雇用部）

〔雇用労働対策・就業支援事業／施策評価シートＰ89〕

- 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。
- 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。

【令和７年度の取組】

- キャリアサポートかわさきについては、求職者に応じた丁寧な相談対応・就業マッチング等を実施し、令和７年度は就職決定者数が５14 人となりました。
- コネクションズかわさきについては、利用者への丁寧な個別相談や、多様な職業・職場体験等を実施し、令和７年度は、進路決定者数 129 人となりました。

取組の方向性４　次年度以降の主な取組の方向性

要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化については、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断が円滑に行えるよう、支援事例の積み重ねを進め、組織的な判断力の更なる強化を図ります。

不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化については、ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を、関係機関と連携しながら実施します。

発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化については、引き続き、発達相談支援センター、地域療育センター及び子ども発達・相談センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施します。

就労・自立に向けた相談支援体制の強化については、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施するとともに、若年無業者等の職業的自立支援に取り組みます。

取組の方向性５　専門的支援ネットワークの構築

児童虐待、非行、不登校及びひきこもり等複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実を図るため、関係機関相互の連携強化に取り組みました。

児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室、教育委員会事務局：指導課）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートＰ76、学校教育活動支援事業／施策評価シートＰ.６６〕

- 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。
- 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。
- 教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。
- 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。

【令和７年度の取組】

- 学齢児支援（非行・不登校）に係る専門機関による連絡会を定期的に開催し、事例検討会などを実施しました。
- 児童福祉司等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。
- 学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど、関係機関との連携推進を行いました。
- 各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や支援教育コーディネーター等と連携し、児童生徒の様子を細かく把握するよう支援するとともに、警察とも相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を行いました。

取組の方向性５　次年度以降の主な取組の方向性

非行・不登校等の未然防止・重篤化予防等に向けて、児童相談所、教育委員会、警察、法務少年支援センター等の関係機関による実効的なネットワークの強化を図るとともに、学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。

各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーター等と連携し、児童生徒の状況をきめ細かく把握するとともに、警察等の関係機関とも相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を進めます。

【次期プランに向けて】

本計画では、「子どもの貧困対策の推進」、「児童家庭支援・児童虐待対策の推進」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進」の３つの社会的課題を取り組みの柱と位置づけ、、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

これらの取組を通じて、生活に困難を抱える家庭への支援、児童虐待の未然防止・早期対応、不登校やひきこもり、若年無業者、ヤングケアラー等への相談支援など、各分野における支援体制の整備や関係機関との連携を進めることができました。

今後は、こうした取組を基盤としながら、こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の多様化を踏まえ、早期把握、相談支援を一層推進していくことが重要です。

本計画の成果と課題を踏まえ、第３期川崎市こども・若者の未来応援プランにおいては、これまでの取組を継承しつつ、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こども・若者や子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を一層推進し、居場所や伴走型支援の充実、関係機関との連携強化等を通じて、複雑・複合的な課題を抱えるこども・若者や子育て家庭を支える取組につなげていきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性1　子ども・若者の居場所の充実				
	こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進	●子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。 ●子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体やNPO等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。	●地域社会全体で子どもを見守り育てる、安全・安心な居場所となるよう、全58施設において行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めることで、職員と子どもとの顔の見える関係を築き子どもから高齢者まで、多世代にとって、居心地のよい場を作りました。	●引き続き、多世代にとって、安全・安心な居場所となるよう、こども文化センターを活用し行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めます。
	地域の寺子屋事業の推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和6年度の99か所から令和7年度は102か所まで着実に増えています。	●全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。
	放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進	●すべての小学生を対象に、市内114校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。	●すべての小学生を対象に、市内115校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊びを通して他クラス・他学年の児童同士においても分け隔てのない交流の機会を提供しました。地域ボランティアの活用や企業から講師を招いた体験型の講義など、各施設ごとに様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めました。	●引き続き、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、各施設ごとに様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。
	不登校等の子どもの居場所づくりの推進	●「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。 ●不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組みます。	●「フリースペースえん」について、学校等と連携を図りながら、子ども一人ひとりが、自身でその日をどのように過ごすか考え、自発的な活動を行えるよう支援しながら、自主企画や個別学習支援、講座等を実施しました。 ●ゆうゆう広場においては、学習支援機能を強化するモデル実施を行い、登録者数は令和6年度321名から令和7年度396名へと、大きく増加しました。登録者数が増えることが目的ではありませんが、さらに多くの、学校に行きづらい児童生徒や不登校の児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。	●「フリースペースえん」については、引き続き、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校等と連携を図りながら、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援していきます。 ●「ゆうゆう広場」については、令和6・7年度のモデル実施の効果を踏まえ、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握し、ICTも活用しながら支援の充実を図ります。
	定時制生徒の居場所づくりの推進	●学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けて、様々な課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場になる居場所づくりを推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け、定時制課程設置校（4校）において、カフェ形式の居場所づくりを実施するとともに、相談・学習支援・キャリアサポート等を実施しました（実施回数：120回、延べ参加者数：5,189名）。	●定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組みます。
	ひとり親家庭・生活保護受給世帯の子どもの居場所づくりの推進	●ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、高校等への進学に向けて、切れ目のない支援を実施するために、学習支援や居場所の提供のほか、生活習慣習得に向けた支援を実施します。また、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。	●ひとり親家庭等の子どもの将来の自立に向けた学習や居場所等の支援として、学習支援・居場所づくり事業を小学3年生から中学3年生までを対象に全17か所において実施しました。また中学3年生の利用者の高校受験に向けた模試受験料の補助を行いました。	●「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援とともに、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
	ひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進	●生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。	●川崎若者就労・生活自立支援センター「ブリュッケ」を拠点に、だいJOBセンターやひきこもり地域支援センターとも連携し、各支援対象者の状況に応じた丁寧な居場所支援、就労支援等を実施しました。	●生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態等にある若者を対象に、居場所支援、就労支援等を継続的に実施します。
	地域による子ども・若者の居場所づくりの推進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体が、地域や行政機関、学校や保育所等と連携し、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援します。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体となる32団体に補助金を交付し、学習支援や居場所づくり、交流事業などの地域の子ども・若者の健全育成を図る取組に活用しました。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性2　子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり				
	児童虐待等の早期発見・未然防止に向けた、SOSに気づき、SOSが発信しやすい取組の強化	●児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル（189）、SNSによる相談などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる取組を推進します。 ●児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく取組を強化します。 ●オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。	●児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、児童相談所虐待対応ダイヤル189を周知しました。また、児童虐待防止センター等の電話番号やLINE相談の二次元コード等を明示したカードを作成し、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに配布するとともに、保育所や地域子育て支援センター等の市内子ども関係施設に配布し、児童及び保護者あてに周知を行いました。 ●神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE 」を実施し、SNSによる相談に対応しました。 ●子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布し、周知を図りました。 ●社会福祉協議会等との協働による啓発活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した普及啓発などの取組を行いました。	●川崎市児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル（189）、かながわ子ども家庭110番相談LINEなどにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時に対応できるよう、早期発見・未然防止の取組を継続して実施します。 ●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用しながら、SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。 ●引き続き、より効果的な啓発手法の検討を進め、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。
	いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供	●いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあっている子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組を推進します。	●電話相談（346件※うちこども電話相談46件）、24時間子供SOS電話相談（311件）、メール相談（140件）、川崎市立学校インターネット問題相談窓口（72件）、来所相談（271件）、不登校家庭訪問相談（33件）等、多様な相談の受け入れ体制を整備し、対応しました。	●既存の相談機能を維持しつつ、相談先の明確化等見直しを行います。また、市民並びに関係機関への周知を徹底・強化することによって、市民サービスの向上を図っていきます。
	いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発	●豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。	●「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修を、計画どおり2回実施しました。集合形式の研修によって現代的課題の共通認識を図り、エクササイズや効果測定の実施に向けて学校支援を行いました。 ●研究協力校を中心に、効果測定アンケートの実施状況を確認し、GIGA端末を活用した場合の実践上の課題等を共有しました。 ●児童生徒の社会性の育成や豊かな人間関係づくりにつながるエクササイズ、SOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズ等を、各学校で実施できるよう、要請訪問研修等を通して、学校支援を行いました。	●各学校の支援のため、総合教育センターの教育相談センターへ事業を移管して継続します。あわせて、学校の実情に応じて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修を行っていきます。 ●エクササイズや効果測定アンケートを活用した実践形式の研修会の希望があることから、今後も継続して実施していきます。また、エクササイズ集を活用し、SOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを含む各エクササイズを各学校で実践していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
	自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組	●自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、関係機関による連携体制の構築、学校出前講座等によるこころの健康づくりやゲートキーパーを通じて、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。	●リーフレット配布やホームページ等による普及啓発を通年で実施し、併せて自殺対策予防研修等の周知を行いました。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせたグリーンライトアップや市内金融機関と連携した普及啓発物の配布、アゼリア地下街での展示も行い、効果的な普及啓発を実施しました。さらに、川崎市自殺対策総合推進計画や地域連携会議での議論を基に、関係機関と連携した取組を推進したほか、ゲートキーパーや心のサポーターの養成を関係機関等と協働で実施し、相互連携を推進しました。（ゲートキーパー講座等の開催：18回）	●自殺の背景にある原因や動機は多岐に渡り、当事者だけでなく、周囲の理解等も必要となるため、総合的な自殺対策を進めていくためには、庁内及び地域とその関係機関との連携体制の構築が重要となります。川崎市自殺対策総合推進計画のもと、普及啓発や人材育成をはじめとする取組みを継続的に行いつつ、関係部署ならびに関係機関と密に連携を図りながら、今後の自殺予防の推進を目指します。
	情報モラルに関わる啓発の推進	●GIGA端末の取り扱いを機会とし、情報モラルの重要性をインターネットガイド等を通じて保護者や子ども・若者たちへ啓発、周知していくとともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において自立して安心した暮らしを送れるよう、情報活用能力を育成します。	●児童生徒の健やかな成長に向けて、家庭に対する情報モラルの啓発を図るため、「川崎市版保護者向けインターネットガイド2025年度版（リーフレット）」を全市立学校各家庭に配布しました。 ●関係団体との情報モラル教育に関する情報交換や連携を図るため、「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」を2回開催しました。 ●教職員の児童生徒指導の参考資料として「5分でわかる情報教育Q＆A第19版」を作成しました。	●児童生徒自らが、氾濫する情報の中で、情報の真贋を判断したり、何が重要かを主体的に選択したりして情報を正しく、安心・安全に活用していくために必要な情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を継続していきます。各教職員への研修等を通じて、児童生徒へのICTスキルや情報モラル等に関する指導の充実を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性3　地域の見守り体制の強化				
	青少年指導員等による取組の推進	●地域ぐるみで青少年を育成するための推進役である青少年指導員の活動への支援を通じて、青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールなどによる地域の見守り体制の強化を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	●各区において青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールや子ども向けのイベント運営を行うとともに、市協議会や各区担当者会議において活動の情報共有等を行うことで青少年の健全な育成環境づくりを推進しました。	●青少年指導員の充足を図り、資質向上の取組みや地域巡回パトロールを引き続き支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
	民生委員児童委員による取組の推進	●地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	●12月の一斉改選では、地域での候補者推薦に対する支援を実施し、1,428名の委員の委嘱を行いました。 ●民生委員児童委員の活動として14,181件の相談支援の他、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施など、様々な地域福祉活動を行いました。 ●活動の負担軽減のため、動画やSNS等を活用した広報や、「地域支え合い人財づくりツアー」による民生委員児童委員につながる人材の掘り起こし、活動費の増額など、認知度向上や活動環境の整備に向けた取組を推進しました。	●充足率の向上に向けて、民生委員児童委員へのアンケート調査や他都市の実態調査等により現状や課題を整理し、活動におけるICTの活用や民生委員児童委員を支える仕組みづくり、幅広い世代を対象とした広報・普及啓発など、活動の負担軽減や環境整備の取組を推進するとともに、「地域支え合い人財づくりツアー」等の人材確保の取組を進めていきます。
	保護司による取組の推進	●犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。	●市内の更生保護関係団体である川崎市保護司会協議会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎市保護観察協会、更生保護法人川崎自立会に対して運営支援を行うとともに、補助金等の交付を適正に行うことによって、更生保護事業の推進に寄与しました。 ●川崎市再犯防止推進会議を2回開催し、再犯防止推進計画に関する意見を聴取するとともに、市内における再犯防止関係団体のネットワークづくりに寄与しました。 ●令和7年3月に策定した「第2期川崎市再犯防止推進計画」に基づき、福祉事業者向けの更生保護に関する研修会を開催し、更生保護に関する理解促進を図りました。	●引き続き、市内の更生保護関係団体への運営支援等を行うとともに、「第2期川崎市再犯防止推進計画」に基づき、川崎市再犯防止推進会議等での取組等に関する意見を聴取し、改善しながら取組を進めていきます。
	こども110番事業を活用した地域における子どもの見守り活動の推進	●地域の大人が子どもたちを見守る地域環境づくりを目的に実施されているこども110番事業を支援します。	●各小学校区等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施主体にステッカーや手引き等を配布し、「こども110番」災害補償制度の運営を行いました。また、小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布や各区での情報交換会の開催等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。	●「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
	安全・安心まちづくり推進協議会等による地域防犯活動の推進	●市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。	●川崎市安全・安心まちづくり推進協議会を開催し、各構成団体における令和6年度の取組みについて情報共有するとともに、「川崎市安全・安心まちづくり基本方針」に基づき、令和7年度中に各構成団体が連携・協力して推進していく活動を取りまとめた「令和7年度川崎市安全・安心まちづくり推進計画」を策定した。 ●各区において、町内会・自治会やPTA、各種事業者などの地域の団体・企業等と連携し、啓発品の配布や防犯グッズの貸与など、それぞれの実情に合わせた様々な防犯活動を実施した。	●引き続き、「川崎市安全・安心まちづくり推進計画」に基づき、各区において地域の団体・企業等と連携し、子どもの見守りを初めとした各種防犯活動に取り組んでいきます。
	学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進	●学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。	●スクールガード・リーダーを全市で25名配置したほか、通学路上の危険箇所に地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図りました。	●引き続き、スクールガード・リーダーを配置するとともに、通学路上の危険箇所への地域交通安全員の配置を適切に行い、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。
	ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通した支援を行います。	●不登校・ひきこもり等の子ども・若者を対象として大学生等のボランティアを活用した支援活動を実施し、個別支援活動に234人、集団支援活動に194人の子ども・若者が参加しました。	●より効果的に子ども・若者への支援を実施するため、大学生等のボランティアを活用した支援活動の充実に取り組みます。
	子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり	●地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。 ●子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を実施し、不登校などの課題を抱えている子どもたちが安心して過ごせる場所として、居場所の提供や学習支援を行いました（登録者数：小田29人、旭町61人）。また、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を四半期に1回程度開催するなど、関係行政機関の連携を行いました。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性４　専門的な相談・支援体制の充実 ア　要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化				
	児童虐待への対策の強化	●増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行うとともに、児童福祉司、児童心理司等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。
	民間児童福祉施設による相談・支援の充実	●市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。	●6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者から5,513件の相談に応じ、必要な支援等を実施しました。	●各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、引き続き児童家庭支援センターにおいて専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
	児童家庭相談支援体制の強化	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ●児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、日常業務から様々な相談ニーズを把握し、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応するとともに、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。 ●区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、令和7年度から試行実施するとともに、令和8年度からの本格実施に向け、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。 ●児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。	●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。 ●区役所にこども家庭センター機能を位置付け、児童福祉・母子保健の両機能をより一体的に運営することで、多様な支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携しながら、個別的・専門的な支援の取組を進めます。 ●引き続き児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理の適切な運用を行います。
イ	不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化			
	長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化	●長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した課題解決に向けた取組を推進します。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席児童生徒の確認を行い、児童生徒の状況を把握し、関係機関と連携して、解決に向けて取り組みました。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席児童生徒の確認を行い、適切に対応を取れているかどうかきめ細かく児童生徒の状況を把握し、関係機関と連携し課題解決に向けて取り組みます。
	社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化	●相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者や家族への面接、訪問、当事者グループ活動等による支援を年間2,002件行いました。また、精神疾患や発達障害等を背景に持つ等複合的な支援が必要となる方に対しても関係機関と連携を図りながら適切な医療機関や専門機関へ繋げる支援を行いました。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 ウ　発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化				
	発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化	●発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。	●発達相談支援センターの適正な運営を行い、発達障害児・者に対する専門的な相談支援及び関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターの適正な運営を行い、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うとともに、両センターによる一体的な障害児支援体制整備を行いました。	●引き続き、各センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施します。
	母子保健等を通じた相談支援体制の強化	●乳幼児健康診査及び各種相談業務から把握した、疾病や発育・発達の経過を見守る必要がある乳幼児及びその保護者に対し、発達相談支援事業を通じて相談対応及び助言を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。	●妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、各種相談業務から把握した乳児やその保護者に対して、相談及び助言をするとともに適切な支援につなげました。	●個別の状況に応じ、相談を行い、必要に応じて医療や療育等の専門機関に確実につないでいきます。
	保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化	●認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。 ●特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。	●認可保育所等については巡回発達相談を延べ145園に対して実施し、職員へ援助の手立てや支援方法の指導助言を行いました。 ●巡回相談については、市内私立幼稚園からの依頼に基づき、11園に対し助言等の機関支援を実施しました。	●認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、引き続き小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別場面の観察等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。 ●特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、引き続き幼児教育相談員による巡回相談を実施します。
	学校における相談支援体制の強化	●総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。 ●福祉や医療、教育機関との連携を円滑に進めるためのサポートノートの活用を一層推進し、就学前から就学後も、切れ目のない支援を実施します。	●特別支援学校および小学校特別支援学級への就学を希望している児童生徒本人及び保護者を対象に就学相談を実施しました（塚越・溝口相談室、合計919件） ●個別の教育支援計画（サポートノート）を作成・活用し、就学前から就学後も切れ目のない支援の充実を図りました。	●今年度も就学相談の説明資料や動画をホームページに掲載するとともに、簡単な日本語版、英語版も掲載しています。今年度より、就学相談の申込を電子申請に変更しました。引き続き、丁寧な就学相談となるよう努めてまいります。 ●就学相談の充実及び個別の教育支援計画（サポートノート）を活用した支援の充実が図られるよう、特別支援学校・学級の担当者会議等を通じて、引き続き周知に努めてまいります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
エ　就労・自立に向けた相談支援体制の強化				
	困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制	●求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ●「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。	●キャリアサポートかわさきについては、求職者に応じた丁寧な相談対応・就業マッチング等を実施し、令和7年度は就職決定者数が514人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、利用者への丁寧な個別相談や、多様な職業・職場体験等を実施し、令和7年度は、進路決定者数129人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。 ●若年無業者等の職業的自立支援に取り組みます。
	だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにおいて、就労、家計、住まい等の相談支援を1,631件実施し、多様な相談を受ける自立相談支援事業の中で効率的かつ効果的な就労支援を行うため、ハローワークや他の就労支援事業との連携、だいJOBセンターによる独自の求人開拓等を行いました。	●関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）における相談につなげるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。
取組の方向性5　専門的支援ネットワークの構築				
	要保護児童対策地域協議会の体制強化	●学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。	●各区役所の要保護児童対策地域協議会から外部有識者などにスーパーバイズを依頼し、実務者会議などの充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。 ●多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。 ●教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。 ●「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。	●学齢児支援（非行・不登校）に係る専門機関による連絡会を定期的に開催し、事例検討会などを開催しました。 ●児童福祉司等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど連携推進を行いました。 ●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や支援教育コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を行いました。	●非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図ります。 ●学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。 ●引き続き、各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や支援教育コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を行っていきます。
	ひきこもり等への対応に向けた関係機関の連携強化	●ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。	●ひきこもり地域支援センターを中心に、分野横断的な27の相談機関が参画した「ひきこもり支援ネットワーク会議」を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築しました。	●ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化します。
	困難を抱える子ども・若者の自立に向けた関係機関の連携強化	●川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、関係機関が情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進します。	●若者の就業・自立支援の関係機関が連携強化することを目的に情報共有する場を設けました。	●川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について関係機関が情報共有することのできる場を設け、連携強化を進め、若者の職業的自立支援をより一層推進します。

３　第６章「各種計画の量の見込みと確保の方策」の実績

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
（1）教育・保育

※令和7年度の目標値は第6章改定版（令和6年度改定）の数値に修正しています。

【全市域】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			8,198	23,404	2,556	7,590	7,269	17,415	49,017	
確保方策	教育保育施設		8,198	23,411	2,444	5,815	6,383	14,642	46,251	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	21,538	2,444	5,815	6,383	14,642	36,180	
		幼稚園・認定こども園（1号）	4,120	861	－	－	－	－	4,981	
		私学助成を受ける幼稚園	4,078	1,012	－	－	－	－	5,090	
	地域型保育事業		－	－	278	453	498	1,229	1,229	
	認可外保育施設等		－	554	129	1,322	388	1,839	2,393	
	合計		8,198	23,965	2,851	7,590	7,269	17,710	49,873	
利用状況（実績）	教育保育施設		8,411	22,404	1,976	5,878	6,412	14,266	45,081	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	20,533	1,976	5,878	6,412	14,266	34,799	
		幼稚園・認定こども園（1号）	4,438	976	－	－	－	－	5,414	
		私学助成を受ける幼稚園	3,973	895	－	－	－	－	4,868	
	地域型保育事業		－	2	108	433	447	988	990	
	認可外保育施設等		－	719	50	315	324	689	1,408	
	合計		8,411	23,125	2,134	6,626	7,183	15,943	47,479	

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			7,184	23,139	2,329	7,368	7,314	17,011	47,334	
確保方策	教育保育施設		7,184	23,654	2,393	5,873	6,408	14,674	45,512	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	21,895	2,393	5,873	6,408	14,674	36,569	
		幼稚園・認定こども園（1号）	4,110	971	－	－	－	－	5,081	
		私学助成を受ける幼稚園	3,074	788	－	－	－	－	3,862	
	地域型保育事業		－	－	250	446	495	1,191	1,191	
	認可外保育施設等		－	246	48	1,049	523	1,620	1,866	
	合計		7,184	23,900	2,691	7,368	7,426	17,485	48,569	
利用状況（実績）	教育保育施設		7,234	22,312	2,014	5,807	6,472	14,293	43,839	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	20,666	2,014	5,807	6,472	14,293	34,959	○
		幼稚園・認定こども園（1号）	4,268	939	－	－	－	－	5,207	○
		私学助成を受ける幼稚園	2,966	707	－	－	－	－	3,673	○
	地域型保育事業		－	－	99	410	456	965	965	乖離
	認可外保育施設等		－	533	40	217	297	554	1,087	乖離
	合計		7,234	22,845	2,153	6,434	7,225	15,812	45,891	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	
		今後の方向性	
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	
		今後の方向性	
	私学助成を受ける幼稚園	理由	
		今後の方向性	
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が見込みを下回ったため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更の検討を促します。
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園の認可化及び閉園があり、定員減となりました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

【川崎区】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み			1,016	2,733	240	803	809	1,852	5,601
確保方策	教育保育施設		1,016	2,733	275	665	711	1,651	5,400
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,532	275	665	711	1,651	4,183
		幼稚園・認定こども園（1号）	638	125	－	－	－	－	763
		私学助成を受ける幼稚園	378	76	－	－	－	－	454
	地域型保育事業		－	－	42	68	74	184	184
	認可外保育施設等		－	0	0	70	24	94	94
	合計		1,016	2,733	317	803	809	1,929	5,678
利用状況（実績）	教育保育施設		1,052	2,624	214	640	711	1,565	5,241
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,421	214	640	711	1,565	3,986
		幼稚園・認定こども園（1号）	736	145	－	－	－	－	881
		私学助成を受ける幼稚園	316	58	－	－	－	－	374
	地域型保育事業		－	－	12	55	63	130	130
	認可外保育施設等		－	138	8	29	38	75	213
	合計		1,052	2,762	234	724	812	1,770	5,584

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			870	2,694	229	795	818	1,842	5,406	
確保方策	教育保育施設		870	2,697	272	665	710	1,647	5,214	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,504	272	665	710	1,647	4,151	
		幼稚園・認定こども園（1号）	642	144	－	－	－	－	786	
		私学助成を受ける幼稚園	228	49	－	－	－	－	277	
	地域型保育事業		－	－	42	68	74	184	184	
	認可外保育施設等		－	0	0	62	34	96	96	
	合計		870	2,697	314	795	818	1,927	5,494	
利用状況（実績）	教育保育施設		863	2,584	198	653	699	1,550	4,997	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,392	198	653	699	1,550	3,942	○
		幼稚園・認定こども園（1号）	638	134	－	－	－	－	772	○
		私学助成を受ける幼稚園	225	58	－	－	－	－	283	○
	地域型保育事業		－	－	12	65	63	140	140	乖離
	認可外保育施設等		－	132	4	25	42	71	203	乖離
	合計		863	2,716	214	743	804	1,761	5,340	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	
		今後の方向性	
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	
		今後の方向性	
	私学助成を受ける幼稚園	理由	
		今後の方向性	
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が見込みを下回ったため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更の検討を促します。
	認可外保育施設等	理由	施設の特徴を伝える広報等の結果、川崎認定保育園の利用が多くありました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

【幸区】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み			1,020	3,222	357	1,046	1,034	2,437	6,679
確保方策	教育保育施設		1,020	3,194	367	817	891	2,075	6,289
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,975	367	817	891	2,075	5,050
		幼稚園・認定こども園（1号）	386	74	－	－	－	－	460
		私学助成を受ける幼稚園	634	145	－	－	－	－	779
	地域型保育事業		－	－	49	87	88	224	224
	認可外保育施設等		－	28	0	142	55	197	225
	合計		1,020	3,222	416	1,046	1,034	2,496	6,738
利用状況（実績）	教育保育施設		1,029	3,129	315	869	922	2,106	6,264
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,898	315	869	922	2,106	5,004
		幼稚園・認定こども園（1号）	483	149	－	－	－	－	632
		私学助成を受ける幼稚園	546	82	－	－	－	－	628
	地域型保育事業		－	－	11	71	78	160	160
	認可外保育施設等		－	77	9	47	39	95	172
	合計		1,029	3,206	335	987	1,039	2,361	6,596

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			871	3,249	346	1,035	1,051	2,432	6,552	
確保方策	教育保育施設		871	3,226	358	815	889	2,062	6,159	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,006	358	815	889	2,062	5,068	
		幼稚園・認定こども園（1号）	544	141	－	－	－	－	685	
		私学助成を受ける幼稚園	327	79	－	－	－	－	406	
	地域型保育事業		－	－	40	87	87	214	214	
	認可外保育施設等		－	23	0	133	75	208	231	
	合計		871	3,249	398	1,035	1,051	2,484	6,604	
利用状況（実績）	教育保育施設		924	3,149	314	835	945	2,094	6,167	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,930	314	835	945	2,094	5,024	○
		幼稚園・認定こども園（1号）	617	185	－	－	－	－	802	乖離
		私学助成を受ける幼稚園	307	34	－	－	－	－	341	乖離
	地域型保育事業		－	－	6	76	76	158	158	乖離
	認可外保育施設等		－	77	5	36	45	86	163	乖離
	合計		924	3,226	325	947	1,066	2,338	6,488	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	
		今後の方向性	
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	新制度幼稚園への移行が想定を上回ったため、見込みを上回りました。
		今後の方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける幼稚園	理由	新制度幼稚園への移行が想定を上回ったため、見込みを下回りました。
		今後の方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が見込みを下回ったため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更の検討を促します。
	認可外保育施設等	理由	施設の閉園準備のため、受入年齢の縮小がありました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

【中原区】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み			1,329	4,436	493	1,547	1,514	3,554	9,319
確保方策	教育保育施設		1,329	4,982	578	1,330	1,446	3,354	9,665
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	4,700	578	1,330	1,446	3,354	8,054
		幼稚園・認定こども園（1号）	634	136	－	－	－	－	770
		私学助成を受ける幼稚園	695	146	－	－	－	－	841
	地域型保育事業		－	－	29	57	68	154	154
	認可外保育施設等		－	0	0	160	0	160	160
	合計		1,329	4,982	607	1,547	1,514	3,668	9,979
利用状況（実績）	教育保育施設		1,361	4,123	375	1,215	1,339	2,929	8,413
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,860	375	1,215	1,339	2,929	6,789
		幼稚園・認定こども園（1号）	704	122	－	－	－	－	826
		私学助成を受ける幼稚園	657	141	－	－	－	－	798
	地域型保育事業		－	－	6	48	46	100	100
	認可外保育施設等		－	244	18	79	98	195	439
	合計		1,361	4,367	399	1,342	1,483	3,224	8,952

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			1,188	4,304	417	1,446	1,404	3,267	8,759	
確保方策	教育保育施設		1,188	4,940	561	1,353	1,449	3,363	9,491	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	4,720	561	1,353	1,449	3,363	8,083	
		幼稚園・認定こども園（1号）	653	110	－	－	－	－	763	
		私学助成を受ける幼稚園	535	110	－	－	－	－	645	
	地域型保育事業		－	－	26	48	65	139	139	
	認可外保育施設等		－	0	0	45	2	47	47	
	合計		1,188	4,940	587	1,446	1,516	3,549	9,677	
利用状況（実績）	教育保育施設		1,175	4,193	404	1,233	1,317	2,954	8,323	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,948	404	1,233	1,317	2,954	6,902	乖離
		幼稚園・認定こども園（1号）	665	123	－	－	－	－	788	○
		私学助成を受ける幼稚園	510	122	－	－	－	－	633	○
	地域型保育事業		－	－	7	37	50	94	94	乖離
	認可外保育施設等		－	125	15	57	68	140	265	乖離
	合計		1,175	4,318	426	1,327	1,435	3,188	8,682	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	就学前児童数の減少等により、想定よりも利用者減となりました。
		今後の方向性	地域の保育ニーズに応じて必要な保育受入枠の確保に取り組みます。
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	
		今後の方向性	
	私学助成を受ける幼稚園	理由	
		今後の方向性	
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が見込みを下回ったため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更の検討を促します。
	認可外保育施設等	理由	施設の特徴を伝える広報等の結果、川崎認定保育園の利用が多くありました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

【高津区】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み			1,149	3,555	391	1,176	1,119	2,686	7,390
確保方策	教育保育施設		1,149	3,553	336	869	965	2,170	6,872
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,303	336	869	965	2,170	5,473
		幼稚園・認定こども園（1号）	540	117	－	－	－	－	657
		私学助成を受ける幼稚園	609	133	－	－	－	－	742
	地域型保育事業		－	－	61	88	93	242	242
	認可外保育施設等		－	2	0	219	61	280	282
	合計		1,149	3,555	397	1,176	1,119	2,692	7,396
利用状況（実績）	教育保育施設		1,170	3,532	302	927	1,008	2,237	6,939
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,257	302	927	1,008	2,237	5,494
		幼稚園・認定こども園（1号）	574	142	－	－	－	－	716
		私学助成を受ける幼稚園	596	133	－	－	－	－	729
	地域型保育事業		－	1	28	86	81	195	196
	認可外保育施設等		－	69	2	19	26	47	116
	合計		1,170	3,602	332	1,032	1,115	2,479	7,251

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			1,023	3,510	375	1,128	1,102	2,605	7,138	
確保方策	教育保育施設		1,023	3,539	325	867	956	2,148	6,710	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,286	325	867	956	2,148	5,434	
		幼稚園・認定こども園（1号）	501	130	－	－	－	－	631	
		私学助成を受ける幼稚園	522	123	－	－	－	－	645	
	地域型保育事業		－	－	52	85	91	228	228	
	認可外保育施設等		－	－	0	176	55	231	231	
	合計		1,023	3,539	377	1,128	1,102	2,607	7,169	
利用状況（実績）	教育保育施設		1,039	3,411	289	860	999	2,148	6,598	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,195	289	860	999	2,148	5,343	○
		幼稚園・認定こども園（1号）	512	89	－	－	－	－	601	○
		私学助成を受ける幼稚園	527	127	－	－	－	－	654	○
	地域型保育事業		－	－	33	68	87	188	188	乖離
	認可外保育施設等		－	73	8	10	23	41	114	乖離
	合計		1,039	3,484	330	938	1,109	2,377	6,900	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	
		今後の方向性	
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	
		今後の方向性	
	私学助成を受ける幼稚園	理由	
		今後の方向性	
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が見込みを下回ったため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更の検討を促します。
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園の閉園があり、定員減となりました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

【宮前区】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み			1,514	3,720	350	1,102	1,015	2,467	7,701
確保方策	教育保育施設		1,514	3,437	356	824	908	2,088	7,039
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,040	356	824	908	2,088	5,128
		幼稚園・認定こども園（1号）	801	182	－	－	－	－	983
		私学助成を受ける幼稚園	713	215	－	－	－	－	928
	地域型保育事業		－	－	33	56	64	153	153
	認可外保育施設等		－	283	0	222	43	265	548
	合計		1,514	3,720	389	1,102	1,015	2,506	7,740
利用状況（実績）	教育保育施設		1,488	3,553	278	881	941	2,100	7,141
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,172	278	881	941	2,100	5,272
		幼稚園・認定こども園（1号）	772	183	－	－	－	－	955
		私学助成を受ける幼稚園	716	198	－	－	－	－	914
	地域型保育事業		－	－	16	68	75	159	159
	認可外保育施設等		－	70	5	33	30	68	138
	合計		1,488	3,623	299	982	1,046	2,327	7,438

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			1,250	3,674	342	1,097	1,164	2,603	7,527	
確保方策	教育保育施設		1,250	3,616	354	838	921	2,113	6,979	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,242	354	838	921	2,113	5,355	
		幼稚園・認定こども園（1号）	768	218	－	－	－	－	986	
		私学助成を受ける幼稚園	482	156	－	－	－	－	638	
	地域型保育事業		－	－	29	58	66	153	153	
	認可外保育施設等		－	58	0	201	177	378	436	
	合計		1,250	3,674	383	1,097	1,164	2,644	7,568	
利用状況（実績）	教育保育施設		1,305	3,515	318	848	1,003	2,169	6,989	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,217	318	848	1,003	2,169	5,386	○
		幼稚園・認定こども園（1号）	746	159	－	－	－	－	905	○
		私学助成を受ける幼稚園	559	139	－	－	－	－	698	○
	地域型保育事業		－	－	15	59	81	155	155	○
	認可外保育施設等		－	72	2	26	40	68	140	乖離
	合計		1,305	3,587	335	933	1,124	2,392	7,284	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	
		今後の方向性	
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	
		今後の方向性	
	私学助成を受ける幼稚園	理由	
		今後の方向性	
	地域型保育事業	理由	
		今後の方向性	
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園の閉園があり、定員減となりました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

【多摩区】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み			1,031	3,336	479	1,208	1,132	2,819	7,186
確保方策	教育保育施設		1,031	3,351	361	843	944	2,148	6,530
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,119	361	843	944	2,148	5,267
		幼稚園・認定こども園（1号）	591	113	－	－	－	－	704
		私学助成を受ける幼稚園	440	119	－	－	－	－	559
	地域型保育事業		－	－	34	39	44	117	117
	認可外保育施設等		－	0	84	326	144	554	554
	合計		1,031	3,351	479	1,208	1,132	2,819	7,201
利用状況（実績）	教育保育施設		1,106	3,215	339	861	966	2,166	6,487
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	2,983	339	861	966	2,166	5,149
		幼稚園・認定こども園（1号）	570	125	－	－	－	－	695
		私学助成を受ける幼稚園	536	107	－	－	－	－	643
	地域型保育事業		－	－	19	51	50	120	120
	認可外保育施設等		－	49	2	59	49	110	159
	合計		1,106	3,264	360	971	1,065	2,396	6,766

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			960	3,363	429	1,200	1,122	2,751	7,074	
確保方策	教育保育施設		960	3,456	352	857	957	2,166	6,582	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,216	352	857	957	2,166	5,382	
		幼稚園・認定こども園（1号）	494	129	－	－	－	－	623	
		私学助成を受ける幼稚園	466	111	－	－	－	－	577	
	地域型保育事業		－	－	29	43	46	118	118	
	認可外保育施設等		－	0	48	300	119	467	467	
	合計		960	3,456	429	1,200	1,122	2,751	7,167	
利用状況（実績）	教育保育施設		936	3,265	344	888	977	2,209	6,410	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	3,037	344	888	977	2,209	5,246	○
		幼稚園・認定こども園（1号）	481	125	－	－	－	－	606	○
		私学助成を受ける幼稚園	455	103	－	－	－	－	558	○
	地域型保育事業		－	－	17	49	49	115	115	○
	認可外保育施設等		－	28	3	35	35	73	101	乖離
	合計		936	3,293	364	972	1,061	2,397	6,626	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	
		今後の方向性	
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	
		今後の方向性	
	私学助成を受ける幼稚園	理由	
		今後の方向性	
	地域型保育事業	理由	
		今後の方向性	
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園の認可保育所への移行及び閉園があり、定員減となりました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

【麻生区】

令和7年4月1日

			1号	2号	3号				計
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み			1,139	2,402	246	708	646	1,600	5,141
確保方策	教育保育施設		1,139	2,161	171	467	518	1,156	4,456
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	1,869	171	467	518	1,156	3,025
		幼稚園・認定こども園（1号）	530	114	－	－	－	－	644
		私学助成を受ける幼稚園	609	178	－	－	－	－	787
	地域型保育事業		－	－	30	58	67	155	155
	認可外保育施設等		－	241	45	183	61	289	530
	合計		1,139	2,402	246	708	646	1,600	5,141
利用状況（実績）	教育保育施設		1,205	2,228	153	485	525	1,163	4,596
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	1,942	153	485	525	1,163	3,105
		幼稚園・認定こども園（1号）	599	110	－	－	－	－	709
		私学助成を受ける幼稚園	606	176	－	－	－	－	782
	地域型保育事業		－	1	16	54	54	124	125
	認可外保育施設等		－	72	6	49	44	99	171
	合計		1,205	2,301	175	588	623	1,386	4,892

令和8年4月1日

			1号	2号	3号				計	
			3歳以上		0歳	1歳	2歳	計		
量の見込み			1,022	2,345	191	667	653	1,511	4,878	
確保方策	教育保育施設		1,022	2,180	171	478	526	1,175	4,377	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	1,921	171	478	526	1,175	3,096	
		幼稚園・認定こども園（1号）	508	99	－	－	－	－	607	
		私学助成を受ける幼稚園	514	160	－	－	－	－	674	
	地域型保育事業		－	－	32	57	66	155	155	
	認可外保育施設等		－	165	－	132	61	193	358	
	合計		1,022	2,345	203	667	653	1,523	4,890	
利用状況（実績）	教育保育施設		992	2,195	147	490	532	1,169	4,361	
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	－	1,947	147	490	532	1,169	3,116	○
		幼稚園・認定こども園（1号）	609	124	－	－	－	－	733	乖離
		私学助成を受ける幼稚園	383	124	－	－	－	－	512	乖離
	地域型保育事業		－	－	9	56	50	115	115	乖離
	認可外保育施設等		－	26	3	28	44	75	101	乖離
	合計		992	2,221	159	574	626	1,359	4,577	

実績と量の見込みが10%以上乖離した場合			
	保育所・認定こども園（2・3号）	理由	
		今後の方向性	
	幼稚園・認定こども園（1号）	理由	新制度幼稚園への移行が想定を上回ったため、見込みを上回りました。
		今後の方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける幼稚園	理由	新制度幼稚園への移行が想定を上回ったため、見込みを下回りました。
		今後の方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が見込みを下回ったため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更の検討を促します。
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園の認可保育所への移行があり、定員減となりました。
		今後の方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。また、ニーズに応じた川崎認定保育園の認可保育所への移行を推進します。

（2）認定こども園・認可保育所

※令和7年度の計画値は第6章改定版（令和6年度改定）の数値に修正しています。

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定こども園の設置数（施設数）		計画値	18か所	20か所	22か所	26か所
内部評価	幼稚園からの移行園により毎年増加しました。令和8年度からは保育所から幼保連携型こども園への移行受付を開始したため、引き続き増加していくことが予想されます。	実績	18か所	21か所	24か所	26か所
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼保連携型認定こども園の設置数（施設数）		計画値	5か所	5か所	6か所	5か所
内部評価	計画期間内で増減はありませんでしたが、令和8年度からは保育所から幼保連携型こども園への移行受付を開始したため、今後は増加していくことが予想されます。	実績	5か所	5か所	5か所	5か所
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	635人	570人	570人	210人
内部評価	計画値を下回りました。公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備について、就学前児童数の減少等の影響により、定員に満たない既存保育施設が増加しており、運営に影響を及ぼす可能性があることから、より限定的に地域設定して募集を行ったため、計画値を下回りましたが、多様な整備手法により保育受入枠の確保に努め、待機児童の解消を図ることができました。今後は、引き続き新規整備相談を受け付けるほか、既存保育施設の有効活用を優先しながら、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取り組みます。	実績	395人	30人	130人	140人
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	民間事業者を活用した認可保育所の整備について、整備指定地域をより限定して募集を行ったため。	今後の方向性	地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取り組みます。			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	0人	0人	60人	0人
内部評価	既存の定員枠により量の見込みに対応できたことから、目標どおり整備を行いませんでした。	実績	0人	0人	0人	0人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	275人	120人	120人	60人
内部評価	整備は行わず、計画値を下回りました。	実績	285人	0人	60人	0人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	−95人	60人	70人	0人
内部評価	既存の定員枠により量の見込みに対応できたことから、目標どおり整備を行いませんでした。	実績	−95人	0人	0人	0人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	70人	120人	130人	0人
内部評価	既存の定員枠により量の見込みに対応できたことから、目標どおり整備を行いませんでした。	実績	60人	0人	0人	0人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	205人	60人	60人	0人
内部評価	区内認可保育所1か所が令和7年度末に閉園することを踏まえ、区内1か所において整備を行い、60人分の定員枠拡大を図りました。	実績	85人	0人	0人	60人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	60人	140人	70人	150人
内部評価	区内1か所において整備を行い、80人分の定員枠拡大を図りましたが、計画値を下回りました。	実績	60人	20人	70人	80人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫認可保育所の定員枠の拡大（人数）		計画値	120人	70人	60人	0人
内部評価	既存の定員枠により量の見込みに対応できたことから、目標どおり整備を行いませんでした。	実績	0人	10人	0人	0人

（3）地域子ども・子育て支援事業

※令和7年度の量の見込みは第6章改定版（令和6年度改定）の数値に修正しています。

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊婦健康診査（延べ受診回数） **【参考1　推計出生数（人数）】** **【参考2　推計妊娠届出数（件数）】**		量の見込み 【参考1】 【参考2】	142,335回 11,686人 12,270件	146,343回 12,015人 12,616件	147,134回 12,080人 12,684件	126,335回 10,373人 10,891件
内部評価	出生数の変動や転出入者の変動があるため、妊娠届出数や出生数の動向を注視していくとともに、今後も安心・安全に出産を迎えられるよう保健指導及び支援を充実していきます。	実績 【参考1】 【参考2】	144,957回 11,556人 12,533件	140,235回 11,371人 11,960件	135,911回 10,873人 11,966件	137,627回 10,395人 12,158件
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		量の見込み	11,008件	11,318件	11,385件	9,989件
内部評価	出産後の里帰り期間の長期化や、新生児の入院等により、生後早い時期の訪問の機会を逸する家庭に対しては、電話等による状況の把握を行っています。令和6年の出生連絡票の提出件数は10,395件であり、訪問実施率は98.8%と高い水準を維持しています。引き続き、健やかな成長を支えるため、積極的な訪問を行っていきます。	実績	11,106件	11,203件	10,497件	10,277件
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

≪川崎区≫乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	量の見込み	1,345件	1,351件	1,359件	1,195件
内部評価：出生数の減少があるものの、実施状況は現状維持ができていますので、今後も継続して実施していきます。	実績	1,361件	1,341件	1,295件	1,267件

≪幸区≫乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	量の見込み	1,468件	1,587件	1,599件	1,296件
内部評価：出生数の減少があるものの、実施状況は現状維持ができていますので、今後も継続して実施していきます。	実績	1,388件	1,484件	1,342件	1,306件

≪中原区≫乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	量の見込み	2,307件	2,415件	2,445件	1,976件
内部評価：新規マンションの建設等もあり、出生数の増減が今後も見込まれます。	実績	2,315件	2,207件	2,273件	2,127件

≪高津区≫乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	量の見込み	1,664件	1,642件	1,642件	1,522件
内部評価：前年度とほぼ同様の実績が保たれましたので、引き続き継続した訪問を実施していきます。	実績	1,705件	1,730件	1,563件	1,584件

≪宮前区≫乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	量の見込み	1,548件	1,523件	1,521件	1,473件
内部評価：前年度とほぼ同様の実績が保たれましたので、引き続き継続した訪問を実施していきます。	実績	1,589件	1,632件	1,370件	1,467件

≪多摩区≫乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	量の見込み	1,561件	1,652件	1,669件	1,575件
内部評価：出生数の減少があるものの、実施状況は現状維持ができていますので、今後も継続して実施していきます。	実績	1,674件	1,733件	1,632件	1,567件

≪麻生区≫乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	量の見込み	1,116件	1,147件	1,148件	950件
内部評価：出生数の減少があるものの、実施状況は現状維持ができていますので、今後も継続して実施していきます。	実績	1,074件	1,076件	1,022件	959件

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子育て短期支援事業【ショートステイ】（延べ利用人数）		量の見込み	3,650人	3,700人	3,750人	5,117人
内部評価	利用受付を行っている児童家庭支援センターにおける相談件数が年々増加している中で、相談から子育て短期支援事業につながるケースも多くなっています。保護者からの相談内容は育児疲れが最も多く、関係機関から利用を進められるケースもあり、利用ニーズが複雑化、増加する傾向にあります。	実績	2,997人	4,324人	5,043人	5,480人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	育児疲れを理由とする利用が増加したため。	今後の方向性	利用しやすい環境に向けた体制強化を検討します。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【専門的相談支援】（延べ利用人数）		量の見込み	2,077人	2,097人	2,129人	3,008人
内部評価	支援を必要とする家庭が多く、継続的な支援につながった結果、見込みを上回る結果となりました。今後も複数の課題を抱えるハイリスクな養育家庭への積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	2,327人	2,886人	2,868人	3,185人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【育児・家事援助】（訪問件数）		量の見込み	66件	90件	114件	138件
内部評価	令和6年度で事業を終了し、令和7年度からは、子育て世帯訪問支援事業に移行しました。	実績	0件	42件	65件	ー
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策地域協議会個別支援会議（開催回数）		量の見込み	810回	860回	910回	972回
内部評価	個別の状況を踏まえて情報共有が必要な頻度を検討し、関係機関で情報共有を実施しました。	実績	952回	986回	965回	954回
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	6,994人	6,828人	6,714人	5,784人
内部評価	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、利用者数は回復傾向で令和7年度の量の見込みを上回りましたが、超過人数分についても安全に受入れを行い、問題なく対応しました。	実績	4,870人	6,207人	6,209人	6,186人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	927人	896人	872人	725人
内部評価	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、利用者数は回復傾向にあるものの、令和7年度の量の見込みを下回りました。	実績	655人	804人	685人	698人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	971人	971人	975人	710人
内部評価	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、利用者数は回復傾向で令和7年度の量の見込みを上回りましたが、超過人数分についても安全に受入れを行い、問題なく対応しました。	実績	497人	697人	828人	764人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,173人	1,154人	1,139人	1,143人
内部評価	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、全市的に利用者数は回復傾向にあるものの、令和7年度の量の見込みを下回りました。	実績	1,003人	1,200人	1,074人	1,044人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	790人	758人	728人	484人
内部評価	令和7年度の量の見込みに対して、実績は見込みを上回りましたが、超過分についても安全な受入体制のもとで対応しました。感染症流行後の利用回復や地域における保育ニーズの変化等が影響したものと考えられるため、今後も利用実績や地域の状況を踏まえながら、安定的な受入体制の確保を図ります。	実績	499人	527人	930人	833人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,043人	994人	957人	978人
内部評価	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、利用者数は回復傾向で令和7年度の量の見込みを上回りましたが、超過人数分についても安全に受入れを行い、問題なく対応しました。	実績	840人	1,024人	964人	1,173人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,450人	1,430人	1,425人	1,308人
内部評価	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、全市的に利用者数は回復傾向にあるものの、令和7年度の量の見込みを下回りました。	実績	980人	1,350人	1,265人	1,225人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫病児・病後児保育事業（延べ利用人数）		量の見込み	640人	625人	618人	436人
内部評価	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、利用者数は回復傾向で令和7年度の量の見込みを上回りましたが、超過人数分についても安全に受入れを行い、問題なく対応しました。	実績	396人	454人	463人	449人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	2か所	3か所	4か所	53か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	2か所	3か所	4か所	54か所
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	8か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	1か所	1か所	1か所	8か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	0か所	0か所	0か所	6か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	0か所	0か所	0か所	6か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	9か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	1か所	1か所	1か所	9か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	0か所	0か所	0か所	8か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	0か所	0か所	0か所	8か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	0か所	1か所	1か所	7か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	0か所	1か所	1か所	8か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	0か所	0か所	1か所	7か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	0か所	0か所	1か所	7か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫利用者支援事業【基本型】（実施か所数）		量の見込み	0か所	0か所	0か所	8か所
内部評価	各地域子育て支援センターにおいて、地域子育て相談機関として、情報提供や相談、支援を行いました。※参照ページ：20ページ第4章施策1「（4）地域子育て支援事業」	実績	0か所	0か所	0か所	8か所

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	9か所	9か所	9か所	7か所
内部評価	各区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	9か所	9か所	9か所	7か所
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	3か所	3か所	3か所	1か所
内部評価	川崎区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	3か所	3か所	3か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	幸区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	中原区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	高津区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	宮前区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	多摩区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫利用者支援事業【特定型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	麻生区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	9か所	9か所	9か所	7か所
内部評価	各区役所地域みまもり支援センターにおいて、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	9か所	9か所	9か所	7か所
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	3か所	3か所	3か所	1か所
内部評価	川崎区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	3か所	3か所	3か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	幸区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	中原区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	高津区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	宮前区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	多摩区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫利用者支援事業【こども家庭センター型】（実施か所数）		量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部評価	麻生区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。※参照ページ：28ページ第4章施策2「（2）母子保健指導・相談事業」	実績	1か所	1か所	1か所	1か所

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	14,246人	14,288人	14,426人	6,840人
内部評価	延長保育について、保育所434か所、認定こども園19か所、小規模保育事業所等54か所で事業を実施し、月間で6,390人の実利用がありました。	実績	10,696人	6,942人	6,928人	6,390人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	1,698人	1,703人	1,719人	770人
内部評価	延長保育について、保育所49か所、認定こども園2か所、小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で684人の実利用がありました。	実績	1,263人	809人	765人	684人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	1,586人	1,591人	1,606人	1,036人
内部評価	延長保育について、保育所59か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所等9か所で事業を実施し、月間で930人の実利用がありました。	実績	1,470人	998人	1,030人	930人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	3,466人	3,476人	3,510人	1,492人
内部評価	延長保育について、保育所104か所、認定こども園2か所、小規模保育事業所等6か所で事業を実施し、月間で1,455人の実利用がありました。	実績	2,443人	1,600人	1,549人	1,455人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	2,387人	2,394人	2,417人	1,093人
内部評価	延長保育について、保育所69か所、認定こども園2か所、小規模保育事業所等9か所で事業を実施し、月間で1,032人の実利用がありました。	実績	1,705人	1,102人	1,096人	1,032人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	2,029人	2,035人	2,055人	974人
内部評価	延長保育について、保育所61か所、認定こども園4か所、小規模保育事業所等6か所で事業を実施し、月間で931人の実利用がありました。	実績	1,522人	938人	980人	931人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	1,999人	2,005人	2,025人	866人
内部評価	延長保育について、保育所58か所、認定こども園3か所、小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で801人の実利用がありました。	実績	1,493人	912人	867人	801人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫延長保育事業（月間実利用人数）		量の見込み	1,081人	1,084人	1,094人	609人
内部評価	延長保育について、保育所34か所、認定こども園5か所、小規模保育事業所等10か所で事業を実施し、月間で557人の実利用がありました。	実績	800人	583人	641人	557人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	10,459人	11,431人	12,363人	12,215人
内部評価	対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回りましたが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数が上回った要因と考えます。	実績	9,786人	10,663人	10,986人	12,738人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	1,376人	1,485人	1,588人	1,569人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,322人	1,402人	1,474人	1,658人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	1,384人	1,570人	1,776人	1,742人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,256人	1,415人	1,482人	1,772人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	1,934人	2,150人	2,350人	2,347人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,816人	2,033人	2,172人	2,425人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	1,838人	1,997人	2,161人	2,074人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,666人	1,817人	1,738人	1,894人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	1,658人	1,821人	1,967人	1,845人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,485人	1,639人	1,741人	2,091人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	1,304人	1,430人	1,535人	1,515人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,263人	1,319人	1,392人	1,566人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	965人	978人	986人	1,123人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	978人	1,038人	987人	1,332人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	167,119人	160,785人	152,980人	148,347人
内部評価	利用促進に向けた情報発信の強化に努めたことから、全体としては量の見込みを上回りました。区によっては量の見込みを下回っていることから、利用促進に向けてより効果的な広報等を行いながら事業を推進します。	実績	151,479人	165,560人	160,795人	171,391人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	利用促進に向け、市政だよりや電子媒体等を活用した情報発信の強化に努めたことなどが、要因として考えられます。	今後の方向性	更なる利用促進に向け、子育てアプリでのイベント情報の発信を行うなど情報発信の強化に努めます。			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	22,111人	21,266人	20,240人	21,769人
内部評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りました。利用者数は増加傾向にあるため、情報発信の強化を行い、利用促進の取り組みを実施してまいります。	実績	18,548人	19,580人	17,471人	20,856人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	22,098人	21,258人	20,226人	14,144人
内部評価	利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	18,373人	18,409人	18,878人	17,635人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	29,870人	28,741人	27,341人	25,979人
内部評価	複数の地域子育て支援センターにおいて、0歳児を中心に利用者数の増加があり、区全体の利用者数の大幅な増加に繋がりました。引き続き、利用促進に向けて広報等を行うとともに利用者や地域の実情を踏まえながら事業を推進します。	実績	28,734人	35,458人	36,889人	40,071人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	25,951人	24,975人	23,754人	23,480人
内部評価	引き続き、利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	25,718人	28,274人	27,026人	27,060人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	30,462人	29,310人	27,882人	32,394人
内部評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りました。情報発信の強化を行い、利用促進の取り組みを実施してまいります。	実績	27,963人	29,988人	25,132人	27,743人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	20,463人	19,678人	18,735人	17,013人
内部評価	令和6年11月に地域子育て支援センターつちぶちが開所し、多くの来所をいただいたことにより、量の見込みを大幅に上回りました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	17,687人	19,334人	22,147人	24,173人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）		量の見込み	16,164人	15,557人	14,802人	13,568人
内部評価	引き続き、利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	13,736人	14,517人	13,252人	13,853人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	302,644人	314,064人	325,484人	335,381人
内部評価	就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	273,035人	292,459人	309,048人	319,945人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	38,920人	41,048人	42,834人	41,203人
内部評価	就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	34,198人	35,930人	37,721人	37,986人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	37,467人	39,352人	41,792人	41,029人
内部評価	多様な教育・保育ニーズを背景に、延べ利用人数は量の見込みを上回りました。	実績	33,468人	35,778人	37,872人	41,154人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	50,632人	51,601人	52,501人	55,265人
内部評価	就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	45,151人	48,192人	48,813人	51,164人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	41,704人	41,959人	41,467人	47,539人
内部評価	就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	39,674人	41,455人	43,433人	45,187人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	59,985人	63,064人	66,105人	61,891人
内部評価	就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	49,755人	53,970人	56,177人	57,717人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	34,320人	35,364人	36,845人	42,158人
内部評価	就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	32,819人	36,763人	40,217人	41,911人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫幼稚園における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	39,616人	41,676人	43,940人	46,295人
内部評価	就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	37,973人	40,371人	44,815人	44,826人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	98,954人	96,500人	94,718人	87,217人
内部評価	一時預かり事業実施施設（民間認可保育所82か所、認定こども園1か所）で、年間延べ91,532人の利用がありました。	実績	91,641人	96,081人	94,993人	91,532人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	8,773人	8,483人	8,260人	6,234人
内部評価	一時預かり事業について、保育所11か所で事業を実施し、年間で6,674人の実利用がありました。	実績	6,713人	6,531人	6,911人	6,674人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	12,558人	12,561人	12,617人	11,075人
内部評価	一時預かり事業について、保育所15か所で事業を実施し、年間で11,318人の実利用がありました。	実績	11,453人	12,092人	12,023人	11,318人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	21,626人	21,212人	20,855人	16,333人
内部評価	一時預かり事業について、保育所13か所で事業を実施し、年間で16,661人の実利用がありました。	実績	18,851人	18,352人	16,559人	16,661人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	14,884人	14,281人	13,715人	15,202人
内部評価	一時預かり事業について、保育所14か所で事業を実施し、年間で15,153人の実利用がありました。	実績	16,712人	17,300人	17,423人	15,153人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	14,603人	13,914人	13,400人	12,386人
内部評価	一時預かり事業について、保育所12か所と認定こども園1か所で事業を実施し、年間で15,379人の実利用がありました。	実績	14,078人	15,255人	14,474人	15,379人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	15,766人	15,549人	15,495人	17,108人
内部評価	一時預かり事業について、保育所10か所で事業を実施し、年間で16,875人の実利用がありました。	実績	14,646人	15,766人	17,927人	16,875人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫保育所における一時預かり事業（延べ利用人数）		量の見込み	10,744人	10,500人	10,376人	8,879人
内部評価	一時預かり事業について、保育所7か所で事業を実施し、年間で9,472人の実利用がありました。	実績	9,188人	10,785人	9,676人	9,472人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	13,523人	13,234人	13,036人	11,975人
内部評価	ヘルパー会員募集のための広報の充実化や、ヘルパー研修のオンライン化などの取り組みを行いました。コロナ禍において、利用者数が大幅に減少しましたが、徐々に回復し、量の見込みを上回りました。	実績	10,988人	11,464人	11,894人	15,016人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	ヘルパー会員募集の広報の充実のほか、子育てヘルパー会員登録研修会のオンライン化などに取り組んだため。	今後の方向性	さらなる利用促進に向けて、広報の強化や、利用手続等のオンライン化による各会員の利便性の向上を図ってまいります。			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,579人	1,527人	1,486人	800人
内部評価	利用会員とヘルパー会員のマッチング率が上がったこと、定期的な利用があることから、実績値が量の見込み値を上回りました。広報の取組強化のほか、利用手続等のオンライン化を進めることで各会員の利便性の向上を図りながら、事業を推進してまいります。	実績	1,089人	873人	795人	1,040人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,565人	1,566人	1,573人	1,731人
内部評価	利用会員とヘルパー会員のマッチング率が上がったこと、定期的な利用があることから、実績値が量の見込み値を上回りました。広報の取組強化のほか、利用手続等のオンライン化を進めることで各会員の利便性の向上を図りながら、事業を推進してまいります。	実績	1,218人	1,604人	1,719人	2,686人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	4,777人	4,696人	4,636人	3,869人
内部評価	コロナ禍において、利用者数が大幅に減少しましたが、徐々に回復し、実績値が量の見込み値を上回りました。今後、広報の取組強化のほか、利用手続等のオンライン化を進めることで各会員の利便性の向上を図りながら、事業を推進してまいります。	実績	3,970人	3,983人	3,843人	4,367人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,123人	1,077人	1,034人	1,480人
内部評価	実績値が量の見込み値を下回りました。今後、広報の取組強化のほか、利用手続等のオンライン化を進めることで各会員の利便性の向上を図りながら、利用促進の取り組みを実施してまいります。	実績	630人	1,080人	1,470人	1,152人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	984人	937人	903人	1,084人
内部評価	実績値が量の見込み値を上回りました。広報の取組強化のほか、利用手続等のオンライン化を進めることで各会員の利便性の向上を図りながら、利用促進の取り組みを実施してまいります。	実績	1,270人	1,251人	1,077人	1,248人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,702人	1,679人	1,673人	1,301人
内部評価	利用の申込数が大幅に増え、実績値が量の見込み値を上回りました。広報の取組強化のほか、利用手続等のオンライン化を進めることで各会員の利便性の向上を図りながら、利用促進の取り組みを実施してまいります。	実績	1,370人	1,123人	1,291人	1,643人

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫ファミリー・サポート・センター事業（延べ利用人数）		量の見込み	1,793人	1,752人	1,731人	1,710人
内部評価	利用の申込数が大幅に増え、実績値が量の見込み値を上回りました。広報の取組強化のほか、利用手続等のオンライン化を進めることで各会員の利便性の向上を図りながら、利用促進の取り組みを実施してまいります。	実績	1,441人	1,550人	1,699人	2,880人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教材費・行事等補助（年間利用人数）		量の見込み	70人	70人	70人	60人
内部評価	保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成しました。	実績	70人	54人	53人	40人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	教材費・行事等補助の需要が保育所等の利用人数の増加と比例せず、需要が増加しなかったため	今後の方向性	今後の社会経済状況を注視しながら、補助を実施します。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給食費（副食費）補助（年間利用人数）		量の見込み	546人	496人	451人	241人
内部評価	私学助成を受ける幼稚園を利用する子ども（年収360万円未満相当の世帯等）保護者294人に対して補助を行いました。	実績	397人	360人	317人	294人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	申請は減少傾向にありますが、想定よりも減少幅が小さかったため、見込みを上回りました。	今後の方向性	新制度園等への移行により私学助成園自体が減少するため、利用者の減少が見込まれます。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規参入施設等への巡回支援（実施か所数）		量の見込み	4か所	3か所	2か所	5か所
内部評価	新規参入事業者が実施する認可保育所の施設に対して開設年度に巡回指導を実施しました。	実績	3か所	6か所	0か所	7か所
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	新規参入事業者による新規施設開設に加えて、新規参入事業者による既存施設の買収等も行われたため。	今後の方向性	引き続き新規参入事業者があった場合には巡回指導を実施していく。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（年間利用人数）		量の見込み	171人	171人	171人	160人
内部評価	令和7年度に幼稚園類似施設に通う子ども173人の保護者に対して、補助を行いました。	実績	164人	164人	172人	173人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

（4）放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

※令和7年度の量の見込みは第6章改定版（令和6年度改定）の数値に修正しています。

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
放課後児童健全育成事業（対象児童の数）		量の見込み	10,459人	11,431人	12,363人	12,215人
内部評価	対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回りましたが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数が上回った要因と考えます。	実績	9,786人	10,663人	10,986人	12,738人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

【区別】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪川崎区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）	量の見込み	1,376人	1,485人	1,588人	1,569人
内部評価：量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,322人	1,402人	1,474人	1,658人

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪幸区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）	量の見込み	1,384人	1,570人	1,776人	1,742人
内部評価：量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,256人	1,415人	1,482人	1,772人

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪中原区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）	量の見込み	1,934人	2,150人	2,350人	2,347人
内部評価：量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,816人	2,033人	2,172人	2,425人

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪高津区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）	量の見込み	1,838人	1,997人	2,161人	2,074人
内部評価：量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,666人	1,817人	1,738人	1,894人

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪宮前区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）	量の見込み	1,658人	1,821人	1,967人	1,845人
内部評価：量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,485人	1,639人	1,741人	2,091人

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪多摩区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）	量の見込み	1,304人	1,430人	1,535人	1,515人
内部評価：量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,263人	1,319人	1,392人	1,566人

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
≪麻生区≫放課後児童健全育成事業（対象児童の数）	量の見込み	965人	978人	986人	1,123人
内部評価：量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和7年度の量の見込み値を上回りました。	実績	978人	1,038人	987人	1,332人

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
放課後子供教室（実施か所数）		量の見込み	114か所	114か所	114か所	115か所
内部評価	量の見込みどおり市内115か所で実施することができました。	実績	114か所	114か所	114か所	115か所
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	-	今後の方向性	-			

（5）代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

※令和7年度の量の見込みは第6章改定版（令和6年度改定）の数値に修正しています。

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
代替養育（施設等）の確保方策		量の見込み	373人	368人	363人	352人
内部評価	市内施設における児童の受け入れのため、安定した運営を行いました。	実績	365人	362人	360人	349人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	－	今後の方向性	－			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親登録数		量の見込み	207家庭	222家庭	237家庭	275家庭
内部評価	里親制度周知の広報活動を展開するとともに、登録希望者のニーズに合わせた個別説明会を多く実施する等、養育里親と養子縁組里親それぞれのフォスタリング機関によりきめ細かいリクルート活動を展開していますが、登録数の向上に結びついていないのが現状です。	実績	215家庭	215家庭	210家庭	205家庭
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	養子縁組里親は9家庭と一定の新規登録数がありましたが、養育里親は1家庭と伸び悩んだこと、また、里親の高齢化に伴う既存登録世帯の辞退により目標を達成できませんでした。	今後の方向性	社会的養護が必要な子どもが持つ背景や課題が複雑化している中で、養育里親として社会的養育の受け皿として活躍してもらえる人材を確保するために、こどもが日常生活で関わる行政や教育機関をはじめとする地域の関係各方面への理解促進を図るほか、リクルート方法の見直しを行っていきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等への委託児童数の見込み		量の見込み	129人	142人	155人	127人
内部評価	委託児童数は昨年度から減となりましたが、特別養子縁組の成立による委託解除件数が前年1件から11件と大幅な増加となった等、こどもの福祉に大きく寄与しています。	実績	92人	91人	97人	85人
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	新規の里親委託が7件であったのに対し、委託解除件数が18件となり、目標を達成しませんでした。	今後の方向性	社会的養護を必要とするこどもが、家庭と同様の養育環境のもと安心して地域で暮らせるよう、引き続き里親制度を推進します。令和11年度に里親支援センターの開設を目指す中で、関係機関のアセスメント力の強化による里親とこどもとのマッチングの向上、里親委託後の支援体制といったフォスタリング業務の再構築・改善を行っていきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み（全体）		量の見込み	36%	39%	41%	45%
内部評価	特別養子縁組の成立や満年・就職による委託解除数が増加したことで里親委託率が減少となりましたが、着実に里親委託を進めています。	実績	30%	32%	34%	31%
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数が前年減となったことから、委託率は増加しませんでした。	今後の方向性	社会的養護を必要とするこどもが、家庭と同様の養育環境のもと安心して地域で暮らせるよう、引き続き里親制度を推進します。令和11年度に里親支援センターの開設を目指す中で、関係機関のアセスメント力の強化による里親とこどもとのマッチングの向上、里親委託後の支援体制といったフォスタリング業務の再構築・改善を行っていきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み（3歳未満児）		量の見込み	63%	71%	75%	75%
内部評価	特別養子縁組の成立や満年・就職による委託解除数が増加したことで里親委託率が減少となりましたが、着実に里親委託を進めています。	実績	61%	50%	49%	41%
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数が前年減となったことから、委託率は増加しませんでした。	今後の方向性	社会的養護を必要とするこどもが、家庭と同様の養育環境のもと安心して地域で暮らせるよう、引き続き里親制度を推進します。令和11年度に里親支援センターの開設を目指す中で、関係機関のアセスメント力の強化によす里親とこどもとのマッチングの向上、里親委託後の支援体制といったフォスタリング業務の再構築・改善を行っていきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み（3歳以上就学前児童）		量の見込み	55%	60%	64%	69%
内部評価	特別養子縁組の成立や満年・就職による委託解除数が増加したことで里親委託率が減少となりましたが、着実に里親委託を進めています。	実績	46%	44%	46%	46%
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数が前年減となったことから、委託率は増加しませんでした。	今後の方向性	社会的養護を必要とするこどもが、家庭と同様の養育環境のもと安心して地域で暮らせるよう、引き続き里親制度を推進します。令和11年度に里親支援センターの開設を目指す中で、関係機関のアセスメント力の強化による里親とこどもとのマッチングの向上、里親委託後の支援体制といったフォスタリング業務の再構築・改善を行っていきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み（就学児童）		量の見込み	29%	30%	32%	36%
内部評価	特別養子縁組の成立や満年・就職による委託解除数が増加したことで里親委託率が減少となりましたが、着実に里親委託を進めています。	実績	23%	27%	28%	26%
実績と量の見込みが10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数が前年減となったことから、委託率は増加しませんでした。	今後の方向性	社会的養護を必要とするこどもが、家庭と同様の養育環境のもと安心して地域で暮らせるよう、引き続き里親制度を推進します。令和11年度に里親支援センターの開設を目指す中で、関係機関のアセスメント力の強化による里親とこどもとのマッチングの向上、里親委託後の支援体制といったフォスタリング業務の再構築・改善を行っていきます。			

第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

令和７年度点検・評価結果報告書

令和８年８月発行

発行者　川崎市こども未来局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町１
電話　044-200-1134

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市